

廿日市市地域防災計画

（一般対策編）

令和 7 年 1 0 月

廿日市市防災会議

廿日市市地域防災計画（一般対策編） 目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格等	2
第3節 処理すべき事務又は業務の大綱	3

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防対策における分担業務	7
第2節 被害の発生・拡大防止対策の推進	14
第1項 水害予防対策	14
第2項 津波災害予防対策	16
第3項 宅地災害予防対策	17
第4項 豪雪災害予防対策	20
第5項 火災予防対策	21
第6項 危険物等災害予防対策	22
第7項 都市の防災構造化	23
第8項 ライフラインの整備	27
第3節 市民の防災活動の促進	35
第4節 災害応急対策への備え	43
第1項 応急活動体制の整備・充実	43
第2項 情報収集・広報体制の整備・充実	46
第3項 広域応援体制の整備・充実	51
第4項 公共施設の安全確保	55
第5項 避難体制の整備	56
第6項 要配慮者及び避難行動要支援者対策	67
第7項 住宅対策	73
第8項 消防体制の整備	74
第9項 水防体制の整備	76
第10項 救急・救助体制の整備	77
第11項 医療救護体制の整備	78
第12項 遺体の処理・埋火葬の体制整備	79
第13項 重要道路確保・輸送体制の整備	80
第14項 給水体制の整備	83
第15項 食糧・生活必需品供給体制の整備	85

第16項	防疫・保健衛生体制の整備	87
第17項	し尿及び廃棄物処理・収集体制の整備	88
第18項	文教対策	90
第19項	罹災証明書の交付体制の整備	92
第20項	観光客対策	93
第21項	職員の災害対応能力の向上	94

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害応急対策における体制及び業務	100
第2節	市の防災体制	119
第1項	防災体制の確立	119
第2項	公共的団体等との連携等	128
第3項	災害救助法の適用	130
第3節	情報の収集・伝達	144
第1項	気象予警報の収集・伝達	144
第2項	通信手段の確保	162
第3項	災害情報等の収集・伝達	165
第4項	広報活動	180
第5項	広聴活動	185
第4節	避難誘導	186
第1項	住民等の避難誘導	186
第2項	要配慮者対策	195
第5節	応援・派遣要請	197
第1項	他の地方公共団体等との相互応援派遣	197
第2項	自衛隊の災害派遣要請依頼	202
第3項	ヘリコプターの災害派遣要請依頼	209
第4項	ボランティアの受入れ	211
第6節	二次災害防止対策	214
第1項	水防計画	214
第2項	急傾斜地崩壊災害対策	215
第3項	治水・治山施設等応急復旧	217
第4項	被災建築物応急危険度判定	218
第5項	被災宅地危険度判定	219
第6項	消防計画	220
第7項	危険物等災害応急対策	221
第7節	救助・救急、医療救護、遺体の取扱い	224

第1項	救出・救急	2 2 4
第2項	医療救護・助産	2 2 7
第3項	行方不明者等の捜索・遺体の処理・火葬	2 3 0
第8節	緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動	2 3 4
第1項	災害警備・交通規制	2 3 4
第2項	緊急輸送計画	2 3 7
第3項	貯木及び海上交通安全の確保	2 3 9
第9節	避難生活支援	2 4 1
第1項	避難所の開設・運営	2 4 1
第2項	住宅応急対策	2 4 9
第10節	救援物資の調達・供給活動	2 5 4
第1項	給水	2 5 4
第2項	食糧の供給	2 5 7
第3項	生活必需品等の供給	2 6 1
第11節	防疫・保健衛生、ごみ・し尿処理	2 6 4
第1項	防疫及び保健衛生	2 6 4
第2項	障害物除去	2 6 6
第3項	ごみ・し尿処理	2 6 9
第12節	文教対策	2 7 2
第13節	生活関連施設等の応急対策	2 8 1
第1項	道路橋りょうの応急対策	2 8 1
第2項	下水道施設の応急対策	2 8 5
第3項	交通施設の応急対策	2 8 6
第4項	電力施設の応急対策	2 8 7
第5項	電気通信サービスの応急対策	2 8 9
第6項	ガス施設の応急対策	2 9 1
第7項	都市ガス災害対策	2 9 3
第8項	その他施設の応急対策	2 9 5
第14節	農業対策	2 9 6
第15節	海上における大量流出油等災害応急対策	2 9 7

第4章 災害復旧計画

第1節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保	3 0 2
第2節	被災者の生活確保	3 0 9
第3節	企業等の支援	3 1 1
第4節	施設災害復旧計画	3 1 3

第5節	義援物資、義援金の受入れ及び配分	3 1 7
第6節	災害復興計画	3 1 9

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	目的	3 2 0
第2節	南海トラフ地震防災対策推進地域	3 2 1
第3節	国の基本方針	3 2 2
第4節	南海トラフ地震の概要	3 2 8
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	3 3 3
第6節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	3 3 5
第7節	関係者との連携協力の確保に関する計画	3 5 2
第8節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画	3 5 8
第9節	防災訓練に関する計画	3 6 2
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3 6 4

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、廿日市市内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本市の地域に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を定め、さらに、市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格等

第1 計画の基本方針

この計画は、廿日市市内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、市の各部、各支所、各課及び関係機関は、次に掲げる防災業務上の基本理念及び基本原則に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期する。

第2 計画の構成及び内容

この計画の構成及び内容は次のとおりとする。

1 総則

廿日市市域内において過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎資料とし、想定される被害に対し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるための措置について基本的な計画を定める。

3 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための措置並びに被災者に対する応急救助の措置について基本的な計画を定める。

4 災害復旧計画

市民生活安定のための緊急措置、公共施設の災害復旧等についての基本的な計画を定める。

第3 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、本市をとりまく諸条件の変化を見極め、毎年検討を加え、必要があると認めるときには、これを修正するなど、弾力的な運用を図る。

第4 詳細計画の策定

この計画に基づく諸活動を行うに当たって必要な詳細計画については、市、関係機関等においてあらかじめ定めておく。

第5 計画の習熟

市、関係機関等は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第3節 処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関の処理すべき防災対策上の事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

第1 市

市は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を最小限度にとどめるため、県、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域内の公共的団体並びに市民の協力を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の防災活動を実施する。

- 1 廿日市市防災会議に関する事務
- 2 廿日市市地域防災計画の作成
- 3 防災に関する組織の整備
- 4 自主防災組織の育成その他市民の災害対策の推進
- 5 防災に関する教育及び訓練
- 6 都市防災基盤の整備及び強化
- 7 防災に関する施設及び設備の設置、改良及び整備
- 8 防災に関する物資及び資材の整備
- 9 警報の伝達並びに避難の指示及び災害広報
- 10 情報の収集、伝達及び被害調査
- 11 消防、水防その他の応急措置
- 12 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置
- 13 被災者の応急救助及び保護
- 14 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- 15 災害時における清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- 16 緊急輸送の確保
- 17 災害の拡大防止のための措置
- 18 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導
- 19 災害時におけるボランティア活動の支援
- 20 被災建築物応急危険度判定
- 21 被災宅地危険度判定
- 22 災害復旧
- 23 広島地方气象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第2 広島県

- 1 津波警報等の伝達
- 2 災害情報の収集及び伝達
- 3 被害調査
- 4 災害広報

- 5 被災者の救出、救助等の措置
- 6 被災施設の応急復旧
- 7 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 8 被災児童、生徒等に対する応急教育
- 9 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- 10 災害時におけるボランティア活動の支援
- 11 被災建築物応急危険度判定
- 12 被災宅地危険度判定
- 13 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

第3 廿日市警察署

- 1 災害情報の収集及び伝達
- 2 被害実態の把握
- 3 被害者の救出、救助等の措置
- 4 避難路及び緊急交通路の確保
- 5 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- 6 行方不明者の搜索及び遺体の調査及び検視
- 7 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難指示及び誘導
- 8 不法事案の予防及び取締り
- 9 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- 10 広報活動
- 11 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

第4 指定地方行政機関

- 1 広島海上保安部
 - (1) 海難救助等
 - (2) 海上交通の安全確保
 - (3) 海上への流出油等の防除・指導
- 2 広島国道事務所
 - (1) 直轄公共土木施設の維持管理
 - (2) 災害時における交通確保の実施
 - (3) 災害時の応急工事の実施
- 3 広島森林管理署
 - (1) 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の管理
 - (2) 災害応急対策用木材の供給

第5 指定公共機関

- 1 NTT西日本株式会社中国支店
 - (1) 公衆電気通信設備の整備と防災管理

- (2) 災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
- (3) 被災公衆電気通信設備の復旧
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供
- (5) 「災害用伝言板サービス」の提供

2 西日本旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設の防災管理
- (2) 災害時における旅客の安全確保
- (3) 災害時における鉄道車両による救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

3 中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター

- (1) 電力施設の防災管理
- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災施設の応急対策及び応急復旧

4 西日本高速道路株式会社中国支社広島高速道路事務所

- (1) 管理道路の防災管理
- (2) 被災道路の復旧

5 日本郵便株式会社

- (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
- (4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

以上各機関は、公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動を実施

第6 指定地方公共機関

1 広島ガス株式会社

- (1) ガス施設の防災管理
- (2) 災害時におけるガスの供給の確保
- (3) 被災ガス施設の応急対策及び災害復旧

2 旅客、貨物運送業者

- (1) 災害時における旅客の安全確保
- (2) 災害時における救助物資、避難者の輸送の協力
- (3) 被災鉄軌道施設等の応急対策及び復旧

3 民間放送機関

- (1) 気象等予警報及び被害状況等の報道
- (2) 市民に対する防災知識の普及に関する報道
- (3) 被災者の安否情報、被災地域への生活情報の放送
- (4) 放送施設の保守

第7 広島市消防局

- 1 吉和地域に係る消防救助活動
- 2 吉和地域に係る情報の収集及び伝達

第8 その他機関

- 1 一般社団法人佐伯地区医師会
 - (1) 施設の防災管理
 - (2) 災害時における医療救護の実施
 - (3) 負傷者の受入れ及び救護
 - (4) その他市の行う保健活動に対する協力
- 2 廿日市市社会福祉協議会
被災者支援に必要なボランティア活動の調整、被災者ニーズの把握
- 3 はつかいち観光協会、宮島観光協会
観光客の避難誘導、安全確保、安否情報の発信

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防対策における分担業務

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
全課・全職員		1 職員の家庭における安全確保対策の徹底に関すること。	第2章第4節第21項
		2 職員の各専門活動マニュアルの作成に関すること。	第2章第4節第21項
総務部	危機管理課	1 津波情報受伝達に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
		2 津波避難計画の作成に関すること。	第2章第2節第2項
		3 防災教育の促進に関すること。	第2章第3節
		4 防災訓練の実施に関すること。	第2章第3節
		5 自主防災組織の育成に関すること。	第2章第3節
		6 地区防災計画の策定に関すること。	第2章第3節
		7 企業防災の促進に関すること。	第2章第3節
		8 職員の役割の周知徹底に関すること。	第2章第4節第1項
		9 動員職員の割当てに関すること。	第2章第4節第1項
		10 執務環境の整備に関すること。	第2章第4節第1項
		11 災害時の職員参集マニュアルの習熟に関すること。	第2章第4節第1項
		12 業務継続性の確保に関すること。	第2章第4節第1項
		13 男女共同参画の視点に立った取組に関すること。	第2章第4節第1項
		14 気象監視施設・設備の点検に関すること。	第2章第4節第2項
		15 通信施設・設備の点検に関すること。	第2章第4節第2項
		16 気象警報等の伝達に係る整備に関すること。	第2章第4節第2項
		17 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係に関すること。	第2章第4節第2項
		18 被害情報等の収集・伝達に係る整備に関すること。	第2章第4節第2項
		19 広報体制の整備に関すること。	第2章第4節第2項
		20 自治体との協力体制の充実にに関すること。	第2章第4節第3項
		21 民間事業者・団体との協力体制の充実にに関すること。	第2章第4節第3項
		22 応援・受援計画の整備・見直しに関すること。	第2章第4節第3項
		23 自衛隊災害派遣への備えに関すること。	第2章第4節第3項
		24 防災組織相互の連絡調整体制の整備に関すること。	第2章第4節第3項
		25 広域避難の受入れに関すること。	第2章第4節第3項
		26 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成・見直しに関すること。	第2章第4節第5項
		27 ハザードマップの見直し及び周知に関すること。	第2章第4節第5項
		28 指定緊急避難場所等の指定・周知に関すること。	第2章第4節第5項
		29 指定緊急避難場所等の整備に関すること。	第2章第4節第5項
		30 避難路の選定に関すること。	第2章第4節第5項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
		31 指定緊急避難場所等の開設・運営に関する備えに関する事。	第2章第4節第5項
		32 住民の避難行動に関する備えに関する事。	第2章第4節第5項
		33 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備に関する事。	第2章第4節第5項
		34 福祉避難所の確保に関する事。	第2章第4節第5項
		35 帰宅困難者に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
		36 孤立集落に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
		37 離島に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
		38 動物愛護管理に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
		39 応急給水体制の整備に関する事。	第2章第4節第14項
		40 食糧・生活必需品等の備蓄に関する事。	第2章第4節第15項
		41 緊急調達体制の確立に関する事。	第2章第4節第15項
		42 物流体制の整備に関する事。	第2章第4節第15項
		43 物資調達・輸送調整等支援システムの活用に関する事。	第2章第4節第15項
		44 仮設トイレ等の調達体制の確立に関する事。	第2章第4節第17項
		45 罹災証明書交付業務に係る実施体制の整備に関する事。	第2章第4節第19項
		46 防災研修・訓練等の実施に関する事。	第2章第4節第21項
	総務課	1 職員の役割の周知徹底に関する事。	第2章第4節第1項
		2 動員職員の割当てに関する事。	第2章第4節第1項
		3 執務環境の整備に関する事。	第2章第4節第1項
		4 災害時の職員参集マニュアルの習熟に関する事。	第2章第4節第1項
		5 業務継続性の確保に関する事。	第2章第4節第1項
		6 気象監視施設・設備の点検に関する事。	第2章第4節第2項
		7 通信施設・設備の点検に関する事。	第2章第4節第2項
		8 気象警報等の伝達に係る整備に関する事。	第2章第4節第2項
		9 被害情報等の収集・伝達に係る整備に関する事。	第2章第4節第2項
		10 公共施設の防災機能強化に関する事。	第2章第4節第4項
		11 公共施設の安全確保に関する事。	第2章第4節第4項
		12 庁舎点検及び来庁者安全確保に関する手順の検討に関する事。	第2章第4節第4項
		13 輸送車両等運用・調達計画の策定に関する事。	第2章第4節第13項
		14 緊急通行車両等の事前届出に関する事。	第2章第4節第13項
		15 民間車両等の協定締結に関する事。	第2章第4節第13項
	人事課	1 自治体との協力体制の充実に関する事。	第2章第4節第3項
		2 民間事業者・団体との協力体制の充実に関する事。	第2章第4節第3項
		3 応援・受援計画の整備・見直しに関する事。	第2章第4節第3項
		4 自衛隊災害派遣への備えに関する事。	第2章第4節第3項
		5 防災組織相互の連絡調整体制の整備に関する事。	第2章第4節第3項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
		6 広域避難の受入れに関する事。	第2章第4節第3項
	デジタル改革推進課	1 気象監視施設・設備の点検に関する事。	第2章第4節第2項
		2 通信施設・設備の点検に関する事。	第2章第4節第2項
	課税課	1 罹災証明書交付業務に係る実施体制の整備に関する事。	第2章第4節第19項
経営企画部	プロモーション戦略課	1 広報体制の整備に関する事。	第2章第4節第2項
地域振興部	地域振興課	1 ボランティア活動の環境整備に関する事。	第2章第3節
		2 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		3 社会福祉施設、病院等における対策に関する事。	第2章第4節第6項
		4 在宅の避難行動要支援者対策に関する事。	第2章第4節第6項
		5 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項
		6 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の避難体制に関する事。	第2章第4節第6項
	国際交流・多文化共生室	1 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		2 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項
生活環境部	人権・市民生活課	1 男女共同参画の視点に立った取組に関する事。	第2章第4節第1項
		2 動物愛護管理に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
	循環型社会推進課	1 災害廃棄物の処理体制の整備に関する事。	第2章第4節第17項
		2 障害物除去に関する資機材・人員の確保に関する事。	第2章第4節第17項
		3 仮設トイレ等の調達体制の確立に関する事。	第2章第4節第17項
		4 し尿処理に係る広域応援体制の整備に関する事。	第2章第4節第17項
	市民課	1 緊急調達体制の確立に関する事。	第2章第4節第15項
		2 物流体制の整備に関する事。	第2章第4節第15項
		3 物資調達・輸送調整等支援システムの活用に関する事。	第2章第4節第15項
産業部	産業振興課	1 企業防災の促進に関する事。	第2章第3節
	観光課	1 住民の避難行動に関する備えに関する事。	第2章第4節第5項
		2 帰宅困難者に関する対策に関する事。	第2章第4節第5項
		3 避難情報の提供に関する事。	第2章第4節第20項
		4 一時滞在施設の確保に関する事。	第2章第4節第20項
	農林水産課	1 河川等の整備・維持に関する事。	第2章第2節第1項
		2 ため池の管理に関する事。	第2章第2節第1項
		3 がけ地崩壊対策に関する事。	第2章第2節第3項
		4 治山対策に関する事。	第2章第2節第3項
		5 水防施設・設備等の整備に関する事。	第2章第4節第9項
		6 水防体制の確立に関する事。	第2章第4節第9項
健	健康福祉総務課	1 指定緊急避難場所等の指定・周知に関する事。	第2章第4節第5項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
康 福 祉 部		2 指定緊急避難場所等の整備に関する事。	第2章第4節第5項
		3 住民の避難行動に関する備えに関する事。	第2章第4節第5項
		4 福祉避難所の確保に関する事。	第2章第4節第5項
		5 被災者支援対策に関する事。	第2章第4節第5項
		6 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		7 社会福祉施設、病院等における対策に関する事。	第2章第4節第6項
		8 在宅の避難行動要支援者対策に関する事。	第2章第4節第6項
		9 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項
		10 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制に関する事。	第2章第4節第6項
		11 応急医療体制の整備に関する事。	第2章第4節第11項
		12 資機材の供給体制の確立に関する事。	第2章第4節第11項
		13 緊急調達体制の確立に関する事。	第2章第4節第15項
		14 物流体制の整備に関する事。	第2章第4節第15項
		15 物資調達・輸送調整等支援システムの活用に関する事。	第2章第4節第15項
		16 防疫体制の確立に関する事。	第2章第4節第16項
		17 防疫用薬剤等確保体制の確立に関する事。	第2章第4節第16項
		18 保健活動体制の整備に関する事。	第2章第4節第16項
		19 災害救助法の習熟に関する事。	第2章第4節第21項
	生活福祉課	1 捜索収容班編制に対する備えに関する事。	第2章第4節第12項
		2 検案班編制に対する備えに関する事。	第2章第4節第12項
		3 民間事業者との協定締結に関する事。	第2章第4節第12項
		4 遺体安置所の選定に関する事。	第2章第4節第12項
	障害福祉課	1 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		2 社会福祉施設、病院等における対策に関する事。	第2章第4節第6項
		3 在宅の避難行動要支援者対策に関する事。	第2章第4節第6項
		4 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項
		5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制に関する事。	第2章第4節第6項
	こども課	1 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		2 社会福祉施設、病院等における対策に関する事。	第2章第4節第6項
		3 在宅の避難行動要支援者対策に関する事。	第2章第4節第6項
		4 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項
		5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制に関する事。	第2章第4節第6項
	高齢介護課	1 要配慮者に配慮した環境整備に関する事。	第2章第4節第6項
		2 社会福祉施設、病院等における対策に関する事。	第2章第4節第6項
		3 在宅の避難行動要支援者対策に関する事。	第2章第4節第6項
		4 要配慮者への啓発・防災訓練に関する事。	第2章第4節第6項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
		5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制に関すること。	第2章第4節第6項
建設部	建設総務課	1 河川等の整備・維持に関すること。	第2章第2節第1項
		2 雨水流出抑制対策に関すること。	第2章第2節第1項
		3 高潮・津波対策に関すること。	第2章第2節第1項
		4 防波堤・護岸等の点検、整備に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
		5 がけ地崩壊対策に関すること。	第2章第2節第3項
		6 防災性の高い都市構造の形成に関すること。	第2章第2節第7項
		7 被災宅地危険度判定における実施体制の整備に関すること。	第2章第4節第7項
		8 水防施設・設備等の整備に関すること。	第2章第4節第9項
		9 水防体制の確立に関すること。	第2章第4節第9項
		10 重要道路の指定・追加に関すること。	第2章第4節第13項
		11 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実に係るすること。	第2章第4節第13項
	宮島口みなとまちづくり推進課	1 防波堤・護岸等の点検、整備に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
	施設整備課	1 河川等の整備・維持に関すること。	第2章第2節第1項
		2 雨水流出抑制対策に関すること。	第2章第2節第1項
		3 防波堤・護岸等の点検、整備に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
		4 がけ地崩壊対策に関すること。	第2章第2節第3項
		5 防災性の高い都市構造の形成に関すること。	第2章第2節第7項
	維持管理課	1 河川等の整備・維持に関すること。	第2章第2節第1項
		2 雨水流出抑制対策に関すること。	第2章第2節第1項
		3 高潮・津波対策に関すること。	第2章第2節第1項
		4 防波堤・護岸等の点検、整備に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
		5 がけ地崩壊対策に関すること。	第2章第2節第3項
		6 除雪対策の整備に関すること。	第2章第2節第4項
		7 雪崩対策に関すること。	第2章第2節第4項
		8 融雪対策に関すること。	第2章第2節第4項
		9 防災性の高い都市構造の形成に関すること。	第2章第2節第7項
		10 水防施設・設備等の整備に関すること。	第2章第4節第9項
		11 水防体制の確立に関すること。	第2章第4節第9項
		12 重要道路の指定・追加に関すること。	第2章第4節第13項
		13 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実に係るすること。	第2章第4節第13項
	下水道経営課 下水道建設課	1 雨水流出抑制対策に関すること。	第2章第2節第1項
		2 高潮・津波対策に関すること。	第2章第2節第1項
		3 下水道施設等に関すること。	第2章第2節第8項
		4 雨水出水浸水想定区域の指定に関すること。	第2章第4節第5項
		5 水防施設・設備等の整備に関すること。	第2章第4節第9項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
		6 水防体制の確立に関すること。	第2章第4節第9項
	都市計画課	1 防波堤・護岸等の点検、整備に関する対策に関すること。	第2章第2節第2項
		2 宅地造成等の規制に関すること。	第2章第2節第3項
		3 大規模盛土造成地に関すること。	第2章第2節第3項
		4 住宅、建築物等の安全性の確保に関すること。	第2章第2節第7項
		5 防災性の高い都市構造の形成に関すること。	第2章第2節第7項
	交通政策課	1 交通施設等に関すること。	第2章第2節第8項
	建築指導課	1 がけ付近における建築指導に関すること。	第2章第2節第3項
		2 防災上重要な公共施設の整備に関すること。	第2章第2節第7項
		3 住宅、建築物等の安全性の確保に関すること。	第2章第2節第7項
		4 防災性の高い都市構造の形成に関すること。	第2章第2節第7項
		5 被災建築物応急危険度判定における実施体制の整備に関すること。	第2章第4節第7項
		6 重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進に関すること。	第2章第4節第13項
	住宅政策課	1 住宅、建築物等の安全性の確保に関すること。	第2章第2節第7項
		2 応急仮設住宅建設予定地の選定に関すること。	第2章第4節第7項
		3 公営住宅等を避難用住居としてあつせんできる住宅のリスト作成に関すること。	第2章第4節第7項
	営繕課	1 防災上重要な公共施設の整備に関すること。	第2章第2節第7項
		2 公共施設の防災機能強化に関すること。	第2章第4節第4項
		3 公共施設の安全確保に関すること。	第2章第4節第4項
		4 庁舎点検及び来庁者安全確保に関する手順の検討に関すること。	第2章第4節第4項
教育部	教育総務課	1 学校施設の耐震化に関すること。	第2章第4節第18項
	文化財課	1 文化財の保護に関すること。	第2章第4節第18項
消防本部		1 火災予防対策に関すること。	第2章第2節第5項
		2 危険物施設等の安全性の確保に関すること。	第2章第2節第6項
		2 消防団への入団促進に関すること。	第2章第3節
		3 住民の避難行動に関する備えに関すること。	第2章第4節第5項
		4 消防施設・設備等の整備に関すること。	第2章第4節第8項
		5 消防活動体制の整備に関すること。	第2章第4節第8項
		6 危険物等災害への備えに関すること。	第2章第4節第8項
		7 救急・救助体制の確立に関すること。	第2章第4節第10項
		8 市民に対する応急手当知識等の普及に関すること。	第2章第4節第11項
		9 重要道路の指定・追加に関すること。	第2章第4節第13項
		10 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実に係ること。	第2章第4節第13項
		11 ヘリコプター離発着体制の整備に関すること。	第2章第4節第13項
支所	各支所	1 水防施設・設備等の整備に関すること。	第2章第4節第9項
		2 水防体制の確立に関すること。	第2章第4節第9項

部 名	課 名	活動項目	該当箇所
	佐伯・吉和・ 大野支所のみ	3 除雪対策の整備に関すること。	第2章第2節第4項
		4 雪崩対策に関すること。	第2章第2節第4項
		5 融雪対策に関すること。	第2章第2節第4項
広島県水道広域連合企業団廿日市事務所	業務課 工務維持課	1 水道施設等に関すること。	第2章第2節第8項
		2 給水に関する安定性の向上に関すること。	第2章第4節第14項
		3 応急復旧体制の整備に関すること。	第2章第4節第14項
		4 応急給水体制の整備に関すること。	第2章第4節第14項
		5 広域応援体制の整備に関すること。	第2章第4節第14項

第2節 被害の発生・拡大防止対策の推進

第1項 水害予防対策

活動方針

河川、公共下水道施設等の整備を始め、総合的な治水対策を進めるとともに、高潮・津波対策を推進し、水害に対する事前の計画的な予防措置を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 河川等の整備・維持	建設部 建設総務課、施設整備課、維持管理課、産業部 農林水産課
第2 雨水流出抑制対策	建設部 建設総務課、施設整備課、維持管理課、下水道経営課、下水道建設課
第3 高潮・津波対策	建設部 建設総務課、維持管理課、下水道経営課、下水道建設課
第4 ため池の管理	産業部 農林水産課

第1 河川等の整備・維持

- (1) 市内を流下する河川は、流域一帯の土地利用や地勢の変化により雨水の流出状況が大きく変化している。この状況に鑑み、広島県の管理する御手洗川、可愛川、永慶寺川、小瀬川、玖島川、太田川等の重要な河川については、広島県との連絡を緊密にし、これらの河川のしゅんせつや護岸改修等の事業を促進する。
- (2) 本市が管理する河川については、土地利用や地勢の変化など流域の実態を的確に把握し、その整備に努める。
- (3) 堤防、その他河川管理施設の管理の徹底を図る。

第2 雨水流出抑制対策

近年の都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に一時に大量の雨水が流れ込むこととなり、負担が増大し、しばしば浸水被害が発生することとなった。

このような状況に対処するため、河川や下水道の整備を進める。

第3 高潮・津波対策

水防法（昭和24年法律第193号）及び基本法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「廿日市市水防計画」に定め、災害予防に努める。

第4 ため池の管理

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動

につながるよう県及び市はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、市及び管理者等は緊急連絡体制を整備する。

管理者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

管理者等を確知することができない防災重点ため池については、市が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

県及び市は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

第2項 津波災害予防対策

活動方針

地震に伴い発生が予想される津波に対し、被害を最小限にとどめるための施設整備の推進等を図る。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 防波堤、護岸等の点検、整備に関する対策	建設部 建設総務課、施設整備課、維持管理課、都市計画課、宮島口みなとまちづくり推進課
第2 津波情報受伝達に関する対策	総務部 危機管理課
第3 津波避難計画の作成	

第1 防波堤、護岸等の点検、整備に関する対策

- (1) 防波堤、護岸等の点検を随時行う。
- (2) 防波堤、護岸等を点検した結果、当該施設の安全性、有効性に問題があると判断した場合は、改修、補強等の措置を県に要望する。

第2 津波情報受伝達に関する対策

- (1) 気象業務法で定める津波に関する予報の種類、標識（鐘音、サイレン）について、その周知徹底を図る。
- (2) 津波警報等の迅速、確実な伝達を期するため、防災行政無線の充実を図るとともに広報車、サイレン等の広報媒体の確保を図る。
- (3) 津波注意報等が発令された場合や震度4以上の地震が観測された場合における海面監視体制の整備を図る。

第3 津波避難計画の作成

- (1) 津波来襲時に、市民等が的確な避難を行うことができるよう、津波により浸水の可能性がある区域の事前把握に努めるとともに、市民等へ周知を図る。
- (2) 作成に当たっては、県が作成した「市町村が策定する津波避難計画に係る指針」を踏まえ、津波により避難が必要となることが想定される地区（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路、情報の収集・伝達等具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成し、必要に応じて修正する。

なお、避難対象地区については、各種防災施設の整備状況や、被害想定の実施等による検証を通じて見直しを行う。

- (3) 自主防災組織、町内会等が自主的に津波避難計画を作成する場合、資料提供、助言等の支援を行う。

第3項 宅地災害予防対策

活動方針

がけ地付近の住民に対する対策、がけ付近の建築指導や規制など、宅地災害に関する事前からの対策を推進する。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 がけ地崩壊対策	産業部 農林水産課、建設部 建設総務課、施設整備課、維持管理課
第2 がけ付近における建築指導	建設部 建築指導課
第3 宅地造成等の規制	建設部 都市計画課
第4 大規模盛土造成地	
第5 治山対策	産業部 農林水産課

該当資料・様式

資料9 崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区
 資料10 急傾斜地崩壊危険区域等
 資料11 地すべり防止（指定）区域等一覧表
 資料12 土砂災害防止法（指定）区域一覧表

第1 がけ地崩壊対策

本市の山地・丘陵部は花崗岩の風化によって浸食を受けやすく、集中豪雨などによりがけ崩れの発生しやすい条件を有している。

がけ地の危険区域の指定には次のようなものがあり、危険区域の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておく。

1 崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区

地形（傾斜、土層厚等）、地質、林況からみて山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区を指定している。

2 急傾斜地崩壊危険区域

人家の密集地や学校等公共的建築物の付近にある急傾斜地においては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、広島県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定している。

また、指定された区域については、土留擁壁などの危険防止に必要な措置を積極的に推進するとともに、切土、盛土などの一定の行為には規制を行っている。

3 地すべり防止（指定）区域

地すべりとは、土地の一部が地下水等の影響でゆっくりと動き出す現象を言い、地すべ

りによる被害を除却し、又は軽減するため、地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれの極めて大きい区域を地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）により、国土交通大臣又は農林水産大臣が地すべり防止区域を指定している。

また、指定された区域では一定の行為には規制を行っている。

4 土砂災害防止法（指定）区域

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）が発生するおそれがある区域等において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）により、広島県知事は、基礎調査の結果を基に、土砂災害のおそれがある区域（土砂災害警戒区域）及び土砂災害により建築物が損壊し住民の生命又は身体に危害が生じるおそれが認められる区域（土砂災害特別警戒区域）に指定している。

また、区域指定されると、土砂災害警戒区域については、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制を整備し、さらに、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造などが規制される。

第2 かけ付近における建築指導

1 建築規制・指導

急傾斜地崩壊危険区域内、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）に規定する土砂災害特別警戒区域内、その他一定の高さのかけ付近に住宅等を建築しようとする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び広島県建築基準法施行条例（昭和47年3月23日条例第16号）に基づき、敷地や構造等に関して防災上必要な規制・指導を行う。

2 補助・支援制度の活用

かけ付近に建築された防災上危険な既存住宅等については、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講ずるよう指導するとともに、安全な場所への移転を促進するため、その危険な住宅の除却費やそれに代わる住宅の建設費の借入利子相当額を補助する「がけ地近接等危険住宅移転事業」や、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修に必要な費用を支援する制度の積極的な活用を図る。

第3 宅地造成等の規制

宅地の造成については、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「盛土規制法」という。）により、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、一定の行為に対し必要な規制を行い、防災措置を講ずるよう指導・監督を実施していく。また必要があると認める場合は、勧告及び改善を命ずる。

1 許可工事

盛土規制法の規制区域内において行う、一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に関する工事は、市長の許可を要する。

2 協議工事

国又は県が、宅地造成等に関する工事を行う場合、協議の成立をもって許可があったものとみなされるが、協議成立後の規制については、許可工事と同様とする。

3 土地の保全等

盛土規制法の規制区域内の宅地や農地等（以下「土地」という。）についても、土地の所有者、管理者又は占有者に保全義務を課すとともに、これらの土地について、土地の所有者、管理者、占有者又は工事施行者に対し、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置を行うよう指導し、土地の保全を図る。

4 巡視及び検査

規制区域内の巡視を常に行い、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施する。

第4 大規模盛土造成地

阪神・淡路大震災や東日本大震災などで、盛土造成地で地滑りの変動（滑動崩落）による被害が発生したため、宅地の新旧地形図などの高低差から抽出した大規模盛土造成地のおおむねの位置と範囲を示した大規模盛土造成地マップを公表している。

大規模盛土造成地が身近にあることを周知し、市民の防災意識を高めるとともに災害防止を促進する。

また、大規模盛土造成地の経過観察や、必要に応じて第二次スクリーニング、滑動崩落対策を行う等、大規模盛土造成地の耐震化を推進する。

第5 治山対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、山地災害危険地区対策や荒廃森林整備等を計画的に実施する。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

第4項 豪雪災害予防対策

活動方針

豪雪による災害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、雪害に対する事前の計画的な予防措置を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 除雪体制の整備	建設部 維持管理課 佐伯・吉和・大野支所
第2 雪崩対策	
第3 融雪対策	

該当資料・様式

資料13 雪崩危険箇所一覧表

第1 除雪体制の整備

- (1) 豪雪時には、災害の予防、被害の軽減の観点から、交通・輸送のための道路交通網の確保が特に重要である。このため、速やかな除雪活動が実施できるよう体制の整備を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の確保に努める。
- (2) 迅速かつ的確に除雪作業が実施できるよう、除雪業務路線の責任分担、緊急順位、除雪機械の配置等について、あらかじめ関係機関と協議しておくとともに、建設業者等に対し、応援体制について協力を求めておく。
- (3) 降雪時の除雪活動について、防災行政無線、広報車等により、住民に広報する。

第2 雪崩対策

- (1) 雪崩発生危険箇所の把握を行い、雪崩発生の危険のある地区については、雪崩防止を目的とした森林造成、雪崩防止施設の設置等により、雪崩災害の未然防止に努める。
- (2) 雪崩が発生するおそれがある場合に、住民、観光客等が迅速かつ適切に避難できるよう、避難体制の確立を図る。
- (3) 避難に万全を図るため、住民に対し、あらかじめ雪崩危険箇所、指定緊急避難場所・指定避難所、避難経路、心得等について周知を図る。

第3 融雪対策

融雪期においては、河川水量の増加、地盤のゆるみ等による土砂災害が発生するおそれがあるため、警戒を要する気象状況等の把握に努め、速やかな緊急点検の実施体制を整える。

第5項 火災予防対策

火災を未然に防止するための予防指導及び予防査察の実施、火災の発生に対処して被害を最小限度に防止するために必要な組織及び施設の整備については、「廿日市市消防計画」の定めるところによる。

第6項 危険物等災害予防対策

活動方針

危険物に関する被害を最小限度にとどめるため、危険物施設等の現況を把握し、消防法等関係法令遵守の徹底を図る。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 危険物施設等の安全性の確保	消防本部

第1 危険物施設等の安全性の確保

危険物施設等の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、助言指導を行う。

第7項 都市の防災構造化

活動方針

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれて、災害による被害もまた大規模化するのが常である。したがって、都市構築に当たっては、自然条件を十分加味した土地利用計画に則して都市空間の確保と都市構築物の安全化を図る必要がある。土地区画整理、街路、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業に基づき、風水害等の防災面に重点をおき、土地や水の性状を十分考慮し、計画するよう配慮する。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 防災上重要な公共施設の整備	建設部 建築指導課、営繕課、各施設所管課
第2 住宅、建築物等の安全性の確保	建設部 都市計画課、建築指導課、住宅政策課
第3 防災性の高い都市構造の形成	建設部 建設総務課、施設整備課、維持管理課、都市計画課、建築指導課

第1 防災上重要な公共施設の整備

市は、庁舎や、警察署、病院、学校、消防署等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務のために利用する公共建築物について、耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成などに努める。

特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また、庁舎をはじめとする災害対応を行う公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努める。

さらに、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

第2 住宅、建築物等の安全性の確保

1 既存建築物の耐震性の向上

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、既存建築物の耐震性の向上を図るため、廿日市市耐震改修促進計画（第3期計画）により、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなどの既存建築物について、耐震診断・改修の啓発・指導を行うとともに補助制度を実施し、施策を総合的に推進する。

2 居住空間内における安全確保

(1) 家具固定の推進

災害発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

(2) 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

3 宅地の安全性の確保

宅地の地震に対する安全性を確保するため、盛土規制法に基づく適正な宅地造成等を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの住民への周知とともに宅地の耐震化の実施を促進する。また、液状化危険度マップの公表を促進する。

4 老朽化した市営住宅の用途廃止

昭和40年代当初に簡易耐火建築物として建設した老朽化した市営住宅については、防災・減災の観点からも、順次、入居者の移転促進と空き家の解体等を進め、用途廃止を行う。

5 既存建築物の台風被害防止対策

住宅の台風被害防止対策について、広島県と連携し、沿岸部の人口集中地区など、特に大きな被害が想定される地区を中心に取組を努める。

6 空き家の防災対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等情報の収集や状況の確認に努める。

第3 防災性の高い都市構造の形成

防災性の高いまちづくりに取り組むため、市は、都市の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と協力を得て、地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランや立地適正化計画（防災指針）にその内容を反映させるよう努める。

1 防災上重要な公共施設等の整備

(1) 防災公園の整備

市は、地域防災計画に位置付けられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

(2) 道路及び橋りょうの整備

道路及び橋りょうは、災害時において火災の延焼を防ぎ、住民の避難、防災機関による防災活動等の動脈として欠くことのできない防災施設である。

その整備としては、避難場所と公共施設等を有機的に連携させる道路並びに災害応急

対策活動の地区拠点となる支部周辺の道路の整備を重点的に行うとともに、橋りょうの耐震補強等を行い、耐震性の向上を図る。

その他の道路については、橋りょう、道路のり面等の点検補強を逐次行う。

(3) 避難路の整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路を計画的に整備する。

(4) 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

(5) 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、インターチェンジ周辺、河川防災ステーション、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

(6) 民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

(7) 所有者不明土地の活用等

災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 都市の不燃化の促進

(1) 防火地域、準防火地域の指定

都市の重要施設が集合し、土地利用度や建築密度が高い地域を対象に防火地域又は準防火地域の指定を検討し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築の促進に努める。

(2) 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

(3) 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導を行う。

3 密集市街地における防災性の向上

都市に散在する密集市街地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための市街地再開発事業及び公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理事業を推進するほか、防災機能及び良好な居住環境の確保を目的とする住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）等を一層推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

4 土地利用計画

土地利用については、行政上の指針である「第6次廿日市市総合計画」や、「廿日市市都市計画マスタープラン」の土地利用の方向に沿い、望ましい土地利用の誘導を図る。都市的な土地利用が行われている地域については、都市計画用途地域を指定し、建築物の用途、建ぺい率、容積率等の制限により、住宅と危険性の高い又は環境を悪化させるおそれのある工場等の混在をできる限り排除するとともに、住工混在地区については、公害防止等に配慮した適正な土地利用の誘導を図る。

また、近年、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い土地の区域指定が進み、市街地に災害のおそれのある土地の区域が一部含まれている状況である。

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ち、立地適正化計画との整合を図りながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

居住区域における土砂災害や洪水等による被害を防止するため、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たって、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を同計画に位置付けるものとする。

5 開発行為の規制

開発許可制度は、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とし、段階的かつ計画的な市街地整備を図るとともに、都市の将来における合理的な土地利用を担保するものである。

開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、道路、公園、防火水槽等の設置を義務付けるなど、的確な指示・指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付すなど、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図る。

第8項 ライフラインの整備

活動方針

水道、下水道、交通、電気、ガス、通信等のライフラインと呼ばれる施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が風水害等により被害を受けた場合、都市機能が麻痺するおそれがあり、その影響は極めて大きい。このため、これら各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずる。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 水道施設等	広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 業務課、工務維持課
第2 下水道施設等	建設部 下水道経営課、下水道建設課
第3 電力施設	中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター
第4 ガス施設	広島ガス株式会社
第5 通信施設	N T T 西日本株式会社中国支店
第6 交通施設等	旅客、貨物運送業者、建設部 交通政策課
第7 復旧用資材の保管場所	関係部班

該当資料・様式

資料47 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
 協定29 災害時におけるL Pガス等の調達及び供給に関する協定書（広島県L Pガス協会広島西地区協議会）
 協定38 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）
 協定40 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社キロク）
 協定52 災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書・実施要綱（中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワーク）
 協定53 災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定（広島市）

第1 水道施設等

水は、市民の生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、風水害等による被害が生じないよう老朽化施設の更新に合わせ、災害に強い水道施設の構築を目指す。

災害時においても各種情報の収集が確実かつ迅速に行われるようにするため、バックアップシステムの整備や迅速な応急給水活動ができるよう、応急給水資機材の整備を行う。

また、配水ブロック間の相互融通が可能となる管路整備を進めていく。

1 施設の整備等

(1) 老朽化施設の整備・改良として、管路の布設替え並びに浄水場等の各水道施設の整備を進める。

(2) 「上下水道耐震化計画」に基づき、下水道管理者と連携して上水道施設の急所施設¹

¹取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う

や重要施設²に接続する水道の管路等について耐震化を推進する。

- (3) 配水区域の相互連絡のための送・配水管の整備を進める。
- (4) 非常用発電設備がないポンプ場等への整備を進める。
- (5) 停電に対して、他の配水池からの配水が可能となるようにバックアップ体制として、配水池に必要量を貯水する。
- (6) 通信設備として、次の整備を行う。
 - ① 局内電話回線網を利用した非常緊急連絡用として、携帯電話、災害時優先携帯電話、フリーダイヤル等を整備する。
 - ② 電話回線を利用したFAXを整備する。
- (7) 施設管理図面等については、電子データ化し、復旧の迅速化を図るためのシステム構築を行う。

2 応急給水施設の整備

(1) 応急給水拠点の整備

- ① 防災公園等を応急給水拠点として位置づけ、応急給水体制の構築を図る。
- ② 指定緊急避難場所等に仮設給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設の整備を図る。
- ③ 飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を計画的に整備する。

(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

- ① 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の整備を行う。
- ② 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する機材倉庫の整備を行う。

3 緊急応急体制の整備

- (1) 迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急応急体制を確立する。
- (2) 必要に応じ、広域的な応援・受援計画により応援を依頼するための手順や方法を事前に定める。
- (3) 他市町からの応援を受ける場合も想定した応急給水のための手順や方法を明確にした計画の策定に努める。
- (4) 市、水道事業者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水設備の確保等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

4 水質検査の実施

災害時に水質検査を円滑に実施できるように、関係機関との連携体制を定める。

最重要施設

²給水区域かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎等）など

第2 下水道施設等

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するための不可欠な施設である。このため、風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるようポンプ場及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努める。

1 ポンプ場の整備

- (1) ポンプ場の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努める。
- (2) 自動制御等運転上の枢要部分である監視装置は、災害対策上の点検を厳密に行うとともに、非常時には、手動運転が可能となるよう日常の訓練に努める。
- (3) ポンプ場及び処理場は、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。
- (4) 停電、断水対策として自家発電設備の整備及び燃料・冷却水等の確保に努める。

2 管路施設の整備

- (1) 側溝、街きよ等末端の集水機構を始め、面的に広がる管路施設は、風水害等により閉塞、陥没等の被害が生じやすい。
このため、災害時においても排水機能が保持されるよう、日常の点検などによる早期発見と、施設の清掃、しゅんせつ、補修、改良等に努める。
- (2) 幹線管きよの整備に当たっては、災害に備え、幹線相互の連絡などに努める。
- (3) 「上下水道耐震化計画」に基づき、水道事業者と連携して下水道施設の急所施設や重要施設に接続する下水道の管路等について耐震化を推進する。

3 応急復旧用資機材の整備

応急復旧に必要な資機材の整備に努める。

4 緊急応急体制の整備

市、水道事業者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路等が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時には速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

また、迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努める。

第3 電力施設

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、千変万化する自然の中に置かれている電力設備は、自然災害の影響を大変受けやすく、そのような自然環境の中で電力供給の安全確保を図るため、諸施設に対し災害の未然防止に努める。

1 設備別対策

(1) 変電所

① 雷害対策

避雷器、機器放電ギャップ、架空地線等によって、雷から設備被害を防止するよう努める。

② 台風・集中豪雨対策

変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所等では塩害による絶縁低下のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用に努める。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器、建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設け浸水を防止する対策に努める。

(2) 送電線

① 雷害対策

架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため架空地線を設けており、電線に雷電流が侵入した場合は、アークホーンによって雷電流を安全に放電させるよう努める。

さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努める。

② 台風・集中豪雨対策

送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているため、強風による支持物の倒壊や電線の断線はほとんどないが、飛来物による被害が考えられることから看板、トタン屋根、ビニールハウス等の補強について施設管理者に依頼をする。

また、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定に当たっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

さらに、土砂の流失・崩壊により支持物が損壊するおそれがある箇所では、擁壁の設置や排水を良くするためのU字溝の設置、敷地への芝張りなどに努める。

③ 塩害対策

送電線の碍子に塩分が付置すると、絶縁耐力が低下し故障の原因となることから、碍子の水洗いや碍子の数を増やすなどの対策に努める。

(3) 配電線

① 雷害対策

配電線路の形態は複雑で面的な広がりをもち、設備機器数も多く、屋外高所に設置されているため耐雷的には過酷な条件下に置かれ直撃雷のみならず線路に発生する誘導雷やそのほかの雷過電圧も事故原因となることがある。このため、絶縁強度を格上げた機器を使用するとともに避雷器・架空地線取付けなどによる雷害事故対策に努める。

② 強風対策

台風及び季節風等の繰返しの強風により発生する支持物の折損・倒壊・傾斜・電線

のバインド切れ、縁線及び機器のリード線等の断線、腕金ボルトの折損、引込支持点の脱落等の防止を主体に設備の強化に努める。

③ 雪害対策

雪害事故によるお客さま停電範囲及び事故復旧時間の短縮をはかるため、高圧配電線幹線ルート of 設備強化を重点的に実施する。分岐線は、軟着雪形絶縁電線と一部の支線強化で対処する。ただし、分岐線でも長時間停電による影響の大きい負荷がある場合及び積雪による巡視・復旧等に特に長時間を要する場所は、逐次設備強化に努める。

④ 塩害対策

塩害は配電線工作物の鉄製部分が腐蝕したり、碍子の表面に塩の皮膜ができ、それを伝って漏電したり、碍子が割れたりしていろいろな障害をおよぼす。このため、耐塩用碍子や耐塩用機器の使用、碍子の水洗などの防止対策に努める。

⑤ 倒木等への対策

倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた市との連携の拡大に努める。

2 耐震性の向上

変電設備については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

3 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

4 緊急応急体制の整備

(1) 迅速に応急復旧が実施できるよう、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努める。

(2) 必要に応じ、広域的な応援・受援計画により応援を依頼する。

第4 ガス施設

市民生活に欠くことのできない都市ガスの供給を確保するため、災害時における被害を最小限に食い止め、二次災害防止のための防災対策の整備に努める。

1 災害予防措置

(1) 風水害対策

① ガス製造設備

ア 浸水のおそれがある設備には、防水壁及び排水ポンプ等の設備及び機器類、物品類の流失防止措置等を実施する。

イ 弱体箇所の補強を行うとともに、機器類等の飛散のおそれがあるものには、緊縛又は固定を行うほか、不必要なものを除去する。

ウ 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

② ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 火災・爆発対策

① ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法（昭和29年法律第51号）等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防・消火設備の整備、点検並びに火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

② ガス供給設備

ア 大規模なガス漏洩・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

イ 工場には防・消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 地震対策

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既設の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて補強、更新を行う。

2 防火設備の整備

(1) 検知・警報設備

災害発生時等において、速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるために、必要に応じて、ガス漏れ警報設備、火災報知機、圧力計、地震計等の設備を整備する。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るために、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防・消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防・消火設備として、必要に応じ固定及び移動の消火設備や冷却用散水設備等を整備する。

(4) 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じて防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤を常備する。

(5) 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、緊急放散設備等を設置する。

(6) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡・通信設備を整備する。

3 緊急応急体制の整備

- (1) 迅速に応急復旧が実施できるよう、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努める。
- (2) 必要に応じ、広域的な応援・受援計画により応援を依頼する。

第5 通信施設

災害等が発生した場合において、電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

1 電気通信設備等の高信頼化

- (1) 豪雨、洪水、高潮、津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を図る。
- (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を図る。
- (3) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を図る。

2 電気通信システムの高信頼化

- (1) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (3) 大都市において、とう道網（共同溝を含む。）を構築する。
- (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (6) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。

第6 交通施設等

1 交通施設

公共交通機関の各線区及び宮島航路における風水害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

(1) 鉄道・船舶施設等の耐久性の向上

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区及び宮島航路に応じた補強対策を推進する。

(2) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- ② 復旧用資材、機器の配置及び整備

2 地域公共交通

利用者の安全確保や被災状況の把握を迅速に行うため、交通事業者との災害時における連絡体制を整備する。

第7 復旧用資材の保管場所

被災時のライフラインの早期復旧のための資材置き場として、周辺自治体と土地の提供についての協定をすすめる。

第3節 市民の防災活動の促進

活動方針

災害等に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に止めるため、「自助」・「共助」・「公助」が密接に連携し、社会全体で防災に取り組む「防災協働社会の構築」を目指す。このため、日頃から市の職員はもちろん、住民に対してあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るとともに、事業所における防災体制の充実を図る。

また、防災訓練を通じて災害時における防災活動が円滑に実施されるよう努めるとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 防災教育の促進	総務部 危機管理課
第2 防災訓練の実施	
第3 消防団への入団促進	消防本部
第4 自主防災組織の育成	総務部 危機管理課
第5 地区防災計画の策定	総務部 危機管理課
第6 ボランティア活動の環境整備	地域振興部 地域振興課（廿日市市社会福祉協議会）
第7 企業防災の促進	総務部 危機管理課、産業部 産業振興課

第1 防災教育の促進

自らの身は自らが守るという自覚を持ち、災害危険箇所、避難場所、避難経路を知る、災害の危険性をいち早く察知し自ら判断して適切な行動をとる、各家庭において災害時の連絡体制をあらかじめ決めておくなど、家庭での防災教育の普及を目的に、市民に対し、防災に関する学習の機会と場を提供して、知識の普及及び啓発を図る。

1 学習機会の提供

全市民を対象とした防災に関する出前トーク等を開催するほか、市民センター等の社会教育施設においては、地域と行政との協働により、地域の状況、課題等に応じた学習機会を提供する。

2 防災に関する学習活動の支援

ハザードマップを活用した避難経路の検討や過去災害の抽出・伝承によるワークショップや、市職員の出前トークを実施し、防災に関する学習活動を積極的に支援する。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3 防災意識の高揚

時期に応じて防災に関する広報紙を作成し、市民に配布することにより、意識の高揚を図る。

4 普及啓発内容

(1) 風水害

- a 暴風、豪雨、豪雪、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 海上における大規模な流出油等に関する防災の知識
- j 適切な避難行動の実践に必要な知識
- k 基本的な防災用資機材の操作方法
- l 性暴力、DVなどの「暴力は許されない」という意識
- m 様々な条件下での風水害の警戒時・災害発生時にとるべき行動（感染症等）を想定した在宅・分散避難の検討等）など
- n その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(2) 地震災害

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
 - b 地震・津波に対する備えに関する知識等の地域住民への周知
 - c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動（感染症等）を想定した在宅・分散避難の検討等）、緊急地震速報利用の心得など
- <地震のときの心得>
- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
 - (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
 - (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
 - (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるため直ちに高台へ避難すること。

- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるため注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるため、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (i) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるため注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるため、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (j) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食糧・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

- (a) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

また、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるため、海岸には近づかないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

- (a) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (d) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1) 港外：水深の深い、広い地域

注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
- e 非常用食糧、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障がい者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

第2 防災訓練の実施

1 防災訓練

(1) 訓練項目

消火、救命・救護、避難誘導、指定緊急避難場所・指定避難所・救護所設置運営、応急救護、情報収集伝達、応急給水 等

(2) 参加機関

市、防災関係機関、自主防災組織（町内会等を含む）、学校、事業所等

2 県等の実施する防災訓練への参加

県その他防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、相互の連絡を緊密にするとともに、災害発生時における混乱と被害を最小限にとどめるよう努める。

3 防災訓練に関する指導協力

防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。

第3 消防団への入団促進

消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

- (1) 消防職員及び消防団員による知人等への募集活動
- (2) 女性消防団員の入団促進
- (3) 消防団協力事業所表示制度を活用した大規模事業所への人材供給依頼
- (4) 町内会、自治会への人材供給依頼
- (5) 各種イベントでの勧誘活動
- (6) SNS等を活用した募集広報の実施
- (7) 消防団員の処遇の改善
- (8) 消防団サポート事業の推進

第4 自主防災組織の育成

災害においては、市や防災関係機関が総力をあげ、的確な対応をとることはもちろんのこと、地域においても市民自らが基本的な防災対応を自発的に行うことが必要である。

市は、市民が自主防災組織をつくり、的確な活動ができるようにその基準を示し、その育成を図る。その際、男女共同参画の視点により、男女がともに参画できる環境整備等を行う。

1 自主防災組織の編成基準

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、防災活動が効果的に実施でき、住民が連帯感をもてるような適正な規模で形成する。

(2) 自主防災組織の編成

情報班、消火班、救出救護班、給食給水班等の組織を設置し、必要に応じて小単位の下部組織を設置する。

2 自主防災組織の活動基準

(1) 平常時の活動

- ① 防災知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検、整備
- ④ 防災用資機材等の点検、整備
- ⑤ 家庭における防災会議の推進
- ⑥ 身近にある危険箇所の調査、改修
- ⑦ 情報の収集及び伝達体制の確立
- ⑧ 避難行動要支援者の援助体制の確立
- ⑨ 応急給食・給水に関する整備

(2) 災害時の活動

- ① 自主防災組織本部の設置
- ② 情報の収集及び伝達

- ③ 避難誘導
- ④ 避難行動要支援者の避難支援
- ⑤ 出火防止及び初期消火
- ⑥ 救出救護活動
- ⑦ 避難の実施
- ⑧ 避難所運営、清掃、防疫活動への協力

(3) その他

- ① 自主防災組織の活動等について、廿日市市地域防災計画を参考に地区の実情にあわせ具体的なマニュアルを作成する。
- ② 自主防災組織の活動等に当たっては、消防団、自治会組織等と協力して進める。

3 自主防災組織の活動支援及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。

(2) 研修会等の実施

自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前トークや各種ハザードマップを活用した訓練の実施を通じて、市民の防災意識の醸成を図る。

(3) 自主防災組織への助成

自主防災組織が実施する「防災資機材の購入に係る経費」及び「自主防災活動に要した経費」に対し、補助金を交付する等、自主防災組織の育成に必要な助成を行う。

(4) 防災士の養成

地域の防災力を強化するため、地域防災活動に関する意識・知識・技能を有する人材を育成し、自主防災組織の基盤強化を図る。

第5 地区防災計画の策定

1 地区防災計画の策定・提案

自主防災組織は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、自主防災組織が策定する地区防災計画の進捗状況を定期的に確認する。

2 地区防災計画の策定単位

コミュニティ単位とする。

3 地区防災計画の項目の例

- (1) 計画の対象地区の範囲
- (2) 基本的な考え方

- (3) 地区の特性
- (4) 防災活動の内容（防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等）
- (5) 実践と検証

4 市地域防災計画への位置付け

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、自主防災組織から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画本編に地区防災計画の名称一覧を定め、計画本体を資料編に定める。

第6 ボランティア活動の環境整備

1 ボランティア団体等のリーダーの育成

市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動や廿日市市社会福祉協議会のボランティアリーダーの育成を支援するとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

2 連携体制の構築

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、廿日市市社会福祉協議会及びNPO等との連携に努めるとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築に努め、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

3 関係機関との連携強化

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（廿日市市社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努める。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努める。

4 災害廃棄物の処理

市は、廿日市市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制の構築に努める。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

5 市被災者生活サポートボランティアセンターの円滑な設置・運営のための連携等

災害時における市被災者生活サポートボランティアセンター（以下「市サポートVC」という。）の円滑な設置・運営のため、廿日市市社会福祉協議会は、市、関係機関・団体で構成する「被災者生活サポートボラネット推進会議」を定期的を開催し、平時から関係機関との連携を図る。また、受入スタッフの育成に努め、市はこの活動を支援する。

6 ボランティア活動の環境整備

廿日市市社会福祉協議会は広島県被災者生活サポートボラネット（広島県社会福祉協議会）と関連する専門職集団（医療・看護・介護・情報等）が災害時に迅速かつ有効な活動を開始できるよう、平常時から広島県社会福祉協議会との連携に努める。

第7 企業防災の促進

企業は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。特に食糧、飲料水、生活必需品の提供事業者等、災害応急対策等に関係する企業は、市との協定締結や防災訓練への参加等に努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により、被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

市は、企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけなど、防災に関する助言を行うように努める。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定等に努める。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 災害応急対策への備え

第1項 応急活動体制の整備・充実

活動方針

災害時において、応急活動体制を早急に整え、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、平常時より体制・環境の整備や業務手順の確認等を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 職員の役割の周知徹底	総務部 総務課、危機管理課
第2 動員職員の割当て	
第3 執務環境の整備	
第4 災害時の職員参集マニュアルの習熟	
第5 業務継続性の確保	
第6 男女共同参画の視点に立った取組	総務部 危機管理課、生活環境部 人権・市民生活課

該当資料・様式

資料4 5 廿日市市災害対策本部条例

第1 職員の役割の周知徹底

市職員は平常時の業務の他に、大規模な災害が発生した場合は、災害対応に関する業務に当たることとなる。よって、災害時対応事項について、平常時より検証を行い、職員一人ひとりが災害時における対応を迅速かつ的確に遂行できるよう努める。

また、発災時の役割を周知徹底するため、危機管理課は、動員基準、伝達系統及び各課の分掌事務を職員へ配付するとともに、いつでも確認できるようにする。

なお、毎年度の防災体制の確認を行うため、災害対策連絡会議を開催する。

第2 動員職員の割当て

1 計画の作成及び職員への周知

各課は、災害が発生または発生のおそれがある場合の活動体制に応じた職員の動員配備体制を毎年度作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。なお、体制の設置が長期となることを想定し、ローテーションについてもあらかじめ定めるよう努める。

また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

2 報告

各部長は、所管する部の職員の動員配備体制の作成または見直しを行った場合、危機管理課に報告しなければならない。

第3 執務環境の整備

1 庁舎等の機能確保

災害発生時において防災活動の拠点施設となる市庁舎、消防庁舎等について、非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、停電時における予備電源を整備（可搬式発電機の整備、燃料の確保等を含む）するなど、施設の安全性及び機能保持を図る。

2 災害対策本部の代替施設の整備

庁舎が被害を受け執務ができなくなった場合、第1順位として廿日市市消防本部に、第2順位として廿日市市スポーツセンター（グローバルリゾート総合スポーツセンターサンチェリー）に災害対策本部を設置するが、更なる代替施設についても検討する。なお、代替施設については、電話回線や非常用電源等の備えを充実させる。また、新たに公共施設を建替える際には、災害拠点施設として災害対策本部の代替施設となるよう検討を加え、整備に努める。

3 災対事務局の執務場所の整備

情報の集約の場となる災対事務局の執務場所（市役所本庁舎3階）に、ボード、地図、電話回線等の必要品を備えておく。また、防災関係機関・団体との連絡調整を図るため、執務場所を災対事務局内に指定するとともに、関係機関・団体等にも周知する。

4 代替機能の確保

発災時における庁舎の停電、断水等に備え、非常電源、簡易トイレ等の代替手段を充実させる。

5 執務場所の耐震化

庁内各課の執務場所におけるキャビネットやパソコン等の耐震対策を進める。

第4 災害時の職員参集マニュアルの習熟

「災害時の職員参集マニュアル」について、職員への習熟に努める。

第5 業務継続性の確保

1 業務継続計画

発生した災害に対し対策を講ずる一方で、市役所として市民サービスを継続する必要がある。応急的な災害対応から災害の終息までを対応しつつ、最低限の日常的な業務を行いながら災害復旧に取り組むため、業務継続計画（BCP）を策定している。

本計画の実効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しをしながら、業務継続性の確保に努める。

2 日常業務の被害低減化

(1) 減災の取組

執務室のキャビネットの固定、執務室の整理整頓、書類の飛散防止等の取組を行うことにより、発災害直後に職員が被災することを防ぐ。

また、地震・水害に対応した書類・機器の保管及び配置に努めるとともに、必要なデータのバックアップを充実させ、発災時の事務の継続性を図る。

(2) 職員の自助意識の醸成及び業務継続の意識付け

発災時に職員が被災しない、いわゆる自助の意識付けが普及することにより、災害発生時においても業務を行える人材が参集する体制を構築する。

(3) 職員体制の検討

災害対策の班体制内で、最低限の日常業務を継続実施しつつ、災害対応を行う体制を整える。

第6 男女共同参画の視点に立った取組

平常時から男女共同参画の視点に配慮した啓発等を行うとともに、災害時には、避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努める。

第2項 情報収集・広報体制の整備・充実

活動方針

警戒段階及び発災段階において、気象予警報や被害情報等の収集、住民等への情報伝達・広報活動等を迅速に行うため、平常時より施設・設備の点検、業務手順の確認等を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 気象監視施設・設備の点検	総務部 危機管理課、総務課、デジタル改革推進課
第2 通信施設・設備の点検	
第3 気象警報等の伝達に係る整備	総務部 危機管理課、総務課
第4 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係	総務部 危機管理課
第5 被害情報等の収集・伝達に係る整備	総務部 危機管理課、総務課
第6 広報体制の整備	総務部 危機管理課、経営企画部 プロモーション戦略課

該当資料・様式

資料18 観測施設
 資料30 防災行政無線設備設置場所一覧表
 資料31 I P無線及び消防救急デジタル無線の設置状況
 協定2 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局長）
 協定43 災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書（株式会社FMはつかいち）
 協定44 災害情報の放送に関する協定書（株式会社ちゅピCOMふれあい）
 協定45 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
 協定46 災害に係る情報発信等に関する協定書（株式会社テレビ新広島）
 協定47 防災パートナーシップに関する協定書（広島テレビ放送株式会社）

第1 気象監視施設・設備の点検

本市が市内に設置している気象観測所から適切に情報収集できるよう、日頃から十分な点検等を行う。

第2 通信施設・設備の点検

災害時においては、災害関係の気象予警報等の伝達、災害情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等、各種の通信量が飛躍的に増大する。

また、高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等（以下「要配慮者」という。）や孤立する可能性のある地域の被災者などに対し、確実に情報を伝達する必要がある。

このため、通信の混乱を防ぎ、迅速かつ確実に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備拡充を図るとともに、携帯電話の活用や、衛星携帯電話の導入検討など多様な手段の整備に努める。

非常用電源については、耐震性があり、かつ浸水する可能性が低い堅固な場所へ設置する

か、もしくは浸水を防止する対策をとった場所へ設置する。

1 有線通信施設の点検等

有線通信施設については、機器配線等の点検整備を定期的に行うものとし、停電時に備え予備電源の確保を図る。

(1) 施設の災害予防措置

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- ① 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- ② 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、必要な訓練を行う。
- ③ 転倒が予想される機器は、壁面等に固定する。
- ④ 停電時に備え予備電源として、自家発電装置を設置する。

(2) 施設の点検整備

次に掲げる事項について必要な点検を行い整備する。

- ① 不良箇所を発見した場合は、即時修理を行い整備する。
- ② 動作状態、老朽化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

2 無線通信施設の点検等

無線通信施設の定期的点検整備を行うとともに、無線従事者の養成及び訓練を行い、有事に備えるとともに予備電源の確保並びに無線設備の拡充に努める。

(1) 施設の災害予防措置

無線通信施設を有する関係部局は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずる。

- ① 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置するよう配慮する。
- ② 蓄電池使用の移動局は、各局ごとに常時使用可能な状態を保つよう、蓄電池の充電、点検を行う。

(2) 施設の点検整備

無線施設を有する関係部局は、災害時における確実な運用を期するため、請負業者と保守契約を締結し、次に掲げる点検を行い整備する。

- ① 送受信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃
- ② 送受信装置各部の電圧・電流及び各コネクター等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- ③ 発動発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検
- ④ 空中線の絶縁
- ⑤ 予備品（空中線、ヒューズ等）の点検

第3 気象警報等の伝達に係る整備

1 情報収集・伝達システムの構築

防災行政無線（同報系）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、

多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努める。

避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。

2 伝達手段の多重化、多様化

住民等に対して気象警報や避難情報が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）の整備を促進し、非常通信網をはじめとする次の通信等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行う。

- ・防災行政無線、サイレン
- ・テレビ・ラジオ
- ・携帯電話機能（緊急速報メール、登録メール）
- ・インターネット、SNS
- ・災害情報共有システム（Lアラート）

第4 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第5 被害情報等の収集・伝達に係る整備

1 情報の収集・伝達

(1) 情報収集・伝達体制の整備

災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 放送事業者との体制構築

放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(3) 119番入電情報活用に係る準備

廿日市市消防本部に入る119番入電情報については、災対事務局で閲覧できるシステムの導入を検討するとともに、災害時に十分活用できるよう、訓練等で習熟を図る。

(4) 問合せ窓口の対応強化

住民からの電話問合せ窓口について、問合せの対応（電話の受け答え、災害対応記録票への記録、対応班への引継等）に係るマニュアルを整備し、訓練を行うとともに、大規模災害に備えて、他の応援者も事前に決めておく。

2 情報の分析整理

(1) 地図の活用、地理情報システムの構築

平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集・蓄積に努め、総合的な防災情報を掲載した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に活用するほか、災害対策を支援する地理情報システムの活用を図る。

(2) 情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

市は、県が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携して、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

(3) 情報整理ツールの整備・習熟

情報を整理・分析するための体制を整備し、情報収集・整理に関する訓練を行いながら対応能力を高める。また、災害対応記録票の様式や記入方法、ホワイトボードやパソコンへの情報整理方法等について、訓練等の機会を通じて改良を行う。

3 通信機能の整備関係

(1) 応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行う。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

(2) 災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備、防災行政無線や公共安全モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。

また、防災関係機関以外の者の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておく。

さらに、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時に於いて非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努める。

(3) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備に努める。

(4) 地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。

(5) 各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手

段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進する。

- (6) 通信施設については、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。
- (7) 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し平常時からの連携体制の構築を図る。
- (8) 水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

第6 広報体制の整備

1 広報活動に係る体制の整備

災害時における被害の状況や支援体制等については、市民などに広く速やかに周知する必要がある。よって、市のホームページなどによる情報伝達を速やかにかつ円滑に行えるよう、機能の充実と職員の配置など体制整備に努める。

2 広報手段の使用の習熟

平常時から防災行政無線やはつかいち安全・安心メール等様々な広報手段に対して、迅速かつ正確に利用できるよう、個別訓練等により習熟しておく。

3 広報文案の作成

災害時には、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるよう、あらかじめ広報文案を作成しておく。

4 災害時のホームページやSNSによる情報発信体制の整備

災害時には、ホームページやSNSによる広報が大きな手段であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。そこで、災害時にホームページやSNSによる広報を速やかに行うために、平常時から緊急的にホームページやSNSを発行できる体制を整備しておく。

5 報道機関による広報の準備

大規模災害時の多数の報道機関による取材を円滑化するため、次の事項の準備をしておく。また、平常時から報道機関との協力方法について検討しておく。

- ・庁舎内における会見会場及び報道機関待機場所の設定
- ・誘導標識、立て看板、バリケード

第3項 広域応援体制の整備・充実

活動方針

災害時において、他の地方公共団体や自衛隊等防災関係機関の応援要請及び受入を迅速に行うため、平常時より応援協定の充実、受援体制の整備・見直し、業務手順の確認等を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 自治体との協力体制の充実	総務部 危機管理課、人事課
第2 民間事業者・団体との協力体制の充実	
第3 応援・受援計画の整備・見直し	
第4 自衛隊災害派遣への備え	
第5 防災組織相互の連絡調整体制の整備	
第6 広域避難の受入れ	

該当資料・様式

資料23	臨時ヘリポート設置箇所一覧表
資料24	宿泊・野営候補地一覧表
協定1	県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書（広島県及び県内各市町）
協定3	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員）
協定4	災害相互支援協定書（京都府宮津市及び宮城県松島町）
協定5	災害時相互応援に関する協定（大阪府富田林市）

第1 自治体との協力体制の充実

1 相互応援協定の充実

大規模な災害が発生した場合、市職員で救援活動を行うことが困難な状況が想定される。そのため、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。ただし、大規模な災害が発生した際には、近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になることが考えられるため、遠方の市町村との協定も進める。

また、これまで協定を結んでいる自治体に対しては、担当者の確認や応援要請の手順の確認などを年1回は行い、いざという時に迅速に対応できるよう努める。

2 受援体制の整備

(1) 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものと

する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

- (2) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円熟な活用の促進に努める。

3 技術職員の派遣体制の整備

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第2 民間事業者・団体との協力体制の充実

1 応援協定の充実

各種災害応急活動を円滑に遂行するためには、民間事業者・団体との連携が不可欠であることから、次の民間事業者・団体との協定等の締結を推進する。

- (1) 宅配便等運送事業者（車両の確保、物資の集積・管理・輸送等）
- (2) ガソリンスタンド（燃料の確保等）
- (3) 建設事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- (4) 上下水道工事関係事業者（重機・発電機等の確保、施設の応急復旧等）
- (5) 大規模小売店舗（食糧、生活関連物資の確保等）
- (6) 葬祭関係事業者（棺、ドライアイス、遺体搬送車両の確保等）
- (7) 防疫関係事業者（防疫薬剤、資機材の確保等）
- (8) 建築士会（応急危険度判定、災害市民相談）
- (9) トラック協会及びバス会社
- (10) 福祉避難所として使用予定の施設

また、これまで協定を結んでいる自治体・事業者に対しては、担当者の確認や応援要請の手順の確認などを年1回は行い、いざという時に迅速に対応できるよう努める。

2 建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に努める。

第3 応援・受援計画の整備・見直し

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画をそれぞれ作成するよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

また、既に作成した応援・受援計画については、必要に応じて見直しを図る。

第4 自衛隊災害派遣への備え

- (1) 本市における自衛隊災害派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行う。
- (2) 自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておく。
- (3) ヘリポートを選定しておく。なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避ける。

第5 防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化、及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に、県や防災関係機関と迅速かつ円滑な情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 情報交換

防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第6 広域避難の受入れ

1 方針

県外において災害が発生した場合において、基本法の規定に基づき被災都道府県から広島県に対して被災住民の受入要請があったときは、円滑な受入れが行えるようにする。

2 被災住民の受入れ

- (1) 被災都道府県からの被災住民の受入要請を受けて広島県から被災住民の受入れについて協議があった場合は、市は、自らが被災するなどの被災住民を受け入れないことにつ

いて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、避難所を提供する。
(2) 市は、避難所を決定した場合は、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

市は、県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合は、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できないときは、市は、県に対して支援要請を行う。

第4項 公共施設の安全確保

活動方針

災害時において、防災拠点となる公共施設が安全に使用できるよう、平常時より機能強化、安全確保対策等を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 公共施設の防災機能強化	総務部 総務課 各施設所管課、建設部 営繕課
第2 公共施設の安全確保	
第3 庁舎点検及び来庁者安全確保に関する手順の検討	

第1 公共施設の防災機能強化

公共施設の整備又は改修を行う場合には、災害時に必要とされる機能に配慮して整備する。

第2 公共施設の安全確保

各公共施設の管理者は、万一の災害に備え、防災訓練の実施や施設の安全対策を図るなど、利用者等への万全な施策を講ずる。

第3 庁舎点検及び来庁者安全確保に関する手順の検討

発災直後に庁舎が通常どおり使用できるかを迅速に判断できるよう、各施設所管課は庁舎点検に関する手順を検討し、マニュアル化しておく。また、勤務時間内における災害では、来庁者がいることが想定される。そこで、来庁者の安全確保を迅速・的確に行うため、その手順を検討し、マニュアルを作成しておく。

第5項 避難体制の整備

活動方針

災害時における人的被害を軽減するため、避難者を速やかに安全な場所に誘導できるよう、平常時より、マニュアル・ハザードマップ・指定緊急避難場所等の周知徹底、住民の避難行動に関する備えなどにより、避難体制の整備等を進める。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成・見直し	総務部 危機管理課、関係部課
第2 ハザードマップの見直し及び周知	
第3 指定緊急避難場所等の指定・周知	総務部 危機管理課、健康福祉部 健康福祉総務課、関係部課
第4 指定緊急避難場所等の整備	
第5 避難路の選定	総務部 危機管理課、関係部課
第6 指定緊急避難場所等の開設・運営に関する備え	
第7 住民の避難行動に関する備え	総務部 危機管理課、産業部 観光課、健康福祉部 健康福祉総務課 地域共生社会推進室、消防本部
第8 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備	総務部 危機管理課
第9 福祉避難所の確保	総務部 危機管理課、健康福祉部 健康福祉総務課
第10 帰宅困難者に関する対策	総務部 危機管理課、産業部 観光課
第11 孤立集落に関する対策	総務部 危機管理課
第12 離島に関する対策	
第13 動物愛護管理に関する対策	総務部 危機管理課、生活環境部 人権・市民生活課
第14 雨水出水浸水想定区域の指定	建設部 下水道経営課、下水道建設課
第15 被災者支援対策	健康福祉部 健康福祉総務課

該当資料・様式

資料32	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
資料33	福祉避難所一覧
協定7	避難所施設利用に関する協定書（市内の広島県立高等学校）
協定8	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（株式会社イズミ）
協定9	福祉避難所の設置運営に関する協定書(案)（インマヌエルホーム外37施設）
協定10	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（宮島旅館組合）
協定11	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ）
協定19	災害時における避難誘導等に関する協定書（一般社団法人宮島観光協会及び宮島旅館組合）
協定49	災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書（廿日市市内郵便局）

第1 避難情報等の発令・伝達マニュアルの作成・見直し

避難情報等の発令・伝達マニュアルを作成・見直し、避難情報を発令する場合、災害の推移によって区分し、それぞれ基準を定めておく。また、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地区について、避難情報の発令単位として事前に設定する。

第2 ハザードマップの見直し及び周知

浸水想定区域（河川氾濫、高潮、雨水出水）、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、揺れやすさ、液状化危険度、指定緊急避難場所、指定避難所等を含めて取りまとめたハザードマップについて、適宜修正を行う。

作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知する。

第3 指定緊急避難場所等の指定・周知

都市公園、市民センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図る。

指定緊急避難場所と指定避難場所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

1 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(2) 指定基準（災害種別ごと）

ア 土砂災害

(ア) 避難を想定している建物（公園であれば敷地）が土砂災害警戒区域・特別警戒区域外にある。

(イ) 避難を想定している建物（公園であれば敷地）が土砂災害警戒区域内にあるが、

建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造で２階以上へ避難可能スペースがある。

イ 高潮

- (ア) 避難を想定している建物が浸水想定区域外にある。
- (イ) 避難を想定している建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にある。

ウ 洪水

- (ア) 避難を想定している建物が浸水想定区域外にある。
- (イ) 避難を想定している建物が浸水想定区域内にあるが、避難可能なスペースが想定浸水深以上の所にあり、建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造・Ｓ造である。
- (ウ) 浸水想定がない河川については、市が把握する過去の災害履歴や地域の方から聞いた危険箇所・災害履歴を掲載した「ぼうさいマップ」などから判断する。

エ 地震・津波（地震と津波は、同時に発生する可能性が高いことから、原則、両方の要件を満たす場合について指定する。）

- (ア) 建物が、新耐震基準（昭和 56 年）を満たしている。
- (イ) 建物が海拔 5 m 以上の所にあり、かつ、浸水想定区域外にある。
- (ウ) 建物が海拔 5 m 以下にある又は、浸水想定区域内にあるが、建物の構造がＲＣ造・ＳＲＣ造・Ｓ造で、避難可能なスペースが想定浸水深（浸水想定がない場合は海拔 3.6m）以上の所にある。

2 指定避難所の指定

(1) 指定

市民センター、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等要配慮者が安心して避難生活が行えるよう、指定避難所への保健師の配置や社会福祉施設を活用する

などの対策を講ずる。

(2) 指定基準（災害種別ごと）

指定避難所については、災害状況や気象状況、施設の状態を考慮しながら安全性を確認して開設することから、原則、災害種別ごとの指定基準は設けないが、「地震・津波」については、余震の可能性があり、その予測が困難なことや余震に伴う津波の発生が予想されることから「地震・津波以外」と分けて指定する。「地震・津波」の指定基準は、指定緊急避難場所の「地震・津波」の指定基準に準ずる。

3 福祉避難所

(1) 協定等に基づく福祉避難所の設定

要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等による福祉避難所の設定を進めていく。

ア 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、協定福祉避難所を増やしていくよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努める。

イ 福祉避難所として、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

4 指定緊急避難場所等の周知

災害時に的確な避難ができるよう指定緊急避難場所等については、次の方法等により住民へ周知する。

- (1) 「広報はつかいち」及び市ホームページへの掲載
- (2) 防災訓練や自主防災組織の訓練等における周知
- (3) 避難場所付近への避難場所の名称、方向等を示した誘導標識等の設置

第4 指定緊急避難場所等の整備

1 建物の耐震化

建物の耐震化を推進するため、耐震診断を実施して問題のある建物に対しては、事業計画等を立て、補強あるいは建て替え等、非構造部材を含めた耐震化を実施する。

2 延焼診断機能の整備

指定緊急避難場所・指定避難所が、延焼火災に対して安全なように防火植樹を実施する。また、校舎建設や新築校等を計画中のものについては、延焼防止に配慮した校舎の配置を行う。

3 液状化対策

液状化に対しては、地盤改良の実施を検討課題とする。当面は液状化の危険があることを認識して利用する。

4 施設・設備の整備

指定緊急避難場所等となる施設について、必要に応じて指定管理者と調整を行い、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

また、次の施設・設備等の整備及び調達のための事業者との協定の締結に努める。

- (1) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
- (2) 貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等
- (3) 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ
- (4) 要配慮者にも配慮した施設・設備
- (5) テレビ、ラジオ、Wi-Fiルーター等被災者による災害情報の入手に資する機器
- (6) 食糧、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
- (7) 必要に応じた指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼育に関する資材の確保
- (8) 指定避難所の電力容量の拡大
- (9) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

5 要配慮者への配慮

自力での避難が困難な要配慮者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

また、感染症対策や熱中症対策、良好な生活環境の確保のため、要配慮者の滞在スペースについて、避難所の空間配置計画等により、適切に確保する。

6 施設管理体制の整備

避難を実施するに当たり、平日休日の別、昼夜間を問わず施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため、門、建物の鍵等の管理体制を施設・市・地区代表の間で明らかにし緊急時の対応策を検討する。また、避難に利用可能なエリアを明らかにし、避難者の施設内誘導方法を検討しておく。

7 指定緊急避難場所・指定避難所の周囲の整備

周囲に重量塀を用いている箇所については、生け垣やフェンス等への転換を進める。また、指定緊急避難場所・指定避難所の標識の整備を推進する。

8 指定管理者との役割の明確化

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運

営に関する役割分担等を定めるよう努める。

9 在宅避難者への支援

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

10 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

11 専門家等との連携及び人材の育成

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等（医療職含む）との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努める。

12 避難者支援

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取り組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

13 感染症対策

検温・消毒・換気の方法、避難者の配置等日頃から感染症を想定した避難所内の体制・整備を検討しておく。

平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、状況に応じて、国や独立行政法人等が所有する研究施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。

第5 避難路の選定

1 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮するとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、

複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、おおむね次のとおり。

- (1) 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。
- (2) 避難路は、相互に交差しない。
- (3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しない。

2 避難路の整備

避難路の整備は、次のことを念頭に入れて整備すること。

- (1) 避難誘導標識の整備を検討する。
- (2) 土地地区画整理事業や再開発事業の計画のなかで、避難に有効な道路としての機能を考慮する。

第6 指定緊急避難場所等の開設・運営に関する備え

1 避難所開設・運営マニュアルの作成・見直し

災害時における避難所の開設及び運営を迅速に行うために、平常時から各避難所の設置・運営方法を十分理解した上で、地域住民及び施設管理者等と協力して、各避難所に適した開設・運営マニュアルを作成しておくものとする。

避難所の運営体制を充実させるため、避難所運営マニュアルの作成に当たり、県から必要な助言等を受けるものとする。

マニュアル作成後は、関係各課及び施設管理者に運営方法の習熟を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直しに努める。

2 指定緊急避難場所等の開設・運営に係る準備・訓練

大規模災害時において避難所運営が長期化する際は、避難所担当職員及び施設職員、自治会長、自主防災組織会長等が協力して、避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。

また、日頃から避難所開設・運営訓練を実施し、人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、避難所として使用できる施設の範囲については、施設管理者と協議の上、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第7 住民の避難行動に関する備え

1 地域住民への周知

あらかじめ避難が長期化することを想定し、広報、防災訓練、地区の話し合いを通じて、災害時における避難行動を理解してもらうとともに、市が発令する避難情報についても、地域住民の理解を得ておく。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所へ移動する「立退き避難」を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、安全な場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。

2 消防団等による声掛けの検討

降雨時の避難の呼びかけは、雨音に遮られて聞き取りにくい場合があり、また、避難に応じない人があることも考えられるため、消防団による戸別巡回や自主防災組織等による声かけの検討を行う。

3 地震・津波発生時における避難

地震及び津波の発生時に、迅速に避難する必要があるが、車両による避難は渋滞を引き起こすとともに、車両放置による避難路の封鎖が懸念されるため、原則として避難は徒歩によることとし、このことの周知及び定着を図る。

4 観光客、外国人等への対策

観光客、外国人等、地理に不案内な者に対する避難誘導の方法を検討する。

5 実践的な避難訓練

土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施に努める。

6 避難行動要支援者への支援

個別避難計画の策定や災害時の避難支援活動を推進するため、平常時からの地域における避難行動要支援者と避難支援団体との関係性の構築や見守りの体制づくりを支援する。

また、避難行動要支援者及びその家族に防災パンフレット等の配布や避難訓練への参加を促すことにより、災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深め、災害発生時にとるべき行動の理解に努める。

7 誘導標識の整備

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

8 多数の人が集まる施設の避難計画の作成等

学校、保育園、工場、駅等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、市長が避難情報を発令した場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するため、あらかじめ、必要に応じて外部の専門家や地域の協力者を求め、避難先、経路を選定し、災害の形態に応じた避難計画を作成し、訓練の実施に努める。

また、学校・保育園にあっては園児・生徒を保護者に引き渡す手順について定めておく。

第8 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県知事から指定を受けた土砂災害警戒区域等において災害を未然に防止するため、次のとおり必要な警戒避難体制の整備を図る。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域等に準じて警戒避難体制の整備を図るよう努める。

1 住民への周知

土砂災害警戒区域内の住民に対して、円滑な警戒避難を確保する上で重要な事項を広く周知する。

2 避難方法等の検討

ワークショップ等で地域の意見を聞きながら、避難経路として適さない区間、土石流等のおそれがある区間から避難する際の避難方向等を選定し、ハザードマップ等で周知する。

3 避難行動等に関する事前周知

(1) 前兆現象等の異常を感じたとき、又は市から「自主避難」の呼びかけがあった場合に避難する避難場所を事前に決めておくよう周知する。

(2) 市から避難情報が発令された場合は、安全な場所へ移動する「立退き避難」を行う。避難の猶予がない場合は、近隣の強固な建物の上層階へ避難する「緊急安全確保」など、身を守る行動について事前に周知する。

第9 福祉避難所の確保

要配慮者及び災害発生後支援が必要となった者に対応するために、日頃から協定福祉避難所を増やしていくよう努める。

また、災害時に要配慮者等を迅速に収容できるよう、福祉避難所となる管理者と収容の手順や運営上の留意点を事前から検討し、マニュアル化しておく。さらに、手順等の確認を目的に訓練等で動きを確認しておく。

第10 帰宅困難者に関する対策

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が

大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努める。

第11 孤立集落に関する対策

災害発生時に、道路の被害等による孤立集落の発生に備え、次の対策の推進に努める。

- (1) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握
- (2) 指定避難所、集落、世帯等での水、食糧、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備
- (3) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制の整備
- (4) 情報通信手段の確保
- (5) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確保
- (6) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施

第12 離島に関する対策

宮島地域は、災害時において船舶の運行停止や栈橋の被災などにより島全体が孤立することが考えられるため、離島の特性に応じて次の対策の推進に努める。

- (1) 住民や事業者に対する水や食糧備蓄の啓発
- (2) 情報通信手段の確保
- (3) 救助、救援体制の確立

第13 動物愛護管理に関する対策

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定緊急避難場所等に避難してくることが予想される。

そのため、市町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る。

なお、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ、飼い主等からの飼育動物の一時預かり要望への対応等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。

さらに、指定緊急避難場所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行う。飼い主に対しては、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での飼養についての準備等の周知を図る。

第14 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び

浸水した場合に想定される水深等を公表するものとする。

第15 被災者支援対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を持続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。

第6項 要配慮者及び避難行動要支援者対策

活動方針

高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい「要配慮者」といえる。中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、地域ぐるみの支援体制づくりを推進するとともに、要配慮者への配慮を施された施設や環境の整備を行う。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 要配慮者に配慮した環境整備	地域振興部 地域振興課、国際交流・多文化共生室、健康福祉部 健康福祉総務課、障害福祉課、こども課、高齢介護課
第2 社会福祉施設、病院等における対策	地域振興部 地域振興課
第3 在宅の避難行動要支援者対策	健康福祉部 健康福祉総務課、障害福祉課、こども課、高齢介護課
第4 要配慮者への啓発・防災訓練	地域振興部 地域振興課、国際交流・多文化共生室、健康福祉部 健康福祉総務課、障害福祉課、こども課、高齢介護課
第5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	地域振興部 地域振興課、健康福祉部 健康福祉総務課、障害福祉課、こども課、高齢介護課

該当資料・様式

資料38 災害リスク区域内の要配慮者利用施設

第1 要配慮者に配慮した環境整備

1 災害多言語支援センターの活用

市は、「警戒レベル4 避難指示」が発令された場合、その他、(公財) ひろしま国際センターと県の協議により、「災害多言語支援センター」が設置された際は、災害関連情報の多言語での発信や、避難所での通訳支援等の積極的な活用努める。

2 地域における環境整備

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられる言葉）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確かな対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努める。

3 社会福祉施設、病院等の新規開発

市は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、病院等の配置について、土砂災

害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮する。

第2 社会福祉施設、病院等における対策

1 組織体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

2 避難体制の整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画（避難経路や避難誘導に係る役割分担、フローチャート等具体的な避難計画を含む）を策定する。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 施設・設備等の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

社会福祉施設、病院等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努める。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第3 在宅の避難行動要支援者対策

1 組織体制の整備

市は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努める。

2 通報体制の整備

市は、緊急通報装置設置、ファックス設置を通じ、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障がい者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努める。

3 情報伝達体制の整備

市は、避難行動要支援者の実態把握に努めるとともに、速やかな救助・避難を行うため、避難行動要支援者に関する情報を迅速・的確に災害現場へ提供する。

4 環境の整備

市は、避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努める。

5 防火器具等の普及・啓発

市は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防火器具や防火製品の普及・啓発に努める。

6 避難行動要支援者名簿

(1) 名簿の作成

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

① 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

- ア 身体障害者手帳（視覚1級から2級・聴覚1級から2級・肢体不自由1級から3級ただし、上肢障害のみの場合は3級を除く）の交付を受けている人
- イ 療育手帳マルA、A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- ウ 介護保険の要介護1以上の人
- エ その他、避難支援が必要と認められる人

② 避難行動要支援者名簿に必要な情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 避難支援事由（介護認定の有無、障がいの有無）
- キ 個別避難計画策定状況

(2) 名簿の更新

原則として、年1回は避難行動要支援者名簿の追加、更新等を行うとともに、適宜、

本人又は関係者の届出により最新の情報に更新する。

(3) 名簿情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿について、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても活用に支障が生じないよう適切な管理に努める。また、平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、デジタル技術を活用した情報管理の方法などについて、積極的に検討する。

避難行動要支援者名簿の提供に関しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 避難行動要支援者名簿は関係機関共有方式とし、避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 避難行動要支援者名簿を提供する場合は、個人情報の取扱いについて記した協定書を取り交わし、守秘義務を確保する。

(4) 避難支援等関係者等への名簿情報の提供

市は、次に掲げる避難支援等関係者に対し、原則、個人情報の取扱いに関する協定書を締結した上で、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

なお、名簿情報を提供することにより、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

- ① 一定地域の住民によって組織される町内会・自治会や区、コミュニティ
- ② 市内の各自主防災組織
- ③ 廿日市市社会福祉協議会
- ④ 廿日市市民生委員児童委員協議会
- ⑤ 廿日市市消防団
- ⑥ 廿日市警察署
- ⑦ その他市長が情報提供することが適当であると認めた団体

(5) 個別避難計画書の策定

ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、廿日市市社会福祉協議会、民生委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携・協力して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、避難経路及び避難先の環境等、地域特有の課題等に留意するものとする。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

エ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ都道府県警察、民生委員・児童委員、廿日市市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努める。

キ 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第4 要配慮者への啓発・防災訓練

1 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

また、市は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努める。

2 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

第5 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

1 避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な

防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成する。

2 避難確保計画の作成・変更に関する市長への報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告する。

3 避難訓練

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

要配慮者利用施設から避難訓練の実施に関する協力依頼があった場合は、関係各課が連携して支援する。

第7項 住宅対策

活動方針

災害時において、二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を迅速に行えるよう、平常時より体制整備等の準備を進める。また、災害により自宅が被害を受けた者に対して、応急仮設住宅の供与や公営住宅等の提供が迅速に行えるよう、平常時より準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 被災建築物応急危険度判定における実施体制の整備	建設部 建築指導課
第2 被災宅地危険度判定における実施体制の整備	建設部 建設総務課
第3 応急仮設住宅建設予定地の選定	建設部 住宅政策課
第4 公営住宅等を避難用住居としてあつせんできる住宅のリスト作成	

該当資料・様式

資料22 応急仮設住宅建設候補地一覧
資料34 公園一覧表

第1 被災建築物応急危険度判定における実施体制の整備

発災時に被災建築物応急危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。

第2 被災宅地危険度判定における実施体制の整備

発災時に被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努める。

第3 応急仮設住宅建設予定地の選定

応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握・選定するよう努める。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第4 公営住宅等を避難用住居としてあつせんできる住宅のリスト作成

被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるよう、住宅についてリストを作成しておく。

第8項 消防体制の整備

活動方針

災害時において、消防活動を迅速に行うために、平常時より、施設・設備等の整備や体制整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 消防施設・設備等の整備	消防本部
第2 消防活動体制の整備	
第3 危険物等災害への備え	

該当資料・様式

資料2-5 消防機械配置一覧表
 資料2-6 消防施設一覧
 資料2-7 消防水利の状況
 資料2-8 管径別消火栓

第1 消防施設・設備等の整備

「廿日市市消防計画」による。

第2 消防活動体制の整備

市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておく。

- (1) 災害発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。
- (2) 災害発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。
- (3) 災害発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
- (4) 災害発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。
- (5) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。
- (6) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。
- (7) 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

第3 危険物等災害への備え

災害の発生に備え、関係法令の遵守に努める一方、市は事業所等に対して、必要な助言指導を行う。

第9項 水防体制の整備

活動方針

警戒段階及び発災段階において、水防活動を迅速に進めるため、平常時より、施設・設備等の整備や体制整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 水防施設・設備等の整備	産業部 農林水産課、建設部 建設総務課、維持管理課、下水道経営課、下水道建設課、各支所
第2 水防体制の確立	

該当資料・様式

資料14 水防注意箇所（河川）
 資料15 水防注意箇所（ため池）
 資料16 調整池一覧表
 資料17 雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表
 資料39 水防資機材保管一覧表

第1 水防施設・設備等の整備

主要河川の沿岸、その他重要水防区域、注意箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な土のう袋、スコップ、掛矢等の水防資機材を備蓄するとともに、毎年資機材の整備を実施する。

第2 水防体制の確立

「廿日市市水防計画」による。

第10項 救急・救助体制の整備

活動方針

災害時において、救急・救助活動を迅速に行うために、平常時より、体制整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 救急・救助体制の確立	消防本部

第1 救急・救助体制の確立

災害時には、建物の倒壊、看板等の落下、浸水等により多数の救助・救急事故の発生が予想される。また、吉和地域については、豪雪等により、宮島地域については、台風等の波浪により孤立状態に陥る可能性があり、こうした事態の中で、重篤な救急患者等が発生することもあると予想される。このため、災害時の救助・救急事故に対処できるよう次の対策を講ずる。

- (1) 関係機関と連携しながら、救急隊の配備や、必要な資機材の充実整備等、救助・救急体制の整備に努める。
- (2) 高規格救急車の整備及び救急救命士の養成に努め、救急体制の確立を図る。

第11項 医療救護体制の整備

活動方針

災害時には、洪水、建物の倒壊、窓ガラス、看板などの落下等により多数の負傷者の発生が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。さらに、吉和地域においては、豪雪等により、宮島地域においては、台風等の波浪により孤立状態に陥る可能性もある。このため、災害時に医療救護・助産活動が円滑に遂行できるよう、事前に対策を講ずる。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 応急医療体制の整備	健康福祉部 健康福祉総務課
第2 資機材の供給体制の確立	
第3 市民に対する応急手当知識等の普及	消防本部

該当資料・様式

資料35 廿日市市内医療機関一覧
 資料36 災害拠点病院
 協定6 災害時における施設の利用に関する覚書（日本赤十字広島看護大学）
 協定16 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人佐伯地区医師会）

第1 応急医療体制の整備

医師会等との間において、災害時における連絡方法（災害時優先電話、その他情報通信設備の整備）及び連絡内容（病院施設の被害、医療救護班の派遣の有無、医薬品・医療資機材調達の有無、後方医療機関への搬送の有無など）を事前に確認し、災害時に迅速に連携できる体制を整備しておく。

また、災害拠点病院及び災害時協力病院において初期救急医療が行えるよう、保健所、災害拠点病院及び災害時協力病院と連携を密にする。

第2 資機材の供給体制の確立

災害時に必要とする医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努める。

第3 市民に対する応急手当知識等の普及

市民に対して、応急手当に関する知識と技術の普及に努める。

第12項 遺体の処理・埋火葬の体制整備

活動方針

災害によって行方不明者又は死傷者が多数発生した場合において、行方不明者の捜索及び遺体の収容、遺体収容所の開設、処理及び火葬等を迅速に行えるよう、平常時より捜索収容班・検案班等の編成、事業所との協定締結等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 捜索収容班編成に対する備え	健康福祉部 生活福祉課
第2 検案班編成に対する備え	
第3 民間事業者との協定締結	
第4 遺体安置所の選定	

該当資料・様式

様式19 遺体の捜索状況記録簿
 様式20 遺体処理台帳
 様式21 埋葬台帳

第1 捜索収容班編成に対する備え

行方不明者の捜索及び遺体の収容に対しては、捜索収容班を編成することとしているが、捜索収容班として想定する者を事前に指定し、安否確認方法の手順を事前にマニュアル化しておく。また、警察・消防・海上自衛隊・海上保安部等との連携体制を構築しておく。

第2 検案班編成に対する備え

遺体の検案を行うに際して、医師会及び関係医療機関の協力に基づき、検案班を編成することとしているが、検案班が処理すべき事項・手順を事前にマニュアル化しておく。また、医師会及び関係医療機関等との連携体制を構築しておく。

第3 民間事業者との協定締結

棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第4 遺体安置所の選定

大規模災害時においては多くの身元不明の遺体が発生することが予想されるため、平常時から遺体安置所（寺院・公共施設等）を確保・選定しておく。

第13項 重要道路確保・輸送体制の整備

活動方針

災害時において、人員及び物資の輸送は応急対策活動の基幹となるもので、より迅速に重要道路を確保し、輸送車両を調達することが重要となる。そのため、平常時より、重要道路の啓開・復旧体制の充実等を図り、緊急輸送車両の事前届出等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 重要道路の指定・追加	建設部 建設総務課、維持管理課
第2 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	消防本部
第3 重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進	建設部 建築指導課
第4 輸送車両等運用・調達計画の策定	総務部 総務課
第5 緊急通行車両等の事前届出	
第6 民間車両等の協定締結	
第7 ヘリコプター離発着体制の整備	消防本部

該当資料・様式

資料23 臨時ヘリポート設置箇所一覧表
 資料37 救援物資集積拠点
 資料40 陸上建設機械等一覧表
 資料41 災害対策車両協力依頼先
 協定39 災害時等における車両提供に関する協定書（吉和神楽団）
 様式22 緊急輸送車両確認申出書
 様式23 規制除外車両事前届出書

第1 重要道路の指定・追加

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。そのため、災害発生時の緊急啓開体制を迅速に行うよう、平常時から重要道路を以下の基準に基づき指定・追加する。

- (1) 消火活動、救出活動上重要な道路
- (2) 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- (3) 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- (4) 広域応援受入れ上必要な道路

第2 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をと

り、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

また、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第3 重要道路沿いの建築物に対する耐震化の促進

広島県耐震改修促進計画により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等を踏まえ、廿日市市耐震改修促進計画（第3期計画）により、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

第4 輸送車両等運用・調達計画の策定

災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画をあらかじめ策定する。本計画には、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定する。

第5 緊急通行車両等の事前届出

1 緊急通行車両

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するもので、①市が保有する車両、②市との契約等により常時市等の活動のために使用される車両、③市が災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両について、次のとおり、緊急通行車両の事前届出を行い、交通規制がなされた場合でも円滑に通行できるようにしておく。

(1) 事前届出者

事前届出を行うことができる者は、当該車両を使用して行う業務について責任を有する者又は代行者

(2) 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署

(3) 事前届出に必要な書類

- ① 当該車両の自動車検査証の写し（1通）
- ② 契約等により災害応急対策等に従事する車両にあつては当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（指定行政機関等の上申書、輸送協定書、覚書等）
- ③ 緊急通行車両確認申出書（車両1台につき2通）

2 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両である規制除外車両について、(1)の事前届出対象車両に該当する事業者等に対して、事前届出を促す。

(1) 事前届出の対象車両

- ① 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）

- ② 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該企業が使用する車両
 - ③ 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
 - ④ 建設用重機
 - ⑤ 道路啓開作業車両
 - ⑥ 重機輸送用車両（建設用重機と同一の利用者に限る。）
- (2) 事前届出先
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署
- (3) 事前届出に必要な書類
- ① 規制除外車両事前届出書
 - ② 自動車検査証の写し
 - ③ (1) ①の場合、医師・歯科医師免許又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
 - ④ (1) ②の場合、使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
 - ⑤ (1) ③の場合、車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
 - ⑥ (1) ④、⑤、⑥の場合、車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの。⑥は重機を積載した状況のもの）

第6 民間車両等の協定締結

応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社など）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。総務課は、その計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進める。また、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両等の事前届出について指導する。

同時に、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

第7 ヘリコプター離発着体制の整備

緊急時のヘリコプター離発着場を平常時から確保しておくとともに、自衛隊等防災関係機関等が指定するヘリコプター離発着場予定地を把握し、市民への周知、障害物の除去等に努める。

第14項 給水体制の整備

活動方針

災害時において、被災者に対して飲料水を確保するために、平常時より、水道施設の耐震化や給水体制の整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 給水に関する安定性の向上	広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 業務課、工務維持課
第2 応急復旧体制の整備	
第3 応急給水体制の整備	総務部 危機管理課、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 業務課、工務維持課
第4 広域応援体制の整備	広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 業務課、工務維持課

該当資料・様式

資料47 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

協定31 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書（株式会社伊藤園）

第1 給水に関する安定性の向上

災害時に備えて、水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努める。

第2 応急復旧体制の整備

医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討しておく。

第3 応急給水体制の整備

1 給水能力の把握

あらかじめ市内水道施設の災害時の応急給水を考慮し、予備水源等緊急時に確保できる水量・水質について調査し、把握しておく。

2 給水用資機材の整備

必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

3 迅速な緊急対応体制の確立

他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画を策定するとともに、訓練を実施する。特に、災害拠点病院や災害時協力病院、透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

4 井戸水の活用

大規模な災害が発生し、断水が長期化した場合に備え、「災害時協力井戸」の登録を推進する。

第4 広域応援体制の整備

水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、日本水道協会広島県支部の正会員及び広島県水道広域連合企業団の各事務所等の相互間で行う応援体制を整備している。

第15項 食糧・生活必需品供給体制の整備

活動方針

災害時において、被災者に対する食糧や生活必需品の確保・供給が迅速に行われるよう、平常時から、備蓄、調達体制の確立、物流体制の整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 食糧・生活必需品等の備蓄	総務部 危機管理課
第2 緊急調達体制の確立	総務部 危機管理課、生活環境部 市民課
第3 物流体制の整備	健康福祉部 健康福祉総務課
第4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	総務部 危機管理課、生活環境部 市民課、健康福祉部 健康福祉総務課

該当資料・様式

資料21 備蓄計画
 資料37 救援物資集積拠点
 協定30 災害時における提供協力に関する協定書（株式会社アペックス西日本）
 協定32 災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給の協力に関する協定書（株式会社イズミ）
 協定33 災害時における避難所等への食糧供給に関する協定書（越智製パン株式会社）
 協定34 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ひろしま）

第1 食糧・生活必需品等の備蓄

各家庭・企業は、食糧・飲料水及び生活必需品について、3日分程度を備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資及び資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行う。

第2 緊急調達体制の確立

災害時における応急救助物資及び食糧・生活必需品等に対して、備蓄物資のみでは不足することを想定し、大手スーパーやコンビニ等民間流通業者等と協力協定を締結するよう努める。また、年1回、協定先担当者と供給可能な数量、保管場所、物資集積拠点等への配送、その他調達する際の留意点等について確認するよう努める。

第3 物流体制の整備

物資の集積拠点を事前に決めておくとともに、災害時の救援物資に関する仕分け・管理・避難所等への配送の方法について事前に決めておく。

その際、民間物流業者等との協力協定の締結も検討するとともに、年1回、協定先担当者と作業手順や留意点等の確認に努める。

また、災害時の体制整備を確立するため、上記の内容を踏まえ、危機管理課と連携して、市民課は食糧の調達・配分マニュアル、健康福祉総務課は生活必需品の調達・配分マニュアルを作成するとともに、調達から集積拠点での仕分け・管理、避難所等への配送など一連の手順を確認するため、図上訓練等を実施する。

第4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

市は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食糧・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

第16項 防疫・保健衛生体制の整備

活動方針

災害発生時における感染症患者等の発生を想定し、感染症の発生及びまん延を防ぐために、平常時より防疫体制の確立、防疫用薬剤等の確保に努める。また、被災者の健康状態を維持するため、平常時より体制整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 防疫体制の確立	健康福祉部 健康福祉総務課 地域共生社会推進室
第2 防疫用薬剤等確保体制の確立	
第3 保健活動体制の整備	

第1 防疫体制の確立

災害発生時には、感染症患者等の発生が予測されるため、次の事項を内容とする防疫体制の確立を図る。

- (1) 感染症患者の医療体制の確立
- (2) 消毒体制の確立
- (3) 感染症等に関する知識の普及

第2 防疫用薬剤等確保体制の確立

防疫活動に必要な薬剤等については、必要に応じて備蓄し、不足時には広島県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、県から供給が受けられるよう、災害時における調達手段を確認しておく。

第3 保健活動体制の整備

早期に健康相談等保健活動が実施できるよう平常時より体制の整備に努める。なお、健康相談では被災者の健康管理と併せて、避難所の環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対する積極的な予防活動を行うよう準備しておく。

第17項 し尿及び廃棄物処理・収集体制の整備

活動方針

災害時において、し尿及び災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理できるようにするため、平常時より、体制整備等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 災害廃棄物の処理体制の整備	生活環境部 循環型社会推進課、建設部
第2 障害物除去に関する資機材・人員の確保	
第3 仮設トイレ等の調達体制の確立	総務部 危機管理課、生活環境部 循環型社会推進課
第4 し尿処理に係る広域応援体制の整備	生活環境部 循環型社会推進課

該当資料・様式

資料40 陸上建設機械等一覧表
 協定20 災害時における被災車両の撤去等に関する協定（社団法人日本自動車連盟中国本部）
 協定21 災害時における応急措置等の協力に関する協定（廿日市市建設協会外）
 協定22 災害時における応急措置等の協力に関する協定（廿日市市造園緑化建設業協会）
 協定38 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）
 協定40 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書（株式会社キロク）

第1 災害廃棄物の処理体制の整備

1 災害廃棄物処理計画に基づく体制の確立

廿日市市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害により発生する災害廃棄物の迅速且つ適正な処理体制を構築する。

2 仮置場の選定

大規模災害時においては短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合が想定される。そこで、発災時の災害廃棄物の発生量を環境省の災害廃棄物対策指針に基づき推計し、以下の点を留意して、一時保管するための仮置場の候補地をあらかじめ確保しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障がないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2 障害物除去に関する資機材・人員の確保

有事の際は、建設部と連携を図り、速やかに必要な資機材及び人員を確保する。

第3 仮設トイレ等の調達体制の確立

仮設トイレについては、早急に関係業者等との協定化を図り、被災した際には、業者が迅速・自動的に設置できるようにするとともに、仮設トイレ設置までの緊急用として携帯（防災用）トイレ約3日分を県及び協定団体と連携して備蓄する。

第4 し尿処理に係る広域応援体制の整備

日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第18項 文教対策

活動方針

災害発生時において、園児・児童及び生徒の安全確保はもちろん、応急教育活動の確保について万全を期するため、平常時より、防災教育の実施、応急教育対策計画の策定等の準備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 危機管理マニュアル（保護対策計画）の策定	各学校、保育園、幼稚園
第2 危機管理マニュアル（事前措置対策計画）の策定	
第3 危機管理マニュアル（応急教育計画）の策定	
第4 園児・児童・生徒に対する防災教育	
第5 学校施設の耐震化	教育部 教育総務課
第6 文化財の保護	教育部 文化財課
第7 地域の避難所となる場合の対策	各施設

該当資料・様式

資料50 市内指定文化財

協定7 避難所施設利用に関する協定書（市内の広島県立高等学校）

第1 危機管理マニュアル（保護対策計画）の策定

学校、保育園及び幼稚園（以下「学校等」という。）の管理者（以下「校長等」という。）は、生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難誘導等の対策を具体的に定める。

- (1) 生徒等の生命及び身体の安全確保を最優先とすること。
- (2) 廿日市地域防災計画等を踏まえた対策計画であること。
- (3) 交通機関の運行状況について十分配慮した対策計画であること。
- (4) 学校等の所在する地区の諸条件を考慮した対策計画であること。
- (5) 生徒等の行動基準及び学校や教職員の対処、行動を明確にすること。
- (6) 全教職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にすること。
- (7) 緊急連絡等ができない事態を想定して、特に、生徒等の引き渡し等については、保護者に十分理解されている対策計画であること。
- (8) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

第2 危機管理マニュアル（事前措置対策計画）の策定

校長等は、大地震の発生に備え危険箇所の補強、消火器、非常口等の定期点検の実施、避難訓練等を実施するとともに、理化学実験用薬品類等の安全保管、非常持ち出し書類等の事前措置対策計画の策定を行う。

第3 危機管理マニュアル（応急教育計画）の策定

災害時において学校教育の実施に万全を期するため、校舎・通学路等の安全確認、授業スペースの確保、指導体制の整備、学用品等の供与に努めるとともに応急教育計画の策定を行う。

第4 園児・児童・生徒に対する防災教育

1 学校教育における防災教育

児童・生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、平素から児童、生徒の発育段階及び地区の実態等に応じた、必要な防災教育を行う。

(1) 安全指導

- ① 教育課程の中で災害の種類、原因、実態及びその対策等防災関係の知識を習得させる。
- ② 登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ異常気象時における通学路の点検及び地区の情報の収集方法、児童、生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校ごとに作成し、児童、生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

(2) 防災訓練

児童、生徒及び教職員の防災意識の高揚と災害時に迅速かつ適切な避難行動等がとれるよう学校行事等の一環として、災害種別に応じた防災訓練を実施する。

(3) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催物等の見学を行う。

2 幼稚園、保育園における教育

学校における防災教育に準じ園児の発育段階に応じた防災教育を行う。

第5 学校施設の耐震化

文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、構造体及び吊り天井の耐震化を完了しており、引き続き適切な維持管理を行う。

また、建物の老朽化対策を中心として、天井材や内・外装材等の非構造部材の耐震対策について、引き続き取り組むものとする。

第6 文化財の保護

市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図ることを、廿日市市文化財保存活用地域計画に盛り込む。

第7 地域の避難所となる場合の対策

- (1) 避難所運営管理者等、自主防災組織及び学校又は社会教育施設の管理者等は、協議の上、避難所としての使用に備え、受入場所及び受入人員等の利用計画を作成する。
- (2) 学校又は社会教育施設の管理者は、市と協議の上、飲料水及び非常用食糧の備蓄等に努める。

第19項 罹災証明書の交付体制の整備

活動方針

災害時において、罹災証明書の交付が迅速に行われるよう、平常時より、実施体制の整備を進める。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 罹災証明書交付業務に係る実施体制の整備	総務部 危機管理課、課税課

該当資料・様式

協定5 1 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）
様式4 3 罹災証明書

第1 罹災証明書交付業務に係る実施体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第20項 観光客対策

活動方針

世界有数の観光地である宮島をはじめとする本市内の観光地に滞在中、観光客が災害に遭遇したときに、安全を確保し、安心して帰路につけるよう、平常時より、観光に携わる各種団体と連携・協力のうえ、対策を講ずる。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 避難情報の提供	産業部 観光課
第2 一時滞在施設の確保	

第1 避難情報の提供

災害時に、観光客に対して適切な情報を提供するために、必要な地域には外国語を併記した標識などの整備を進めるとともに、パンフレットの作成・配布や外国語による広報などを積極的に推進する。また、外国語に堪能な市民の協力を得られるよう、あらかじめ協力体制をとる。

第2 一時滞在施設の確保

交通手段の途絶等で観光客が移動できない場合を想定し、宿泊・集会施設事業者と提携を進め、観光客が一時滞在できる体制を構築する。

第21項 職員の災害対応能力の向上

活動方針

災害時において、災害対策本部が迅速かつ的確に運営されるよう、また各部班における災害対応業務が迅速かつ的確に行われるよう、平常時より、職員の災害対応能力の向上に関する対策を講ずる。

項目及び担当部課等

項目	担当部課等
第1 防災研修・訓練等の実施	総務部 危機管理課
第2 職員の家庭における安全確保対策の徹底	全職員
第3 災害救助法の習熟	健康福祉部 健康福祉総務課
第4 職員の各専門活動マニュアルの作成	関係課

第1 防災研修・訓練等の実施

災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動しうるよう職員に対して下記を実施する。

1 防災業務の確認

各課においては、少なくとも年1回、以下の項目について確認する。なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、定期的に実技修得演習を実施する。

- (1) 各課の災害予防事務及び災害応急対策事務の確認
- (2) 各課の初動時における活動要領の確認

2 研修・講習会の実施

危機管理課は、必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を受講させる。

3 図上訓練の実施

災害時に迅速に対応できるよう、災害対策本部運営訓練、避難所開設・運営訓練等の図上訓練を年1回以上実施する。

第2 職員の家庭における安全確保対策の徹底

市職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意等の安全確保対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促し、職員や家族が被害を受けることを防ぐ。

第3 災害救助法の習熟

健康福祉総務課は、第3章第2節第3項「災害救助法の適用」に示された災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領の習熟を図り、それに対応した体制を整備する。

第4 職員の各専門活動マニュアルの作成

危機管理課は、発災後において職員が迅速に初動活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法等を記した初動活動マニュアルを作成するとともに、職員の異動等に伴い、毎年修正する。また、災害警戒本部及び災害対策本部設置時に災対事務局で行う業務をまとめた災対事務局業務マニュアルを作成し、必要に応じて見直しを行う。

関係各課は、応急対策活動の際に迅速に対応できるよう、活動マニュアル（名称は仮称）を作成し、必要に応じて見直しを図る。

また、災害対策連絡会議において、定期的にマニュアル整備状況の確認を行う。

【関係各課の専門活動マニュアル（例）】

- （1）広報マニュアル<危機管理課・プロモーション戦略課>
- （2）医療救護活動マニュアル<健康福祉総務課>
- （3）避難所開設・運営マニュアル<危機管理課>
- （4）福祉避難所設置運営マニュアル<健康福祉総務課>
- （5）避難行動要支援者避難支援プラン<健康福祉総務課>
- （6）要配慮者利用施設等の支援対応マニュアル<高齢介護課・障害福祉課・健康福祉総務課・こども課・学校教育課>
- （7）児童・生徒引き渡し対応マニュアル<学教教育課>
- （8）緊急道路確保マニュアル<建設総務課・維持管理課>
- （9）食糧の調達・配分マニュアル<市民課>
- （10）生活必需品の調達・配分マニュアル<健康福祉総務課>
- （11）遺体処理マニュアル<生活福祉課>
- （12）し尿処理マニュアル<循環型社会推進課>
- （13）災害廃棄物処理マニュアル<循環型社会推進課>
- （14）防疫・保健衛生マニュアル<健康福祉総務課>
- （15）被災建築物応急危険度判定実施マニュアル<建築指導課>
- （16）被災宅地の調査・危険度判定危険度判定実施マニュアル<建設総務課>
- （17）応急仮設住宅確保マニュアル<住宅政策課・営繕課>
- （18）応急教育マニュアル<学校教育課>
- （19）義援金・義援物資の受入れ・配分マニュアル<健康福祉総務課>
- （20）罹災証明書交付マニュアル<危機管理課・課税課>
- （21）危機管理計画マニュアル<広島県水道広域連合企業団廿日市事務所業務課・工務維持課>

【参考】各専門活動マニュアルに記載すべき災害時実施項目例及び平常時準備項目例一覧

マニュアル名	災害時実施項目例	平常時準備項目例
広報マニュアル	○広報手段の被害把握 ○発災初期の広報 ○生活支援に係る広報	○情報伝達手段の確保 ○情報伝達手段の操作習熟 ○広報案文の作成
医療救護活動マニュアル	○医療機関、医薬品、医療資機材等の被害把握 ○救護班の編成、救護所の設置等初期医療活動の実施 ○後方医療活動の応援要請	○医療関係機関の連携体制の確立 ○広域的な後方支援体制の確立 ○医療資機材の確保と調達体制の確立
避難所開設・運営マニュアル	○避難所施設の安全確認 ○避難所の開設 ○避難者受入れ ○避難所運営、生活環境維持 ○避難所の閉鎖	○避難所の適正配置、必要収容者数の確保 ○避難所機能の環境整備 ○避難所管理者との連絡体制構築 ○迅速な避難所開設に向けた体制作り・訓練
福祉避難所設置運営マニュアル	○福祉避難所施設の安全確認 ○福祉避難所の開設 ○避難者受入れ ○福祉避難所運営 ○福祉避難所の閉鎖	○福祉避難所及び必要物資の整備 ○要配慮者に配慮した運営体制の整備・訓練
避難行動要支援者避難支援プラン	○要支援者への情報伝達、避難行動支援及び安否確認 ○避難行動要支援者対策チームの設置 ○発災後の報告	○避難行動要支援者名簿の作成、避難支援団体への名簿提供 ○個別避難計画の作成、活用、更新 ○地域における避難支援体制の構築、防災訓練
要配慮者利用施設等の支援対応マニュアル	○社会福祉施設入所者の安否確認、避難誘導 ○要配慮者の実態調査（健康状態、ニーズ把握） ○福祉避難所への移送	○社会福祉施設管理者との連絡体制構築 ○災害時の安否確認・避難誘導体制の整備
児童・生徒引き渡し対応マニュアル	○児童・生徒の安否確認 ○保護者への引き渡し方法 ○一時保護の考え方（帰宅困難児童生徒への対応）	○保護者との緊急連絡体制の確立 ○食糧、水等の備蓄 ○待機及び宿泊場所等の確保
緊急道路確保マニュアル	○道路被災状況の把握 ○交通規制 ○道路交通の確保 ○応急補修工事の施工	○本市以外の道路管理者及び警察との連絡体制の整備 ○緊急輸送道路の応急復旧優先順位の決定

マニュアル名	災害時実施項目例	平常時準備項目例
	○道路交通傷害物件の除去 ○応援の要請・受入	○建設業者等との応急復旧体制の調整 ○緊急通行車両の事前届出、確認 手続作成
食糧の調達・ 配分マニ ュアル	○避難者情報等の把握、必要物資量の算定 ○物資調達・配分計画の策定 ○物資集配拠点における物資の荷下ろし・荷 捌き等の体制構築 ○物資集配拠点から避難所等への物資の搬送 ○避難所等での物資の配布 ○物資受入に係る記録簿の作成	○食糧の備蓄 ○物資集配拠点、物資搬送ルート 等の検討 ○物資調達・流通等に係る協定締 結
生活必需品の 調達・配分マ ニュアル	○避難者情報等の把握、必要物資量の算定 ○物資調達・配分計画の策定 ○物資集配拠点における物資の荷下ろし・荷 捌き等の体制構築 ○物資集配拠点から避難所等への物資の搬送 ○避難所等での物資の配布 ○物資受入に係る記録簿の作成	○生活必需品の備蓄 ○物資集配拠点、物資搬送ルート 等の検討 ○物資調達・流通等に係る協定締 結
遺体処理マニ ュアル	○死者発生状況の把握 ○遺体の検案 ○資機材の調達 ○遺体の身元確認、安置 ○遺体の記録・対処 ○遺体の搬送 ○遺体の火葬、埋葬 ○他都市への協力要請	○遺体安置所の確保 ○遺体の搬送体制の整備 ○棺・ドライアイス等の調達先の 確保 ○遺体の火葬対応先の確保
し尿処理マニ ュアル	○避難者数の把握と仮設トイレ調達 ○仮設トイレの設置 ○し尿収集処理体制	○携帯トイレの備蓄 ○仮設トイレ対策の策定 ○避難者数の把握方法 ○関係業者との協力体制構築
災害廃棄物処 理マニユアル	○処理施設の被害状況把握 ○災害廃棄物処理量の推計 ○解体作業の実施 ○仮置場の確保・搬入 ○収集運搬車両の確保 ○災害廃棄物処理の実施 ○他都市への協力要請	○関係業者との協力体制構築 ○広域応援体制の整備 ○仮置場内の配置計画 ○運搬経路の確認 ○案内板等掲示物の設置計画
防疫・保健衛	○避難所等の既設トイレ、仮設トイレ設置場	○消毒剤、資機材の備蓄

マニュアル名	災害時実施項目例	平常時準備項目例
生マニュアル	所の状況把握 ○薬剤、資機材等の調達 ○避難所に対する消毒実施、避難者等への防疫指導 ○他都市への協力要請	
被災建築物応急危険度判定実施マニュアル	○被災建築物応急危険度判定の実施判断 ○判定実施計画の作成 ○判定作業の準備（調査員の確保・班編成、地区割、他都市への応援要請等） ○市民への広報（住家被害認定等の違い等含む） ○判定の実施 ○判定結果の周知	○土地家屋現況図、住宅地図、判定調査シート、判定実施マニュアル等の準備 ○建築士会等協力体制の構築 ○判定資機材の備蓄
被災宅地危険度判定実施マニュアル	○被災宅地危険度判定の実施判断 ○判定実施計画の作成 ○判定作業の準備（調査員の確保・班編成、地区割、他都市への応援要請等） ○市民への広報 ○判定の実施 ○判定結果の周知	○土地家屋現況図、住宅地図、判定調査シート、判定実施マニュアル等の準備 ○判定資機材の備蓄
応急仮設住宅確保マニュアル	○応急仮設住宅の建設 ○応急仮設住宅の入居者の公募、入居手続き ○市営住宅、民間賃貸住宅の借上げによる住宅の確保 ○市営住宅、民間賃貸住宅の入居者の公募、手続き	○応急仮設住宅用地候補の確保
応急教育マニュアル	○校舎・通学路等の安全確認、授業スペースの確保 ○指導体制の整備、危機管理マニュアル（応急教育計画）の作成 ○学用品等の供与	○避難所スペースと応急教育スペースの棲み分けの検討・協議
義援金・義援物資の受入れ・配分マニュアル	○被害状況の把握（義援金募集必要性の把握、不足物資の予測） ○義援金・義援物資の募集 ○義援金・義援物資の受入れ・配分	○義援金配分委員会設置要領の策定 ○義援金並びに義援物資の配分基準・手続き・方法等要領の策定
罹災証明書交付マニュアル	○住家被害認定調査の実施 ○罹災台帳の作成 ○罹災証明書交付準備（窓口開設等）	○罹災証明書交付方法の確認 ○住家被害認定調査に係る研修

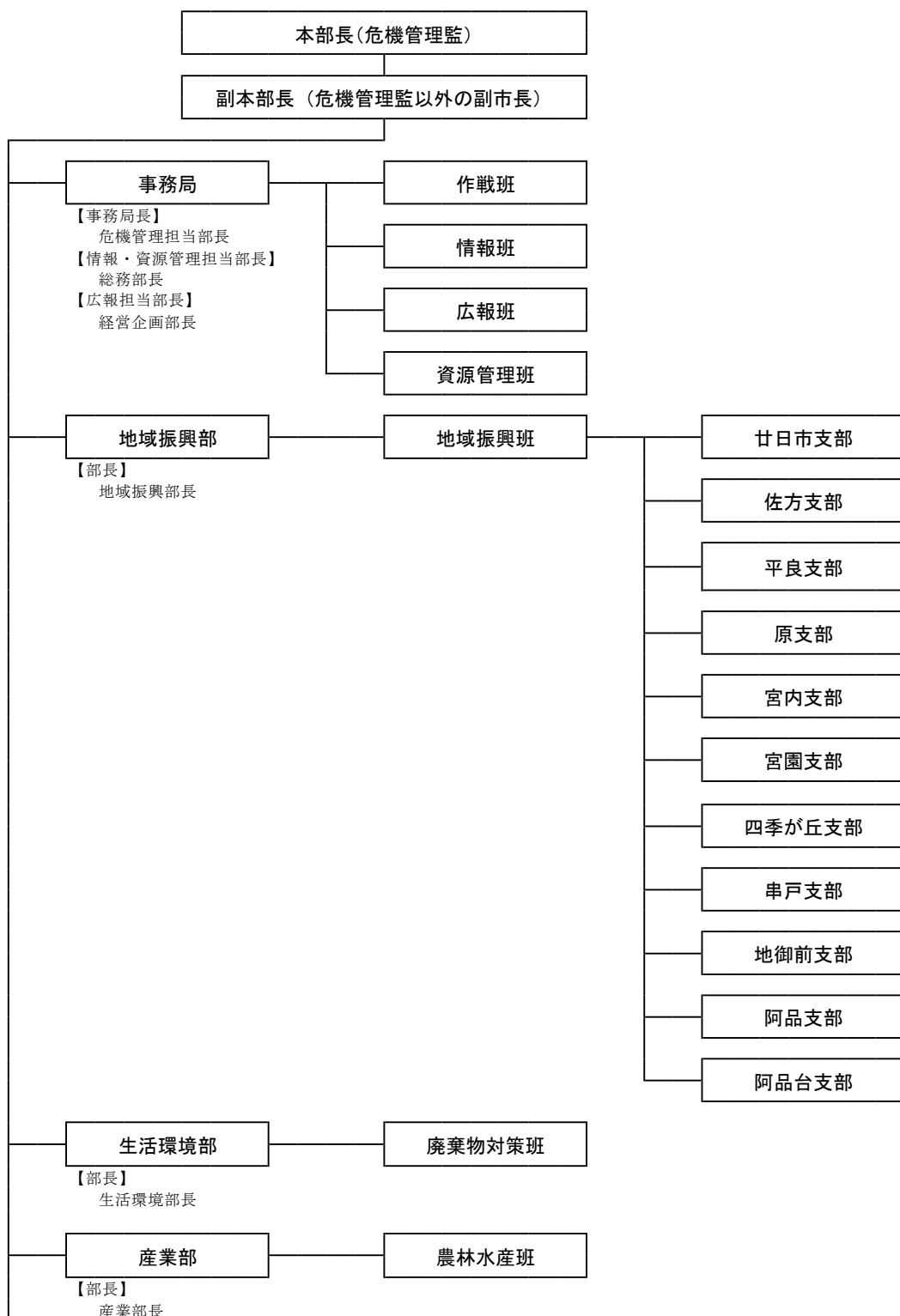
マニュアル名	災害時実施項目例	平常時準備項目例
	○罹災証明書交付受付・再調査申請受付・交付	
危機管理計画 マニュアル	○給水施設の被害状況把握 ○避難者情報等の把握、必要水量の算定 ○給水計画の策定 ○応急給水資機材の確保 ○応急給水の実施 ○応援の要請・受入	○水の備蓄 ○給水拠点・給水エリア・給水ルート等の検討

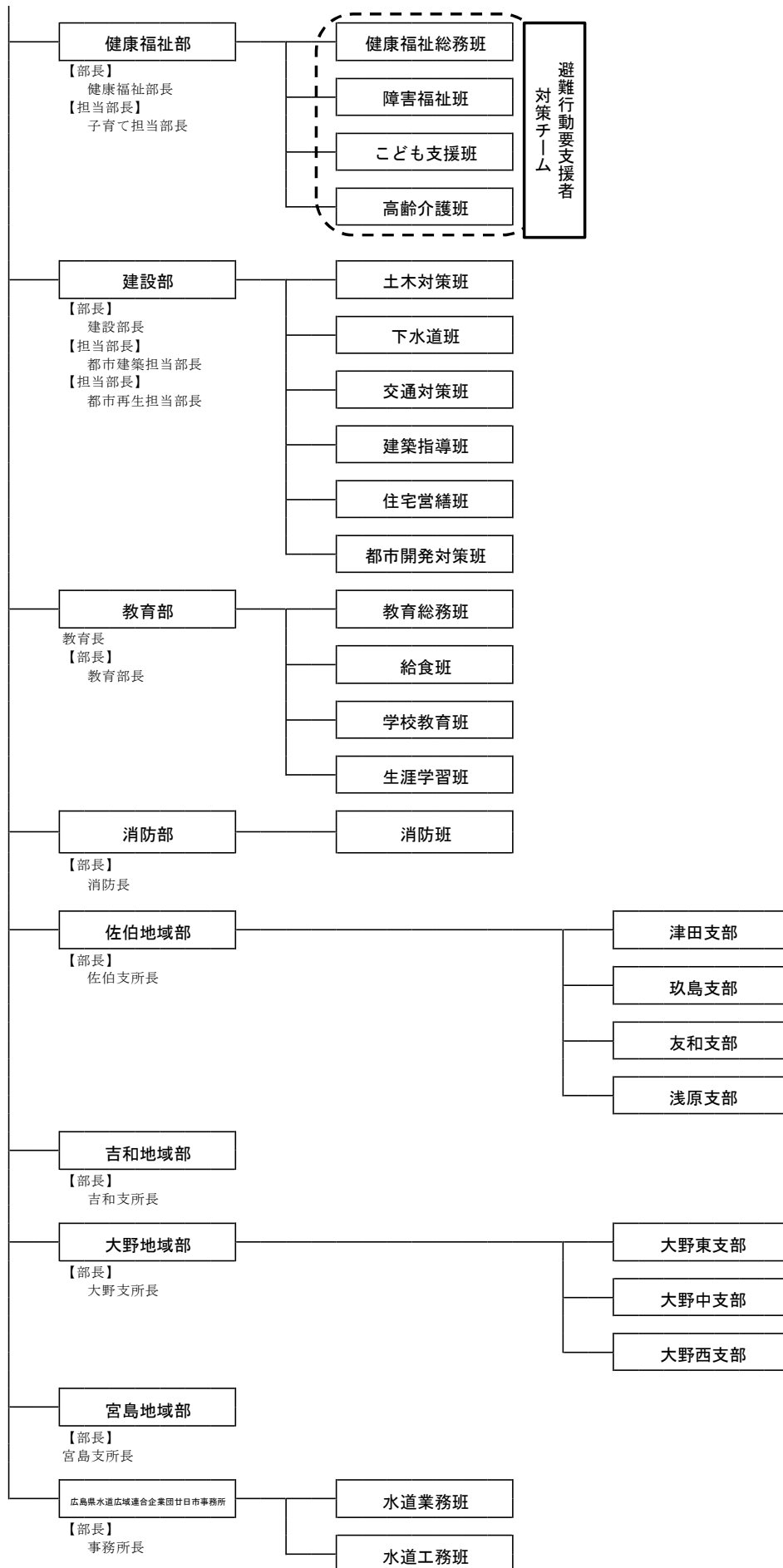
第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策における体制及び業務

第1 災害警戒本部体制

1 組織図





2 事務分掌

部名	災害警戒本部班名	活動項目	該当箇所
事務局	作戦班 ・班長 危機管理課長 ・班員 危機管理課	1 災害警戒本部の統括に関する事。	第3章第2節第1項
		2 災害警戒本部の事務局に関する事。	第3章第2節第1項
		3 災害警戒本部の体制・協議に関する事。	第3章第2節第1項
		4 災害警戒体制の計画・立案に関する事。	第3章第2節第1項
		5 避難情報の発令に関する事。	第3章第4節第1項
		6 自主防災組織との総合調整に関する事。	第3章第4節第1項、第9節第1項
	情報班 ・班長 総務課長 ・班員 総務部 経営企画部	1 気象情報の収集に関する事。	第3章第3節第1項
		2 地震、津波に関する情報の収集に関する事。	第3章第3節第1項
		3 情報通信機器等の対応に関する事。	第3章第3節第2項
		4 災害情報の収集及び取りまとめに関する事。	第3章第3節第3項
	広報班 ・班長 プロモーション戦略課長 ・班員 経営政策課 行政経営改革推進室 プロモーション戦略課	1 市民への情報提供に関する事。	第3章第3節第1、4項、第4節第1項
		2 防災行政無線の放送に関する事。	第3章第3節第1、4項、第4節第1項
		3 報道機関への情報提供に関する事。	第3章第3節第4項
		4 災害に関する各種情報の広報に関する事。	第3章第3節第4項
	資源管理班 ・班長 人事課長 ・班員 総務部 経営企画部	1 災害警戒本部の庶務に関する事。	第3章第2節第1項
		2 職員の動員・調整に関する事。	第3章第2節第1項
		3 公共的団体等との連携等に関する事。	第3章第2節第1項
		4 広島県や防災関係機関との連絡調整に関する事。	第3章第3節第3項
		5 市庁舎及び所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関する事。	第3章第3節第3項
		6 車両の調整に関する事。	第3章第8節第2項
		7 避難所の開設・運営に関する事。	第3章第9節第1項
		8 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関する事。	—
		9 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関する事。	—
地域振興部	地域振興班 ・班長 地域振興課長 ・班員 地域振興課 まちづくり支援課	1 ボランティアの総合調整に関する事。	第3章第5節第4項
		2 支部（廿日市地域）との連絡調整に関する事。	第3章第9節第1項
		3 班内職員の動員・調整に関する事。	—

部 名	災害警戒本部班名	活動項目	該当箇所
生活環境部	廃棄物対策班 ・班長 循環型社会推進課長 ・班員 循環型社会推進課	1 廃棄物の状況調査に関すること。	第3章第11節第3項
		2 班内職員の動員・調整に関すること。	—
産業部	農林水産班 ・班長 農林水産課長 ・班員 農林水産課	1 農林水産物等の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 農地及びため池の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		3 山林及び林業施設の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		4 漁港施設の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		5 班内職員の動員・調整に関すること。	—
健康福祉部	健康福祉総務班 ・班長 健康福祉総務課長 ・班員 健康福祉総務課 生活福祉課	1 社会福祉施設等の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の調整に関すること。	第3章第4節第1、2項
	障害福祉班 ・班長 障害福祉課長 ・班員 障害福祉課	3 避難行動要支援者への情報提供に関すること。	第3章第4節第1、2項
		4 福祉避難所に関すること。	第3章第9節第1項
	こども支援班 ・班長 こども課長 ・班員 こども課	5 避難者の健康管理に関する相談及び連絡調整	第3章第9節第1項
		6 避難行動要支援者対策チーム内職員の動員・調整に関すること。	—
	高齢介護班 ・班長 高齢介護課長 ・班員 高齢介護課	7 職員の子供の保育に関すること。	—
建設部	土木対策班 ・班長 建設総務課	1 道路、橋梁、港湾施設、河川等の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第3節第3項

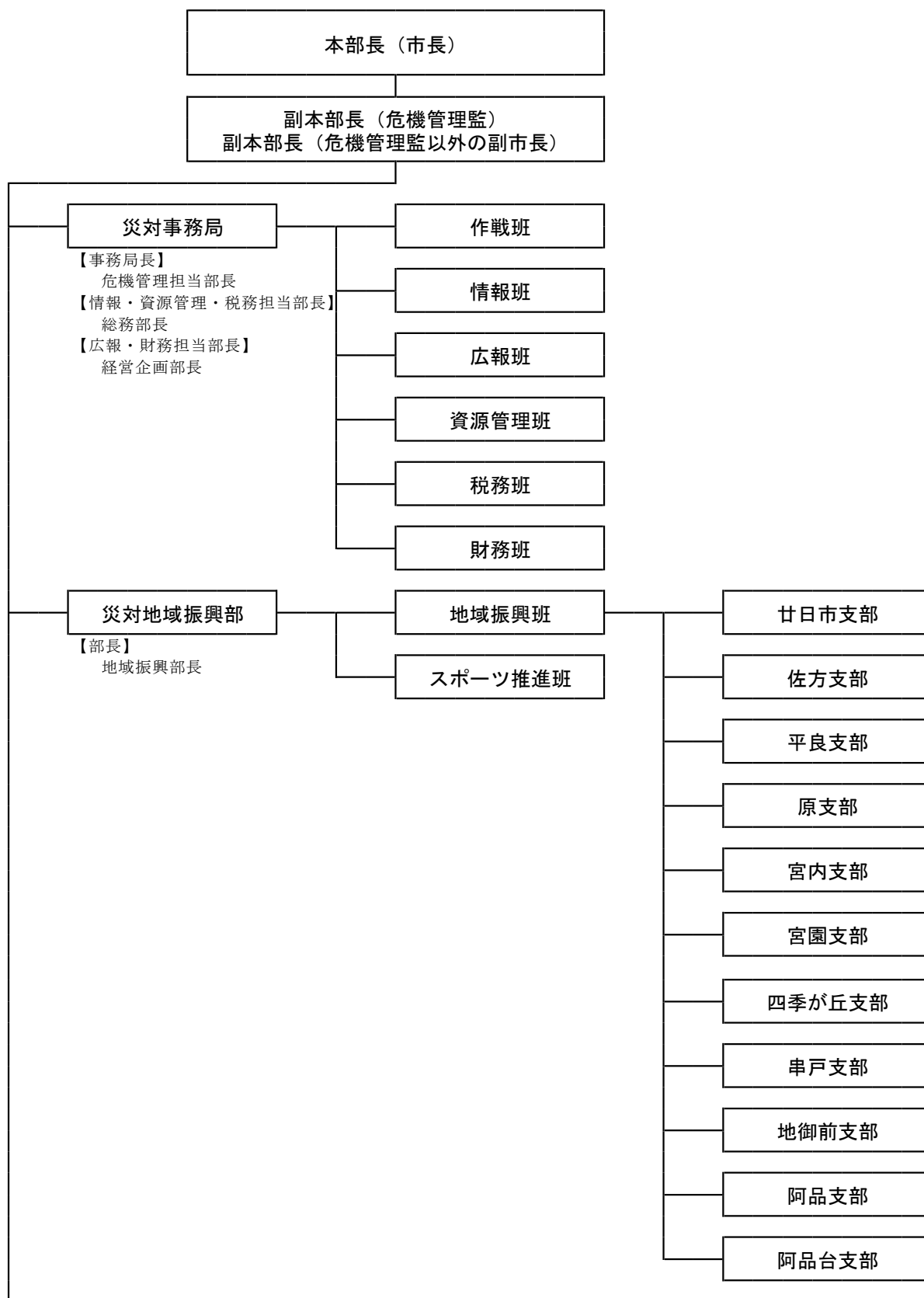
部 名	災害警戒本部班名	活動項目	該当箇所
	・班員 建設総務課 宮島口みなとまちづくり推進課 施設整備課 用地課 維持管理課 都市計画課 都市再生推進室	2 公園施設の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第3節第3項
		3 班内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>下水道班</u> ・班長 下水道経営課長 ・班員 下水道経営課 下水道建設課	1 下水道施設の維持管理に関すること。	第3章第13節第2項
		2 下水道施設の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第13節第2項
		3 班内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>交通対策班</u> ・班長 交通政策課長 ・班員 交通政策課	1 市自主運行バスの災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第3節第4項、第13節第3項
		2 市自主運行バスの運行状況の住民等への広報に関すること。	第3章第3節第4項、第13節第3項
		3 公共交通機関の状況の把握に関すること。	第3章第3節第4項、第13節第3項
	<u>建築指導班</u> ・班長 建築指導課長 ・班員 建築指導課	1 建築物の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項、第9節第2項
		2 班内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>住宅営繕班</u> ・班長 住宅政策課長 ・班員 住宅政策課 営繕課	1 公営住宅等の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第3節第3項、第9節第2項
		2 班内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>都市開発対策班</u> ・班長 都市活力デザイン課長 ・班員 都市活力デザイン課	1 新機能都市開発事業の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	—
		2 未来物流産業団地造成事業の災害予防、応急対策並びに災害応急対策に関すること。	—
教	<u>教育総務班</u>	1 学校施設の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第3章第3節第3項

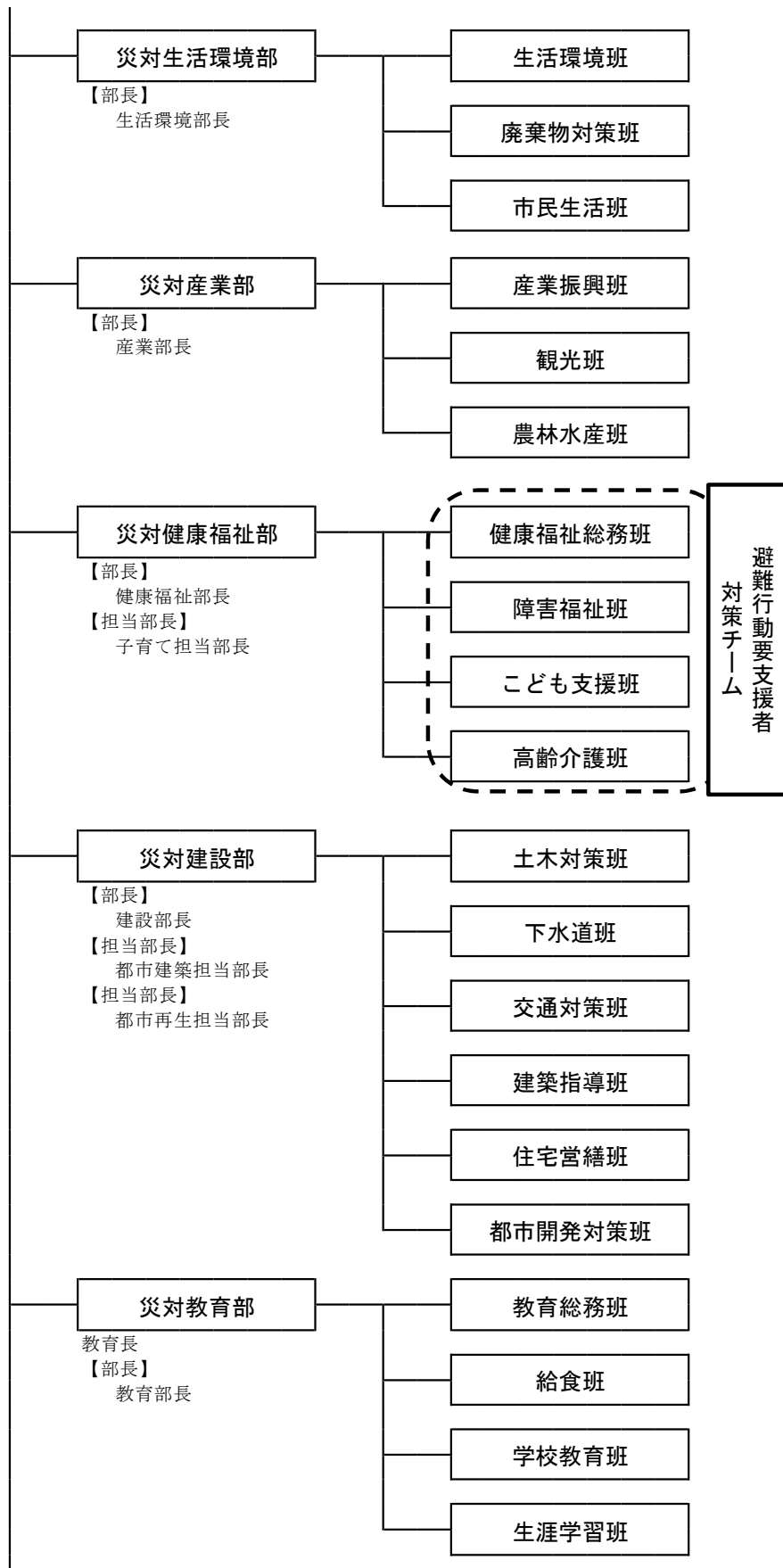
部 名	災害警戒本部班名	活動項目	該当箇所	
育 部	・ 班長 教育総務課長 ・ 班員 教育総務課	2 所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		3 部の総括に関すること。	—	
		4 部内職員の動員・調整に関すること。	—	
	<u>給食班</u> ・ 班長 廿日市学校給食センター所長 ・ 班員 給食センター	1 所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
	<u>学校教育班</u> ・ 班長 学校教育課長 ・ 班員 学校教育課	1 教育備品の災害予防、被害調査及び応急対策に関すること。	第 3 章第12節	
		2 教職員の動員に関すること。	第 3 章第12節	
	<u>生涯学習班</u> ・ 班長 生涯学習課長 ・ 班員 生涯学習課 文化財課	1 所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		2 世界遺産及び文化財の被害調査に関すること。	第 3 章第12節	
		3 所管する社会教育・体育施設の災害予防、被害調査及び応急対策に関すること。	第 3 章第 12 節	
		4 通学路の被害調査に関すること。	第 3 章第 12 節	
	消 防 部	<u>消防班</u> ・ 班長 消防本部総務課長 ・ 班員 消防本部	1 消防関係の情報収集及び報告に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項
			2 所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項
			3 避難情報の伝達に関すること。	第 3 章第 6 節第 1 項
4 消防活動（消防団活動を含む。）に関すること。			第 3 章第 6 節第 6 項	
5 広島市消防局との連絡調整に関すること。			—	
<u>地域班（佐伯、吉和、大野、宮島）</u> 【佐伯】 ・ 班長 支所長 ・ 班員 各支所及び別に定める職員 【吉和】 ・ 班長 支所 ・ 班員 各支所及び別に定める職員		1 広島市安佐北消防署安芸太田出張所との連絡・調整に関すること。【吉和のみ】	第 3 章第 2 節第 1 項	
		2 市民への情報提供に関すること。	第 3 章第 3 節第 1、4 項、第 4 節第 1 項	
		3 地域の被害状況、対策状況等の取りまとめに関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		4 支所庁舎及び所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		5 農林水産物及び家畜の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		6 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		7 山林及び林業施設の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		8 商工業等の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		9 観光施設の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		10 社会福祉施設等の被害調査に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	
		11 道路、橋梁、河川等の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。	第 3 章第 3 節第 3 項	

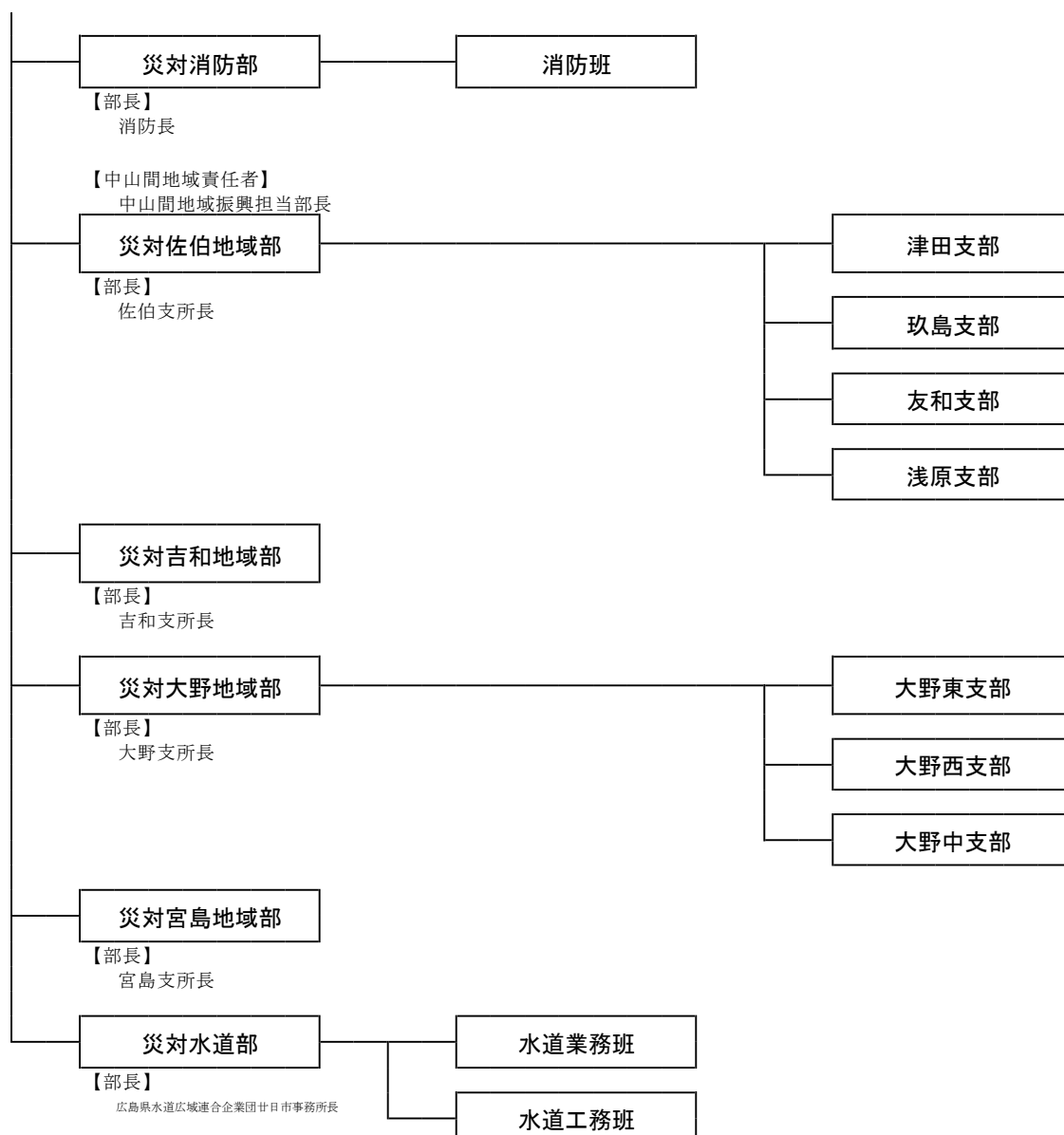
部 名	災害警戒本部班名	活動項目	該当箇所
【大野】 ・ 班長 支所長 ・ 班員 各支所及び別に定める職員	【宮島】 ・ 班長 支所長 ・ 班員 各支所及び別に定める職員	12 水道事業に係る水道施設の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。【吉和、宮島のみ】	第3章第3節第3項
		13 下水道施設の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。【佐伯、吉和、宮島のみ】	第3章第3節第3項
		14 清掃施設の被害調査及び応急対策に関すること。【佐伯、大野、宮島のみ】	第3章第3節第3項
		15 漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。【大野、宮島のみ】	第3章第3節第3項
		16 桟橋の災害予防、被害調査並びに応急対策に関すること。【宮島のみ】	第3章第3節第3項
		17 港湾施設の被害調査及び応急対策に関すること。【宮島のみ】	第3章第3節第3項
		18 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の調整に関すること。	第3章第4節第1、2項
		19 避難行動要支援者への情報提供に関すること。	第3章第4節第1、2項
		20 自主防災組織、ボランティア等との連絡調整に関すること。	第3章第4節第1項、第5節第4項、第9節第1項
		21 食糧（義援食糧品を含む。）の調達及び支給に関すること。	第3章第9節第1項、第10節第2項
		22 福祉避難所に関すること。【大野のみ】	第3章第9節第1項
		23 備蓄物資の管理に関すること。	第3章第10節第2、3項
		24 下水道施設の維持管理に関すること。【佐伯、吉和、宮島のみ】	第3章第13節第2項
		25 班の統括に関すること。	—
		26 班内職員の動員・調整に関すること。	—
		27 災害警戒本部との連絡調整に関すること。	—
支部	・ 支部長 各市民センター所長又は別に定める職員 ・ 副支部長 別に定める職員 ・ 支部員 別に定める職員	1 被害状況及び罹災者の実態調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 自主防災組織等との連絡調整に関すること。	第3章第4節第1項、第9節第1項
		3 避難誘導に関すること。（宮内支部のみ）	第3章第4節第1項
		4 非常警備に関すること。（宮内支部のみ）	第3章第8節第1項
		5 避難所の設置及び被災者の受入れに関すること。	第3章第9節第1項
広島県水道広域連合企業団廿日市事務所	水道業務班 ・ 班長 業務課長 ・ 班員 業務課	1 飲料水の確保に関すること。	第3章第10節第1項
		2 広報活動に関すること。	第3章第10節第1項
		3 班内職員の動員・調整に関すること。	—
	水道工務班 ・ 班長 工務維持課長 ・ 班員 工務維持課	1 水道施設の維持管理に関すること。	第3章第10節第1項
		2 水道施設の災害予防、被害調査、並びに応急対策に関すること。	第3章第10節第1項
		3 班内職員の動員・調整に関すること。	—

第2 災害対策本部体制

1 組織図







2 事務分掌

部名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
災害事務局	作戦班 ・班長 危機管理課長 ・班員 危機管理課	1 災害対策本部の統括に関する事。	第3章第2節第1項
		2 災害対策本部の事務局に関する事。	第3章第2節第1項
		3 本部長の特命に関する事。	第3章第2節第1項
		4 災害対策体制の計画・立案に関する事。	第3章第2節第1項
		5 広島県災害対策本部との連絡調整に関する事。	第3章第2節第1項
		6 防災関係機関との連絡調整に関する事。	第3章第2節第1項
		7 報道機関への協力要請に関する事。	第3章第2節第1項
		8 民間団体への協力要請に関する事。	第3章第2節第1項
		9 避難情報の発令に関する事。	第3章第4節第1項
		10 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請に関する事。	第3章第5節第1、2、3項
	情報班 ・班長 総務課長 ・班員 総務部 経営企画部	1 気象情報の収集に関する事。	第3章第3節第1項
		2 地震、津波に関する情報の収集に関する事。	第3章第3節第1項
		3 庁内の電話回線及び情報通信機器等に関する事。	第3章第3節第2項
		4 臨時有線電話の応急救済に関する事。	第3章第3節第2項
		5 災害情報の収集及び取りまとめに関する事。	第3章第3節第3項
		6 各部への情報・指示の伝達に関する事。	—
	広報班 ・班長 プロモーション戦略課長 ・班員 経営政策課 行政経営改革推進室 プロモーション戦略課	1 市民への情報提供に関する事。	第3章第3節第1、4項、第4節第1項
		2 防災行政無線の放送に関する事。	第3章第3節第1、4項、第4節第1項
		3 報道機関への情報提供に関する事。	第3章第3節第4項
		4 災害に関する各種情報の広報に関する事。	第3章第3節第4項
		5 記録写真、記録映画等の作成に関する事。	第3章第3節第4項
		6 記者会見に関する事。	第3章第3節第4項
	資源管理班 ・班長 人事課長 ・班員 総務部 経営企画部	1 災害対策本部の庶務に関する事。	第3章第2節第1項
		2 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	第3章第2節第1項
		3 職員の動員・調整に関する事。	第3章第2節第1項
		4 職員配置の取りまとめに関する事。	第3章第2節第1項
		5 職員の給食及び衛生管理に関する事。	第3章第2節第1項
		6 公共的団体等との連携等に関する事。	第3章第2節第1項
		7 市庁舎及び所管財産の災害予防、被害調査並びに応急対策に関する事。	第3章第3節第3項
		8 被災相談窓口に関する事。	第3章第3節第5項
		9 自衛隊及び他機関の応援職員の厚生に関する事。	第3章第5節第1、2項
		10 車両の調整及び緊急輸送計画に関する事。	第3章第8節第2項
		11 避難所の開設及び管理運営の統括に関する事。	第3章第9節第1項
		12 罹災証明の交付に関する事。	第4章第1節

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
		13 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。	—
		14 公有財産（普通財産）の緊急使用許可に関すること。	—
		15 緊急資機材物品等の調達及び借上げに関すること。	—
	<u>税務班</u> ・ 班長 課税課長 ・ 班員 課税課 税制収納課	1 被災者及び家屋の被害調査に関すること。	第3章第9節第2項、第4章第1節
		2 税等の減免に関すること。	第4章第1節
	<u>財務班</u> ・ 班長 財政課長 ・ 班員 財政課 会計局 監査委員事務局	1 災害関係経費に関すること。	—
		2 災害対策の予算の措置に関すること。	—
		3 災害に伴う財政計画の編成及び政府機関との連絡に関すること。	—
	総務部 秘書室		1 国・県等からの視察の対応に関すること。
災対地域振興部	<u>地域振興班</u> ・ 班長 地域振興課長 ・ 班員 地域振興課 まちづくり支援課	1 所管する市民センターの被害調査、休館等応急措置及び応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		3 ボランティアの総合調整に関すること。	第3章第5節第4項
		4 支部（廿日市地域）との連絡調整に関すること。	第3章第9節第1項
		5 部の統括に関すること。	—
		6 部内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>スポーツ推進班</u> ・ 班長 スポーツ推進課長 ・ 班員 スポーツ推進課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管する社会教育・体育施設の被害調査、休館等応急措置及び応急復旧に関すること。	第3章第12節
災対生活環境部	<u>生活環境班</u> ・ 班長 人権・市民生活課長 ・ 班員 人権・市民生活課 ゼロカーボン推進課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 遺体の埋火葬に関すること。	第3章第7節第3項
		3 衛生害虫の駆除に関すること。	第3章第11節第1項
		4 部の統括に関すること。	—
		5 災害時電源協力者に関すること。	—

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
災 対 産 業 部	廃棄物対策班 ・班長 循環型社会推進課長 ・班員 循環型社会推進課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 被災地域の清掃に関すること。	第3章第11節第3項
		3 廃棄物処理に関すること。	第3章第11節第3項
		4 清掃作業関係の統括に関すること。	—
		5 関係地方公共団体との連絡調整に関すること。	—
	市民生活班 ・班長 市民課長 ・班員 市民課	1 非常炊き出しの手配に関すること。	第3章第10節第2項
		2 非常炊き出しに関するボランティア団体等との調整に関すること。	第3章第10節第2項
		3 食糧及び生活必需品等の配送及び支給に関すること。	第3章第10節第2、3項
	産業振興班 ・班長 産業振興課長 ・班員 産業振興課	1 商工業等の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		3 商工団体との連絡調整に関すること。	第4章第2節
		4 被災した企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関すること。	第4章第3節
		5 部の統括に関すること。	—
		6 部内職員の動員・調整に関すること。	—
	観光班 ・班長 観光課長 ・班員 観光課	1 観光施設の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		3 観光客に関すること。	第3章第4節第2項
	農林水産班 ・班長 農林水産課長 ・班員 農林水産課	1 農産物の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 家畜の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		3 農地及びため池の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		4 林産物の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		5 山林、林業施設の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		6 漁港施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		7 水産物、養殖施設等の被害調査に関すること。	第3章第3節第3項
		8 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		9 苗、種子、肥料、消毒薬剤、飼料等の確保及び斡旋に関すること。	第3章第14節
		10 家畜の防疫に関すること。	第3章第14節
		11 農業被害に対する金融措置に関すること。	第4章第3節
		12 林業被害に対する金融措置に関すること。	第4章第3節
		13 漁業被害に対する金融措置に関すること。	第4章第3節
		14 農業協同組合等との連絡調整に関すること。	—
		15 森林組合等との連絡調整に関すること。	—

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
災 対 健 康 福 祉 部		16 漂流物に関すること。	—
		17 漁業協同組合等との連絡調整に関すること。	—
	健康福祉総務班 ・ 班長 健康福祉総務課長 ・ 班員 健康福祉総務課 地域共生社会推進室 生活福祉課	1 社会福祉団体との連携に関すること。	第3章第2節第2項
		2 避難行動要支援者の避難支援の統括に関すること。	第3章第2節第3項
		3 災害救助法に関すること。	第3章第3節第3項
		4 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。	第3章第3節第3項
		5 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		6 医療救護活動の応援に関すること。	第3章第7節第2項
		7 行方不明者の捜索及び遺体処理に関すること。	第3章第7節第3項
		8 福祉避難所の統括に関すること。	第3章第9節第1項
		9 食糧及び生活必需品の受入、物資集積拠点の運営に関すること。	第3章第10節第2、3項
		10 被災地域の防疫活動に関すること。	第3章第11節第1項
		11 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。	第3章第11節第1項
		12 被災者のメンタルケアに関すること。	第4章第2節
		13 被災者の応急相談等に関すること。	第4章第2、3、4節
		14 救援物資・義援金の受付及び配分に関すること。	第4章第5節
		15 部の統括に関すること。	—
		16 応急救助経費の予算執行に関すること。	—
		17 部内職員の動員・調整に関すること。	—
		18 医療機関との連絡調整に関すること。	—
		19 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること。	—
		20 被災地域及び避難所における感染症の予防並びに調査に関すること。	—
	障害福祉班 ・ 班長 障害福祉課長 ・ 班員 障害福祉課	1 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		3 避難行動要支援者への情報提供に関すること。	第3章第4節第1、2項
		4 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。	第3章第4節第1、2項
		5 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。	第3章第9節第1項
		6 被災者の介護に関すること。	第3章第9節第1項
		7 避難行動要支援者の応急相談及び救護に関すること。	第4章第2節
	こども支援班 ・ 班長 こども課長 ・ 班員 こども課 子育て応援室	1 児童福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		3 被災児童に関すること。	第3章第12節
	高齢介護班	1 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関すること。	第3章第3節第3項

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
災 対 建 設 部	・班長 高齡介護課長 ・班員 高齡介護課	2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
		3 避難行動要支援者への情報提供に関する事。	第3章第4節第1、2項
		4 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事。	第3章第4節第1、2項
		5 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事。	第3章第9節第1項
		6 被災者の介護に関する事。	第3章第9節第1項
		7 避難行動要支援者の応急相談及び救護に関する事。	第4章第2節
	<u>土木対策班</u> ・班長 建設総務課長 ・班員 建設総務課 宮島口みなとまちづくり推進課 施設整備課 用地課 維持管理課 都市計画課 都市再生推進室	1 港湾施設、海岸保全施設の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
		3 危険箇所等の警戒巡視に関する事。	第3章第3節第3項、第4節第1項、第6節第2項
		4 橋梁その他土木関係被害の調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第6節第3項、第13節第1項
		5 道路関係の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第13節第1項
		6 宅地危険度判定に関する事。	第3章第6節第5項
		7 道路上の障害物の除去に関する事。	第3章第11節第2項
		8 土木関係災害復旧事業の総括に関する事。	第4章第4節
		9 都市計画関係の災害復旧事業の総括に関する事。	第4章第4、6節
		10 部の統括に関する事。	—
		11 部内職員の動員・調整に関する事。	—
	<u>下水道班</u> ・班長 下水道経営課長 ・班員 下水道経営課 下水道建設課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
		2 下水道施設の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事。	第3章第3節第3項、第13節第2項
		3 下水道施設の維持管理に関する事。	第3章第13節第2項
	<u>交通対策班</u> ・班長 交通政策課長 ・班員 交通政策課	1 市自主運行バスの災害予防、被害調査並びに応急対策に関する事。	第3章第3節第4項、第13節第3項
		2 市自主運行バスの運行状況の住民等への広報に関する事。	第3章第3節第4項、第13節第3項
		3 公共交通機関の状況の把握に関する事。	第3章第3節第4項、第13節第3項
	<u>建築指導班</u> ・班長 建築指導課長 ・班員 建築指導課	1 被災建築物応急危険度判定に関する事。	第3章第6節第4項
		2 被災建築物の復旧に係る建築指導及び相談に関する事。	第3章第9節第2項
	<u>住宅営繕班</u> ・班長 住宅政策課長	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
		2 公営住宅等の被害調査に関する事。	第3章第3節第3項、第9節第2項
		3 公営住宅等の応急修理に関する事。	第3章第9節第2項

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所	
	・班員 住宅政策課 営繕課	4 応急仮設住宅の建設計画に関すること。	第3章第9節第2項	
		5 応急仮設住宅の建設工事及び応急修理に関すること。	第3章第9節第2項	
		6 応急仮設住宅の入居者選定及び管理に関すること。	第3章第9節第2項	
		7 住居内及びその周辺の障害物の除去に関すること。	第3章第11節第2項	
	都市開発対策班 ・班長 都市活力デザイン課長 ・班員 都市活力デザイン課	1 未来物流産業団地造成事業の被害調査、応急対策並びに災害応急対策に関すること。	—	
		2 新機能都市開発事業の被害調査、応急対策並びに災害応急対策に関すること。	—	
災 対 教 育 部	教育総務班 ・班長 教育総務課長 ・班員 教育総務課	1 学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項	
		2 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項	
		3 部の統括に関すること。	—	
		4 部内職員の動員・調整に関すること。	—	
	給食班 ・班長 廿日市学校給食センター所長 ・班員 給食センター	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項	
		2 非常炊き出しの実施に関すること。	第3章第10節第2項	
	学校教育班 ・班長 学校教育課長 ・班員 学校教育課	1 被災学校の保健衛生に関すること。	第3章第11節第1項	
		2 被災学校の応急教育に関すること。	第3章第12節	
		3 教育備品の被害調査及び復旧措置に関すること。	第3章第12節	
		4 教職員の動員に関すること。	第3章第12節	
	生涯学習班 ・班長 生涯学習課長 ・班員 生涯学習課 文化財課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項	
		2 世界遺産及び文化財の被害調査及び災害復旧に関すること。	第3章第12節	
		3 所管する社会教育・体育施設の被害調査、休館等応急措置及び応急復旧に関すること。	第3章第12節	
		4 通学路の被害調査に関すること。	第3章第12節	
	議会事務局		1 国・県等からの視察への対応に関すること。	第3章第3節第5項
	災 対 消 防 部	消防班 ・班長 消防本部総務課長 ・班員 消防本部	1 消防関係の情報収集及び報告に関すること。	第3章第3節第3項
2 火災等の被害調査に関すること。			第3章第3節第3項	
3 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。			第3章第3節第3項	
4 避難情報の伝達に関すること。			第3章第4節第1項	
5 災害場所及びその付近に対する立入制限に関すること。			第3章第4節第1項	

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
		6 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請に関する事。	第3章第5節第1、2、3項
		7 消防活動（消防団活動を含む。）に関する事。	第3章第6節第3、6項
		8 広島市消防局との連絡調整に関する事。	—
	災対地域部（佐伯、吉和、大野、宮島）	1 職員の給食及び衛生管理に関する事。	第3章第2節第1項
	【佐伯】	2 広島市安佐北消防署安芸太田出張所との連絡・調整に関する事。【吉和のみ】	第3章第2節第1項
	・部長	3 社会福祉団体との連絡調整に関する事。	第3章第2節第2項
	支所長	4 市民への情報提供に関する事。	第3章第3節第1、4項、第4節第1項
	・班員	5 支所内の電話回線及び情報通信機器等に関する事。	第3章第3節第2項
	各支所及び別に定める職員	6 地域の被害状況、対策状況等の取りまとめに関する事。	第3章第3節第3項
	【吉和】	7 教育関係施設、文化財の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
	・部長	8 支所庁舎及び所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
	支所長	9 被災者の被害調査に関する事。	第3章第3節第3項
	・班員	10 社会福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
	各支所及び別に定める職員	11 農林水産物及び家畜の被害調査に関する事。	第3章第3節第3項
	【大野】	12 商工業等の被害調査に関する事。	第3章第3節第3項
	・部長	13 観光施設の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項
	支所長	14 漁港施設の被害調査及び応急復旧に関する事。【大野、宮島のみ】	第3章第3節第3項
	・班員	15 公園施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。【大野、宮島のみ】	第3章第3節第3項
	各支所及び別に定める職員	16 桟橋の被害調査及び応急復旧に関する事。【宮島のみ】	第3章第3節第3項
	【宮島】	17 港湾施設の被害調査及び応急復旧に関する事。【宮島のみ】	第3章第3節第3項
	・部長	18 危険箇所等の警戒巡視に関する事。	第3章第3節第3項、第4節第1項、第6節第2項
	支所長	19 清掃施設の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第11節第3項
	・班員	20 道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第13節第1項
	各支所及び別に定める職員	21 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。【佐伯、吉和、宮島のみ】	第3章第3節第3項、第13節第2項
		22 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第14節
		23 山林及び林業施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。	第3章第3節第3項、第14節
		24 被災相談窓口に関する事。	第3章第3節第5項
		25 自主防災組織、ボランティア等との連絡調整に関する事。	第3章第4節第1項、第5節第4項、第9節第1項
		26 観光客に関する事。	第3章第4節第2項
		27 医療機関との連絡調整に関する事。	第3章第7節第2項
		28 救急医療品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事。	第3章第7節第2項
		29 医療救護活動の応援に関する事。	第3章第7節第2項
		30 行方不明者の捜索及び遺体処理に関する事。	第3章第7節第3項
		31 遺体の埋火葬に関する事。	第3章第7節第3項
		32 車両の調整及び緊急輸送計画に関する事。	第3章第8節第2項
		33 避難所の開設及び管理運営に関する事。	第3章第9節第1項

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
		34 被災者の介護に関すること。	第3章第9節第1項
		35 食糧（義援食糧品を含む。）の調達及び支給に関すること。	第3章第9節第1項、第10節第2項
		36 被災建築物の復旧に係る相談に関すること。	第3章第9節第2項
		37 飲料水確保対策及び広報対応に関すること。【吉和、宮島のみ】	第3章第10節第1項
		38 水道事業の水源確保に関すること。【吉和、宮島のみ】	第3章第10節第1項
		39 水道事業に係る水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。【吉和、宮島のみ】	第3章第10節第1項
		40 応急復旧に係る資材等の調達に関すること。【吉和、宮島のみ】	第3章第10節第1項
		41 非常炊き出しの実施に関すること。	第3章第10節第2項
		42 応急救助物資の配布及び貸与に関すること。	第3章第10節第3項
		43 被災学校の保健衛生に関すること。	第3章第11節第1項
		44 被災地区及び避難所における感染症の予防並びに調査に関すること。	第3章第11節第1項
		45 被災地区の防疫活動に関すること。	第3章第11節第1項
		46 防疫用薬剤、資機材等の確保及び配分に関すること。	第3章第11節第1項
		47 住居に係る障害物の除去に関すること。	第3章第11節第2項
		48 被災地区の清掃に関すること。	第3章第11節第3項
		49 廃棄物処理に関すること。	第3章第11節第3項
		50 通学路の被害状況の調査に関すること。	第3章第12節
		51 被災児童に関すること。	第3章第12節
		52 下水道施設の維持管理に関すること。【佐伯、吉和、宮島のみ】	第3章第13節第2項
		53 家畜の防疫に関すること。	第3章第14節
		54 罹災証明の交付に関すること。	第4章第1節
		55 税金の災害免除等の相談に関すること。	第4章第1節
		56 被災者の応急相談等に関すること。	第4章第2節
		57 避難行動要支援者の応急相談及び救護に関すること。	第4章第2節
		58 救援物資・義援金の受付及び配分に関すること。	第4章第5節
		59 部の統括に関すること。	—
		60 各部との連絡調整に関すること。	—
		61 備蓄物資の管理に関すること。	—
		62 部内職員の動員・調整に関すること。	—
		63 農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。	—
		64 商工団体との連絡調整に関すること。	—
		65 指定工事業者との連絡調整に関すること。【吉和、宮島のみ】	—
		66 漂流物に関すること。【大野、宮島のみ】	—
支部 ・支部長		1 被害状況及び罹災者の実態調査に関すること。	第3章第3節第3項
		2 自主防災組織等との連絡調整に関すること。	第3章第4節第1項、第9節第1項

部 名	災害対策本部班名	活動項目	該当箇所
災 対 水 道 部	各市民センター所長又は別に定める職員 ・副支部長 別に定める職員 ・支部員 別に定める職員	3 避難誘導に関すること。（宮内支部のみ）	第3章第4節第1項
		4 非常警備に関すること。（宮内支部のみ）	第3章第8節第1項
		5 避難所の設置及び運営に関すること。	第3章第9節第1項
	<u>水道業務班</u> ・班長 業務課長 ・班員 業務課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 飲料水確保対策及び広報対応に関すること。	第3章第10節第1項
		3 部の統括に関すること。	—
		4 部内職員の動員・調整に関すること。	—
	<u>水道工務班</u> ・班長 工務維持課長 ・班員 工務維持課	1 所管財産の被害調査、応急対策並びに応急復旧に関すること。	第3章第3節第3項
		2 水道事業の水源確保に関すること。	第3章第10節第1項
		3 水道事業に係る水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。	第3章第10節第1項
		4 復旧資材等の調達に関すること。	第3章第10節第1項
		5 指定工事事業者との連絡調整に関すること。	—

第2節 市の防災体制

第1項 防災体制の確立

活動方針

市の区域で災害の発生又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた防災体制を早急に整え、災害に伴う情報収集と対策を行う。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 防災体制	全職員 災対事務局 作戦班、情報班、資源管理班 災対地域部
第2 水防・防災準備班	
第3 本庁災害警戒体制及び各支所災害警戒体制	
第4 災害警戒本部	
第5 災害対策本部	
第6 職員の動員	
第7 活動体制に対するサポート	

該当資料・様式

資料45 廿日市市災害対策本部条例

第1 防災体制

市の区域で災害の発生又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、その状況に応じた防災体制を次のとおり設置する。

1 風水害等

防災体制	防災組織	対処する災害状況又は災害規模等
注意体制	水防・防災準備班	大雨注意報又は洪水注意報のうちいずれかが発表されたとき
警戒体制(※)	本庁災害警戒体制 各支所災害警戒体制 水防・防災準備班	大雨警報、洪水警報又は高潮警報のうちいずれかが発表されたとき
	災害警戒本部	大雨警報、洪水警報又は高潮警報のうちいずれかが発表され、相当な災害の発生が予想され、副市長（危機管理監）が必要と認めたとき
非常体制(※)	災害対策本部	全市域にわたって災害が発生すると予想される、又は局地的であっても、被害が特に甚大になるもの

防災体制	防災組織	対処する災害状況又は災害規模等
		と予想され、市長（本部長）が必要と認めたとき
		予想されない大規模な災害が発生し、市長（本部長）が必要と認めたとき
		市全域にわたって、災害が発生し、甚大な被害を受けたとき

※ 警戒体制及び非常体制は、その対処する災害状況又は災害規模等に応じて、設置する防災組織や職員の動員規模を移行する。

2 地震

防災体制	防災組織	対処する災害状況又は災害規模等
警戒体制（※）	災害警戒本部	相当な災害の発生が予想され、副市長（危機管理監）が必要と認めたとき
非常体制（※）	災害対策本部	全市域にわたって災害が発生すると予想される、又は局地的であっても、被害が特に甚大になるものと予想され、市長（本部長）が必要と認めたとき
		予想されない大規模な災害が発生し、市長（本部長）が必要と認めたとき
		市全域にわたって、災害が発生し、甚大な被害を受けたとき

※ 警戒体制及び非常体制は、その対処する災害状況又は災害規模等に応じて、設置する防災組織や職員の動員規模を移行する。

第2 水防・防災準備班

水防・防災準備班は、建設部の職員で構成し、大雨注意報又は洪水注意報のいずれかが発表されたときに設置する。

主な業務は、状況把握、次期体制への情報収集、軽微な災害に対処することとし、具体的な業務内容等は「建設部災害対策班実施マニュアル」に定める。

第3 本庁災害警戒体制及び各支所災害警戒体制

本庁災害警戒体制及び各支所災害警戒体制は、主に総務部、経営企画部及び各支所の職員で構成し、大雨警報、洪水警報又は高潮警報のいずれかが発表されたときに設置する。

主な業務は、気象・被害状況等の情報収集を行うこととし、具体的な業務内容等は「本庁災害警戒体制業務マニュアル」等に定める。

第4 災害警戒本部

災害警戒本部は、情報収集、連絡活動を行うとともに局地的かつ軽微な災害に対処するために設置する。

1 設置

危機管理監は、次のいずれかの基準に達した場合は、災害警戒本部を設置する。

(1) 風水害等

種別	設置基準
風水害	1 河川洪水に関する「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する基準に達したとき。 2 土砂災害に関する「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する基準に達したとき。 3 高潮災害に関する「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する基準に達したとき。 4 本市が台風の暴風域に入ることが予測され、必要があると認めるとき。
その他	1 相当な災害の発生が予想され、副市長（危機管理監）が必要と認めるとき。 2 その他、危機管理監が必要と認めるとき。

(2) 地震

設置基準
1 市内に震度4以上の地震が発生し、必要があると認めるとき。 2 広島県に「津波注意報」が発表されたとき。 3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、必要があると認めるとき。 4 「長周期地震動階級3」以上を観測し、必要があると認めるとき。 5 その他、危機管理監が必要と認めるとき。

2 廃止

本部長（危機管理監）は、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は情報収集及び連絡活動を行う必要がないと認めた場合は、災害警戒本部を廃止する。

3 設置又は廃止の通知

災害警戒本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知する。

通知先	通知の方法
市職員	口頭、電話、電子メール、庁内放送、FAX、職員ポータル、市防災情報システム
県	広島県防災情報システム、電話、Web会議システム等
報道機関	文書、電話、FAX
防災関係機関	電話、FAX
広島市安佐北消防署安芸太田出張所	電話、FAX

4 災害警戒本部の組織及び運営

(1) 本部長及び副本部長

- ① 本部長は、危機管理監をもって充て、副本部長は、危機管理監以外の副市長をもって充てる。
- ② 本部長は、随時災害状況等を市長等に報告する。
- ③ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

(2) 本部員

本部員は、本部長を補佐する。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の事項について協議する。

また、本部員は、災害警戒本部長の命を受け、災害警戒本部の事務に従事する。

(3) 本部会議

① 本部長は、災害警戒本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため、本部会議を置く。

② 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。

③ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策実施上の事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部会議が協議、決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 防災体制に関すること。

イ 高齢者等避難に関すること。

ウ その他各本部員から特に申し出のあった事項

④ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

⑤ 招集の通知は、メール、庁内放送、電話等により事務局が行う。

⑥ 本部会議の開催場所は、原則、政策審議室とする。なお、リモートによる参加も可能とする。

⑦ 構成

本部会議の構成員は次のとおりとする。

役職	構成員（平常時の名称）
本部長	副市長（危機管理監）
副本部長	副市長
本部員	教育長、消防長、総務部長、経営企画部長、地域振興部長、生活環境部長、産業部長、健康福祉部長、子育て担当部長、建設部長、都市建築担当部長、都市再生担当部長、佐伯支所長、吉和支所長、大野支所長、宮島支所長、教育部長、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所長
事務局長	危機管理担当部長

(4) 部及び班

① 本部に第1節第1「1 組織図」に掲げる部及び班を置き、「2 事務分掌」に掲げる事務を分掌させる。

② 部長及び班長は、第1節第1「1 組織図」及び「2 事務分掌」に掲げる者をもって充てる。

③ 部長は、本部長の命を受けて、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

④ 班長は、上司の命を受けて、自班の所掌事務を処理する。

⑤ 班員は、原則、班長の属する所属の職員を充てる。

(5) 支部

① 本部長は、自主避難者対応が必要なときや高齢者等避難を発令するときは、第1節

第1「1 組織図」に準じて支部を置き、「2 事務分掌」に掲げる事務を分掌させる。

② 支部長には、第1節第1「2 分掌事務」に掲げる者をもって充てる。

③ 支部長は、本部長の命を受けて、支部の事務を掌理し、所属支部職員を指揮監督する。

④ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、支部長の職務を代理する。

5 設置場所

本部の設置場所は、特別な指示のない限り、廿日市市役所とする。

6 危機管理監会議

危機管理監は、災害警戒本部を設置するにあたり、必要に応じて、副市長、危機管理担当部長、産業部長及び建設部長等の必要な部長を招集し、今後の体制等（災害警戒本部の設置を含む）を協議するため、危機管理監会議を開催するものとする。

第5 災害対策本部

災害対策本部は、災害応急対策を強力に推進するために設置する。

1 設置

市長（本部長）は、次のいずれかの基準に達した場合は、災害対策本部を設置する。

(1) 風水害等

種別	設置基準
風水害	1 河川洪水に関する「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する基準に達したとき。 2 土砂災害に関する「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する基準に達したとき。 3 高潮災害に関する「警戒レベル4 避難指示」又は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する基準に達したとき。 4 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測され、必要があると認めるとき。
その他	1 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。 2 全市域にわたって災害が発生すると予想される、又は局地的であっても、被害が特に甚大になるものと予想され、市長(本部長)が必要と認めるとき。 3 予想されない大規模な災害が発生し、市長（本部長）が必要と認めるとき。 4 市全域にわたって、災害が発生し、甚大な被害を受けたとき。 5 その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。

(2) 地震

設置基準
1 市内に震度5弱以上の地震が発生し、必要があると認めるとき。 2 広島県に「津波警報」又は「大津波警報」が発表されたとき。 3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表され、必要があると認めるとき。 4 「長周期地震動階級4」を観測し、必要があると認めるとき。 5 その他、市長が必要と認めるとき。

2 廃止

市長（本部長）は、市域について予想された災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、災害対策本部を廃止する。

3 設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知する。

通知先	通知の方法
市職員	口頭、庁内放送、メール、電話、FAX、職員ポータル、市防災情報システム
一般住民	ホームページ、メール、標識、報道機関を通じて公表
県	広島県防災情報システム、電話、FAX、Web会議システム等
報道機関	文書、防災情報システム、電話、FAX
防災関係機関	電話、FAX
広島市安佐北消防署安芸太田出張所	電話、FAX

4 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は基本法、廿日市市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）及び同運営要領等に定めるところにより、次のとおりとする。

(1) 本部長及び副本部長

- ① 本部長は、基本法第23条の規定により、市長をもって充て、副本部長は、危機管理監及び危機管理監以外の副市長をもって充てる。
- ② 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について決定する。
- ③ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、危機管理監を第1順位、危機管理監以外の副市長を第2順位として本部長の職務を代理する。
- ④ 副本部長（危機管理監）は、全庁的な対応を要する場合の総合調整、関係部長への助言・指導などを行う。
- ⑤ 副本部長の分担事務は次のとおりとする。

副本部長	分担事務
副市長（危機管理監）	災対事務局、災対建設部、災対水道部に関する事務
副市長 （危機管理監以外の副市長）	災対地域振興部、災対生活環境部、災対産業部、災対健康福祉部、災対教育部、災対消防部に関する事務

※ 各災対地域部に関する副本部長の分担事務については、上記に準ずる。

(2) 本部員

本部員は、本部長を補佐する。また、本部長及び副本部長とともに、本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議する。

また、本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(3) 本部会議

- ① 本部長は、災害対策本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため、本部会議を置く。
- ② 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長を務める。
- ③ 本部会議は、災害予防及び災害応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部会議が協議、決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 防災体制に関すること。
 - イ 避難指示に関すること。
 - ウ 職員の応援に関すること。
 - エ 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。
 - オ 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。
 - カ 民間団体等の受入れに関すること。
 - キ 緊急輸送道路の指定に関すること。
 - ク 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。
 - ケ 激甚災害の指定の要請に関すること。
 - コ 応急対策に要する予算及び資金に関すること。
 - サ 応急公用負担に関すること。
 - シ 義援金品の募集及び配分に関すること。
 - ス 国会・政府関係に対する要望、陳情等に関すること。
 - セ 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。
 - ソ その他各本部員から特に申し出のあった事項
- ④ 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- ⑤ 招集の通知は、メール、庁内放送、電話等により災対事務局が行う。
- ⑥ 本部会議の開催場所は、原則、政策審議室とする。なお、リモートによる参加も可能とする。
- ⑦ 構成

本部会議の構成員は次のとおりとする。

役職	構成員（平常時の名称）
本部長	市長
副本部長	副市長（危機管理監）、副市長（危機管理監以外の副市長）
本部員	教育長、消防長、総務部長、経営企画部長、地域振興部長、中山間地域振興担当部長、生活環境部長、産業部長、健康福祉部長、子育て担当部長、建設部長、都市建築担当部長、都市再生担当部長、佐伯支所長、吉和支所長、大野支所長、宮島支所長、教育部長、広島県水道広域連合企業団廿日市事務所長
事務局長	危機管理担当部長

(4) 部及び班

- ① 本部に第1節第2「1 組織図」に掲げる部及び班を置き、「2 事務分掌」に掲げる事務を分掌させる。
- ② 部長及び班長は、第1節第2「1 組織図」及び「2 事務分掌」に掲げる者をもって充てる。
- ③ 部長は、本部長の命を受けて、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ④ 班長は、上司の命を受けて、自班の所掌事務を処理する。
- ⑤ 班員は、原則として、班長の属する所属の職員を充てる。

(5) 支部

- ① 本部長は、必要と認めるときは、本部長が定める市の区域ごとに支部を置くことができ、第1節第2「2 事務分掌」に掲げる事務を分掌させる。
- ② 支部長には、第1節第2「2 事務分掌」に掲げる者をもって充てる。
- ③ 支部長は、本部長の命を受けて、支部の事務を掌理し、所属支部職員を指揮監督する。
- ④ 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、支部長の職務を代理する。

5 設置場所

(1) 本部の設置場所

本部の設置場所は、特別の指示のない限り、廿日市市役所とし、各災対地域部は、各支所に設置する。設置時には、廿日市市役所正面玄関に災害対策本部標識板掲げる。

また、プレスルームは、災害対策本部の運営に支障をきたさない適当な場所に設置する。

(2) 代替施設

市役所が被災し、本部を市役所に設置できない場合は、第1順位として廿日市市消防本部に、第2順位として廿日市市スポーツセンター（グローバルリゾート総合スポーツセンターサンチェリー）に設置する。

6 国・県との連携

県の災害対策本部及び国の非常現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

関係機関から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の待機場所は、3階北側執務室とし、合同会議は庁内の会議室を活用する。

第6 職員の動員

1 動員方法

職員の動員方法等については、「災害時の職員参集マニュアル」に定める。

2 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため本部長は、災害時の状況及び応急措置の推移により、各部の業務の実態に応じて人的余裕のある各部の所属する職員を、応援を必要とする他の部に応援させるものとし、災害応急対策を総合的に実施する。

また、各部長は、職員が不足し、他部・班の職員の応援を受けようとするときは、事務局長に、次の要領で要請する。

- (1) 各部長は、自部の各班がその所掌事務を処理するに当たり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、事務局長に要請する。
- (2) 事務局長は、上記の応援要請を受けたときは、非常配備、動員状況を勘案の上、職員の応援計画（応援職員の人員、代表者の氏名、その他必要な事項）を作成し、応援要請を依頼した部に対して応援の決定を通知し、職員を派遣するとともに本部会議に報告する。
ただし、応援要員の確保が困難なときは、本部会議に諮る。

第7 活動体制に対するサポート

1 職員のメンタルヘルスの維持

- (1) 救出活動、消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めることとし、必要に応じ、精神科医等の専門家の派遣を要請する。
- (2) 職員等のメンタルヘルスの維持のため対策を講ずる。

第2項 公共的団体等との連携等

活動方針

大規模災害の発生時には、市及び関係機関職員のみでは十分な応急対策を行う人員に不足を生じる事態も想定される。したがって、応急対策実施上必要な労働力の確保について、公共的団体等との連携を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 公共的団体等との連携	災対事務局 資源管理班、関係部班
第2 人的公用負担	災対事務局 資源管理班
第3 労働者の雇用	

該当資料・様式

様式1 市内の公共的団体等への協力依頼文書
 様式2 賃金職員等雇上げ台帳

第1 公共的団体等との連携

1 市内の公共的団体等との連携体制

災害発生時には、市内一丸となった対応が不可欠であることから、市内の公共的団体等に対して、市からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

【市内の公共的団体等と関係班】

市内の公共的団体等	関係班
廿日市商工会議所等	産業振興班
廿日市市社会福祉協議会	健康福祉総務班、地域振興班
廿日市市民生委員児童委員協議会	健康福祉総務班、高齢介護班、こども支援班
一般社団法人佐伯地区医師会	健康福祉総務班
廿日市市建設協会	土木対策班
その他公共的団体	関係部班

2 市内の公共的団体等への協力依頼

各班は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

【依頼事項（例）】

- ・炊き出し、給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
- ・食糧、物資の仕分・運搬・配布
- ・安否の確認
- ・避難所運営の支援
- ・広報紙、ビラの配布・貼付
- ・市民に対する救護活動
- ・道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ・応急仮設住宅の建設等の業務 等

協力依頼は、各班が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った班はその旨を逐次、資源管理班に報告する。

【協力依頼の流れ】

①：市内の公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。

- | | |
|-------------|-------|
| ・協力を必要とする理由 | ・従事場所 |
| ・作業内容 | ・人員 |
| ・従事時間 | ・集合場所 |
| ・その他参考となる事項 | |

②：各班は、①の依頼を行った場合、資源管理班にその旨を報告する。

第2 人的公用負担

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長（本部長）が認めるときは、市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災対法第65条）。

手続き関係は資源管理班が処理するものとし、各班は必要な場合、資源管理班にその旨を申し出る。

第3 労働者の雇用

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、資源管理班が一般人の中から公募する。人夫賃の支給等については災害救助法に基づくものとする。

【人夫雇い上げの範囲】

- | |
|------------------|
| ・被災者の避難 |
| ・医療及び助産における人夫 |
| ・被災者の救出 |
| ・飲料水の供給 |
| ・救済用物資の整理、輸送及び配分 |
| ・遺体の搜索 |
| ・遺体の処理（埋葬を除く。） |

第3項 災害救助法の適用

活動方針

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される災害は、同法及び広島県災害救助法施行規則の基準により、広島県が応急救助を実施する（広島県が経費を負担する）。また、同法が適用されない災害は、市長（本部長）の責任において応急救助を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 災害救助法の適用基準	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第2 市長への委任	
第3 災害救助法に関する処理	
第4 救助の種類及び内容	関係部班
第5 災害救助法が適用されない場合などの措置	災対健康福祉部 健康福祉総務班

該当資料・様式

様式3 救助の種目別物資受払状況
 様式4 救助実施記録日計票
 様式5 救助日報

第1 災害救助法の適用基準

廿日市市に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、次の適用基準を満たした場合、広島県は災害救助法を適用する。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合には、広島県による避難所の設置の応急救助が実施される。

さらに、適用を検討する場合は、災害救助法及び「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」や「災害救助事務取扱要領（令和7年7月内閣府政策統括官（防災担当）」を基準とする。

1 本市における災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される（同法第2条第1項に定める適用）。

ア 廿日市市内の住家滅失世帯数が100世帯以上であること。

イ 広島県内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、廿日市市内の住家滅失世帯数が50世帯以上であること。

ウ 広島県内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であること又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法

を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当すること。

(7) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(4) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される（同法第2条第2項に定める適用）。

ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。

イ 県内市町において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

2 住宅滅失世帯数の算定基準及び被害認定基準

災害は、その種類及び規模により被害の態様及び程度が一様ではないため、災害救助法において、住家滅失世帯数を次のとおり算定する。

- ① 住家が全壊・全焼・全流失した世帯は1世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
- ② 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
- ③ 住家が床上浸水・土砂のたい積等により一時的に居住不能になった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。

【被害認定基準表】

区分	種類	基準	備考
人	死者	遺体を確認したもの 死亡したことが確実なもの（未確認）	
	行方不明者	所在不明で死亡の疑いのあるもの	
	負傷者	重傷者	
		軽傷者	
住家	全壊 全焼 全流失	滅失したもの ・延床面積の70%以上の損壊 ・主要構造部の被害額50%以上	主要構造部： 壁、柱、はり、屋根 階段

区分	種類	基準	備考
	半壊 半焼	損壊が甚だしいが、補修すれば元通り再使用が可能なもの ・延床面積の20%以上70%未満の損壊 ・主要構造部の被害額20%以上50%未満	
	床上浸水	浸水水位が床板以上に達したもの 土砂、竹木のたい積により一時的に居住不能状態となったもの	居室以外（作業場、廊下、炊事場、風呂場等）のみの浸水は対象外
	床下浸水	浸水水位が床板に達しないもの	
	一部破損	損壊程度が半壊に達しないもの	

（注）住家：現実に人が居住している建築物

第2 市長への委任

県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長（本部長）が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市長（本部長）に委任する。

県から、市長（本部長）への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、災害の規模や行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行うとともに、市へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市において、事務遂行上不測の事態が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努める。

【市長（本部長）及び知事それぞれが担当する救助事務】

実施者	担当する救助事務
市長 (本部長)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 福祉サービスの提供 7 被災者の救出 8 被災した住宅の応急修理

実施者	担当する救助事務
	9 学用品の給与 10 埋葬 11 遺体の捜索・処理 12 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第3 災害救助法に関する処理

1 被害の見極め、県への報告

災害救助法に基づく救助の実施についての指示を受けるため、本項第1「災害救助法の適用基準」に該当するか、該当する見込みがあると判断したときは、直ちにその旨を広島県に報告する（4号適用も視野に入れる。）。

2 救助を実施するときの協議

災害救助法に基づく救助を実施しようとするときは、救助の内容等について本部会議で協議するとともに、密接な連携をもって円滑な実施に努める。

3 救助の実施状況及び費用の報告

健康福祉総務班は、災害救助法が適用された日から完了するまでの間、救助の実施状況については毎日、救助に要した費用について必要な都度本部会議へ報告する。

なお、健康福祉総務班は、実施状況の報告を取りまとめ、市域全般の救助の実施状況を掌握するとともに、その結果を県災対健康福祉部に報告する。

4 費用の積算事務

救助に要した費用の精算事務は、健康福祉総務班において行うが、各部班は、実施した各救助の費用精算のため必要な書類を整備保存しておく。

第4 救助の種類及び内容

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」、「救助ごとの担当部班」及び「救助ごとの整備・保存資料」については、次頁以降のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合には、県は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5 災害救助法が適用されない場合などの措置

災害救助法が適用されない場合は、同法及び広島県の災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、経費を市が負担する。

災害救助法適用後においても、同法及び広島県の災害救助法施行細則の基準によることが困難な場合は、広島県知事の承認を得て行う。

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1人1日当たり 360円以内 【対象経費】 ・避難所の設置 ・維持及び管理のための賃金職員雇上費 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝金 ・借上費又は購入費 ・光熱水費並びに仮設便所等の設置費	【救助期間】 災害発生の日から7日以内
福祉避難所の設置	上記のうち、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上記対象経費の通常の実費を加算 【対象経費】 上記に加えて、 ・おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ・高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ・日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる	同上
応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	1戸当たり平均7,089,000円以内 【住宅の規模】 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 【集会施設の設置】 おおむね50戸に1施設設置可	【着工時期】 災害発生の日から20日以内 【救助期間】 完成の日から最長2年（建築基準法85条）
応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】	同上	地域の実情に応じた額（実費） 【住宅の規模】 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	【着工時期】 災害発生の日から速やかに提供 【救助期間】 最長2年（建設

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
			型応急住宅と同様)
炊き出しその他の食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,390円以内 【対象経費】 ・主食費 ・副食費 ・燃料費 ・炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費 ・消耗器材費 ・雑費	【救助期間】 災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	【対象経費】 ・水の購入費 ・給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ・浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	【救助期間】 災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	別表のとおり 【対象経費】 ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料 ・防寒・熱中症対策	【救助期間】 災害発生の日から10日以内
医療及び助産【医療】	災害により医療の途を失った者	【医療の実施】 救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）を行うことができる。 【医療の範囲】 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 【対象経費】 ・救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費	【救助期間】 災害発生の日から14日以内

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
		・病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術者：協定料金の額以内	
医療及び助産 【助産】	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	【助産の実施】 救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない 【助産の範囲】 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 【対象経費】 ・救護班：使用した衛生材料費等の実費 ・助産師：慣行料金の100分の80以内の額	【救助期間】 災害発生の日から7日以内
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、乳幼児その他の者（災害時要配慮者）	【対象範囲】 ①災害時要配慮者に関する情報の把握 ②災害時要配慮者からの相談対応 ③災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 ④災害時要配慮者の避難所への誘導 ⑤福祉避難所の設置 【対象経費】 ①～④の場合は、消耗器材費又は器物の使用料金、借上費もしくは購入費として当該地域における通常の実費 ⑤の場合は消耗器材費、建物の使用料金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費として当該地域における通常の実費	【救助期間】 災害発生の日から7日以内
被災者の救出	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	【対象経費】 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	【救助期間】 災害発生の日から3日（72時間）以内

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） 【準半壊以上（相当）】	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900 円以内	【救助期間】 災害発生の日から 10 日以内に完了
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 739,000 円以内	【救助期間】 災害発生の日から 3 ヶ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了）
住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【準半壊】	災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 358,000 円以内	同上
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失、もしくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童 5,500 円以内 中学校生徒 5,800 円以内 高等学校等生徒 6,300 円以内 【対象経費】 ①教科書及び正規の教材 学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑等 ②文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等	【救助期間】 災害発生の日から ①教科書、教材：1 ヶ月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15 日以内

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
		③通学用品 傘、靴、長靴等 ④その他の学用品 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等	
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上）： 232,000 円以内 小人（12 歳未満）： 185,700 円以内 【対象経費】 ・棺（付属品を含む） ・埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ・骨壺及び骨箱	【救助期間】 災害発生の日から 10 日以内
遺体の搜索	災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者を搜索する者	【対象経費】 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	【救助期間】 災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者に、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする	①遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり： 3,700 円以内 ②遺体の一時保存 遺体一時収容施設利用時 ： 通常の実費 上記が利用できない場合 ： 1 体当たり 5,900 円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金	【救助期間】 災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	1 世帯当たり 143,900 円以内 【対象経費】 ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	【救助期間】 災害発生の日から 10 日以内

救助の種類	対象者	費用の限度額	期間
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 炊き出しその他による職員の供与及び飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第11号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【救助ごとの担当部班一覧】

救助の種類	実施期間	実施担当班
避難所の供与	災害発生の日から7日以内	資源管理班
福祉避難所の設置		健康福祉総務班
応急仮設住宅の供与【建設型】	災害発生の日から20日以内着工	住宅営繕班
応急仮設住宅の供与【賃貸型】	災害発生の日から速やかに提供	
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	市民生活班
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	水道工務班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	健康福祉総務班
医療及び助産【医療】	災害発生の日から14日以内	健康福祉総務班
医療及び助産【助産】	災害発生の日から7日以内	健康福祉総務班
福祉サービスの提供	災害発生の日から7日以内	健康福祉総務班
被災者の救出	災害発生の日から3日(72時間)以内	消防班
住宅の応急修理(住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)【準半壊以上(相当)】	災害発生の日から10日以内に完了	住宅営繕班
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限の部分の修理)【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	災害発生の日から3カ月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)	住宅営繕班
住宅の応急修理(日常生活に必要な最小限の部分の修理)【準半壊】	災害発生の日から3カ月以内に完了 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了)	住宅営繕班
学用品の給与	(教科書、教材) 災害発生の日から1カ月以内 (文房具、通学用品及びその他の学用品) 災害発生の日から15日以内	学校教育班
埋葬	災害発生の日から10日以内	生活環境班
遺体の搜索	災害発生の日から10日以内	健康福祉総務班
遺体の処理	災害発生の日から10日以内	健康福祉総務班
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	廃棄物対策班

【救助の事務を行うのに必要な費用の限度額】

区分	費用の限度額
イ	3千万円以下の部分の金額については100分の10
ロ	3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9
ハ	6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8
ニ	1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7
ホ	2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6
ヘ	3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5
ト	5億円を超える部分の金額については100分の4

【被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の費用の限度額】

(単位：円)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算
全壊 全焼 流失	夏季	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬季	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬季	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

※ ここでいう夏とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

【救助ごとの整備・保存資料一覧】

救助の種類	整備・保存資料
避難所の設置	・避難者名簿 ・救助実施記録日計票 ・避難所用物資受払簿 ・避難所設置及び収容状況 ・避難所設置に要した支出証拠書類 ・避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	・救助実施記録日計票 ・応急仮設住宅台帳 ・応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ・応急仮設住宅使用貸借契約書 ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支出証拠書類
炊き出しその他による食品の給与	・救助実施記録日計票 ・炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ・炊き出し給与状況 ・炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支出証拠書類 ・炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	・救助実施記録日計票 ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ・飲料水の供給簿 ・飲料水供給のための支出証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・救助実施記録日計票 ・物資受払簿 ・物資の給与状況 ・物資購入関係支出証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
医療	・救助実施記録日計票 ・医薬品衛生材料受払簿 ・救護班活動状況 ・病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 ・医薬品衛生材料等購入関係支出証拠書類
助産	・救助実施記録日計票 ・衛生材料等受払簿 ・助産台帳 ・助産関係支出証拠書類

救助の種類	整備・保存資料
被災者の救出	・救助実施記録日計票 ・被災者救出用機械器具燃料受払簿 ・被災者救出状況記録簿 ・被災者救出用関係支出証拠書類
災害にかかった住宅の応急修理	・救助実施記録日計票 ・住宅の応急修理記録簿 ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ・住宅の応急修理関係支出証拠書類
学用品の給与	・救助実施記録日計票 ・学用品の給与状況 ・学用品購入関係支出証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
埋葬	・救助実施記録日計票 ・埋葬台帳 ・埋葬費関係支出証拠書類
遺体の搜索	・救助実施記録日計票 ・搜索用機械器具燃料受払簿 ・遺体の搜索状況記録簿 ・遺体搜索用関係支出証拠書類
遺体の処理	・救助実施記録日計票 ・遺体処理台帳 ・遺体処理費関係支出証拠書類
障害物の除去	・救助実施記録日計票 ・障害物除去の状況 ・障害物除去費関係支出証拠書類
輸送	・救助実施記録日計票 ・燃料及び消耗品受払簿 ・輸送記録簿 ・輸送費関係支出証拠書類
賃金職員等雇い上げ	・救助実施記録日計票 ・賃金職員等雇い上げ台帳 ・賃金職員等雇上費関係支出証拠書類

第3節 情報の収集・伝達

第1項 気象予警報の収集・伝達

活動方針

注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び伝達組織並びに伝達方法を定め、被害の拡大や二次災害の発生を防止する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供	災対事務局 情報班 災対地域部 関係部班
第2 気象予警報の種類及び発表の基準	
第3 気象予警報の収集・伝達	
第4 雨量・水位情報等の収集	
第5 地震、津波に関する情報の収集・伝達経路	
第6 広島県防災情報システムによる気象情報等の収集	

該当資料・様式

資料18 観測施設

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 気象予警報の種類及び発表の基準

1 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市区町ごとに発表さ

れる。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市区町村等をまとめた地域の名称を用いられる場合がある。

(1) 注意報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種 類	発 表 基 準									
風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。									
強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想されるとき。									
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 1 の基準になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。									
大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 1 2 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table><tr><td>細分区域</td><td>一 次</td><td>南 部</td></tr><tr><td></td><td>市町村等をまとめた区域</td><td>広島・呉</td></tr><tr><td colspan="2">1 2 時間降雪の深さ</td><td>平地 10cm 又は 山地 25cm</td></tr></table>	細分区域	一 次	南 部		市町村等をまとめた区域	広島・呉	1 2 時間降雪の深さ		平地 10cm 又は 山地 25cm
細分区域	一 次	南 部								
	市町村等をまとめた区域	広島・呉								
1 2 時間降雪の深さ		平地 10cm 又は 山地 25cm								
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 視程が陸上で 1 0 0 m 以下*又は海上で 5 0 0 m 以下になると予想されるとき。									
雷 注 意 報	落雷等により、災害が発生すると予想された場合。また、発達した落雷の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。									
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 3 5 % 以下*で、実効湿度が 6 5 % 以下*になると予想されるとき。									

なだれ注意報	「なだれ」によりが発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 降雪の深さが40cm以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが50cm以上あつて最高気温が10度*以上になると予想されるとき。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるとき。
着雪注意報	著しい着雪により、通信線や送電線などへの被害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 24時間の降雪の深さが、平地で10cm以上になるか、山地で30cm以上になり、気温0～3度が予想されるとき。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。
霜 注 意 報	晩霜により、農作物への被害が予想された場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。 晩霜期最低気温が4度以下*と予想されるとき。
低温注意報	低温による農作物への被害が予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 冬期：最低気温が－4度以下*と予想されるとき。 夏期：最高気温又は最低気温が平年より6度以上低いと予想されるとき。
波浪注意報	高い波により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注4）が1.5m以上になると予想されるとき。
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表2の基準以上になると予想されるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
高潮注意報	台風や気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起する場合。具体的には、市区町で別表5の基準以上になると予想されるとき。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
地面現象注意報	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。
浸水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が発生するおそれがあると予想された場合。

(2) 警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準										
暴 風 警 報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。										
暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想されるとき。										
大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 3 の基準になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。										
大 雪 警 報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には 1 2 時間の降雪の深さが次のいずれか以上になると予想されるとき。 <table><tr><td rowspan="2">細分 区域</td><td>一 次</td><td>南 部</td></tr><tr><td>市町村等をまとめた区域</td><td>広島・呉</td></tr><tr><td colspan="2">1 2 時間降雪の深さ</td><td>平地 20cm 又は 山地 45cm</td></tr></table>			細分 区域	一 次	南 部	市町村等をまとめた区域	広島・呉	1 2 時間降雪の深さ		平地 20cm 又は 山地 45cm
細分 区域	一 次	南 部									
	市町村等をまとめた区域	広島・呉									
1 2 時間降雪の深さ		平地 20cm 又は 山地 45cm									
波 浪 警 報	高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高（注 4）が 2.5 m 以上になると予想されるとき。										
洪 水 警 報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 4 のいずれか以上になると予想されるとき。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警報レベル 4 に相当。										
高 潮 警 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。具体的には市区町で別表 5 の基準以上になると予想されるとき。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。										
地面現象警報	大雨・大雪等による山崩れ・地すべり等により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。										
浸 水 警 報	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。										

(注)

- ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
- 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな注意報、警報が発表されるときは、これまでの注意報、警報は自動的に解除され、新たな注意報、警報に切り替えられる。

- 3 注意報及び警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。
- 4 有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の $1/3$ の数の波について平均値をとったものである。
- 目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(3) 特別警報

気象現象等により県域（一次細分区域：「南部」「北部」、市町）に重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想した場合、住民及び関係機関に最大限の警戒を促すために発表する。

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が降ると予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(4) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報、注意報、洪水警報、注意報、土砂災害警戒情報等の基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整の上、被災地域に対する大雨警報、注意報、洪水警報、注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整の上、大雨警報、注意報、洪水警報、注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後おおむね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報、注意報、洪水警報、注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携し

て、状況に適合した暫定基準による大雨警報、注意報、洪水警報、注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整の上、定期的（おおむね1か月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮の上、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

＜大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準＞

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

各暫定基準表は、広島地方気象台から提出された内容とする。

【暫定基準：震度5強の地域】

各暫定基準表は、広島地方気象台から提出された内容とする。

（注）前 （2）項の（注）2、3を準用する。

（5）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布等）

キキクル等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(6) 警報級の可能性

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(7) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から気象情報において、府県単位で線状降水帯による大雨となる可能性を「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

別紙

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1時間雨量70mm以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中、「かつ」は2つの指標による基準を示す。例えば、「R1=70かつR3=150」であれば、「1時間雨量70mmかつ3時間雨量150mm以上」を意味する。
- (3) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別図を参照。
- (4) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。1km四方ごとの基準値については、http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.htm を参照。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (7) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (8) 大雨及び洪水警報・注意報の表面雨量指数基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの及び高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を”－“で示している。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。詳細は土壌雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bousai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。詳細は流域雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bousai/ryuikishisu.html>）を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害の危険性を示す指標で、地表面に留まっている雨水の量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

（<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

別表1

大雨注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
広島・呉	廿日市市	14	103

別表2

洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	※複合基準	指定河川洪水予報による基準
広島・呉	廿日市市	太田川流域=11.8、 中津谷川流域=10.3、 小瀬川流域=21.1、 玖島川流域=12、 市野川流域=6.3、 七瀬川流域=11.7、 中道川流域=5.5、 大虫川流域=6.8、 吉末川流域=4.6、 永慶寺川流域=5.7、 可愛川流域=8.8、 御手洗川流域=8.5、 中津岡川流域=4.7、 林川流域=5.2、 小原川=7.3、 中山川=4.9、 氏森川=3.7	太田川流域= (7、11.6)、 中津谷川流域= (11、10.3)、 小瀬川流域= (11、16.9)、 玖島川流域= (7、12)、 市野川流域= (11、5)、 七瀬川流域= (11、11.7)、 中道川流域= (11、5.5)、 大虫川流域= (11、5.4)、 吉末川流域= (7、4.5)、 永慶寺川流域= (11、4.6)、 可愛川流域= (6、8.7)、 御手洗川流域= (6、8.5)	—

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3

大雨警報基準

市町村等を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
広島・呉	廿日市市	23	138

別表4

洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	※複合基準	指定河川洪水予報による基準
広島・呉	廿日市市	太田川流域=14.8、 中津谷川流域=12.9、 小瀬川流域=26.4、 玖島川流域=15.1、 市野川流域=7.9、 七瀬川流域=14.7、 中道川流域=6.9、 大虫川流域=8.6、 吉末川流域=5.7、 永慶寺川流域=7.2、 可愛川流域=11.1、 御手洗川流域=10.7、 中津岡川流域=5.9、 林川流域=6.5、 小原川=9.2、 中山川=6.2、 氏森川=4.6	太田川流域= (11、13.9)、 中津谷川流域= (11、11.6)、 小瀬川流域= (11、23.7)、 玖島川流域= (11、13.5)、 市野川流域= (11、7.1)、 七瀬川流域= (11、13.2)、 中道川流域= (11、6.2)、 永慶寺川流域= (11、7.1)	—

*（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

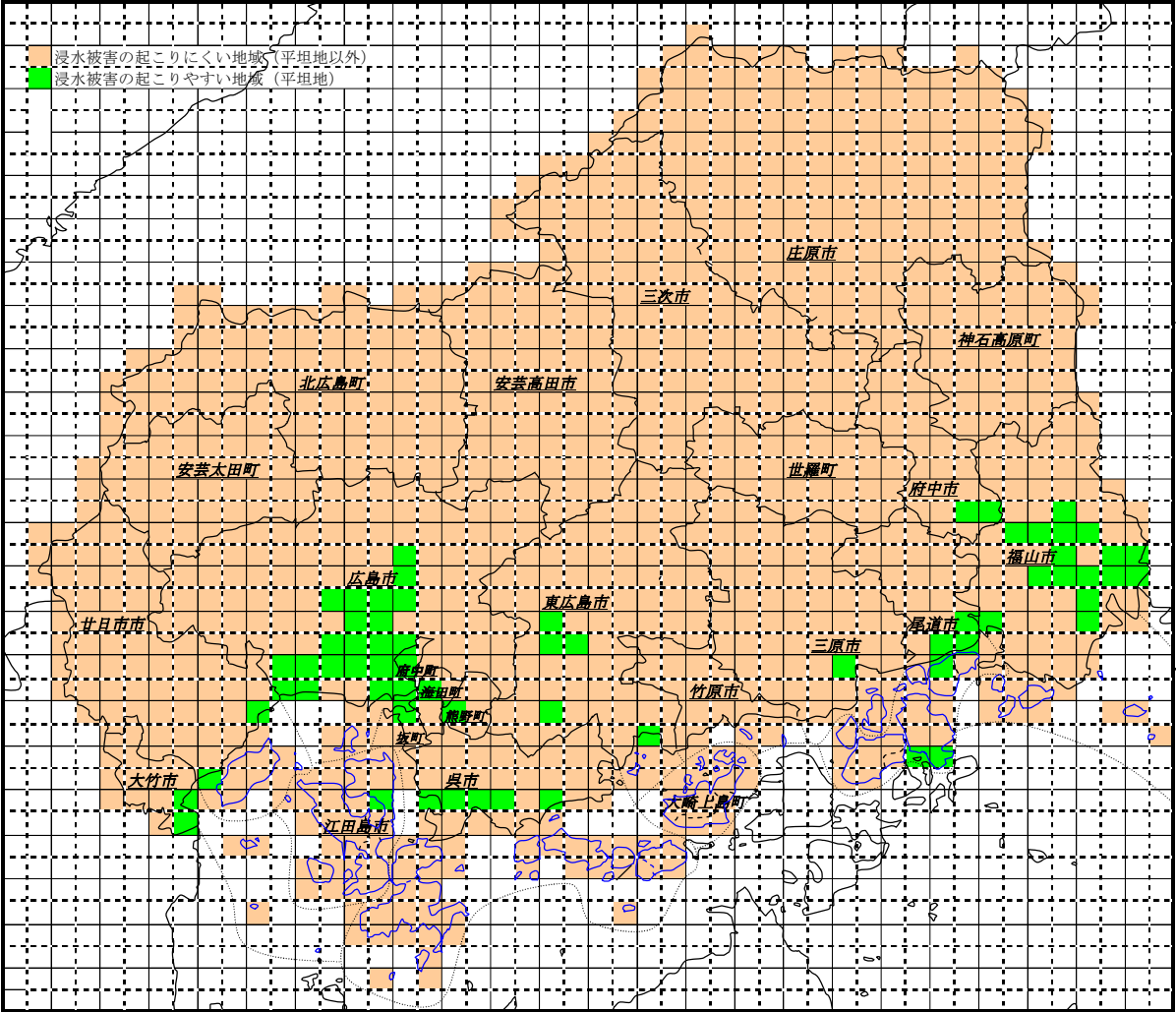
別表5

高潮注意報・警報基準

市町村等を まとめた地域	市町	潮位	
		警報	注意報
広島・呉	廿日市市	2.6m	2.1m

別 図

- 「平坦地」と「平坦地以外」の区分
- ・平坦地とは、おおむね平均傾斜率が 30 パーミル（パーミル：千分の一）以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域で、平坦地以外とはそれ以外の地域。
 - ・平均傾斜率は、該当格子に雨水がたまりやすいかどうかの指標で、都市化率は、地表面が アスファルト等に被覆されていて、雨水が地下に浸透しにくいかを表す指標



2 気象庁が発表する津波警報等の種類及び内容

(1) 種類

① 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。

② 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

③ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

① 津波警報等

種 類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	
			5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	海の中では人は早い波賀れに巻き込まれ、また養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m<予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)

(注) 津波注意報等の留意事項

- 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- 4 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- 5 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

② 津波予報

区 分	発 表 基 準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発 表 基 準	発 表 内 容
地震情報 (注1)	震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
		（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	

	震源・震度情報	震度 1 以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測したその地域名と市町村毎の震度を発表
		津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時	震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表。
		緊急地震速報（警報）発表時	－
	長周期地震動に関する観測情報	震度 1 以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 (地震発生から約 10 分後程度で 1 回発表)
	遠地地震に関する情報	マグニチュード 7.0 以上	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震の発生から概ね 30 分以内に発表*1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
		都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある）	
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度 5 以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

(注 1) 国外でマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

4 火災による警報

種類	発 表 基 準	根 拠
火 災 警 報	消防法第22条第2項の規定により、通報を受けたとき。	消 防 法
	実効湿度が60パーセント以下であって、最低湿度が35パーセント以下になったとき。	廿日市市火 災予防規則
	実効湿度が65パーセント以下であって、最低湿度が40パーセントを下り、最大風速8mを超える見込みのとき。	
	風速10m以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。	

消防法第22条第 3 項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は消防

長が発令し、及び解除する。

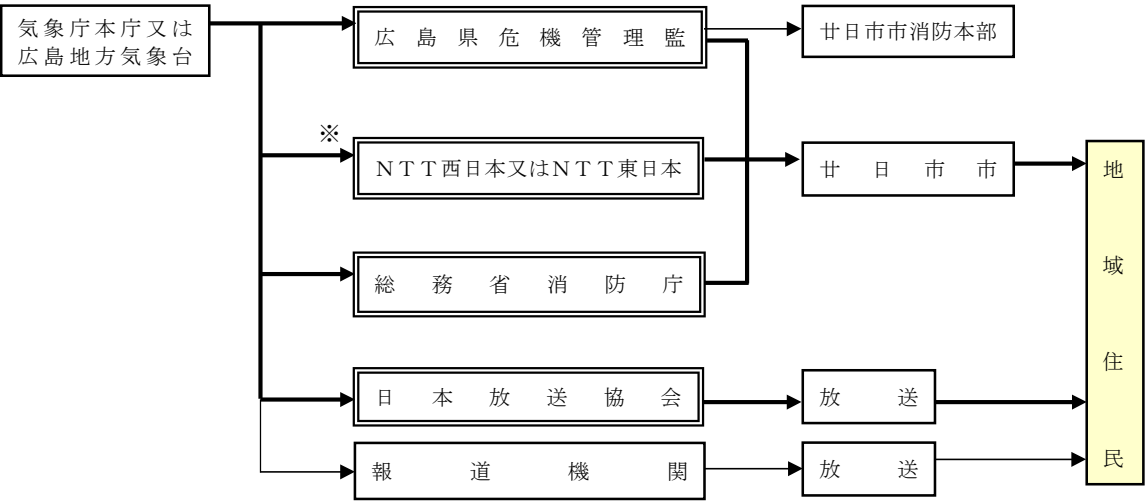
火災警報は、降雨又は降雪中は発令しないことがある。

消防長は、火災警報の発令及び解除を伝達するために必要な施設を利用することができる。

第3 気象予警報の収集・伝達

1 気象予警報及び土砂災害警戒情報の伝達経路

(1) 広島地方気象台からの伝達経路



- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
- 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 ※は、津波警報（同解除を含む。）のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT西日本又は東日本」とは、NTT西日本株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

① NTT西日本株式会社

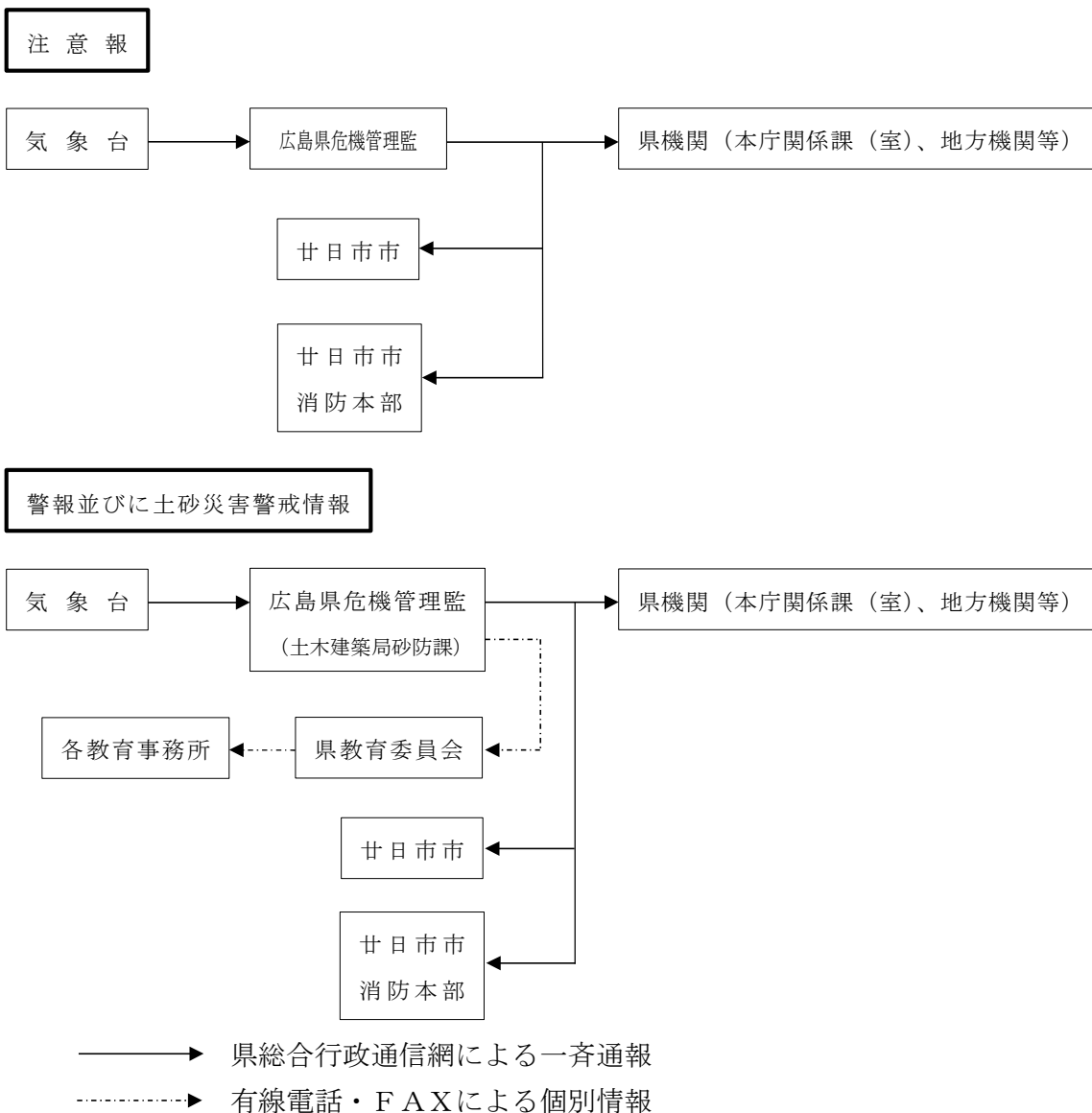
広島地方気象台等から通知を受けた警報は次の経路により市町に伝達する。



* F A X 網による一斉同報方式

② 広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係地方機関、市町及び消防本部へ伝達する。



2 伝達を受けた場合の処理

- (1) 気象注意報、警報等は、平日の場合（午前8時30分から午後5時15分まで）は総務部危機管理課において受理し、関係各課へ伝達する。休日、その他夜間は、防災センターが受理し、直ちに、関係職員及び各支所の宿直に連絡するとともに、関係各課へ情報提供する。
- (2) 各支所の宿直は、防災センター職員から連絡を受けたときは、それぞれ支所の職員に連絡する。
- (3) 総務部危機管理課長は、前記の気象注意報、警報等を受理し、必要と認める場合は、速やかに市長（本部長）、副市長、教育長及び各部長に報告する。
- (4) 総務部危機管理課長から伝達を受けた関係各課長は、速やかにその内容に応じた適切

な措置を講ずる。

- (5) 総務部危機管理課長は、気象注意報、警報等のうち特に庁内への周知を要すると認めるものについては、庁内放送やメール等により所要の措置を講ずる。
- (6) 総務部危機管理課長は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係機関・関係者に伝達する。
- (7) 津波警報・各種特別警報・土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は防災行政無線、メール等により、速やかに住民に周知する。

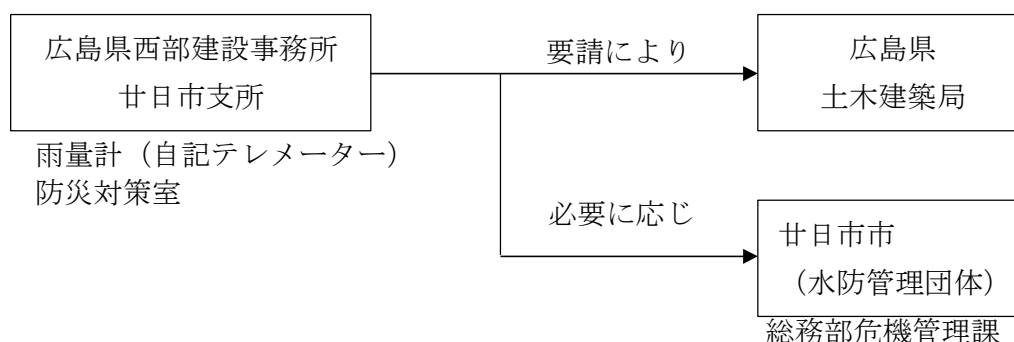
3 その他

- (1) 注意報の段階における危機管理課による気象情報の収集・とりまとめについては、警戒体制以降は情報班に移行する。
- (2) 災対地域部は、注意報段階から気象情報の収集、支所各職員への情報提供を行う。

第4 雨量・水位情報等の収集

1 雨量情報

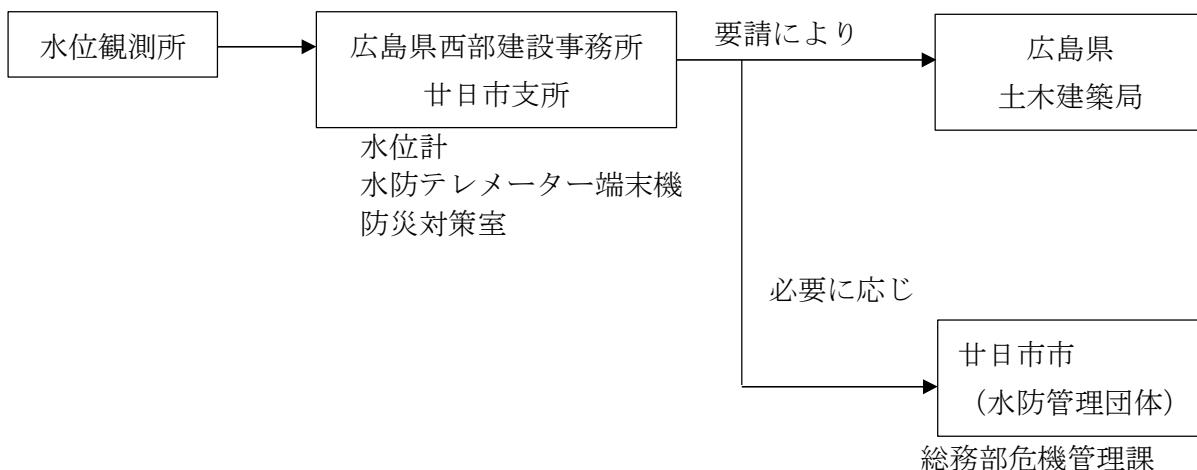
前2時間の雨量が20mmを超えたときは、毎正時に前2時間の1時間ごとの雨量



2 河川（水位）情報

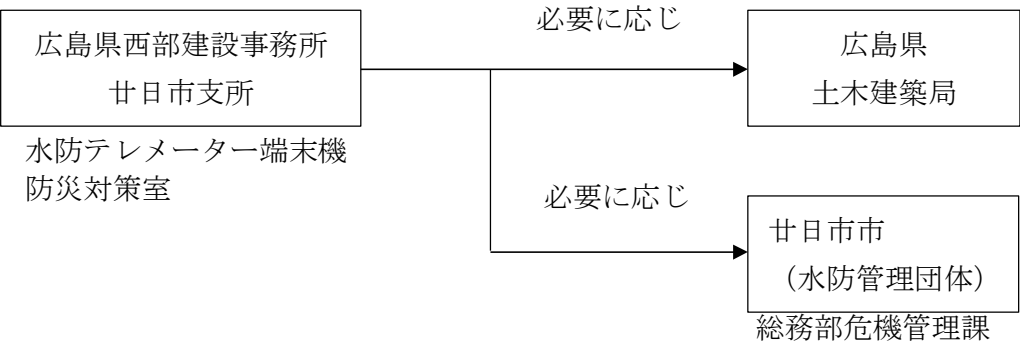
水防団待機水位に達したとき又は下回ったとき。

氾濫注意水位を超えたときは毎時。



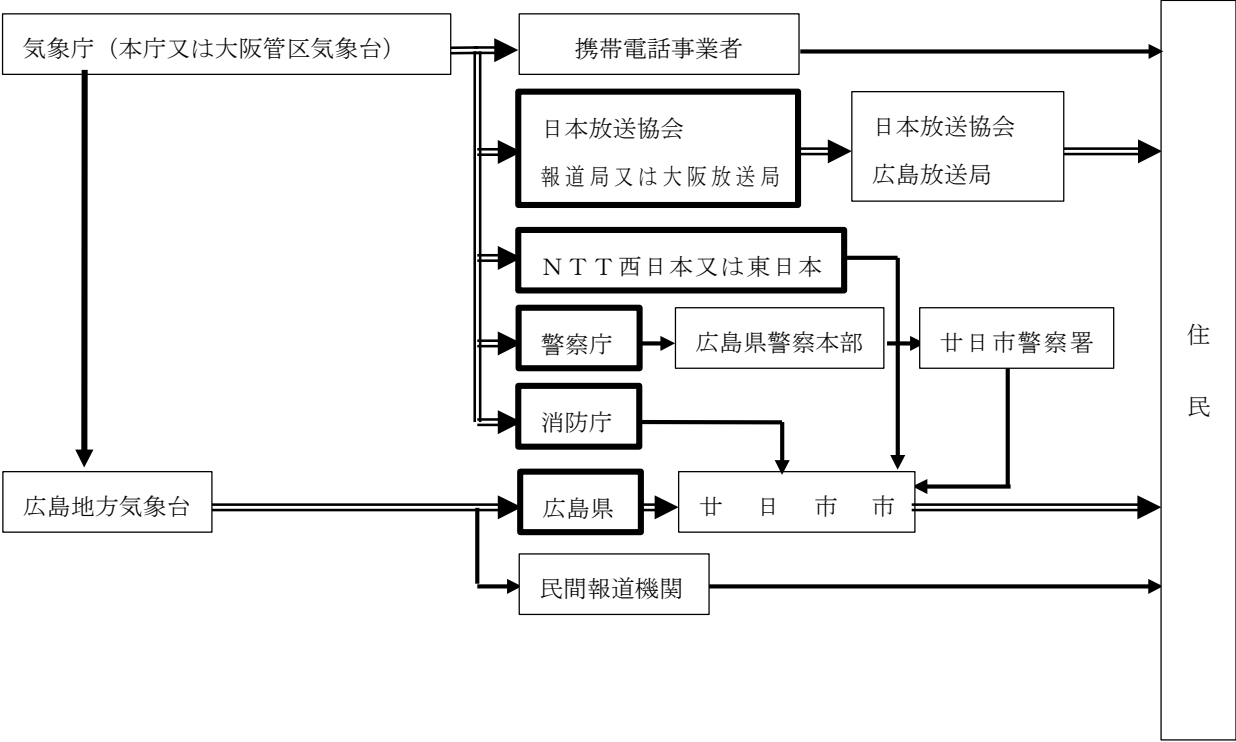
3 高潮情報

満潮時2時間前、1時間前、満潮時、満潮1時間後、2時間後の潮位



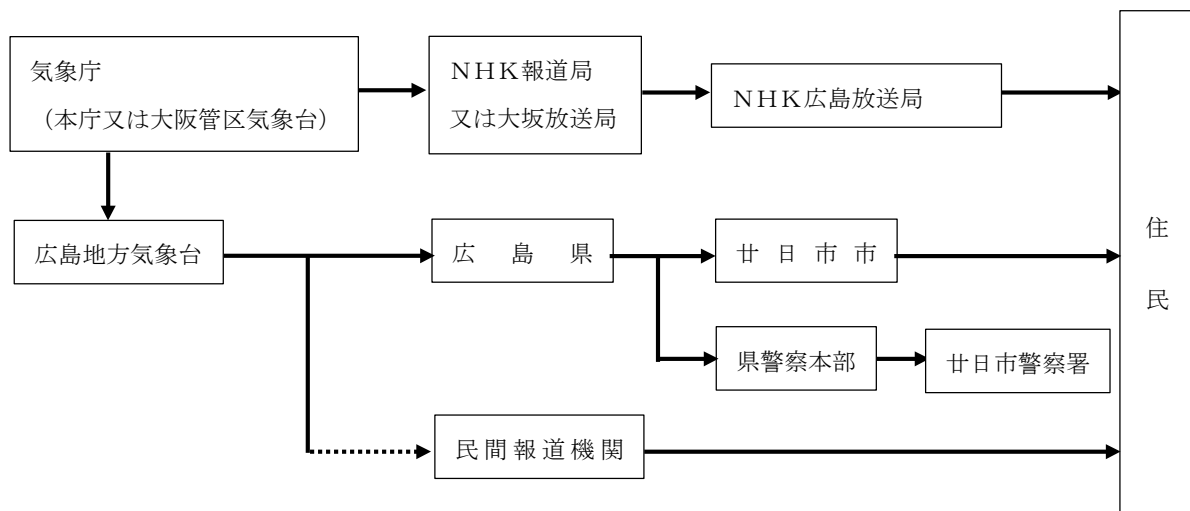
第5 地震、津波に関する情報の収集・伝達経路

(1) 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- (注) 1 太枠の機関は、気象業法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- 2 二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- 3 日本放送協会広島放送局は、津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- 4 NTT西日本又は東日本は、津波注意報の通知は行わない。

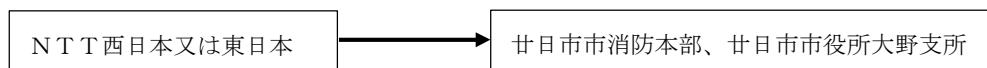
(2) 広島地方気象台は、必要と認める場合には、地震及び津波に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。



(注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。

2 民間報道機関は、株式会社中国放送・株式会社中国新聞社である。

(3) NTT西日本は、次の経路により津波警報を伝達する。



*ファクシミリ網による一斉同報方式

第6 広島県防災情報システムによる気象情報等の収集

気象予警報や雨量・水位情報等様々な気象情報については、広島県防災情報システムを用いて収集する。

第2項 通信手段の確保

活動方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ的確に行う必要があるため、通信の窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 通信連絡手段一覧	災対事務局 情報班 災対地域部
第2 通信連絡手段の確保及び活用	
第3 有線電話途絶時の連絡	
第4 公共放送（テレビ、ラジオ）の優先利用	
第5 連絡員の派遣	
第6 防災関係機関に対する非常無線通話の依頼	
第7 アマチュア無線の活用	
第8 通信施設の応急復旧	

該当資料・様式

資料30 防災行政無線設備設置場所一覧表
 資料31 I P無線及び消防救急デジタル無線の設置状況

第1 通信連絡手段一覧

情報の迅速かつ的確な収集及び伝達を図るため、現有の通信連絡手段を分類整理し、それぞれの手段の確保及び活用方法を定める。

- (1) 有線電話：電話
- (2) 無線通話：防災行政無線、消防無線
- (3) 広島県防災情報システム
- (4) 広島県総合行政通信網（衛星系）
- (5) 公共放送（テレビ、ラジオ、CATV、コミュニティFM）の利用
- (6) 非常通信の利用
- (7) 情報連絡員
- (8) 登録制メール、緊急速報メール
- (9) SNS（LINE）
- (10) その他

第2 通信連絡手段の確保及び活用

1 災害時優先電話の活用

本市では、一部の電話回線を災害時優先電話としている。NTT西日本株式会社に登録

しているこれらの電話は、回線輻輳時等においても通話が優先される措置が講じられていることから、各班は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、情報班に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

2 非常・緊急電報の申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、災害時優先電話から非常・緊急電報の申込を行う。

申 込 先	申込みダイヤル番号
電報センター	1 1 5

3 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用された場合等に、指定避難所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電話番号
N T T 西日本株式会社中国支店 設備部 災害対策室	082-511-1377

4 臨時電話（有償）の申込み

必要に応じて、30日以内の利用期間を指定し、電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

区 分	申 込 先	電話番号
固定電話	1 1 6 センター	1 1 6
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

※ 一般の電話申込みも、この番号で行う。

5 防災用 F A X

防災用 F A X は災対事務局の統制による。

内線指定 8-213-1089

第3 有線電話途絶時の連絡

有線電話が途絶した場合は、防災行政無線通話、消防無線等を活用する。これらの機器については、その作動状態を確認し、常に良好な状態を保つとともに、機能維持に努める。

また、必要に応じて、中国総合通信局へ災害対策用移動通信機器（簡易無線、M C A 無線、衛星携帯電話、公共ブロードバンド移動通信システム）の貸与要請を行う。

第4 公共放送（テレビ、ラジオ）の優先利用

住民、事業所、市職員及びその他関係機関に対し、災害に関する通知、要請、指示、伝達、警告、広報等を行い、緊急又は広域的に行う必要がある場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事を通じて日本放送協会広島放送局及び民間放送機

関に対し、伝達すべき情報の放送を依頼する。

第5 連絡員の派遣

有線電話が途絶し、無線通話のない場合又は無線通話が混乱して使用できない場合は、連絡員を派遣するなどにより、情報の収集・伝達に努める。

第6 防災関係機関に対する非常無線通話の依頼

災害の状況により、有線通信が途絶した場合もしくは市有の無線通話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、県警察本部（署）、陸上自衛隊等最寄りの無線局に非常無線通信を依頼し、通信する。なお、非常無線通信は、無制限、無秩序に運用すれば事態を混乱させるおそれがあるため、次の事項を認識しておく。

- (1) 非常無線通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するが、災害時においては、無線局の疎通能力も相当低下する上、当該通信系本来の通信が輻輳するため、依頼を受けた非常通信を取り扱う余裕がない場合もある。
- (2) 非常無線通信を依頼する者は、公衆電気通信施設（NTT西日本株式会社管理のもの）が利用できない条件を確認しなければならないが、非常通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすべきものである。
- (3) 非常無線通信は、本来無料として取り扱われるが、これが公衆電気通信施設により電送されるときは公衆電報となり、特別の場合を除き有料として取り扱われる。
- (4) 電送する電文は、発着信者名を明確にし、一通の通信文の長さは200字以内とするが、急迫の場合以外は、原則として電報形式とする。

第7 アマチュア無線の活用

アマチュア無線局の実用通信（個人的な通信技術の興味によって行う通信以外の通信）は、平常時には禁じられているが、災害時において通信手段が途絶した際には、非常通信として活用する。

第8 通信施設の応急復旧

1 応急措置

有線通信及び無線通信施設を有する各部、支部は、発災後、速やかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、早急に応急復旧措置を講ずる。

なお、必要に応じては、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や他市町の災害対策本部に応急復旧措置に関する協力を要請する。

2 要員及び資機材の確保

応急措置の実施に必要な人員及び資機材については、関係部において、体制を整備しておくものとする。人員及び資機材が不足する際には、関係業者に協力を求め資機材の調達を行う。

第3項 災害情報等の収集・伝達

活動方針

災害発生後の被害に関する情報の収集を迅速、的確に行い、その後の応急対策に必要な情報連絡のための体制を確立するとともに、連絡窓口の一元化を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 河川や土砂災害警戒区域等の巡視・監視	災対産業部 農林水産班、災対建設部 土木対策班
第2 災害情報等の収集・報告	災対事務局 情報班、広報班 災対地域部・支部 関係部班
第3 県への報告	
第4 被害写真の撮影・収集	
第5 対策情報の収集及び報告	

該当資料・様式

協定2	災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局長）
様式6	災害概況即報
様式7	被害状況即報
様式8	災害確定報告

第1 河川や土砂災害警戒区域等の巡視・監視

1 河川等の巡視・監視

(1) 平時の巡視

建設部担当課長は、平時において市域内の所管河川を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を建設部長に報告する。

(2) 非常時の監視

災対建設部は、出水時、災対建設部長の命により、水防区域の監視及び警戒を厳にしてい、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視する。特に、次の状態に注意の上異状を発見した場合は直ちに報告する。

<注意を要する状態>

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状
- キ 調整池のオーバーフロー又は増水状況

2 ため池の巡視・監視

(1) 平時の巡視

管理責任者を定め、ため池を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況について産業部長に報告する。

(2) 非常時の監視

管理責任者は、ため池の監視及び警戒を厳にして、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心とするほか、特に次の状態に注意し、異状を発見した場合は直ちに連絡する。

＜注意を要する状態＞

- ア 取入口の閉塞状況
- イ 流域の山崩れの状態
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状態
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 樋管の漏水による亀裂又は欠け崩れ

3 土砂災害警戒区域等の監視

(1) 非常時の監視

災対産業部及び災対建設部は、土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県知事より指定を受けた土砂災害警戒区域等について、土砂災害上危険であると認められる箇所があるときは、既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心に監視する。特に、次の状態に注意し異状を発見した場合は直ちに担当の部長に報告しなければならない。

① 土石流

- ・ 溪流の流水が急激に濁りだし、流木などが混入
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少
- ・ 降水量の減少にもかかわらず水位が低下
- ・ 溪流付近の斜面が崩れだし、落石が発生

② 崖崩れ

- ・ 斜面の亀裂
- ・ 斜面のはらみ
- ・ 斜面から小石がぱらぱら落下
- ・ 湧き水の急激な変化（濁り、吹き出し、減少、増加）

③ 地すべり

- ・ 亀裂や段差の発生及び拡大
- ・ 擁壁のクラックや押し出し
- ・ 舗装道路やトンネルのクラック
- ・ 地下水の急激な変化（枯渇や急増）

第2 災害情報等の収集・報告

1 警戒段階における措置

(1) 各部は、災害に関する予兆情報、速報的な災害情報及び被害情報の積極的な収集に努

め、収集した情報を危機管理課に速やかに報告する。

また、危機管理課は、収集した情報の整理集約を行う。

- (2) 危機管理課は、前記の通報又は直接収集した被害情報を取りまとめ、関係課に周知し、重要事項と認めたときは、市長（本部長）、副市長に報告する。
- (3) 町内会、コミュニティ組織、自主防災組織から提供された災害情報は、地域振興課と危機管理課で情報の共有化を図り、収集した情報については、関係課に即報する。
- (4) 即報を受けた関係課は情報を確認し、対応する。

2 災害対策本部等設置後における措置

- (1) 各部及び支部は、災害状況の把握及び災害情報の収集に努め、災害及びその兆候を把握した場合や被害情報を入手した場合には、別表「被害判定基準」に基づき判定し、所定の様式により、災対事務局（警戒本部時は事務局）に即報する。

(2) 被害情報の収集及び報告の方法

- ① 被害情報の収集及び報告内容は、災害発生後の時間経過に伴って徐々に変容し、正確性が段階的に増大することが想定されるため、被害情報の収集及び報告は、次のように行う。

- ・第1段階 → 第1報（被害の概要）
- ・第2段階 → 被害即報
- ・第3段階 → 確定報告

② 収集の方法

ア 第1報（被害の概要）

災害発生後おおむね60～120分以内に、被害状況の概要を全般的に把握することを目的とし、迅速性を優先して収集する。

a 収集する事項

各部及び各支部は、災害発生直後においては、あらかじめ定めた事務分掌にかかわらず、現に知りうる範囲で、次の事項について情報収集する。

- ・死者、負傷者等の人的被害の発生状況
- ・主要道路及び橋梁の被害状況
- ・建物の倒壊状況
- ・電気、ガス及び水道の状況
- ・住民の動向
- ・火災の発生及び延焼の状況
- ・その他特に必要な事項

b 収集の要領

- ・庁舎等の周辺の状況確認
- ・参集職員による参集途上職員の状況聴取（時間外の場合）
- ・警察署等の防災関係機関との情報交換
- ・住民からの通報の受付

イ 被害即報

第1報（被害の概要）の後、確定報告までの被害情報の収集は、あらかじめ定めた

事務分掌により、各部及び各支部が行う。

収集に当たっては、現地調査を行い、正確な情報把握に努める。

ウ 確定報告

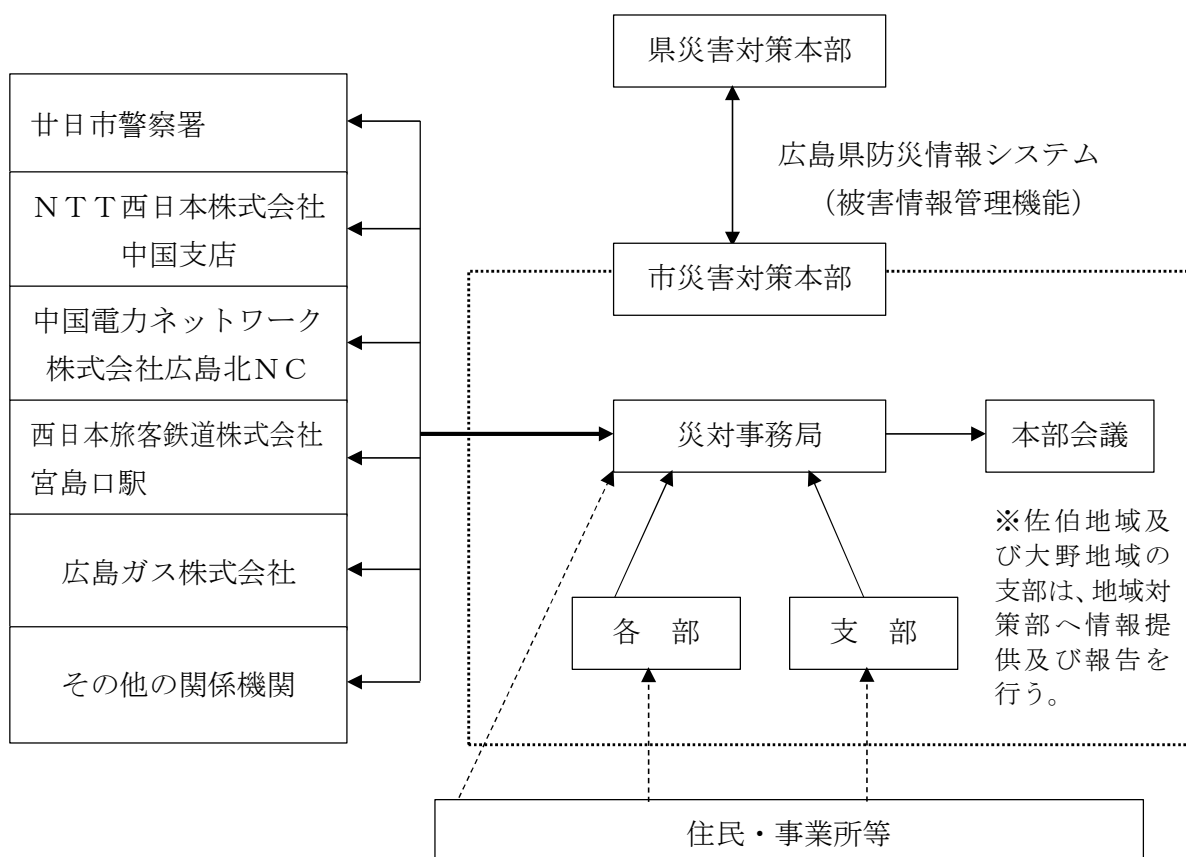
応急対策活動が終了し、本部が廃止されたときは、復旧計画策定の参考に資するため、被害状況を最終的に取りまとめ、確定報告を市長（本部長）（警戒本部時は危機管理監）に提出する。

③ 報告の方法

災害対応記録表により、災対事務局に報告する。

(3) 災対事務局は、前記の報告をとりまとめ、災対事務局長に提出する。

本部設置後における被害情報の収集及び報告系統は次図による。



※有線電話途絶の場合は、無線通話を代替手段とする。

※広島県防災情報システムに不具合が生じた場合、FAX又は電話を代替手段とする。

※ -----▶ は、住民等からの通報を示す。

【被害判定基準】

人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、市民センター、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、市民センター、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。

	橋りょう被害	市町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流出埋没	田畑の耕土流出、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
その他	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地すべり	地すべりが発生したものとする。
	がけ崩れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
自然公園等 施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
水道（断水）	水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点の戸数とする。
電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項に該当しない被害とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告する。

※1 定義のない用語については、関連用語の定義を類推して解釈すること。

※2 災害時のボランティア活動に関する情報についても報告すること。

- ・ 報告内容

ボランティアセンターの設置状況（設置の有無、設置場所等）

ボランティアの活動状況（受入れの有無、派遣の有無等）

その他関連事項

- ・ 報告方法

報告様式のその他欄に上記の内容を記入すること。

【部門別の被害】

情報の区分	情報の内容	担当部班
庁舎関係被害	市庁舎、その他関係施設	災対事務局 資源管理班
土木関係被害	道路（農道、林道含む）、港湾施設 橋りょう、河川、排水路、調整池	災対建設部 土木対策班 災対産業部 農林水産班
教育関係被害	学校施設	災対教育部 教育総務班
	社会教育・体育施設、市民センター	災対教育部 生涯学習班 災対地域振興部 地域振興班、スポーツ推進班
	文化財施設、通学路	災対教育部 生涯学習班、学校教育班
民生関係被害	社会福祉施設	災対健康福祉部 障害福祉班、高齢介護班
	児童福祉施設	災対健康福祉部 こども支援班
市営住宅関係被害	市営住宅、附帯施設	災対建設部 住宅営繕班
水道関係被害	水道施設	災対水道部 水道工務班
下水道関係被害	下水道施設	災対建設部 下水道班
公園関係被害	公園、緑地	災対建設部 土木対策班
危険物関係被害	危険物施設	災対消防部 消防班
商工業関係被害	商工業施設、工業原材料 商品、生産機械器具等	災対産業部 産業振興班
農林水産関係被害	農地、農業用施設、農作物、畜産物 ため池、水産施設被害	災対産業部 農林水産班
観光施設関係被害	観光施設	災対産業部 観光班
廃棄物処理施設 関係被害	廃棄物処理施設	災対生活環境部 廃棄物対策班
支所管内被害	支所庁舎、その他関係施設	災対地域部
その他の被害	上記以外の所管施設	所管部
	電力施設、ガス施設等	各関係機関

3 災害情報等の調査・集計に関する方針

被害状況の把握及び応急対策の実施状況の調査、収集に当たっては、原則として各部及び各支部が実施するものとし、佐伯、大野及び宮島地域の支部からの情報はそれぞれの災対地域部が、公共施設の被害状況については、施設を所管する部が一旦取りまとめを行う。

全体の集計等は災対事務局が取りまとめ、常に災害状況、被害状況を把握できる体制を整備する。

4 調査・集計の要領

(1) 人、住家等被害

人、住家等の被害については、救助活動及び応急対策活動を早急に実施するため、災対事務局は税務班員、災対佐伯地域部・災対大野地域部・災対宮島地域部、及び災対吉和地域部により調査する。

なお、住家等の被害状況調査は、原則、税務班員で対応する。

(2) 農林水産関係被害

災対産業部の農林水産班及び各災対地域部は、農地、農業用施設、農作物、畜産物、農道、林道、水産施設等の各被害について、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て調査する。

(3) 商工業関係被害

災対産業部の産業振興班及び各災対地域部は、中小企業等商工業関係被害について、商工会議所等の協力を得て調査する。

(4) 土木関係被害

災対建設部及び各災対地域部は、土木及び公園関係施設の被害について、被害地区におもむき調査する。

(5) 教育関係施設被害

教育関係施設の被害については、災対教育部、災対地域振興部及び各災対地域部において施設管理責任者（学校長等）に被害を調査させ、又は自らが被害施設で調査する。

(6) その他の被害

市有財産の被害については、各施設を所管する部において調査を実施する。

5 無人航空機の活用

作戦班は、土砂災害の救出現場などで人が入りにくい場所の状況などを把握するため、無人航空機（ドローン）による被害調査等を行う。

6 各部への情報伝達

情報班は、情報を収集し、各部へ指示の伝達を行う。

7 調査報告の取りまとめ

上記の各被害調査で収集した被害状況のうち、公共施設分については、施設を所管する部が一旦、取りまとめを行う。

全体の被害状況の取りまとめは災対事務局において行う。

災対事務局は、提出された調査結果を本部長及び各関係機関へ報告する。

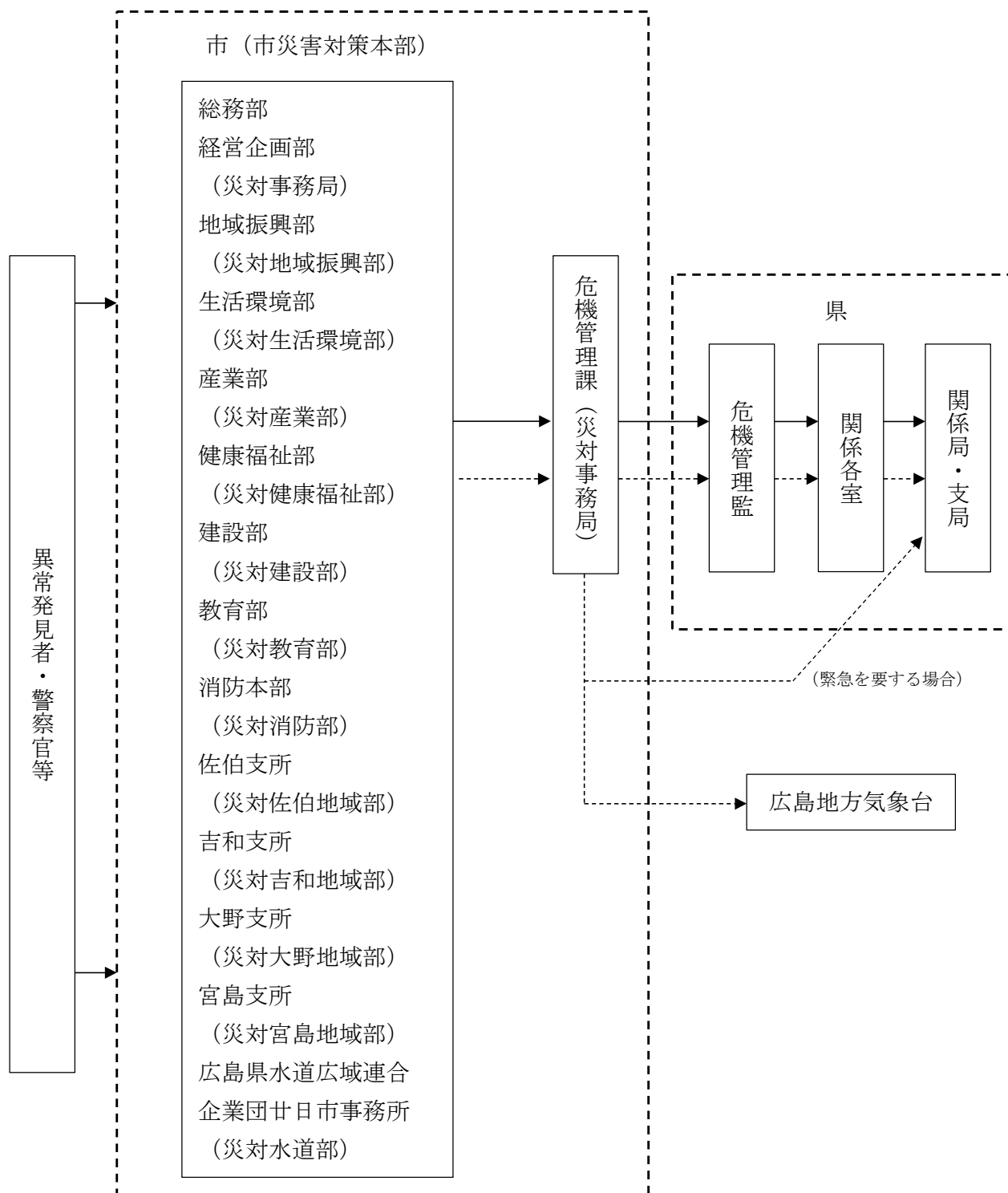
第3 県への報告

災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象等につ

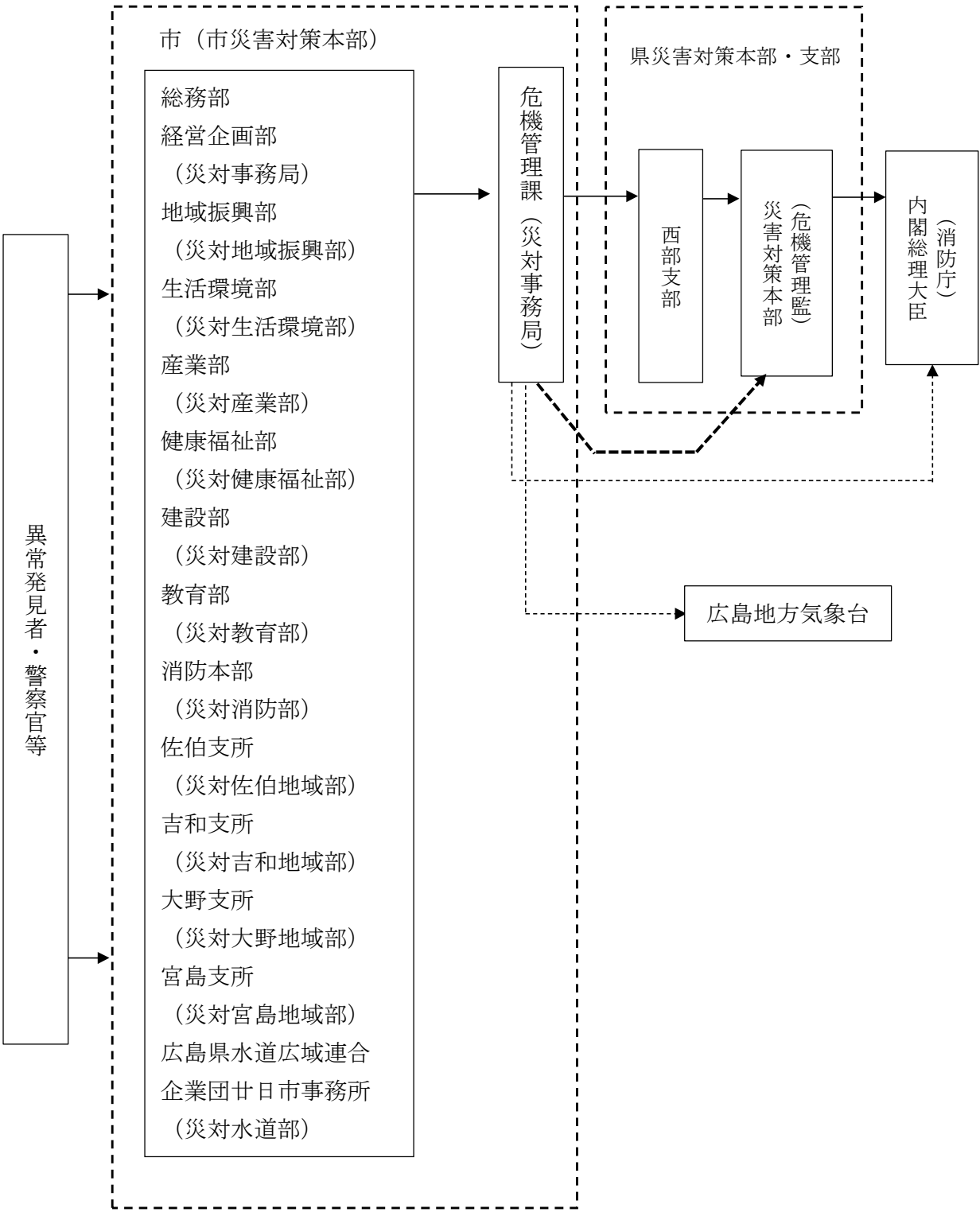
いて通報を受けた場合で、市災害対策本部が設置されている場合は災対事務局、未設置の場合は総務部危機管理課をそれぞれ通じて、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

この場合において、急施を要するときは、県危機管理監への通報に先立って気象現象については広島地方気象台に、その他については、その現象等が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。

1 通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）



2 県が災害対策本部を設置した場合



(注) —————▶ は通常の経路。
-----▶ は急施を要する場合で、県災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路。
- - - - -▶ は緊急を要する場合で、県災害対策本部へ直接通知する場合の経路。

内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ。）

総務省消防庁

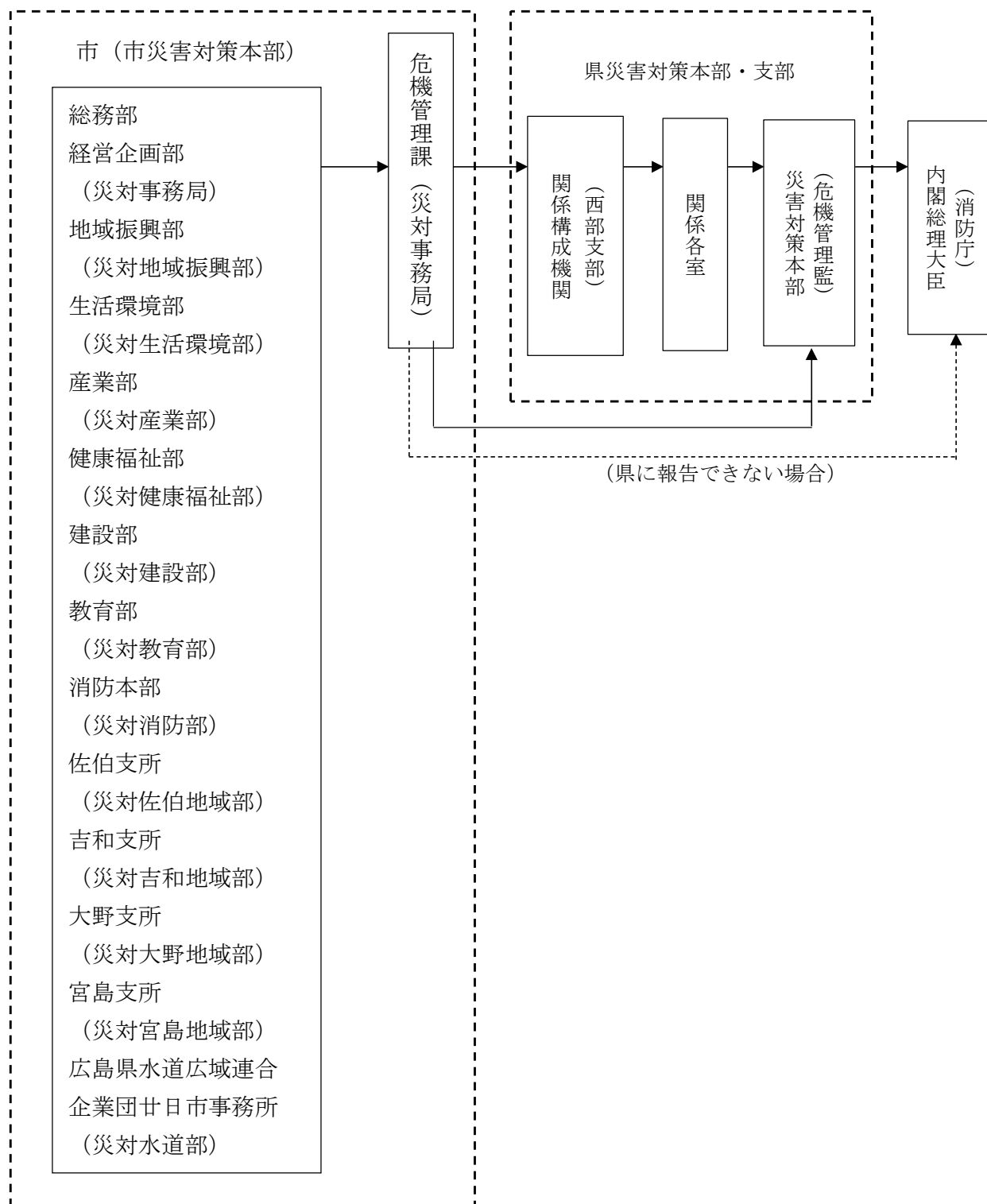
区 分 回線別		平日（09:30～18:15）	左記以外
		応急対策室	宿直室
N T T回線	電 話	0 3－5 2 5 3－7 5 2 7	0 3－5 2 5 3－7 7 7 7
	F A X	0 3－5 2 5 3－7 5 3 7	0 3－5 2 5 3－7 5 5 3
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	自局特番-048-500-90-49013	自局特番-048-500-90-49101～ 49103
	F A X	自局特番-048-500-90-49033	自局特番-048-500-90-49036

（自局特番） 市役所：8

3 災害発生直後の報告

災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

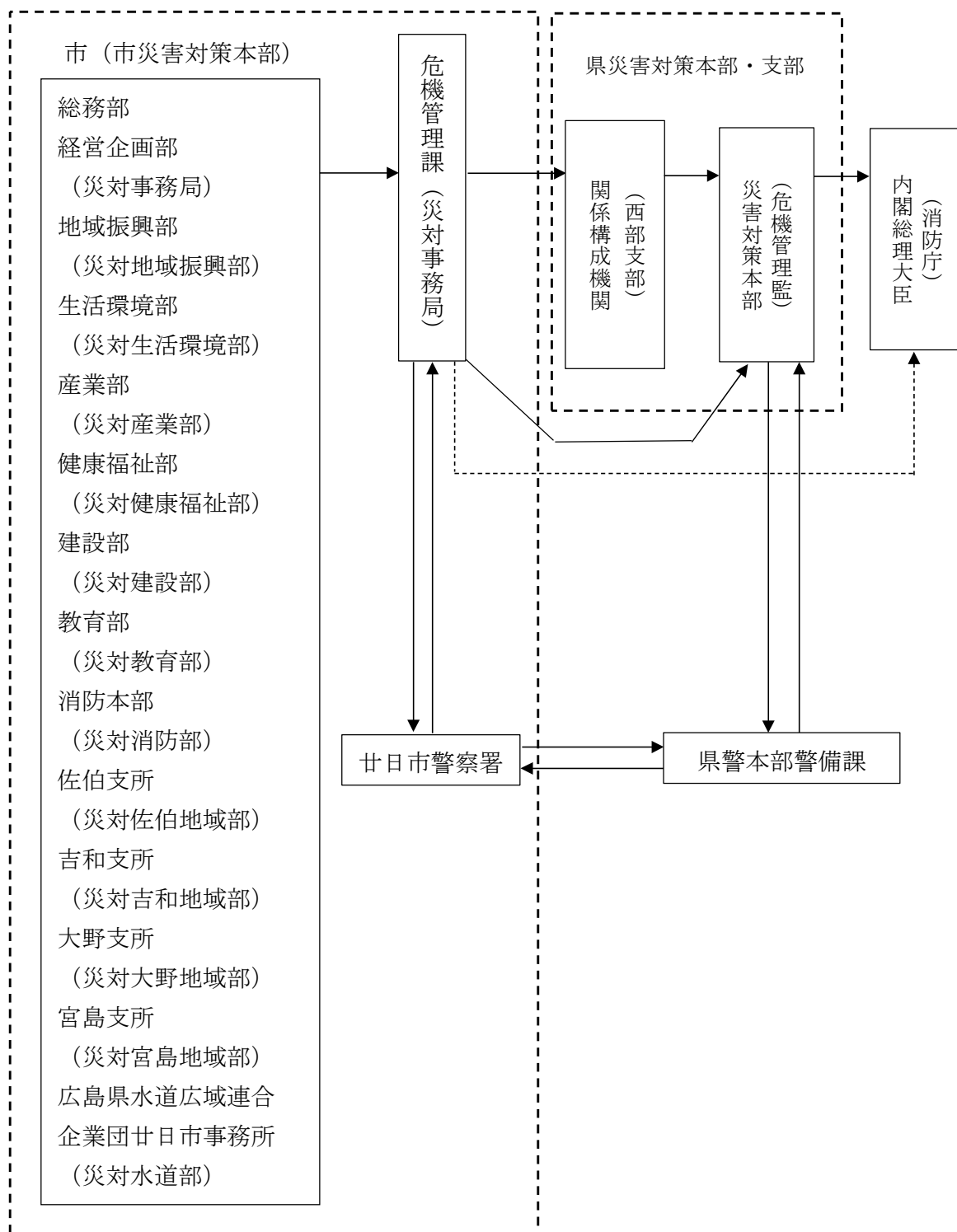
災害発生報告は、次の経路により行うものとし、県に対する報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。



4 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

被害状況報告及び通報は、次の経路により行うものとし、県に対する報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。



5 人の被害についての即報

災対事務局及び災対消防部は、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に伝達する。行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4 被害写真の撮影・収集

被害状況の写真は、災害応急対策における被害状況確認の資料であるとともに、記録保存のためにも極めて重要である。また、必要に応じ動画を撮影する。被害調査員は適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況が明瞭にわかるよう、かつ、被害の報告用としても十分役立つよう撮影する。その他、報道機関及び一般市民の撮影分についても必要に応じて提供を依頼する。

第5 対策情報の収集及び報告

災対事務局及び関係部班は対策情報を収集し、必要に応じて県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監）に報告する。

1 対策情報の種類

- (1) 職員参集状況の報告（本部長の指示する時刻に災対事務局長へ報告する。）
- (2) 車両、資機材等の調達依頼
- (3) 職員の応援要請
- (4) 自衛隊の派遣要請
- (5) 応急対策の実施要請
- (6) 応急対策の実施状況の報告
- (7) ボランティア団体等の派遣要請
- (8) ボランティア団体等の支援活動状況
- (9) その他応急対策上必要な事項

2 対策情報の伝達方法

報告手段は原則として、FAX、電話、広島県防災情報システム、Web会議システム等による。

第4項 広報活動

活動方針

人心の安定、パニック等の混乱の防止及び社会秩序の維持を目的として、一般市民（要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅等への入居者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人等を含む。）及び報道機関に対し、被害状況、応急措置の実施状況等を迅速かつ的確に周知する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 広報資料の作成	災対事務局 広報班 災対地域部 関係部班
第2 広報の方法	
第3 報道機関への情報提供	
第4 一般住民に対する広報	
第5 写真収集、記録	

該当資料・様式

協定43 災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書（株式会社FMはつかいち）
 協定44 災害情報の放送に関する協定書（株式会社ちゅピCOMふれあい）
 協定45 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）
 協定46 災害に係る情報発信等に関する協定書（株式会社テレビ新広島）
 協定47 防災パートナーシップに関する協定書（広島テレビ放送株式会社）
 様式9 広報依頼書
 様式10 災害時における放送要請

第1 広報資料の作成

1 広報事項

(1) 応急対策時の広報

広報事項	関係班（関係機関）
津波に関する予警報及び情報	情報班
地震に関する情報（余震に関する情報含む。）	情報班
避難状況に関する情報（避難場所の開設状況や避難情報の発令状況等）	情報班、資源管理班
医療に関する情報（病院等の診療可否）	健康福祉総務班
被害状況に関する情報	情報班
遺体の安置等に関する情報	健康福祉総務班
出火防止及び初期消火に関する情報	消防班
二次災害の防止に関する情報	情報班
市長（本部長）からのメッセージ	情報班

広報事項	関係班（関係機関）
その他必要な情報	情報班

(2) 応急復旧時の広報

内容	関係班（関係機関）
水の確保に関する情報	水道業務班
食糧の確保に関する情報	市民生活班
義援金に関する情報	健康福祉総務班
義援物資に関する情報	健康福祉総務班
電気に関する情報	情報班（中国電力ネットワーク(株)広島北ネットワークセンター）
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	廃棄物対策班
電話に関する情報	情報班（N T T西日本(株)）
道路に関する情報（交通規制状況等）	土木対策班、廿日市警察署
公共交通機関に関する情報（運行状況等）	交通対策班（鉄道・バス・航路事業者等）
教育に関する情報（休校）	学校教育班
店舗等の営業状況に関する情報	産業振興班
ボランティア活動に関する情報	地域振興班
応急仮設住宅等に関する情報	住宅営繕班
臨時相談所に関する情報	資源管理班
被災宅地危険度判定に関する情報	土木対策班
災害弔慰金等の支給に関する情報	健康福祉総務班
被災者生活再建支援金に関する情報	健康福祉総務班
融資、税の減免等に関する情報	健康福祉総務班、税務班
悪徳商法等に関する情報	産業振興班、廿日市警察署
その他生活情報等必要な情報	情報班、資源管理班
災害時協力井戸に関する情報	作戦班

2 収集・集約

災対事務局は、1の広報事項について、各部と緊密な連絡を図り、関係班等からの的確な情報を収集・集約し、市長（本部長）に報告する。必要に応じて関係機関その他各種団体施設などに対し、情報の提供を求める。

3 内容の決定

市長（本部長）は、広報事項の内容を決定する。作戦班は、決定した内容を広報班に伝達する。

第2 広報の方法

1 テレビ・ラジオによる広報

(1) テレビ

ア 日本放送協会（NHK）広島放送局・民間放送機関

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、別に定めた様式により、あらかじめ定めた手続きによって、県知事を通じて日本放送協会広島放送局（NHK）及び民間放送機関に対し、広報事項の放送（緊急警報放送を含む。）を依頼する。

なお、個別に締結している連携協定（広島テレビ、テレビ新広島）に基づき依頼する場合は、あらかじめ定めた手続きによる。

イ ちゅピCOM

「災害情報の放送に関する協定書」に基づき、ちゅピCOMへ緊急放送を依頼する。

(2) ラジオ

ア FMはつかいち

「災害時等における緊急放送による市民への情報提供に関する協定書」に基づき、FMはつかいちへ緊急放送を依頼する。

(3) Lアラートによる広報

広島県防災情報システムを介して県へ報告した内容は、報道機関にも共有され放送される仕組みとなっている。

2 防災行政無線による広報

防災行政無線により広報を実施する。

3 インターネットによる広報

(1) 市ホームページ

市ホームページを利用して、災害や被災者支援などに関する情報について広報する。

また、避難情報発令時や災害発生時等においては、速やかに簡易版ホームページに切り替え、アクセス集中による閲覧障害を回避する

(2) ヤフー

「災害に係る情報発信等に関する協定」に基づき、ヤフーサービスを活用した情報発信を依頼する。

4 はつかいちし安全・安心メール、緊急速報メール、フェイスブック、LINE、アプリによる広報

5 その他

(1) 災害が発生した場合、早期に広報紙を作成し、防災拠点施設、指定緊急避難場所・指定避難所等に配布する。

(2) 災害の状況によっては、補完的な手段として広報車による広報を実施する。その際、音声のみにならず、印刷物の配布にも努める。

(3) 広報車の活動不能な地区もしくは特に必要と認められる地区に対しては、災対地域部

又は支部において職員を派遣し広報を行う。

第3 報道機関への情報提供

1 報道機関に対する発表

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難情報の発令状況、一般市民並びに罹災者に対する協力及び注意事項を取りまとめ、適宜報道機関に発表するものとする。その内容は、おおむね次のとおり。

- (1) 河川、橋りょう等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）、公園等被害状況
- (2) 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- (3) 交通状況（交通機関の運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- (4) 電気、水道、ガス等公益事業施設の状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (5) 給食及び給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (6) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (7) 避難場所及び開設状況（指定緊急避難場所・指定避難所の位置等）
- (8) 家庭でとるべき防災対策と心得
- (9) ごみ処理に関する状況（施設稼働状況、収集状況、仮置場等）

2 報道機関との協力関係

災害対策本部は、報道機関から災害報道のための資料提供、放送出演等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。また、報道機関は、災害対策本部から災害広報を実施するよう依頼があった場合は、積極的に協力する。

3 記者会見の実施

大規模な災害が発生した際、庁舎内に会場を設置し、記者会見を速やかに実施するものとし、その後は事態が落ち着くまで1日1回程度行う。

なお、記者会見を行うに際しては、事前に報道関係各社へ周知を図る。

第4 一般市民に対する広報

一般市民に対する広報は、災害情報及び応急措置の実施状況をまとめて広報するものとする。災害発生前は、予想される災害の規模、動向等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめ、報道機関に広報を依頼するとともに、防災行政無線等を利用して広報する。

また、被害発生後は、被害の程度及び推移、避難情報、応急措置の状況等が確実に行き渡るよう広報するものとし、人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請するなど広報活動を迅速かつ的確に実施する。なお、広報内容は、前記の報道機関に対する発表内容に準じて行う。

第5 写真収集、記録

1 写真収集

報告、記録等に使用する写真は、各部が行う被害調査の際に撮影した写真を収集して使

用するとともに、広報班を派遣し被害写真を撮影する。

2 災害記録

各班は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。また、広報班は、ボランティアの協力を得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努めるとともに、災害対策本部運営の状況について写真の記録を取っておく。

なお、応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成するため、広報班を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第5項 広聴活動

活動方針

被災者の要望を把握し、不安を解消するため、速やかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関の協力を得て広聴活動を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 被災相談窓口の設置	災対事務局 資源管理班 災対地域部 関係部班
第2 要望等の処理	
第3 安否情報の提供等	
第4 国・県等からの視察への対応	総務部 秘書室、議会事務局

第1 被災相談窓口の設置

資源管理班は、災対健康福祉部及び災対地域部と連携し、災害の状況により必要と認めたときは、被災者のためのワンストップサービスの相談窓口を庁舎内に設置する。

この場合、関係各部は、あらかじめ指定された各部の相談員を相談窓口に派遣する。

第2 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等については、各部から派遣された相談員の所属する部及び課において責任をもって処理することとし、要望内容によっては関係機関との連絡、調整を行うなど、適切な対応に努める。

第3 安否情報の提供等

基本法第86条の15及び同法施行規則第8条の3に基づき、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第4 国・県等からの視察への対応

秘書室及び議会事務局は、内閣総理大臣等閣僚や国会議員、県知事、県議会議員等からの視察に対して、市長（本部長）が適切に対応できるよう、作戦班、資源管理班と連携して、スケジュール確認及び状況説明、視察行程等を検討し、視察時の対応を行う。また、広報班は報道機関への情報提供・報道対応などを行う。

第4節 避難誘導

第1項 住民等の避難誘導

活動方針

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関と連絡調整を密にし、状況に応じて避難情報の発令を講ずる等、避難者を速やかに安全な場所に誘導する。なお、避難誘導等に際しては、高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者に十分配慮する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施責任者	災対事務局 作戦班
第2 避難情報の基準	
第3 発令要請及び決定	
第4 報告・公示	災対事務局 情報班
第5 伝達方法	災対消防部 消防班
第6 伝達内容	関係部班
第7 避難方法	災対地域振興部 地域振興班、災対消防部 消防班、災対地域部・支部、災対健康福祉部 健康福祉総務班、障害福祉班、高齢介護班
第8 土砂災害警戒区域等における警戒措置	災対地域振興部 地域振興班、災対健康福祉部 健康福祉総務班、障害福祉班、高齢介護班、災対建設部 土木対策班、災対地域部・支部
第9 警戒区域の設定	災対事務局 作戦班
第10 避難情報の解除	

第1 実施責任者

市長（本部長）は、災害の危険がある場合もしくは災害が発生した場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、必要と認める地区の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難情報を発令する。市長（本部長）が不在の場合には、副市長（危機管理監）を第1順位、危機管理監以外の副市長を第2順位として避難情報を発令する。

また、基本法等関係法規の規定に基づき警察官、海上保安官等が指示を行い得るよう定められているが、市長（本部長）の行う避難情報の発令についても緊急を要する場合は当然予想されるため、各支所長（各災対地域部長）も発令することができる。

1 災害対策基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条 項
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防	立退き、立退き先を指示する。	災害対策基本法 第60条

	止するため必要な場合		
警 察 官 海上保安官	同上的場合、市町村長が指示できないとき、又は市町村長が要求したとき。	同上	災害対策基本法 第61条
市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合	災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法 第63条 第1項
警 察 官 海上保安官	同上的場合、市町村長又は委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき、又は市町村長が要求したとき。	同 上	災害対策基本法 第63条 第2項

2 その他の法令による場合

実施責任者	措 置 す る 場 合	措 置 の 内 容	法 令 名
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域からの退去を命令	消 防 法 第28条第1項
警 察 官	同上的場合で消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同 上	消 防 法 第28条第2項
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合	同 上	水 防 法 第21条第1項
警 察 官	同上的場合で、水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同 上	水 防 法 第21条第2項
知事、その 命を受けた 県職員、水 防管理者	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	水 防 法 第29条
知事、その 命を受けた 職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法 第25条
警 察 官	人の生命、身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第4条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた自衛官	同 上	自 衛 隊 法

実施責任者	措置する場合	措置の内容	法令名
	は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合		第94条

第2 避難情報の基準

「避難情報等の発令・伝達マニュアル」に示す基準に達した場合には直ちに次に示す避難情報を発令することを基本とする。

なお、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地区の居住者に対して、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や屋内での安全確保といった「緊急安全確保」を指示する。

1 警戒レベル3：高齢者等避難

要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように早めの段階で避難行動を開始することを求める。

避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努める。

状況	災害のおそれあり - 警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者が危険な場所から避難すべき状況において、必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 - 避難時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。
行動	危険な場所から高齢者等は避難 - 警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 - 高齢者等の「等」には、障がいのある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる。 - 具体的にとるべき行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。 - この情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

2 警戒レベル4：避難指示

法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する。避難の指示をしても徹底しない場合は、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させる。

状況	<u>災害のおそれ高い</u> - 警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報。 - 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。
行動	<u>危険場所から全員避難</u> - 警戒レベル4 避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 - 具体的にとるべき避難行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

3 警戒レベル5：緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、可能な範囲で発令する。

状況	<u>災害発生又は切迫</u> 警戒レベル5 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
行動	<u>命の危険 直ちに安全確保！</u> - 警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全を確保する必要がある。 - 具体的にとるべき行動は、「緊急安全確保」である。この行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」すべきであったが避難し遅れた居住者等がとる行動である。

第3 発令要請及び決定

- (1) 作戦班は、災対地域部長又は支部長からの要請等により避難情報発令の必要があると認めた場合は、直ちに本部会議を招集する。
- (2) 市長（本部長）は、避難情報発令の可否を決定し、本部員に必要な措置を指示する。
決定に当たっては、指定緊急避難場所の開設状況は考慮しない。
- (3) 事務局は、災対地域部長又は支部長に市長（本部長）の決定を連絡し、あわせて必要な措置を指示する。また、必要な場合には、廿日市警察署及び自衛隊に対し、避難情報発令の実施に関し協力を依頼する。
- (4) 市長（本部長）は、避難情報を発令しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求める。
- (5) 避難情報を至急発令する必要がある場合は、危機管理担当部長及び作戦班は市長（本部長）と協議の上、避難情報を迅速に発令する。

第4 報告・公示

- (1) 市長（本部長）は、避難情報を発令した場合又は警察官、海上保安官、自衛官等から避難情報を発令した旨の通報を受けた場合は、次の事項を直ちに県知事（県危機管理監、県災害対策西部支部）に報告する。また、必要に応じて警察署及び指定緊急避難場所として利用する施設の管理者に連絡し、協力を求めるよう措置する（担当は災対事務局）。

<報告事項>

- ① 避難情報の発令者
- ② 発令の日時
- ③ 発令の理由
- ④ 避難対象者（地区名、対象戸数及び人員）
- ⑤ 避難先及び開設状況

<報告方法>

防災行政無線通話、有線電話、広島県防災情報システム

- (2) 災対地域部長が避難情報を発令した場合は、避難情報の発令状況について市長（本部長）に報告する。

第5 伝達方法

避難情報は、市長（本部長）、警察官、消防職員等が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたとき、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示する場合などに発令するもの等であり、次の方法による。

関係住民に伝達する際は、警鐘やサイレンにより注意を喚起した上で、無線放送や広報車により情報を伝達する等、複数の方法を用い、対象者ごとにとるべき行動がわかるよう、わかりやすく危機感が伝わる表現で実施する。

なお、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て関係住民へ周知徹底を図る。

1 信号による伝達

警鐘、サイレン等を利用する。

2 防災行政無線による伝達

第3節第4項「広報活動」に準ずる。

なお、防災行政無線により避難指示を伝達するに当たっては、次のとおりサイレンを吹鳴し、注意を喚起してから内容を伝達する。

5秒吹鳴 2秒休止 5秒吹鳴 2秒休止 5秒吹鳴

3 広報車による伝達

市の保有している広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

4 個別訪問による伝達

避難指示を発令した時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合等においては、消防団、自主防災組織等と連携して家庭を個別に訪問し、伝達に努める。

5 その他の方法による伝達

はつかいちし安全・安心メール、緊急速報メール、ホームページ、フェイスブック、Lアラート、FMはつかいち等を積極的に活用する。

その他については、第3節第4項「広報活動」に準ずる。

第6 伝達内容

避難情報を発令する場合の伝達内容の一例は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報の対象区域
- (2) 避難情報発令の理由
- (3) 指定緊急避難場所の名称、所在地及び開設状況
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項
 - ① 非常袋、水筒、貴重品等を携行する。
 - ② 可能な限り自動車による避難は控える。

第7 避難方法

1 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防職員、消防団員、災対地域部員、支部員、自主防災組織リーダー等が連携し、実施する。
- (2) 避難は、要配慮者を優先する。
- (3) 誘導経路については、事前にその安全性を確認し、危険箇所に標示、なわ張り等を行うほか、要所への誘導員の配置に努める。
- (4) 夜間は照明を確保して誘導の安全を期し、浸水地等には必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置する。

- (5) 帰宅困難者へ交通情報を伝達する。帰宅困難者が多数発生する場合は、適切な場所へ一時滞在のため誘導する。
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所又は避難路に障害物や危険物がある場合は、市長（本部長）の指示のもとに、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。
- (7) 交通孤立地区等が生じた場合は、ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施する。
- (8) 周囲の状況等により、避難することでかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると住民等自身が判断する場合は、近隣のより安全な建物への緊急的な待避や屋内で安全を確保することを指示する。

2 移送の手段

立退き避難に当たっては、第2「避難情報の基準」によって実施するものであるが、避難者が自力により立退き不可能な場合は、車両、舟艇等により行う。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において対処できないときは、県に対して応援要請を行う。

3 避難誘導等の調整

自主防災組織と避難誘導等の連絡調整を行う場合は、作戦班が中心となって対応する。

また、市民センターの利用中止、避難所開設掲示依頼等に関して、地域振興班は支部との連絡調整を行う。

4 避難行動要支援者の避難支援

健康福祉総務班は、障害福祉班や高齢介護班、地域振興班、災対地域部と連携して、次の要領で避難行動要支援者の避難支援を行う。

- (1) 注意体制：情報収集
- (2) 警戒体制：各支部へ対応依頼、各支部単位の名簿準備、協定団体へ避難準備の確認、避難行動要支援者への情報提供
- (3) 非常体制：未避難者情報収集、ケアマネジャー等へ安否確認、避難困難者の対応調整

第8 土砂災害警戒区域等における警戒措置

1 警戒巡視

土木対策班は、气象台から大雨注意報が発表され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

2 要配慮者への配慮

指定区域内に、主として高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、予報、警報及び土砂災害に関する情報をメール、FAX等の方法により伝達する。

3 自主防災組織及び関係班との連携

住民の避難に当たっては、要配慮者に配慮し、自主防災組織等が中心になり、災対地域振興部、災対健康福祉部と連携して、地域ぐるみで行う。

第9 警戒区域の設定

災害が発生又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

- (1) 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地区への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- (2) 警察官又は海上保安官は、前記の市職員から要求があったとき、又はこれらの者が現場にいないときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。
- (3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置（表示、なわ張り、警戒員の配置、夜間の照明等）は、警察署等の協力を得て実施する。

【警戒区域の設定権者】

設定権者	災害の種類	内 容（要 件）	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法 第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法 第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にはいない場合。	災対法 第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法 第36条において準用する同法第28条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法 第21条

(注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第14条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいない場合又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第10 避難情報の解除

現地の状況や気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなつたと認められるときは、避難情報を解除し、発令時と同様の方法で直ちにその旨を周知する。

また、避難情報を解除する場合において、必要があると認めるときは国又は県に対し、避難情報の解除について助言を求める。

第2項 要配慮者対策

活動方針

災害時における要配慮者の実情に応じた配慮を行い、福祉施設の利用者及び入所者並びに在宅要配慮者の安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 在宅要配慮者の安全確保	避難行動要支援者対策チーム（災対健康福祉部 健康福祉総務班、障害福祉班、高齢介護班）
第2 社会福祉施設等における入所者の安全確保	災対地域部
第3 観光客及び外国人に係る対策	災対産業部 観光班
第4 帰宅困難者への情報提供	災対地域部

該当資料・様式

資料38 災害リスク区域内の要配慮者利用施設

第1 在宅要配慮者の安全確保

1 在宅要配慮者の安否確認

災害発生後の在宅要配慮者の安否の確認は、障害福祉班、高齢介護班、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織等が協力して実施し、在宅要配慮者へのきめ細かい情報提供に努める。

2 在宅要配慮者への福祉サービスの提供

障害福祉班及び高齢介護班は、発災後1週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

3 在宅要配慮者の健康管理

障害福祉班及び高齢介護班は、民生委員等と協力の上、在宅要配慮者の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるように対処する。

なお、活動に当たっては医療救護班やDMAT等と連携協力して実施する。

第2 社会福祉施設等における入所者の安全確保

1 避難情報等の連絡

障害福祉班及び高齢介護班は、社会福祉施設に対して警戒段階から注意喚起を行うとともに、避難情報の連絡を行う。

2 被害状況の把握

障害福祉班及び高齢介護班は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設及びその入所者・通所者の安全確保の状況について、施設長等を通して調査する。

3 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。

4 社会福祉施設等への支援

障害福祉班及び高齢介護班は、被災した社会福祉施設等から支援の要請があった場合、関係班、関係機関と連携して必要な支援に努める。

<支援の内容（例）>

必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し、水・食糧の支援、物資の運搬等単純労務の提供、介護等技能者の支援、ライフラインの優先的な復旧

第3 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客等の安全確保

観光班は、観光施設に連絡をして宿泊客等を把握するとともに、土砂災害警戒区域外の施設への避難を促す。また、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客等の避難誘導を行い、安全確保に努める。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

観光班は、ライフライン等の復旧状況、指定緊急避難場所、指定避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報誌やパンフレット等に他国語で掲載するなど、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

観光班は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談、ニーズの把握等を行う。この場合、県を介して外国語通訳ボランティアの配置を検討する。

第4 帰宅困難者への情報提供

1 提供内容

早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、交通情報等を伝達する。

2 提供方法

観光班は、県や関係機関に対し、災害に関する情報、広域的な被害情報などについて、テレビ・ラジオ放送を通じて周知の要請を行う。

また、観光班は、防災行政無線、はつかいちし安全・安心メール、緊急速報メール、ホームページ、フェイスブックなどを活用した情報提供について検討・実施していく。

第5節 応援・派遣要請

第1項 他の地方公共団体等との相互応援派遣

活動方針

災害が発生し被害が広範囲に及ぶなど、市の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、市はあらかじめ締結した応援協定等に基づき応援要請を行い、他の地方公共団体等の応援を円滑に受け入れる体制の整備を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 応援・派遣要請等の種類	災対事務局 作戦班、資源管理班
第2 応援要請の基準等	
第3 応援要請の手続き	
第4 応援職員の受入れ	
第5 消防活動に係る応援要請	災対消防部 消防班
第6 派遣要請・あっせん要求の手続き	災対事務局 作戦班、資源管理班
第7 他の地方公共団体等への職員の派遣	

該当資料・様式

協定1	県内市町村の災害時の相互応援に関する協定書（広島県及び県内各市町）
協定3	瀬戸内・海の道ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員）
協定4	災害相互支援協定書（京都府宮津市及び宮城県松島町）
協定5	災害時相互応援に関する協定（大阪府富田林市）
資料4 6	応急対策職員派遣制度に関する要綱
様式1 1	県への応援要請文書
様式1 2	被災市区町村への応援職員の派遣の独自申出書
様式1 3	総括支援チームの派遣要請書

第1 応援・派遣要請等の種類

1 応援要請

市長（本部長）は、本市が災害による被害を受け、応急措置を実施するため必要と認めたときは、次の区分により応援要請を行う。

なお、ここでいう職員の「応援」は、災害応急対策を実施するために必要な業務を実施するもので、応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わないものである。

(1) 災害対策基本法に基づく応援

- ① 県への応援要請（災対法第68条）
- ② 他市町村等への応援要請（災対法第67条）

(2) 協定に基づく応援

広島県内他市町への応援要請（市町村の災害時の相互応援に関する協定：広島県、広島県内各市町）

2 派遣要請・派遣のあっせん要求

災害応急対策又は災害復旧のため市長（本部長）が必要と認めたときには、次の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。

なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼したもので、主として短期間の身分異動を伴わない「応援」とは区別され、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

(1) 職員の派遣要請

① 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

② 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災対法第29条）

(2) 職員の派遣のあっせん要求

県知事に対する職員の派遣のあっせん要求（災対法第30条）

3 応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請

自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあつては総務省）に対し総括支援チームの派遣を要請することができる（応急対策職員派遣制度に関する要綱（以下、「応急対策職員派遣制度要綱」とする。）第23条第1項）。また、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる（応急対策職員派遣制度要綱第23条第2項）。

その他、県が必要と判断して要請する場合、確保調整本部が必要と判断して派遣する場合がある。

<用語解説>

※応急対策職員派遣制度：大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み。

※確保調整本部：得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部のこと。

※総括支援チーム：被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するため、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

※災害マネジメント総括支援員：被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関

及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

※災害マネジメント支援員：災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

※対口支援団体：被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てた都道府県又は指定都市。基本的に自ら完結して応援職員を派遣する。

第2 応援要請の基準等

「廿日市市災害時受援計画」の発動条件に基づき、受援体制の運用を開始し、応援要請を行う。

第3 応援要請の手続き

「廿日市市災害時受援計画」に基づき手続きを行う。

第4 応援職員の受入れ

「廿日市市災害時受援計画」に基づき受入れを行う。

なお、応急対策職員派遣制度を運用した際の経費負担は、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体及び県と協議して定める（応急対策職員派遣制度要綱第32条）。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第5 消防活動に係る応援要請

1 県内消防機関相互の応援

市長（本部長）は、当該消防本部の消防力では十分な体制をとることができないと判断した場合、「広島県内広域消防相互応援協定」に基づき、迅速な消防相互応援を要請する。

2 緊急消防援助隊の応援

市長（本部長）は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断した場合、速やかに「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき県知事に対して応援要請する。知事と連絡が取ることができない場合は、市長（本部長）から消防庁長官に対して直接要請する。

第6 派遣要請・あっせん要求の手続き

「廿日市市災害時受援計画」に基づき派遣要請・あっせん要求の手続きを行う。

第7 他の地方公共団体等への職員の派遣

1 支援の内容

次のとおりとする。

- ①義援金の寄贈、②情報提供、③救援物資の送付、④職員の応援、
⑤地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣、⑥相談による支援、⑦その他の支援

2 先遣職員の派遣

協定締結自治体等が被災した場合、市長（本部長）は、被災地の被害状況を把握する必要があるときは、総務部長と協議の上、被災地へ職員を緊急に派遣する。

派遣基準	① 日本付近において震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大きな被害発生が予測される ② 風水害等により大きな被害発生が予測される 上記の①又は②の基準を満たし、かつ市長（本部長）が必要と認めるとき
活動内容	① 現地での被災状況の把握 ② 現地被災自治体の災害対策本部等連絡窓口の確認 ③ 災害支援メニューの被災自治体への提供及び現地での支援ニーズの把握 ④ 現地までの交通状況の調査、現地支援活動拠点の選定

3 支援の検討

市長（本部長）は、救援物資の送付、職員の応援、地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣のいずれかを含む支援の必要があると認めるときは、副市長、総務部長及び危機管理担当部長と協議の上、決定する。協議の際は、報道機関や先遣職員等の情報を参考に、①被災自治体等からの支援要請の内容、②被災の程度、③被災地までの距離、④被災自治体と本市との関係（応援協定の有無等）等を考慮し、支援の可否及び支援内容を協議する。

4 救援物資の送付

危機管理課は支援の決定に基づき、被災地のニーズに応じた救援物資を速やかに送付する。

その際、被災地の状況及び市内の備蓄状況に応じて、流通からの調達により送付するか、災害用備蓄を活用するかを選択する。

5 職員の応援

職員の応援に当たっては、原則として、本市が支援に関する宿泊先の確保、食糧の調達、経費支出等を行う自己完結型とする。応援職員は、被災自治体の災害対策本部と協議の上、地元の意向に沿った支援を行う。

応援職員等は、定期的に所属の課及び人事課に現地活動の状況を報告する。報告を受けた所属の課は、支援活動状況報告の写しを人事課に提出する。

6 地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣

地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を求められた場合は、可能な限り被災自治体の意向を踏まえ、その内容を決定する。

【参考】地方自治法第252条の17

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると

認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会もしくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することができる。
- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第1項の規定により職員の派遣を求め、もしくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第2項に規定するもののほか、第1項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

7 応急対策職員派遣制度に基づく派遣

応急対策職員派遣制度に基づく派遣を求められた場合は、応急対策職員派遣制度要綱に基づき、被災市区町村への応援に関する調整・派遣に協力する。

第2項 自衛隊の災害派遣要請依頼

活動方針

災害が発生し、市の組織及び防災関係機関等による対応を以てしてもなお事態の收拾ができないとき、又は事態が急迫し、緊急を要する事態にあるときは、自衛隊の派遣を要請する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 災害派遣要請基準	災対事務局 作戦班、資源管理班 災対消防部 消防班
第2 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	
第3 災害派遣要請の要領	
第4 自衛隊の活動基準	
第5 活動部隊の受入れに関し留意すべき事項	
第6 経費の負担区分	
第7 派遣部隊の撤収要請	

該当資料・様式

資料2-3 臨時ヘリポート設置箇所一覧表
 資料2-4 宿泊・野営候補地一覧表
 様式1-4 自衛隊への災害派遣要請関係文書

第1 災害派遣要請基準

市長（本部長）は、応急対策を実施する上で、自衛隊の救援を必要とするときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による部隊の派遣要請を県知事に依頼する。

自衛隊の災害派遣要請は、人命救助及び財産の保護のため、緊急の措置を必要とする場合において、市の防災能力をもってしては十分な効果が得られない場合に行う。

第2 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

区分	活動内容	関係部班
①被害状況の把握及び通報	車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握	情報班
②遭難者等の搜索・救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助（緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合他の救助作業等に優先して実施）	健康福祉総務班
③消防	利用可能な消防車、防火用具による消防機関への協力	消防班

区分	活動内容	関係部班
④水防	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	土木対策班
⑤人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	資源管理班 市民生活班 健康福祉総務班
⑥道路又は水路等の啓開	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開、除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）	土木対策班
⑦応急の医療、救護、防疫	被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援（薬剤等は県又は市が準備）	健康福祉総務班
⑧給食、給水及び入浴支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合	市民生活班 給食班 水道業務班 水道工務班
⑨救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）	健康福祉総務班
⑩危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	消防班

第3 災害派遣要請の要領

- (1) 各部長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害派遣要請依頼書により災対事務局長に派遣要請依頼を行う。緊急を要するときは口頭、電話等により依頼し、書類は事後、提出する。
- (2) 災対事務局長は、非常配備・動員状況を勘案の上、自衛隊派遣要請依頼についての必要な進言を市長（本部長）にする。
- (3) 市長（本部長）は、本部会議の協議に基づき、県知事に対する派遣要請依頼を決定する。
- (4) 市長（本部長）は、災対事務局に必要な手続きをとるよう指示するとともに、派遣要請を依頼した部に受入れ体制を整えるよう指示する。
- (5) 災対事務局は、災害派遣要請依頼書を直ちに県危機管理監危機管理課へ提出する。緊急を要するときは、口頭、電話等により連絡し、事後、派遣要請依頼書を提出する。

災害派遣要請依頼書には、次の事項を記載する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

(6) 特に緊急を要するため、上記(5)の要請を行えない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等）に通知する。

なお、この通知をしたときは、速やかに県知事に通知しなければならない。

(7) 災対事務局は、県知事から自衛隊の災害派遣の決定通知を受けたとき、派遣要請を依頼した部、支部に対して、災害派遣の有無、派遣の規模その他派遣に関する必要な事項を伝達、指示する。

区 分	所 在 地	連 絡 先
広島県危機管理監 危機管理課	広島市中区基町10-52	電話082(228)4483、082(511)6720 FAX082(227)2122 防災行政無線8-101-2060～2065 2069～2071
陸上自衛隊第13旅団 司令部第3部防衛班	安芸郡海田町寿町2-1	電話082(822)3101 内線2412、2441（当直） 防災行政無線8-101-941-157
海上自衛隊呉地方総監部 オペレーション	呉市幸町8-1	電話0823(22)5511 内線2222、2333、 2444（当直） 防災行政無線8-101-89-158

第4 自衛隊の活動基準

人命救助を最優先とし、状況に応じて下記の基準により救援活動を実施する。

(1) 情報収集

知事等から要請があったとき、又は自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、防衛大臣が指定した災害派遣を命ずることができる部隊等の長が必要と認めるときは車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行い、被害状況を調査する。

(2) 負傷者の救出救護支援

死者、行方不明者、負傷者等が生じた場合は、通常の救援作業等より優先して捜索、救助を行う。

(3) 防疫支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診療、防疫、病虫害防除等の支援を行う。薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(4) 避難の援助

避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(5) 道路及び水路の啓開

道路又は水路が損壊、もしくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(6) 給食、給水及び入浴支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴支援を行う。

(7) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(8) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(9) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他消防活動に必要な器具をもって消防機関に協力して人命救助及び消火に当たる。

(10) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において部外通信を支援する。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

第5 活動部隊の受入れに関し留意すべき事項

県知事から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通知を受けた場合、次の点に留意して、派遣部隊の活動目的が十分に達成できるよう受入れに万全を期するよう努める。

1 災対事務局

- (1) 連絡員を自衛隊の救援活動現地へ派遣する。
- (2) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、関係部に対し、臨時ヘリポート設置可能箇所の使用に関する指示及び調整を行う。
- (3) 艦艇による災害派遣を受け入れる場合は、関係部に対し、接岸可能な岸壁の使用に関する指示及び調整を行う。
- (4) 目的地に派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊の責任者と調整の上、必要な措置をとるとともに、次の事項を県に報告する。
 - ① 派遣部隊の長の官職氏名
 - ② 隊員数
 - ③ 到着日時
 - ④ 従事している作業内容及び進捗状況

2 派遣要請を依頼した部

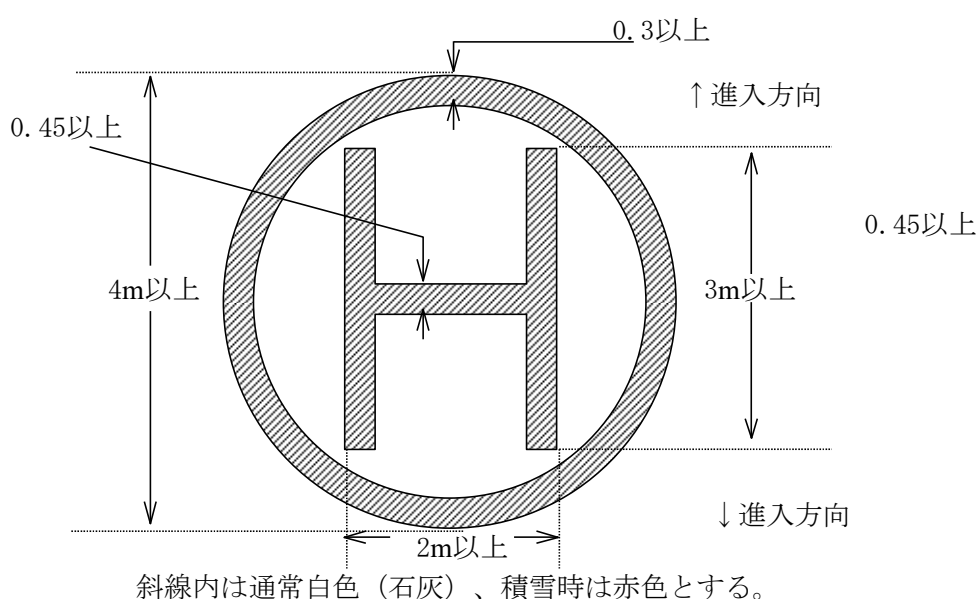
- (1) 派遣部隊を災害現地へ誘導する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員、資機材等の確保について計画を立て、応急復旧に必要な

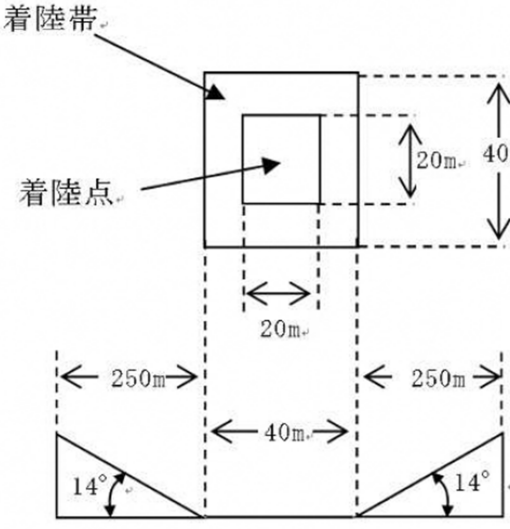
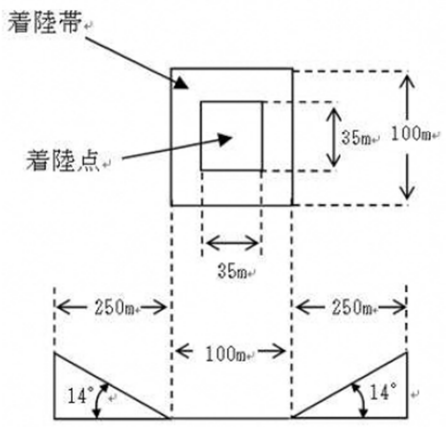
な資機材等については市で準備し、到着後自衛隊の活動が速やかに開始されるようあらかじめ準備に留意する。

- (3) 自衛隊の宿泊施設及び野営施設並びに車両の保管場所の準備をしておく。
- (4) 派遣要請した現地には、必ず連絡責任者（工事責任者）を派遣し、作業に支障を来さないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定にあたらせる。
- (5) 自衛隊の活動に対しては、付近住民の積極的な協力を求める。
- (6) その他災対事務局から指示のあった事項。

3 ヘリコプターによる災害派遣の受入れ準備

- (1) 廿日市市地域防災計画資料編に掲載している施設又は下記基準をみたす地積を臨時ヘリポートとして確保する。この場合、土地の所有者又は管理者と調整する。また、臨時ヘリポートの選定については、指定緊急避難場所・指定避難所との競合を避ける。
- (2) 離着陸時の風圧により巻きあげられる危険性のあるものは撤去し、砂塵の舞い上がるおそれがある場合は、十分に散水しておくこと。また積雪時の場合は、除雪あるいはてん圧を行っておくこと。
- (3) 離着陸時は、風圧等により危険が伴うため、関係者以外の人を接近させないようにすること。
- (4) 臨時ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮しておくこと。
- (5) 臨時ヘリポート近くに上空から風向、風速の判定、確認ができるよう吹き流し、又は旗をたてること。これがないときは発煙筒を焚き安全進入方向を示すこと。
- (6) 着陸時には H の記号を次図のとおり標示して着陸中心を示すこと。
- (7) 物資を輸送する場合は、搭載量の超過を避けるため計量器を準備すること。
- (8) 臨時ヘリポート使用に当たっては、災対事務局及び施設等管理者へ連絡すること。



区分	消防・防災ヘリコプター及び警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小 中 型	 広島県防災航空隊 アグスタAW139  広島市消防航空隊 AS365N3  広島県警察航空隊 AS365N2  第六管区海上保安本部 広島航空基地 アグスタAW139  陸上自衛隊 UH-1	 着陸帯 着陸点 20m 40m 20m 250m 40m 250m 14° 14°
大 型	 陸上自衛隊 CH-47  海上自衛隊 UH-60  海上自衛隊 MCH-101	 着陸帯 着陸点 35m 100m 35m 250m 40m 250m 14° 14°

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、次の基準による。

- (1) 民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (4) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊所有以外の資機材の調達、借上げ、その他運搬及び修理費
- (5) 派遣部隊等の装備及び携行品（食糧、燃料、衛生材料等）以外に必要な物品
- (6) 派遣部隊が使用した消耗品等の回収費用
- (7) その他、負担区分に疑義が生じた場合、その都度協議して決定する。

第7 派遣部隊の撤収要請

市長（本部長）は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、撤収要請依頼書を県知事に提出する。なお、撤収要請依頼の手続きは、派遣要請依頼に準じて行う。

第3項 ヘリコプターの災害派遣要請依頼

活動方針

大規模災害時には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難、あるいは孤立集落が生じることが予想されることから、必要に応じて、県に対してヘリコプターの派遣要請を行う。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 派遣要請の基準	災対事務局 作戦班
第2 派遣要請先	災対消防部 消防班

該当資料・様式

資料23 臨時ヘリポート設置箇所一覧表

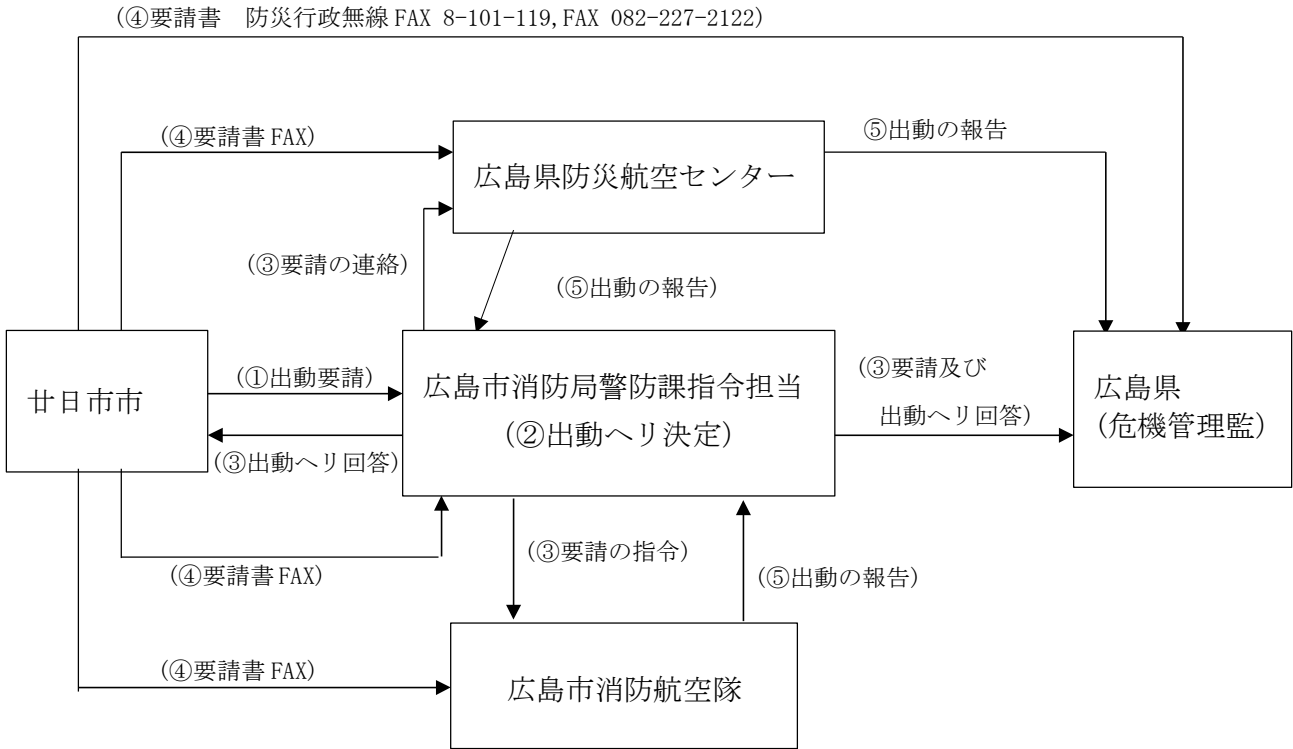
第1 派遣要請の基準

広島県内航空消防相互応援協定に基づき、次の活動に該当する事項であって、ヘリコプターの特性にあった場合に派遣要請を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

第2 派遣要請先

(1) 県防災・広島市消防局ヘリコプター



(2) 県ドクターヘリコプター

災対消防部からドクターヘリ通信センターに対し、ホットラインにて出動要請する。

ドクターヘリ常駐場所	広島県広島ヘリポート（広島市西区観音新町四丁目10-2）
通信センター	出動要請対応、運行管理及び関係機関との連絡調整を担う運行管理担当者（CS）が運行時間中、常時待機
運航スタッフ待機室	操縦士（機長）、整備士、搭乗医師及び搭乗看護師等が運航時間中、常時待機

(3) 他都道府県応援ヘリコプター

県及び市町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領（総務省消防庁）」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（総務省消防庁）に基づいて応援要請する。

第4項 ボランティアの受入れ

活動方針

市及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際しては、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 活動分野	災対地域振興部 地域振興班 （廿日市市社会福祉協議会） 災対地域部 関係部班
第2 ボランティア団体等の受入れ	
第3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
第4 災害情報等の提供	
第5 ボランティアとの連携・協働	

第1 活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

1 専門分野

- (1) 救護所での医療救護活動
- (2) 被災建築物応急危険度判定
- (3) 被災宅地危険度判定
- (4) 外国語の通訳、情報提供
- (5) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- (6) 被災者への心理治療
- (7) 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
- (8) その他専門的知識、技能を要する活動等

2 一般分野

- (1) 避難所の運営補助
- (2) 炊き出し、食糧等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
- (5) 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- (6) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- (7) その他被災地における軽作業等

第2 ボランティア団体等の受入れ

1 災害対策本部設置前の対応

災害注意体制又は災害警戒本部設置時には、あらかじめ危機管理担当部長と地域振興部長が協議し、廿日市市社会福祉協議会（はつかいちボランティアセンター）に対し情報提供を行い、準備体制の保持を要請する。

2 市被災者生活サポートボランティアセンターの設置

災害による被災者が発生した場合、その状況を災対事務局長と災対地域振興部長及び災対健康福祉部長が情報共有の上、地域振興班を通じ廿日市市社会福祉協議会と被災者情報の共有を行う。廿日市市社会福祉協議会は被災者の状況に応じ、市被災者生活サポートボランティアセンターの立ち上げについて判断し、設置状況を地域振興班に連絡する。

3 災害対策本部の役割

災害対策本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、市サポートVCと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。また、市サポートVCに対して、情報提供等の支援を行う。

4 市サポートVCの役割

市サポートVCは、市災害対策本部、広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連絡・調整し、被災者の支援ニーズ把握の上、次によりボランティアを受け入れ、被災者を支援する取組を行う。

(1) 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援に係るニーズを把握する。

(2) ボランティアの募集

ボランティアの要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

(3) ボランティアの調整・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市サポートVC等に対しボランティアの要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアの要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアの調整を行うことができる。

(4) ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(5) 専門ボランティアの受入等

市は、専門ボランティアの受入れ及び調整等を行う。

(6) 市サポートVCへの国庫負担

災害救助法が適用された際、県から委託を受けた市が共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、廿日市市社会福祉協議会等が設置する市サポートVCに委託する場合には、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

第3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、市民センター、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第4 災害情報等の提供

市は、市サポートVC等へ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供する。

第5 ボランティアとの連携・協働

市は、廿日市市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

また、災害の状況及びボランティア活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第6節 二次災害防止対策

第1項 水防計画

廿日市市水防計画で定める。

該当資料・様式	
資料14	水防注意箇所（河川）
資料15	水防注意箇所（ため池）
資料16	調整池一覧表
資料17	雨水ポンプ場・雨水調整池一覧表
資料39	水防資機材保管一覧表

第2項 急傾斜地崩壊災害対策

活動方針

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域におけるがけ崩れによる災害を警戒し、これによる被害を軽減するため、次の諸点に留意し、必要な措置を講ずる。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 雨量の観測・通報	災対建設部 土木対策班 災対地域部
第2 巡視及び警戒体制	
第3 広報及び避難体制	

該当資料・様式

資料9 崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区
 資料10 急傾斜地崩壊危険区域等
 資料11 地すべり防止（指定）区域等一覧表
 資料12 土砂災害防止法（指定）区域一覧表

第1 雨量の観測・通報

- (1) 雨量観測は、降雨のとき必要に応じて水防担当の災対建設部が情報収集に当たる。
- (2) 気象台より大雨注意報が発令された時は、雨量観測所より必要な雨量情報を随時収集して、急傾斜地崩壊危険区域の巡視及び警戒体制に万全を期する。

第2 巡視及び警戒体制

1 巡視

危険区域内の平常時及び降雨時の巡視は、災対建設部、災対地域部が実施する。また、急傾斜地が崩壊又はそのおそれが生じた場合は、災対建設部、災対地域部の職員をもって応急措置を実施する。

2 警戒体制等

建設部災害対策班実施マニュアル及び水防・防災準備班実施要領による。

3 資材の確保

応急措置を実施する際は、原則として水防倉庫の資材をもって充てるが、不足するときは現地調達とする。

第3 広報及び避難体制

- (1) 危険区域内住民に対する避難情報の広報については、第3節「情報の収集・伝達」に準じて行う。
- (2) 災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合において、危険区域内住民等に対する避難指示等については第4節「避難誘導」に準じて行う。

第3項 治水・治山施設等応急復旧

活動方針

治水施設及び治山施設等の損傷による二次災害を防止するため、応急復旧工事を行うなど必要な措置を講ずる。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 治水施設等の応急復旧活動	災対建設部 土木対策班
第2 治山施設等の応急復旧活動	災対産業部 農林水産班

第1 治水施設等の応急復旧活動

1 河川、港湾、海岸

河川管理者、港湾管理者及び海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を緊急性の高いものから速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

2 砂防施設等

市長（本部長）は、砂防施設等の損傷や地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第2 治山施設等の応急復旧活動

市長（本部長）は、治山事業施行地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による現状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第4項 被災建築物応急危険度判定

活動方針

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士（以下「建築判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 事前準備	災対建設部 建築指導班
第2 建築判定の実施	
第3 県との連絡調整等	

第1 事前準備

- (1) あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- (2) 建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

第2 建築判定の実施

- (1) 地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずる。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。
- (2) 建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努める。
- (3) 建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食糧の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行う。
- (4) 建築判定資機材の調達を行う他、その他必要な事項があれば対応する。

第3 県との連絡調整等

- (1) 建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡する。
- (2) 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告する。

第5項 被災宅地危険度判定

活動方針

災害によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 事前準備	災対建設部
第2 宅地判定の実施	
第3 県との連絡調整等	

第1 事前準備

- (1) 広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- (2) 宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

第2 宅地判定の実施

- (1) 大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長（本部長）は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- (2) 関係機関・団体等の協力を得て必要な宅地判定士等の速やかな確保に努める。
- (3) 宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食糧の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行う。
- (4) 判定資機材の調達を行う他、その他必要な事項があれば対応する。

第3 県との連絡調整等

- (1) 宅地判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡する。
- (2) 宅地判定実施本部は、知事が宅地判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告する。

第 6 項 消防計画

廿日市市消防計画で定める。

該当資料・様式
資料 2 5 消防機械配置一覧表
資料 2 6 消防施設一覧
資料 2 7 消防水利の状況
資料 2 8 管径別消火栓

第7項 危険物等災害応急対策

活動方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、危険物等の流出、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地区に対する被害の拡大を防止する。

また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 危険物災害応急対策	災対消防部 消防班
第2 高圧ガス応急対策	
第3 火薬類災害応急対策	
第4 毒物劇物災害応急対策	

第1 危険物災害応急対策

危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地区住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

(1) 通報を受けた災対消防部（本部）は、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

- ① 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- ② 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- ③ 危険物施設の応急点検
- ④ 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示を行う。

(2) 災対消防部（本部）は災対事務局へ災害発生について直ちに連絡し、災対事務局は県へ報告する。

(3) 災対消防部（本部）は、災害の状況について情報収集を行い、随時、災対事務局に報告する。

(4) 災対事務局は、報告の内容を取りまとめる。

(5) 災対事務局は本部会議に報告した後、県に報告する。

(6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(7) 市の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定に基づいて、

他の市町村及び消防本部に対して応援を要請する。

第2 高圧ガス応急対策

高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地区住民等への危害を防除するため次の措置を実施する。

- (1) 通報を受けた災対消防部（本部）は、製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立ち入り制限、退去の指示等を行う。
- (2) 災対消防部（本部）は災対事務局へ災害発生について直ちに連絡し、災対事務局は県へ報告する。
- (3) 災対消防部（本部）は、災害の状況について情報収集を行い、随時、災対事務局に報告する。
- (4) 災対事務局は、報告の内容を取りまとめる。
- (5) 災対事務局は本部会議に報告した後、県に報告する。
- (6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (7) 市の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定に基づいて、他の市町村及び消防本部に対して応援を要請する。

第3 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地区住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

- (1) 通報を受けた災対消防部（本部）は、火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立ち入り制限、退去の指示等を行う。
- (2) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部もしくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- (3) 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (4) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- (5) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- (6) 災対消防部（本部）は災対事務局へ災害発生について直ちに連絡し、災対事務局は県へ報告する。
- (7) 災対消防部（本部）は、災害の状況について情報収集を行い、随時、災対事務局に報告する。
- (8) 災対事務局は、報告の内容を取りまとめる。
- (9) 災対事務局は本部会議に報告した後、県に報告する。

- (10) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (11) 市の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定に基づいて、他の市町村及び消防本部に対して応援を要請する。

第4 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物関係施設等が火災、漏えい事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地区住民等への公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

- (1) 通報を受けた災対消防部（本部）は、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示を行う。
- (2) 災対消防部（本部）は災対事務局へ災害発生について直ちに連絡し、災対事務局は県、保健所及び警察署に報告する。
- (3) 災対消防部（本部）は、災害状況について情報収集を行い、随時、災対事務局に報告する。
- (4) 災対事務局は、報告を取りまとめる。
- (5) 災対事務局は、本部会議に報告した後、県に報告する。
- (6) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所企業の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (7) 市の消防力等では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の消防本部に対し応援を要請する。

第7節 救助・救急、医療救護、遺体の取扱い

第1項 救出・救急

活動方針

救出・救急に必要な部隊編成、車両その他資機材等を整備し、それぞれの実情に応じた救出・救急活動を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施責任者	災対消防部 消防班
第2 救出・救急の方法	
第3 救出・救急の対象	
第4 関係機関等への応援要請	
第5 警察との連絡	
第6 医療機関との連絡協調	
第7 海難救助	
第8 惨事ストレス対策	
第9 部隊間の活動調整	
第10 災害救助法が適用された場合の処置	
第11 活動時における感染症対策	

該当資料・様式

様式15 被災者救出状況記録簿

第1 実施責任者

1 陸上救難

(1) 通常の場合

市長（本部長）が救難責務を有するが、直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。この場合、市長（本部長）は救出担当機関と密接に連携を保ち、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

(2) 災害救助法を適用した場合

知事は、市長（本部長）を補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。なお、知事が市長（本部長）に実施を委任したときは、市長（本部長）が実施責任者となる救出を行う。

2 海上救難

市長（本部長）は、事故の管轄区域の地先地面における海難に対して必要と認めたときは、水難救護法の定めるところにより関係機関の協力を得て対処する。

第2 救出・救急の方法

災対消防部及び広島市消防局により救出活動に当たるが、風水害、大火災等においては、被災地が広域にわたること、救出・救急事案の同時多発等が予想されるため、このような場合は、一般市民に対して救出・救急活動の協力を求める。

- (1) 広報車、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関の放送網により、救出・救急活動の積極的協力を呼びかける。
- (2) 市の住民組織又は会社、工場その他企業団体等において組織する自衛消防組織、組合等に対して協力を求める。

第3 救出・救急の対象

救出・救急の対象は、現に生命身体が危険にさらされ、早急に救出・救急しなければならない者で、おおむね次のような場合である。

- (1) 倒壊家屋の下敷きになった場合
- (2) 流失家屋及び孤立したところに取り残された場合
- (3) 山崩れ等の下敷きになった場合
- (4) 大規模な爆発、電車、自動車又は航空機等による大事故（集団災害）が発生した場合
- (5) 火災時に火中に取り残されたような場合

第4 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合、あるいは火災が同時に多発した場合において、緊急に救出・救急を要する住民が多数であり、市の消防力のみによる救出・救急の実施が困難と認められるときは、広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援及び自衛隊の派遣を要請する。

なお、被害の全容把握が困難な場合においては、通報状況から大規模な消防の応援等が必要であると認められるときは、直ちに県知事に連絡し、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。

その他、住民、会社、工場等の組織する自警団及びボランティア等民間団体の協力を求めるなどの方途を講ずる。

第5 警察との連絡

罹災者の救出・救急を円滑に実施するため、通報を受けた災対消防部又は広島市消防局は、直ちに救出・救急活動を開始するとともに、特に廿日市警察署と緊密な連絡をとり交通規制及び現場における警備等を依頼し、救出・救急に当たる。

第6 医療機関との連絡協調

救急業務を実施するに当たり、傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調については、災対健康福祉部を通じて一般社団法人佐伯地区医師会と随時連絡して協力体制の確立を期する。

第7 海難救助

船舶の火災、沈没、浸水、転覆、衝突及び爆発等による危険物の流出に伴う海難事故の救助については、海上保安部の定める海難救助計画に基づくほか、他の防災関係機関と協力してこれを実施する。

実施責任者	適用内容	根拠法
広島海上保安部	海難の際の人命、積荷及び船舶の救助その他救済を要する場合の援助	海上保安庁法第2条、第5条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合危険状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
知事 (災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市町村長)	被災者の救出	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則第1条
	遺体の搜索、処理、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条
市町村長	市町村の区域の地先海面における海難救助	水難救護法第1条

第8 惨事ストレス対策

災対消防部は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同指揮所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第10 災害救助法が適用された場合の処置

災害救助法における「被災者の救出」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第11 活動時における感染症対策

災害現場で活動する部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産

活動方針

大規模な災害発生等により、被災者や救命措置を要する負傷者が多数発生した場合、それらに対する医療救護に関する応急対策を実施する。また、市の能力を持ってしても十分でないと認められるときは、県等に協力を要請する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 医療救護・助産の活動範囲	災対健康福祉部 健康福祉総務班 災対地域部
第2 医療機関の被災状況・機能確認	
第3 医療救護班の要請	
第4 保健医療福祉活動チームの要請	
第5 救護所の設置	
第6 医療救護等の内容・手順	
第7 医療救護・助産機関の対応	
第8 医薬品・衛生材料等の使用及び調達	
第9 災害救助法が適用された場合の措置	

該当資料・様式

資料35 廿日市市内医療機関一覧
 資料36 災害拠点病院
 協定6 災害時における施設の利用に関する覚書（日本赤十字広島看護大学）
 協定16 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人佐伯地区医師会）
 様式16 救護班活動状況
 様式17 助産台帳
 様式18 病院診療所医療実施状況

第1 医療救護・助産の活動範囲

- 1 医療救護の範囲
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への受入れ
 - (5) 看護
- 2 助産の範囲
 - (1) 分娩の介助
 - (2) 分娩前後の処置

- (3) 薬剤又は治療材料の支給
- (4) 病院又は診療所への受入れ

第2 医療機関の被災状況・機能確認

健康福祉総務班は、市内の医療機関に関する被災状況を確認するとともに、医療救護活動を行う機能を有しているか確認する。

第3 医療救護班の要請

健康福祉総務班は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認めるときは、一般社団法人佐伯地区医師会に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請する。派遣調整・連絡及び撤収時期については、必要に応じて、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受ける。

なお、市の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

第4 保健医療福祉活動チームの要請

1 DMAT（災害派遣医療チーム）の活動

DMATの活動については、県が定めるDMAT運用計画等による。なお、健康福祉総務班は、DMATの活動について、県、保健所、災害医療コーディネーター等と情報共有する。

2 保健医療福祉活動チームの要請

健康福祉総務班は、市のみでは災害時公衆衛生活動が展開できないと判断した場合は、県現地保健医療福祉調整本部に、保健医療福祉活動チームの派遣要請をする。

第5 救護所の設置

健康福祉総務班は、一般社団法人佐伯地区医師会と協議し、指定緊急避難場所・指定避難所その他必要と認める場所に救護所を設置するとともに、状況に応じ巡回救護を行う。

第6 医療救護等の内容・手順

1 災害発生直後の医療救護活動

(1) 医療救護は、救護班による応急的な救護及び患者の輸送とする。

- ① 被災者に対する選別
- ② 傷病者に対する応急処置及び医療
- ③ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

(2) 重篤な救急患者等、救護班で対応できない者については、救護班によりできる限りの応急的な救護を行い、速やかに対応可能な医療救護・助産機関へ輸送する。

(3) 医療救護・助産機関への患者輸送は、災対消防部、災対健康福祉部及び災対地域部並びに広島市消防局により行う。

2 避難所等での医療救護及び公衆衛生活動

- (1) 健康福祉総務班及び保健医療福祉活動チームは、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。慢性疾患の管理に加え、生活環境の悪化に伴う疾患や感染症、災害後の精神的ストレス、エコノミークラス症候群などの対応が必要となる。
- (2) 必要に応じて、避難所または近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

3 精神面のケア

- (1) 健康福祉総務班は、被災者の精神面のケアを図るため、必要に応じて健康相談、生活相談等を実施する。
- (2) 市において対応できない場合は、県に対し、精神面のケアを行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)やこども支援チームの派遣を要請する。

第7 医療救護・助産機関の対応

医療救護・助産機関は、発災後直ちに、当該施設の被災状況を把握するとともに、患者の受入体制を整備し、機能の停滞の早期解消に努める。

広島西部保健所管内では、広島西医療センターと厚生連広島総合病院が災害拠点病院に指定されており、災害時には、両病院を中心に、災害時協力病院やその他の医療機関や防災関係機関が連携を密にして対応する。

第8 医薬品・衛生材料等の使用及び調達

1 医薬品・衛生材料等の使用

救護班が必要とする医薬品・衛生材料等は、病院等において保有するものを使用する。

2 医薬品・衛生材料等の調達

あらかじめ備蓄した医薬品・衛生材料等に不足を生じ、市で確保・供給が困難な場合には、広島県災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、県に供給を要請する。

第9 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「医療」「助産」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第3項 行方不明者等の搜索・遺体の処理・火葬

活動方針

災害によって行方不明者又は死傷者が多数発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、行方不明者の搜索及び遺体の収容、遺体収容所の開設、処理及び火葬等の実施に関し、各段階における必要な措置を行う。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 行方不明者の搜索及び遺体の収容	災対健康福祉部 健康福祉総務班 災対地域部
第2 遺体収容所・検視場所の開設及び管理運営	
第3 遺体の検案	
第4 遺体の搬送	
第5 遺体の埋火葬	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第6 災害救助法が適用された場合の措置	災対生活環境部 生活環境班、災対地域部

該当資料・様式

様式19 遺体の搜索状況記録簿
 様式20 遺体処理台帳
 様式21 埋葬台帳

第1 行方不明者の搜索及び遺体の収容

1 搜索・収容の対象

(1) 搜索の対象

災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者（以下「行方不明者」という。）

(2) 収容の対象

災害により死亡した者のうち、次のいずれかに該当する遺体

- ① 身元不明の遺体
- ② 遺体引受人（遺体を引取り、火葬等を行う遺族等をいう。以下同じ。）のない遺体
- ③ 住家の倒壊その他の理由により、自力で火葬等ができない遺族から遺体収容（処理、火葬）の要請があった遺体

2 行方不明者・遺体の届出の受理

- (1) 行方不明者及び身元不明者等の死者の届出又は遺体収容の要請は、健康福祉総務班において受理する。
- (2) 届出の受理に当たっては、住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他身元確認のための必要事項について、聴取し、行方不明者等受付簿に記録する。
- (3) 届出受理後、直ちに災対事務局に通報するとともに、記録（写）を送付する。

3 搜索收容班の編成

- (1) 健康福祉総務班は、災害により、行方不明者又は死者が多数発生し、行方不明者の搜索・遺体の收容が必要と認められるときは、本部長に搜索收容班の派遣を要請する（連絡窓口は災対健康福祉部）。
- (2) 市長（本部長）は、搜索收容班の派遣要請を受けたときは、次により搜索收容班の編成及び派遣を行う。
 - ① 各部の動員職員数及び応急対策実施状況等を勘案した上、各部の長に対し、搜索收容班の編成及び派遣を命ずる。
 - ② 遺体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合には、知事を通じて海上保安部、海上自衛隊等に搜索を要請する。また、他の市町村沿岸に漂着していると予想される場合は、当該市町村に対し搜索を要請する。
- (3) 搜索收容班は、原則として1班5人（運転者を含む。）で編成し、車両1台を使用させる。

4 行方不明者の搜索及び遺体の收容の方法

行方不明者又は死者が多数発生した場合の搜索及び遺体收容は、搜索收容班が、他部等の協力を得て実施する。

- (1) 搜索收容班は、行方不明者の発見に努め、生存が判明したときは、その旨を速やかに災対健康福祉部へ連絡する。なお、当該生存者が負傷し又は疾病状態にある場合は、災対消防部への通報あるいは救護所等へ搬送するなどの臨機応変な措置をとる。
- (2) 搜索收容班は、遺体を発見又は遺体のある場所へ到着したときは、次のとおり処理する。
 - ① 廿日市警察署、海上保安部及び災対健康福祉部へ連絡して調査（検視）・検案を受ける。ただし、現場で調査（検視）・検案を受けることが困難なときは、あらかじめ廿日市警察署、海上保安部及び災対健康福祉部の承諾を得て、遺体收容所・検視場所へ搬送した後に調査（検視）・検案を受けることができる。
 なお、犯罪に関係する疑いのある遺体は、警察官から引渡しを受けるまで收容しない。
 - ② 遺体調書に遺体発見現場の状況、遺体の性別、身長、着衣、所持品等について、詳細に記録する。なお、可能な限り、状況写真を添付する。
 - ③ 身元不明者については、身元の確認に努める。
- (3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、遺族等と協議の上、その場で遺族に遺体を引き渡すか、いったん遺体收容所へ搬送するかを決定する。
- (4) 遺体引受人のない遺体等は、遺体收容所へ搬送する。

第2 遺体收容所・検視場所の開設及び管理運営

1 遺体收容所・検視場所の開設

災害により死者が発生し、遺体の收容、安置が必要なときは、健康福祉総務班は、公共施設等に遺体收容所・検視場所を開設し、管理運営に要する職員を派遣する。

2 資機材の提供

県警察等と連携し、検視に必要な資機材の提供に努める。

3 葬祭用品の調達

葬祭業者の協力を得て、遺体収容所において必要な葬祭用品を調達する。

4 遺体の収容及び管理

派遣職員は、次により遺体の収容及び管理を行う。

- (1) 捜索収容班が搬入した遺体を収容し、氏名又は符号を記載した名札により明示する。
- (2) 捜索収容班から遺体調書及び所持品等を引き継ぐ。
- (3) 未調査（検視）の遺体については、廿日市警察署と連絡をとり、調査（検視）を受ける。
- (4) 未検案の遺体については、災対健康福祉部と連絡をとり、検案を受ける。
- (5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。
- (6) 調査（検視）・検案を受けた遺体は、納棺し安置する。
- (7) 遺族等から遺体引受けの申し出があったときは、調査（検視）・検案が済んだ後引渡す。
- (8) 調査（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人のない遺体については、災対生活環境部生活環境班の遺体火葬許可証の交付を受ける。この場合、身元引受人は、市長（本部長）とする。
- (9) 遺体調書及び遺体処理台帳に必要事項を記入し、遺体の整理に努める。

（注）検視と検案の違い

検視：遺体や周囲の状況を調べて、犯罪の疑いがあるか判断する刑事手続き。本来、検察官が行うが、（検視が必要なすべての遺体に対応するのは難しいため、）一般の警察官が代わりに行うことが多い。

検案：監察医、法医学者などの医師が、遺体の外表面を検査し、病気の既往歴や死亡時の状況から、死因や死亡時刻を医学的に判定する。

第3 遺体の検案

1 検案班の編成

災害により、死亡した者のうち身元不明者又はその遺族等によって遺体の確認ができないものについては、健康福祉総務班において一般社団法人佐伯地区医師会その他関係医療機関に協力を依頼して検案班を編成し、検案を実施する。

- (1) 検案班は、医師、歯科医師、看護師その他の職員等で構成する。
- (2) 職員等に不足が生ずる場合は、日本赤十字社広島県支部に協力を依頼する。

2 検案の実施

身元不明の遺体等、収容対象である遺体の検案は、原則として現場で行うが、現場での検案が困難なときは、遺体収容所検視場所において実施する。

3 検案時の処理事項

検案班は、遺体の検案に際して、次の事項を処理する。

- (1) 遺体検案書の作成及び交付
- (2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等（遺体の識別、確認、撮影等のため必要な場合に行う。）

4 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため、直ちに処理できない場合は、遺体の腐敗防止措置を行った上で、遺体を一定の場所（寺院等の施設を利用するか、又は仮設テント等による。）に集めて、遺体収容所への搬送、火葬等を行うまで保存する。

第4 遺体の搬送

火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体搬送計画を立て、葬祭業者等に遺体搬送を依頼する。葬祭業者等の搬送力が不足する場合は、「搜索収容班の編成」に準じて遺体搬送班を編成し、災対健康福祉部長の指揮により搬送する。

なお、搬送は遺族等の判明している遺体を優先とし、身元不明の遺体を次順位とする。

第5 遺体の埋火葬

1 埋火葬の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が住家の倒壊その他の理由により、自力で埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急措置として行う。

2 遺体の埋火葬方法

遺体は、原則として遺体埋火葬許可証に基づき埋火葬する。遺体埋火葬許可証の発行が困難な場合は、厚生労働省の指示に基づき、特例許可証、死亡診断書又は遺体検案書により埋火葬する。

3 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体の取扱い

身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、市長（本部長）が身元引受人であることを確認の上、埋火葬する。なお、埋火葬した後の遺骨は、氏名又は符号を記載した名札等により明示し、健康福祉総務班に引き渡し、健康福祉総務班は当該遺骨を保管する。

4 遺体の埋火葬

- (1) 火葬は、原則として廿日市市火葬場「霊峯苑」で行う。
- (2) 生活環境班は、自ら遺体の埋火葬等の実施が困難な場合、「広島県広域埋火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

第6 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「遺体の搜索」「遺体の処理」「埋葬」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第8節 緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動

第1項 災害警備・交通規制

活動方針

警備体制を確立し、関係機関との連携の元に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を推進する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 災害警備体制の確立	廿日市警察署
第2 災害警備活動	関係部班

第1 災害警備体制の確立

1 警備本部の設置

廿日市警察署は、災害の発生やその発生のおそれに応じて、所要の警備体制を確立する。

2 警備要員の参集

警察職員は、災害の発生やその発生のおそれに応じて、自動的に参集し災害警備活動に従事する。

第2 災害警備活動

大災害が発生した場合、廿日市警察署は、次の災害警備活動を重点的に推進する。

1 情報の収集、伝達及び広報

関係機関と連絡を密にして、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を収集し、速やかに関係機関に伝達するとともに、災害の実態、災害応急対策の実施状況等を広報し、人心の安定及び秩序の回復を図る。

2 通信対策

警察通信については、県警察本部及び県下各警察署との通信の確保に万全を期すとともに、通信資機材の整備及び復旧体制の強化を図る。

3 避難の指示及び誘導

災害で危険な事態が生じた場合、市長（本部長）による避難の指示ができない場合又は市長（本部長）から要求があった場合は、警察官は、必要と認める地区の居住者、滞在者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、避難場所に誘導する。

その際、直ちにその旨を市長（本部長）に通知する。

4 救出救護

防災関係機関と緊密な連携のもとに、住宅密集地区、病院、学校等を重点に被災者の救出を実施し、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

5 交通対策

- (1) 災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、基本法、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）の定めるところにより、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両等の通行を禁止もしくは制限する。
- (2) 交通規制を行うに当たっては、道路管理者及び関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
- (3) 通行の禁止、制限等の交通規制に当たっては、標識を設置する。ただし、緊急のため標識の設置が不可能な場合は、適宜の方法により通行の禁止又は制限を明示し、必要により警察官が指導及び規制に当たる。
- (4) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

6 緊急通行車両の確認

県公安委員会が基本法第76条に基づき、緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会は、基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。

(1) 緊急通行車両の確認範囲

緊急通行車両は、基本法に定める応急対策を遂行するため必要とされているもので、緊急輸送の対象になる人員、物資の範囲は、次のとおりとする。

- ① 応急（復旧）対策作業に従事する者
- ② 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- ③ 食糧、飲料水その他生活必需物資
- ④ 医療品、衛生器材等
- ⑤ 救援物資等
- ⑥ 応急（復旧）対策用資材及び機材
- ⑦ その他必要な人員、物資及び機材

(2) 緊急通行車両の確認申請

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、緊急通行車両確認申出書を県公安委員会又は県知事の緊急通行車両確認事務担当部局（廿日市警察署交通課（係））に提出する。

(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定したときは、県公安委員会（警察署）又は県知事（本庁）は、確認証明書を作成し、緊急通行車両標章とともに、申請者に交付する。

7 防犯対策

- (1) 被災地、避難場所、救援物資集積所、金融機関等については、重点的に警戒及び広報活動を実施し、各種犯罪の未然防止に努める。また、必要により臨時交番又は警備詰所を設置するとともに、地域防災団体の行う自主防犯活動を促進する。
- (2) 被災地の混乱に乗じた、食糧品、衣料等の生活必需品及び建築資材等の売り惜しみ、暴利販売等については強力な取り締まりを推進する。

8 保安対策

- (1) 危険物等の貯蔵施設に対する警戒警備を強化するとともに、警戒区域内の立入制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止、拡大防止に努める。
- (2) 鉄砲火薬類の製造販売業者及び所有者に対し、盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努める。

9 検視（調査）

遺体の調査については、警察等が取り扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）の定めるところにより、検視（調査）を実施し、必要な措置をとる。また、身元不明の遺体に対しては、検視（調査）後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して事後に身元を確認できる措置をとり、関係機関に引き継ぐ。

10 行方不明者の搜索

行方不明者については、届出、受理の適正を期し、行方不明者の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関の協力を得て早期発見に努める。

第2項 緊急輸送計画

活動方針

災害が発生した場合、人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹となるもので、特に車両・船舶等の迅速かつ的確な確保が重要となる。このため、応急対策活動に要する車両等の調達、配備及び緊急輸送車の確保等を行う。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	災対事務局 資源管理班 災対地域部
第2 車両等及び船舶の調達	
第3 車両等の配置	
第4 緊急通行車両等の確認申請	
第5 燃料等の調達	

該当資料・様式

資料23 臨時ヘリポート設置箇所一覧表
 資料40 陸上建設機械等一覧表
 資料41 災害対策車両協力依頼先
 協定39 災害時等における車両提供に関する協定書（吉和神楽団）
 様式22 緊急輸送車両確認申出書
 様式23 規制除外車両事前届出書
 様式24 緊急通行車両確認申出書
 様式25 緊急通行車両標章
 様式26 緊急通行車両確認証明
 様式27 規制除外車両確認証明
 様式28 輸送記録簿

第1 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資、資機材
- (4) 救急医療品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 飲料水、食糧、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

第2 車両等及び船舶の調達

- 1 車両等
 - (1) 各部

- ① 輸送手段として必要な車両等は、原則として集中管理車両を第一次的に使用する。
ただし、災対地域部については、各地域の車両をそれぞれ使用する。
- ② 車両の不足が生じる場合は、資源管理班に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時等を明示の上、調達を依頼する。ただし、特殊車両については各部で調達する。

(2) 資源管理班

資源管理班は、各部から調達依頼を受けたものに加え、災害の状況に応じて必要な車両等を確保するため、次に掲げる機関に連絡し調達する。また、協定を締結している団体の車両を調達する。

なお、必要とする車両等を確保できない場合は、県に協力・あっせんの要請を行う。

輸送種別	協 力 機 関
自動車輸送	広島県トラック協会、その他関係機関
鉄道・軌道輸送	関係機関

2 船舶

J R 西日本宮島フェリー株式会社、宮島松大汽船株式会社、その他関係機関と協議し、船舶等の確保について協力を要請する。

第3 車両等の配置

資源管理班において集中調達した車両等については、調達依頼及び調達の指示の内容に基づき、車両等の用途別の配置に関する計画を作成し、的確に配置する。ただし、依頼、指示どおりに調達できないときは、依頼された部と連絡調整し、的確な配置に努める。

第4 緊急通行車両等の確認申請

1 確認申請

災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、事前に交付を受けた緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を廿日市警察署に持参して、緊急通行車両等の確認申請を行い、緊急通行車両等を確保する。車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行い、緊急通行車両確認証明書もしくは規制除外車両確認証明書、標章を受け取る（事前届出を行っていない場合は交付までに時間を要する。）。

2 標章及び確認証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

第5 燃料等の調達

車両用の燃料調達は、広島県石油商業組合と災害時における石油等の供給の締結を行っている広島県に依頼する。

第3項 貯木及び海上交通安全の確保

活動方針

高潮又は河川の増水によって生ずる水面貯木場からの木材の流出、あるいは在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、貯木場施設、係留施設の整備及び船舶の安全指導等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 貯木対策	災対建設部 土木対策班
第2 海上交通安全の確保	広島県、廿日市警察署、広島海上保安部

第1 貯木対策

1 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市長（本部長）、廿日市警察署長及び広島海上保安部長（広島港域内については、広島港長）は、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

2 実施方法

(1) 管理責任者の実施事項

- ① 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意する。
 - ② 木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備する。
 - ③ 木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、高潮又は河川の増水による流出を防止する。
 - ④ 高潮又は河川の増水により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行う。
 - ⑤ 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講ずる。
- 収容できない木材については、広島海上保安部長等の関係機関に通報する。

(2) 市長（本部長）の指示

市長（本部長）、廿日市警察署長及び広島海上保安部長（広島港域内については、広島港長）は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

第2 海上交通安全の確保

- (1) 危険が予知される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船

船に対して移動を命ずる等、所要の規制を行う。

- (2) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (3) 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (4) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに船舶所有者等に対し、これらの除去その他の船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- (5) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (6) 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により、水路の安全を確保する。
- (7) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第9節 避難生活支援

第1項 避難所の開設・運営

活動方針

災害未然防止のための避難誘導及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設を行い、生命、身体、財産の保全を図る。また、避難所における快適な生活が確保できるよう、市と地域住民が協力しながら、効果的な運営に努める。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 避難所の開設	災対事務局 資源管理班 災対地域振興部 地域振興班 災対生活環境部 市民生活班 災対健康福祉部 健康福祉総務班、障害福祉班、 高齢介護班 災対消防部 災対地域部・支部
第2 避難状況等の報告	
第3 短期間における避難所の運営	
第4 長期間における避難所の運営	
第5 避難所の生活環境への配慮	
第6 指定緊急避難場所等以外の避難所への対応	
第7 車中泊避難者への対応	
第8 在宅避難者への対応	
第9 避難所の追加・借り上げ	
第10 広域的避難	
第11 避難所の統合・閉鎖	
第12 福祉避難所の開設・指定	
第13 災害救助法が適用された場合の措置	

該当資料・様式

資料32	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表
資料33	福祉避難所一覧
協定7	避難所施設利用に関する協定書（市内の広島県立高等学校）
協定8	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（株式会社イズミ）
協定9	福祉避難所の設置運営に関する協定書（案）（インマヌエルホーム外37施設）
協定10	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（宮島旅館組合）
協定11	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書（株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ）
協定19	災害時における避難誘導等に関する協定書（一般社団法人宮島観光協会及び宮島旅館組合）
協定49	災害発生時における廿日市市と廿日市市内郵便局の協力に関する協定書（廿日市市内郵便局）
様式29	避難者カード
様式30	避難所設置及び収容状況
様式31	避難所日誌

第1 避難所の開設

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

1 開設の決定及び職員の派遣

避難情報を発令した場合及び住民が自発的に避難を開始した場合には、市長（本部長）は災対地域部及び支部により速やかに必要な指定緊急避難場所等を開設し、職員を管理要員として派遣する。なお、施設の使用に際しては、施設管理者と緊密な連絡をとり、管理保全に十分留意する。

2 マニュアルの活用

避難所の開設及び運営等については、施設ごとの状況を踏まえた上で、県が作成した「避難所開設・運営マニュアル」及び市が作成した「指定緊急避難場所・指定避難所運営マニュアル」を活用し実施する。

第2 避難状況等の報告

1 開設時の報告

指定緊急避難場所等を開設したときは、指定緊急避難場所等管理者（各避難所担当職員）は直ちに次の事項を地域振興班又は災対地域部を経由して資源管理班へ報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 受入れ人員（男女、小学生以下、高齢者、障がい者等の内訳）
- (3) 避難者の健康状態
- (4) 食糧の調達方法
- (5) 開設期間（見込み）
- (6) その他必要事項

2 定期的な報告

指定緊急避難場所等（各避難所担当職員）は、随時、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について地域振興班又は災対地域部を経由して資源管理班へ報告する。

3 本部会議への報告

資源管理班は、避難状況を地区別に取りまとめ、本部会議に報告するとともに、県危機

管理監危機管理課（県が災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に次の事項を報告する。

- (1) 開設日時
- (2) 開設場所
- (3) 受入れ人員
- (4) 開設期間（見込み）
- (5) その他必要事項

第3 短期間における避難所の運営

- (1) 市から避難指示を発令した場合、各避難所担当職員は、市の備蓄物資等を調達して避難者に配付する。
- (2) 避難者が帰宅する際、各避難所担当者は避難者名簿に帰宅時刻を記入して、地域振興班又は災対地域部を経由して資源管理班へ報告する。

第4 長期間における避難所の運営

運営が長期にわたる場合（3日間以上の場合）は、自主防災組織等住民組織が引き継ぎ、避難所内の運営を行う。避難所担当職員は、災害対策本部との食糧・生活物資等の調達やその他要望等の調整に徹する。

1 準備

- (1) 避難所担当職員は、下記を参考に、避難所の利用範囲を確認し決定する。

【避難所の開放スペース（例）】

◎避難生活スペース、◎受付場所、広報場所（掲示板等）、避難所運営委員会事務室・会議室、救護室、◎物資保管場所、物資配付場所、物資荷下ろし場、更衣室（男女別兼授乳場所）、おしめ交換所、幼児用娯楽室、調理場所、◎仮設トイレ、仮設入浴場、◎ごみ集積場、ペット待機所、洗濯・物干し場、駐車場・駐輪場

（注）◎印が付いたスペースは、開設当初から設ける。

- (2) 居住区域の割り振りについて、可能な限り地区ごとに行う。居住区域ごとに代表者を選定するよう指示し、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

なお、居住区域の代表者の役割は次のとおりとする。

- ・災害対策本部からの指示、伝達事項の周知
- ・避難者数、給食数、その他物資必要数の把握と報告
- ・物資の配布活動等の補助
- ・居住区域の避難者の要望、苦情等とりまとめ
- ・避難所運営の協力

2 避難所運営委員会

避難所運営が更に長期化する場合は、避難所運営を円滑に行うため、居住区域の代表者を中心に、避難所運営担当者（市職員等）を含めた避難所運営委員会を結成する。会長、副会長は、居住区域の代表者の中から選出するとともに、避難所運営委員会には努めて複数の女性を含める。

3 避難所運営会議

(1) 目的・内容

地域振興班又は災対地域部との連絡調整事項の協議や避難所での課題・問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるために行う。

(2) 開催頻度

① 1日2回、朝食前及び夕食後に開催することを基本とし、重要案件等が発生した場合はその都度開催、協議する。

② 連絡事項が減少すれば、朝の会議を省略するが、最低1日1回は行う。

(3) 参加者

避難所運営委員会の委員（会長、副会長、各部門責任者、避難所運営担当者（市職員、施設関係者）、居住区域（集落等）の代表者）

その他適宜必要な方（ボランティア代表者、応援職員等）も参加

4 食糧・物資の調達及び配給

第10節第2項「食糧の供給」及び第3項「生活必需品等の供給」を参照。

第5 避難所の生活環境への配慮

各災対地域部及び支部においては、避難所の生活環境について、次の点に配慮する。

1 避難所での情報提供（広報）

地域振興班又は災対地域部及び避難所運営委員会は、避難所に広報広聴担当者を置き、避難者に貼り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。

2 避難者の健康状態等に係る必要な措置

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、食事提供の状況、トイレの設置状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な処置を講ずる。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食糧等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等、必要な措置を講ずる。

3 プライバシー保護

資源管理班及び避難所運営委員会は、避難所でのプライバシーの保護のため、避難住民等の意見を参考に、可能な限り間仕切り等の設営に努める。

4 防火・防犯

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず

安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについて注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

災対消防部及び廿日市警察署は、避難所での防火・防犯について避難所運営委員会を指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

なお、被災地域についても警ら、巡回等を実施して、留守宅及び地域の安全を図る他、被災者等により自警団等が組織された場合には、その活動を支援・協力する。

5 要配慮者への配慮

要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援する。

また、心身の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

6 感染症対策

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災対事務局、災対地域部・支部と災対健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

7 女性等への配慮

指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性による生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

8 ペット対策

「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。

また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第6 指定緊急避難場所等以外の避難所への対応

(1) 資源管理班は、指定緊急避難場所等以外の避難所（住民が自主的に開設した避難所等）を把握した時点で、地域振興班又は災対地域部を経由して避難者名簿の作成を依頼する。

- (2) 資源管理班は、1日1回（夕方）、地域振興班又は災対地域部を経由して当該避難所に避難者数を聞くとともに、必要により、食糧及び物資の要望について聞き取り、「食糧・物資依頼伝票」に書き取る。
- (3) 「食糧・物資依頼伝票」は市民生活班に渡す。
- (4) 市民生活班は、当該避難者に対して、要望のあった食糧及び物資の提供に努める。

第7 車中泊避難者への対応

1 車中泊避難者の把握

指定緊急避難場所等の職員及び避難所運営委員会等は、車中泊避難者の居場所、安否状況等、把握した情報を地域振興班又は災対地域部を経由して資源管理班へ報告する。

資源管理班は、自主防災組織等の協力を得て、車中泊避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

2 車中泊避難者への支援

資源管理班は、車中泊避難者への情報提供に努める。最寄りの指定緊急避難場所等の職員及び避難所運営委員会は、車中泊避難者に対して次の支援に努める。

- (1) 新たな避難先の提供（避難施設、テント等）
- (2) 食糧・物資等の供給
- (3) 避難者の健康管理、健康指導

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食糧等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供する者とする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

3 エコノミークラス症候群の予防

最寄りの指定緊急避難場所等の職員及び避難所運営委員会は、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次のとおり車中泊避難者に呼びかける。

- (1) 時々、軽い体操やストレッチを行う。
- (2) こまめに水分を取る。
- (3) アルコールを控える。できれば禁煙する。
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- (5) かかとの上げ下ろし運動やふくらはぎを軽くもむ。
- (6) 眠るときは足をあげる。

第8 在宅避難者への対応

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食糧等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

第9 避難所の追加・借り上げ

市が指定する避難所が不足する場合、資源管理班は、あらかじめ指定された施設以外の施

設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、避難状況に応じ、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。なお、借り上げる際は、施設管理者と十分協議し、同意を得てから開設する。

第10 広域的避難

災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請する。

居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携の上、必要な情報等の提供に努める。

第11 避難所の統合・閉鎖

資源管理班は、応急仮設住宅等への入居にともなって、避難者が減少する場合は、順次統合・閉鎖を行う。統合・閉鎖に当たっては、避難者に個別面談や個別調査を実施し、避難者及び施設管理者と十分協議をした上で判断する。統合・閉鎖を判断した際は、避難者に対して事前に予告する。

第12 福祉避難所の開設・指定

1 開設

指定緊急避難場所等において、生活が困難な要配慮者がいる場合は、次のとおり福祉避難所を開設する。

- (1) 指定緊急避難場所等の担当者は、要配慮者の状態（介助者の有無や障がいの種類・程度など）を確認し、福祉避難所での受入れが必要と思われる要配慮者がいる場合、健康福祉総務班に福祉避難所の開設依頼を行う。
- (2) 健康福祉総務班は、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している法人又は協定の対象となっている社会福祉施設（以下「法人等」という。）に施設の被災状況や職員の参集状況、人員体制、受入れスペース等を確認した上で、福祉避難所の開設を要請する施設を決定し、書面により開設を要請する。
- (3) 健康福祉総務班は、法人等から要配慮者の受入れ態勢が整った旨の連絡を受けたときは、該当する指定緊急避難場所等の担当者に対して要配慮者の移送を指示する。福祉避難所への要配慮者の移送は、家族や地域の支援者などが行うことを基本とするが、これにより難しいときは、法人等に協力を依頼する。

2 管理運営

- (1) 福祉避難所の管理運営は、原則法人等の職員が行う。管理運営に当たって実施する業務内容は、次のとおりとする。
 - ① 要配慮者からの相談等に応じる相談員等を適宜配置
 - ② 要配慮者に対する日常生活上の支援（食品の給与、生活必需品の給与及び貸与等）
 - ③ 要配慮者の体調が急変した場合の対応
- (2) 福祉避難所を開設した法人等は、開設期間中、施設の状況の他、日ごとの受入人数、

新規入退者（退所者）の氏名等を書面により健康福祉総務班に報告する。

- (3) 福祉避難所の開設期間は、開設の日から原則7日以内とし、要配慮者が全員退去した時点で閉鎖する。ただし、災害の状況により期間の延長が必要な場合は、法人等と協議し、了承を得た上で延長する。

第13 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「避難所の設置」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第2項 住宅応急対策

活動方針

災害により家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者について応急仮設住宅を設置し、これを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、市民生活の安定・向上に努める。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 住家被害認定調査の実施	災対事務局 税務班
第2 住宅ニーズの把握	災対建設部 住宅営繕班
第3 応急仮設住宅の供与	
第4 住宅の応急修理	
第5 公営住宅等の提供	災対建設部 住宅営繕班、災対地域部
第6 被災建築物に対する指導・相談	災対建設部 建築指導班、災対地域部
第7 災害救助法が適用された場合の措置	災対建設部 住宅営繕班

該当資料・様式

資料2 2 応急仮設住宅建設候補地一覧
 資料3 4 公園一覧表
 協定5 1 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）
 様式3 2 応急仮設住宅台帳
 様式3 3 住宅応急修理記録簿
 様式4 2 被災者台帳
 様式4 3 罹災証明書

第1 住家被害認定調査の実施

税務班は、被害状況判定基準に基づき、次のとおり住家被害認定調査を行い、その結果を被災者台帳としてまとめる。

1 被害認定調査準備

- (1) 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達
- (2) 下げ振り、水平器、懐中電灯、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達
- (3) 住宅地図、家屋現況図等、現地や家屋を把握するための必要書類の準備
- (4) 被災者台帳（様式42）、罹災証明書（様式43）等、各種様式の準備

2 市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）。

3 応援体制

- (1) 被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各班の協力を得て体制を拡大する。
- (2) 調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、広島県等の協力を得てより客観的な調査に努める。

4 調査の実施

- (1) 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく被害認定調査を実施する。
- (2) 罹災証明書の早期交付のため、住家等の被害認定調査において、航空写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (3) 本人立会いによる再調査を実施する。

第2 住宅ニーズの把握

住宅営繕班は、税務班の作成した被災者台帳をもとに住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

第3 応急仮設住宅の供与

1 対象となる者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住家が全壊、全焼又は流出、もしくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

2 実施期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

3 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長（本部長）が行う。ただし、特別な事情がある場合には、知事自ら実施する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。

4 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

(1) 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長（本部長）が把握した住宅ニーズを伝え、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案する。

(2) 建設場所の確保

建設用地については、次の点に留意し、災対事務局、災対地域振興部、災対健康福祉部及び災対建設部が協議して選定するものとし、必要に応じて候補地を所管する部と調整を行う。

災害の規模が大きく、やむを得ず学校の敷地に建設する場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

- ① 電気、ガス、水道等の供給施設が布設可能な場所
- ② 交通機関、医療機関、教育機関等公共的施設の利用に便利な場所
- ③ 二次災害発生のおそれのない場所

5 入居者資格

次の事項のすべてに該当する被災者

- (1) 住家が全半壊、全焼又は流失したもの
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では、住家を確保できない者

6 入居者の選定

災害の規模に応じて、被災者の資力、その他生活条件を十分調査し、入居者の選定基準を定め、入居者選定の適正化を図る。

なお、選定に当たっては、高齢者、障がいのある人、外国人、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者に対して配慮をする。

第4 住宅の応急修理

1 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

具体的には、次の者とする。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (4) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

2 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

3 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市町長の意見を聞いて決定する。

4 実施期間

応急修理の実施期間は、原則として災害発生から3か月以内とする（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）。

やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承諾を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

第5 公営住宅等の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、県内公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。

1 公営住宅等の被害調査

入居者を選定するに当たって、公営住宅の被害調査を行い、入居可能な公営住宅を把握する。

2 公営住宅の入居者

入居者の資格及び選定は、第3「応急仮設住宅の供与」と同様とする。

第6 被災建築物に対する指導・相談

被災した住宅、事務所その他各種建築物の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導を行う。

1 相談・指導の実施

倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談、指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を災対事務局へ要請する。

2 建築設備による事故防止措置

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに、住民への広報を依頼する。

3 相談窓口の設置、相談内容

被災建築物の復旧に関する技術的指導及び相談を行うため、相談窓口を設置し、次の相談を行う。なお、建築指導班が被災相談窓口を設置した場合は当該窓口へ職員を派遣するなど、緊密な連携を図る。

(1) 復旧に関する技術的指導及び相談

(2) 住宅の復興資金の相談

4 各種調査の違いに関する説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者にわかりやすく説明す

る。

第7 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「応急仮設住宅の供与」「被災した住宅の応急修理」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第10節 救援物資の調達・供給活動

第1項 給水

活動方針

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、水道事業者は最小限度必要となる飲料水を確保する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 給水対策	災対水道部 水道業務班、水道工務班 災対地域部
第2 水道施設対策	
第3 災害救助法が適用された場合の措置	

該当資料・様式

資料47 日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱
 協定31 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書（株式会社伊藤園）
 様式34 飲料水の供給簿

第1 給水対策

1 実施方針

- (1) 災害により飲料に適する水が得られない場合は、飲料水に限り給水量は1人1日3Lを基準として供給する。
- (2) 感染予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の市民に対して1人1日20L程度を停止期間中供給する。

2 給水体制

発災後において、災対水道部は、直ちに災対地域部、支部等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損したような場合などにおいては、水道企業団や日本水道協会の協力を得て応急給水に努める。

3 給水方法

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所等の応急給水拠点においては、給水タンク車、耐震性貯水槽、応急給水槽等により被災者に給水する。
- (2) 病院等で緊急に給水を要するときは、応急給水資機材を利用して給水する。特に、災害拠点病院や透析医療機関など優先的に給水を実施する。
- (3) 道路等が冠水した場合であっても、配水圧力を一定（150キパ・スカル）以上に保って給水を継続し、外部からの侵入水を防止する。また、飲料水の安全を確保するため、管末の給水栓水での残留塩素濃度を管理する。

(4) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 応急給水資機材の調達

災対水道部所有の応急給水資機材を使用するとともに、必要に応じて他の機関等に調達要請を行い、必要箇所へ供給する。

5 応急給水資機材の輸送

給水タンク、ポリタンク、仮設給水栓、応急給水槽等の応急給水資機材は、車両、船舶（舟艇）、航空機等により輸送する。

6 広報活動

応急給水拠点の場所、応急給水の時間等、資源管理班と連絡調整を行い、広報車等による広報及び関係機関の協力を得て広報活動を行う。

第2 水道施設対策

断水が長期にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧する。

1 施設の応急復旧順位

(1) 取水、導水及び浄水施設

(2) 送配水施設

(3) 給水装置（応急復旧は、次のものについて実施する。）

① 配水管の通水機能に支障を及ぼすもの

② 道路漏水で、特に交通に支障を及ぼす主要道路で発生したもの

③ 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるもの

なお、給水装置の被害が著しく、復旧困難な地区に対しては、臨時共用栓を設置する。

2 配水管路の応急復旧順位

(1) 給水拠点までの配水管

(2) 病院等の緊急利水施設への配水管

(3) その他の配水管

なお、配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間断水して貯水量の確保及び給水の早期開始を図るとともに、路上又は浅い土被りによる仮設配管を行い、適当な間隔で仮設の給水栓を設置する。

3 応急復旧用資材等の調達

(1) 建設資機材

水道施設の応急復旧に必要なコンクリート、重機等の建設資機材は、建設業者から優先的に調達する。

(2) 浄水施設等機器類

被害の生じた浄水施設等機器類は、メーカーから優先的に調達する。

(3) 管類

送配水管及び給水装置の管類は、災対水道部保有材料を使用するが、不足する場合には、メーカー等から調達する。

4 要員の確保

基本的には、第2節第1項「防災体制の確立」によるが、災対水道部は、受けた被害及び復旧の緊急度により、他の部より要員の融通を行い、なお人員が不足する場合は、企業団や日本水道協会に応援を要請する。

5 応急措置

(1) 停電の場合

浄水場、受水場、配水池等の各水道施設が停電した場合には、非常用発電機を稼働させて電力を確保し、運転を行う。

(2) 水道水が汚染し、あるいは汚染のおそれがある場合

施設の破損により、汚水等の混入が予想され、あるいは混入の事実を知った場合には、直ちに停水し、破損箇所の復旧と施設の洗浄及び消毒を実施して汚染の防止に努める。

また、広報車や防災行政無線等により水道の使用禁止あるいは使用制限を周知徹底する。

(3) 有線通信施設が不通の場合

携帯電話等を使用して、被害状況の早期把握と復旧作業の指揮の円滑化を図る。

(4) 取水、導水及び浄水施設が破損した場合

1 系統が破損したときは、市の給水能力が低下するため、この場合には他の配水系からの相互連絡を有するものはバックアップ配水し、断水区域の縮小を図るとともに、断水区域に対しては、給水タンク車等による応急給水を実施し、かつ、破損した施設の復旧工事に全力をあげる。

(5) 配水管が破損した場合

① 大口径の配水管が破損した場合又は破損箇所が多数ある場合は、出水による浸水、道路陥没等の二次的な災害を防止するため、配水池、ポンプ場等からの送水を一時制限又は停止する。このため広範囲にわたって断水あるいは減水する区域を生じることとなった場合は、これらの区域に対して給水タンク車を出動させて給水するとともに、広報車や防災行政無線等により断水の原因、断水期間等の広報を行う。

② その他の配水管が破損した場合は、修理のためのバルブ操作により、断水、減水及び濁水が生ずるため、給水タンク車の出動による応急給水並びに広報車や防災行政無線等により広報を行う。

第3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「飲料水の供給」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第2項 食糧の供給

活動方針

大規模災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、食糧や飲料水の供給に大きな支障が生ずるおそれがある。こうした事態に備え、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である食糧や飲料水の迅速な救援を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 食糧供給の対象者	災対生活環境部 市民生活班 災対地域部 (災対事務局 受援班)
第2 供給する食糧	
第3 食糧供給の流れ	
第4 食糧の調達	
第5 食糧の集積地	
第6 食糧の輸送	
第7 炊き出しの実施	災対教育部 給食班、災対地域部
第8 災害時受援計画が適用された場合の体制	災対生活環境部 市民生活班、災対健康福祉部 健康福祉総務班
第9 災害救助法が適用された場合の措置	災対地域部 (災対事務局 受援班)

該当資料・様式

資料2 1 備蓄計画
 資料3 7 救援物資集積拠点
 様式3 5 食糧・物資依頼伝票
 様式3 6 炊き出し給与状況
 ※災害時における協定に関しては、資料編及び廿日市市災害時受援計画を参照

第1 食糧供給の対象者

供給すべき対象者は、次のとおりとする。

- (1) 指定緊急避難場所・指定避難所に受け入れた者
- (2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者
- (3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）
- (4) 全壊、半壊、床上浸水等により、又は水道、電気、ガス等の供給がないことにより炊事ができない住家への宿泊人及び来訪者
- (5) 被災地内に停車した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

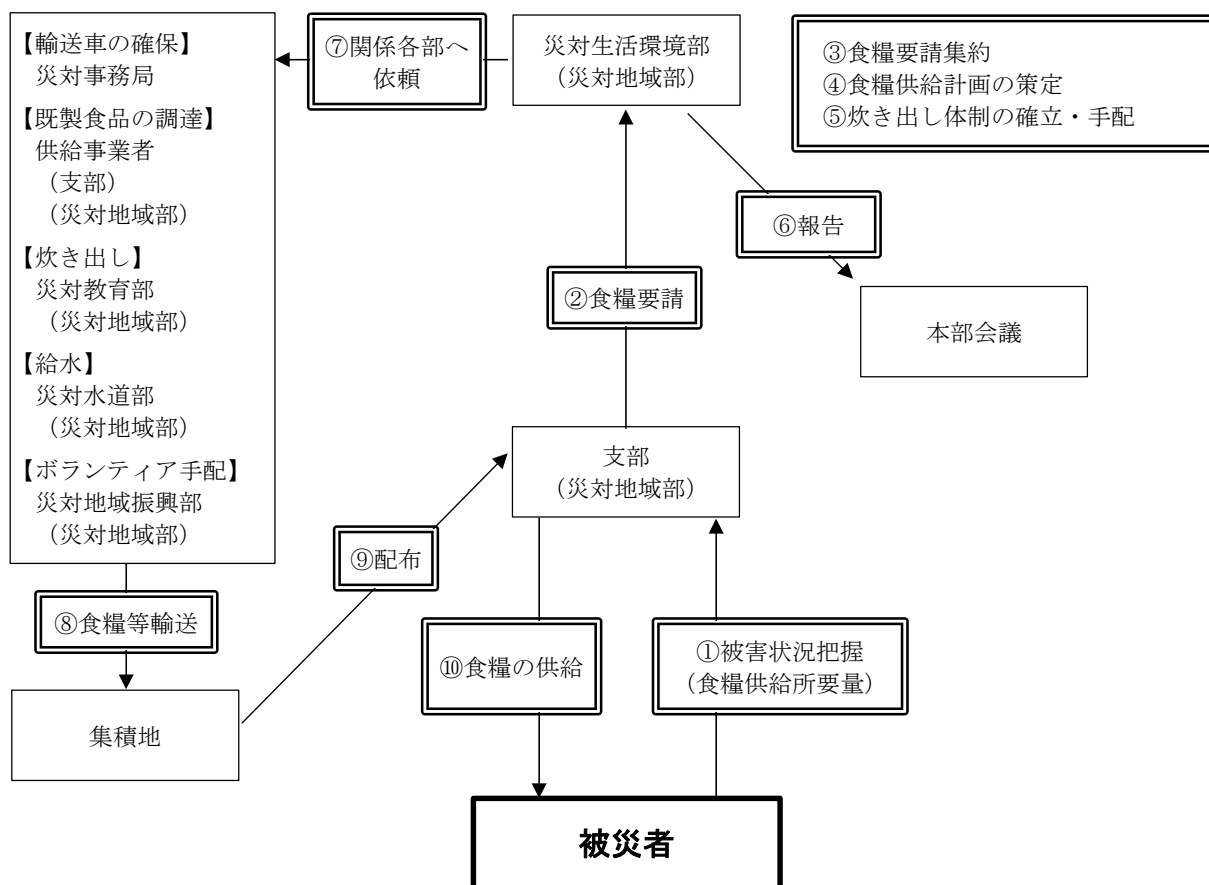
第2 供給する食糧

食糧の供給は、基本的に①既製食品（弁当、パン、おにぎり等）の調達による供給、②炊き出しによる供給の順に、供給体制の確立と並行して行う。なお、②炊き出しによる供給には必要な食材等（米穀、野菜、肉、魚等原材料となるもの、燃料等）を調達する。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食糧供給等を行う。

第3 食糧供給の流れ

災害発生から食糧が被災者に供給されるまでの基本的なフローは、次のとおりとし、関係各部は相互に密接な連携をもって迅速な食糧供給に努める。



第4 食糧の調達

1 食糧の調達依頼

災対生活環境部が被害状況等に基づき必要と認めたときは、直ちに本部会議で協議し、既製食品については供給業者等に、飲料水については災対水道部に、それぞれ調達を依頼する。

2 炊き出しの依頼

炊き出しの実施が必要な場合、災対生活環境部は、災対教育部（災対地域部）、関係する小中学校及び民間団体等と連携し、直ちに炊き出しの手段を講じる。

3 応急給水の実施

災対水道部は、災対生活環境部又は災対教育部（災対地域部）から炊き出し用飲料水の供給依頼があったときは、直ちに応急給水の手段を講じる。

第5 食糧の集積地

- 1 災対生活環境部は災対事務局（必要に応じて災対地域部）と協議して、災害時における食糧の集積地を次のいずれかにより決定する。
 - (1) 新宮中央公園及び総合健康福祉センター（山崎本社 みんなのあいプラザ）
 - (2) 佐伯総合スポーツ公園（H I R O H A I 佐伯総合スポーツ公園）
 - (3) 各支所
 - (4) 指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設等
 - (5) 協定を締結している物流業者等
- 2 災害により集積地が使用できない場合を想定して、民間施設の選定に努める。

第6 食糧の輸送

- 1 災対生活環境部

指定された場所へ直接輸送するよう事業者に依頼する。
- 2 災対水道部

飲料水を災対生活環境部が指定した場所へ輸送する。

第7 炊き出しの実施

- 1 実施方針
 - (1) 大規模災害が発生し、既製食品を容易に確保できない場合、市民生活班は、被災者に対する炊き出しの手配を行う。ただし、学校教育が実施されているときは、市の給食施設は、児童・生徒への給食提供を優先する。
 - (2) 速やかに炊き出しが行えるよう、給食可能設備を持つ公・私立の施設、飲食業者の給食施設を調査し、炊き出しの協力体制の確立を図る。
 - (3) 炊き出しに代えて米、未加工品、金銭等の支給は行わない。
 - (4) 廿日市市社会福祉協議会（はつかいちボランティアセンター）を通じて、民間団体との協働体制を確立する。
- 2 市の給食施設における炊き出しの流れ

市の給食施設（学校給食センター、自校方式の調理場）で炊き出しを行う際の基本的な流れは、次のとおりとする。

 - (1) 廿日市学校給食センター

給食班は、市民生活班から炊き出しの要請があったときは、委託業者の協力のもとに

炊き出しを行う。

(2) 吉和学校給食センター・宮島学校給食センター、自校方式の調理場

- ① 災対地域部は、炊き出しの必要があるときは、関係する学校長に対し、学校施設の利用、調理員の事務従事などの協力を要請する。
- ② 学校長の下承を得た後、災対地域部の給食責任者は、部内の職員へ事務内容（品目・数量、調理完了時刻など）を指示する。
- ③ 災対地域部内の職員は、給食責任者の指示を受けて炊き出しを行う。
- ④ 災対地域部の給食責任者又は部内の職員は、学校長に対して、適宜、情報提供する。

(3) 大野学校給食センター

炊き出し責任者は、災対大野地域部長から炊き出しの指示があったときは、委託業者の協力のもとに炊き出しを行う。

第8 災害時受援計画が適用された場合の体制

一定規模の災害が発生し、国や県・協定締結自治体等からの物的支援を受け入れるため、災害時受援計画の発動が決定された場合の体制については、廿日市市災害時受援計画を参照する。

第9 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「炊き出しその他による食品の給与」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第3項 生活必需品等の供給

活動方針

大規模災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予想されるため、生活必需品等の供給に大きな支障が生ずるおそれがある。こうした事態に備え、市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 供給内容	災対健康福祉部 健康福祉総務班 災対地域部 （災対事務局 受援班）
第2 生活必需品等供給の流れ	
第3 生活必需品等の調達	
第4 生活必需品等の集積地	
第5 生活必需品等の配分	
第6 災害時受援計画が適用された場合の体制	災対事務局 資源管理班、災対健康福祉部 健康福祉総務班 災対生活環境部 市民生活班、災対地域部（災対事務局 受援班）
第7 災害救助法が適用された場合の措置	

該当資料・様式

資料2 1 備蓄計画
 様式3 5 食糧・物資依頼伝票
 様式3 7 物資の給与状況
 様式3 8 物品受払簿
 ※災害時における協定に関しては、資料編及び廿日市市災害時受援計画を参照

第1 供給内容

- (1) 寝具（毛布、タオルケット等）
- (2) 外衣（ジャージ等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- (4) 身の回り品（タオル、サンダル等）
- (5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- (6) 食器（コップ、皿、箸等）
- (7) 日用品（トイレトーパー、石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- (8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

第2 生活必需品等供給の流れ

- 1 市長（本部長）は、住家に被害を受け、生活上必要な家財を喪失し、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ現物をもって10日以内の期間供

給するものとし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合、市長（本部長）は知事の補助者として生活必需品等を給与又は貸与するが、知事から委任を受けたときは、市長（本部長）が実施責任者となってこれを行う。

- 2 救助物資の配布所で必要とされる救援物資の品目及び数量、配布先を的確に把握する。

その際必要となる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、男女、高齢者、要配慮者等によるニーズの違いについても配慮する。

その際必要となる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に男女、高齢者、要配慮者等によるニーズの把握や輸送を行う。

- 3 災対健康福祉部は、常に取扱業者と連携を保ち、調達可能数量を把握する。

- 4 状況に応じて、県、他市町及びトラック協会の協力を仰ぎ、救援物資の早急な確保に努める。また、指定避難所及び救援物資の配布所に物資を輸送するトラックから寄せられる救援物資のニーズの把握に努める。

- 5 災対健康福祉部は、救援物資を速やかに配置、集荷及び配分できるようにする。

第3 生活必需品等の調達

- 1 災対地域部長及び支部長は、必要のある場合は災対事務局を通じ、災対健康福祉部に生活必需品等の調達を要請する。
- 2 災対地域部長もしくは支部長から要請があったとき、又は災対健康福祉部長が被害状況に基づき必要があると認めたときは、直ちに本部会議で協議し、所要量の調達を供給業者に依頼する。

第4 生活必需品等の集積地

- 1 災対健康福祉部は災対事務局と協議して、災害時における生活必需品等の集積地を次のいずれかにより決定する。
 - (1) 新宮中央公園及び総合健康福祉センター（山崎本社 みんなのあいプラザ）
 - (2) 佐伯総合スポーツ公園（HIROHAI 佐伯総合スポーツ公園）
 - (3) 各支所
 - (4) 指定避難所、交通及び連絡に便利な公共施設等
 - (5) 協定を締結している物流業者等
- 2 災害により集積地が使用できない場合を想定して、民間施設の選定に努める。

3 災対健康福祉部は、取扱業者に集積地から指定の場所への輸送を依頼する。

第5 生活必需品等の配分

- 1 災対地域部長及び支部長は、被災者に対し生活必需品等を供給する。
- 2 生活必需品等の供給が災対地域部又は支部で実施できない場合、災対地域部長又は支部長は市長（本部長）に応援を要請する。

第6 災害時受援計画が適用された場合の体制

一定規模の災害が発生し、国や県・協定締結自治体等からの物的支援を受け入れるため、災害時受援計画の発動が決定された場合の体制については、廿日市市災害時受援計画を参照する。

第7 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第11節 防疫・保健衛生、ごみ・し尿処理

第1項 防疫及び保健衛生

活動方針

被災地及び避難所等における感染症の発生を予防し、災害規模に応じて迅速に防疫活動を実施する。また、被災者の健康状態の維持に万全を期する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 防疫	災対健康福祉部 健康福祉総務班、災対生活環境部 生活環境班、災対地域部
第2 保健衛生活動	災対健康福祉部 健康福祉総務班、災対教育部 学校教育班、災対地域部

第1 防疫

1 実施方針

市は、県の指示に従い、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。市における防疫及び保健衛生活動が困難であると認められる場合は、県に対して応援の要請を行う。

実施責任者	適用内容	根拠法
知事	感染症まん延予防上必要な事項の施行 感染症まん延予防上必要な場合臨時予防接種の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条、第18条、第19条、第20条、第30条、第32条、第33条 予防接種法第6条
市町村長	知事の指示にしたがい、家庭用水の供給、消毒の実施、ねずみ族・昆虫等の駆除	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条～第29条、第31条
住民	清掃及び消毒の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条

2 被害の状況報告

本市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、県に報告する。

3 防疫計画の作成及び報告

県の指示に従い実施計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

4 防疫活動

(1) 健康福祉総務班及び災対地域部は、災害時に次の防疫活動を実施する。

- ① 被災地及び指定避難所における感染症に関するリスクアセスメント及び患者等の早期発見
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための防疫指導等の実施

- ③ 被災家屋の居住者に対する消毒作業の指導及び必要に応じて消毒薬の確保・提供
- ④ 上記地区住民に対する清潔保持及び健康管理についての指導
- (2) 生活環境班は、感染症患者等が発生し、又は発生のおそれのある地区に対し、重点的に消毒及びねずみ族・昆虫等の駆除を実施する。
- (3) 災対地域部は、必要のある場合には、健康福祉総務班に対して、活動に必要な資材、薬剤等の手配を要請する。
- (4) 健康福祉総務班は、災対地域部から要請があったとき、又は自らが被害状況に基づき必要があると認めたときは、直ちに、活動に必要な資材、薬剤等を手配する。

5 関係機関との連絡及び協力要請

防疫支援が必要な場合は、厚生労働省、広島県、自衛隊等へ協力要請を行う。

第2 保健衛生活動

被災地においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康を損なわないように、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

- (1) 保健師等による避難所や被災地域における健康相談及び衛生指導を行う。
- (2) 必要に応じ、県現地保健医療福祉調整本部及びリエゾン保健師の支援を受け、県現地保健医療福祉調整本部に保健医療福祉活動チームの派遣を要請し、派遣された保健医療福祉活動チーム等とともに、保健衛生活動を行う。

第2項 障害物除去

活動方針

被災者の救援、災害救助物資の輸送、災害復旧工事等への対応などを円滑に実施するため、道路機能の維持、回復のため道路上における障害物の除去に努める。また、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去に努める。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 道路上の障害物の除去	災対建設部 土木対策班、災対地域部
第2 住居内及びその周辺の障害物の除去	災対建設部 住宅営繕班、災対地域部
第3 災害救助法が適用された場合の措置	災対建設部 土木対策班、住宅営繕班、災対地域部

該当資料・様式

資料40 陸上建設機械等一覧表
 協定20 災害時における被災車両の撤去等に関する協定（社団法人日本自動車連盟中国本部）
 協定21 災害時における応急措置等の協力に関する協定（廿日市市建設協会外）
 協定22 災害時における応急措置等の協力に関する協定（廿日市市造園緑化建設業協会）
 様式39 障害物除去の状況

第1 道路上の障害物の除去

1 関係機関との連絡調整

緊急輸送などに必要な道路の確保のため、必要な情報を収集し、関係機関と調整を図り、復旧路線を決定する。なお、決定後は、速やかに関係機関に通知する。

2 緊急用道路の確保

道路上の障害物の除去は、道路交通を緊急に確保する必要のある路線から、順次実施する。

3 道路冠水の対策

道路の冠水は、交通障害並びに通行する車両による家屋浸水の被害をもたらすおそれもあり、早急に排水処理を実施する。

- (1) 街きょ樹、側溝樹など、排水溝の目詰まりを防止するために点検、清掃を行う。
- (2) 排水溝の流水を良くするため、スクリーンなどの点検、清掃を行う。
- (3) 道路上へ流出した塵芥などの流出物は、排水機能を阻害するばかりでなく、交通の障害ともなり危険となるため、早急に排除する。

4 街路樹の対策

強風等による街路樹の倒木は、交通障害、架線の切断等をもたらし、緊急の処理を要するため、次の方法により処理する。

- (1) 交通障害となる倒木は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、復旧の見込みのない樹木は、道路上より取り除き最寄りの公園等へ集積する。
- (2) 復旧可能な樹木は、側枝を切り払い支柱及び結束材料で傾斜を直す。

5 街路灯等の対策

街路灯等の倒壊は、交通の障害ばかりでなく、架線の切断による感電事故の危険もあるため、次の方法により処理する。

- (1) 交通障害となる倒柱は、応急措置として道路と平行に整理するとともに、破損した灯具等は、早急に道路上より除去する。
- (2) 切断された架線は、人が触れることのないように応急措置をし、中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター等へ通報する。

6 占用物件等の対策

道路巡視又は市民等からの通報で占用物件の損傷等を承知したときは、直ちに管理責任者に通報する。

また、占用物件の損傷等は、それぞれの管理責任者において処理するが、作業については相互に協力し、早急に道路機能の回復に努める。

7 除雪対策

豪雪は、交通の障害ばかりでなく、地域の孤立状態を招くおそれがあるため、必要があると認める場合は、速やかに除雪作業を行い、交通機能の確保に努める。

第2 住居内及びその周辺の障害物の除去

1 対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去を行う場合の対象は、次のすべての事項に該当する場合に限る。

- (1) 住家が半壊又は床上浸水を受けた者であること。
- (2) 居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運び込まれているため、家の出入りが困難となり、日常生活が営み得ない状態であること。
- (3) 自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者であること。
 - ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
 - ② 特定の資産のない失業者
 - ③ 特定の資産のない寡婦、母子世帯
 - ④ 特定の資産のない老人、病弱者、身体障がい者

- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

2 除去の方法

現物給付により行い、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。

(注) 現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ、その他機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

3 除去した障害物の集積場所

公共用地であって、交通並びに市民生活に支障のない場所を原則とする。ただし、災害の規模が大きい場合には、民有地についても一時たい積場所として使用する場合もある。

4 労力、資材、器材の調査及び協定

調達する労力並びに資材、器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協定等を締結しておく。

5 経費の負担等

(1) 災害救助法適用前は、同法及び広島県災害救助法施行細則を基準とし、市長（本部長）の判断により、除去に要した費用を支給する。災害救助法適用後は、同法及び広島県災害救助法施行細則により県が負担する。また、その基準によることが困難な場合は、広島県知事の承認を得て行う。

(2) 障害物除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機器、器具等の借上、輸送費及び作業員人件費などとし、一戸当たり137,500円以内の額とする。

6 ボランティア等民間団体との連携の強化

平時から、障害物の除去に関して、廿日市市社会福祉協議会を中心とする廿日市市被災者生活サポートボラネット等民間団体との連携を深め、災害発生時の協働体制の確立に努める。

第3 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「障害物の除去」（住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第3項 ごみ・し尿処理

活動方針

災害時におけるごみ及びし尿並びに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し、被災地の環境保全と復興を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 ごみ処理	災対生活環境部 廃棄物対策班
第2 し尿処理	災対地域部

第1 ごみ処理

1 計画の作成

- (1) 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物収集運搬車両（委託業者）の被害状況を速やかに把握するとともに、発生量の推計に努める。
- (3) 市内の被害状況、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物収集運搬車両（委託業者）の被害状況、発生量の推計等を考慮し、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて災害廃棄物処理実施計画（ごみ処理）を作成する。

2 災害廃棄物等の処理

(1) 収集・運搬

- ① 廃棄物対策班で作成した災害廃棄物処理実行計画に従い、被災地のごみ収集に当たる。
- ② 災害廃棄物の収集は、災害発生日からおよそ15日以内に処理するよう努める。
- ③ 平常収集業務は、並行して行うことを原則とするが、被害状況に応じて平常の収集の一部又は全部を中止し、災害廃棄物及び避難所ごみの収集及び処理を行う。
- ④ 平常収集業務の中止期間は、7日を限度とし、以後災害廃棄物及び避難所ごみの収集と並行して行う。
- ⑤ 災害廃棄物及び避難所ごみの収集運搬に当たっては、一般廃棄物収集運搬許可業者等に委託して実施する。ただし、災害の規模によっては、資源循環協会及び建設協会等への委託により実施する。
- ⑥ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、廿日市市社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 分別・排出方法に関する周知

- ① 災害によって生じたごみの分別・排出方法について、市民に対して速やかに周知する。

② 避難所におけるごみの分別方法や排出ルールを決定し、各避難所に指導する。

(3) 臨時集積場の設置

被災状況を勘案の上、廃棄物対策班において関係部等と協議して、臨時集積場を設置する。

(4) 分別・処理

① 災害廃棄物は、可燃物、不燃物、津波堆積物に大別した上で、コンクリートくず、金属くず、木くず、家電4品目及び処理困難物等、ごみの分別区分に分類して、臨時集積場へ仮置きする。なお、臨時集積場は、消毒等を実施し環境の保全に努める。

② 分別収集された災害廃棄物は、原則として、焼却施設、粗大ごみ処理施設、埋立処分施設等で処理処分する。家電4品目のうち、特に冷蔵庫、ルームエアコン等については、機器に含まれているフロンが大気中に放出されないよう適切な処理を行う。

(5) 損壊家屋等の撤去及び石綿（アスベスト）対策

① 損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

② 被災した建築物等の解体による廃石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、必要に応じ業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等をするよう指導・助言するとともに、可能な限りアスベストの環境モニタリング等の対策を講ずる。

(6) 連携の促進等

① 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

② 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

3 がれき等の処理

がれき等の処理に当たっては、可能な限り発生源で分別を行う。

(1) 作業計画の策定

災害発生後、速やかにがれき等に関する情報収集に努め、選別作業計画を策定する。

(2) 二次集積場

① がれき等は、臨時集積場内で処理が困難な場合、必要に応じて公用地等を利用し、発生量に相応する二次集積場を確保する。

② がれき臨時収集場は、被災状況を勘案の上、廃棄物対策班において関係部等と協議して選定する。

(3) 処理・処分

一次集積場内で選別・処理しきれないがれき等は、原則として二次集積場内で処理する。本市処理施設及び二次集積場等で処理能力が不足する場合には、県に対し応援を要請する。

4 ごみ処理施設の確保及び復旧計画

- (1) 施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害時における清掃活動に万全を期する。
- (2) 応急対策として、臨時集積場を確保する。

第2 し尿処理

1 計画の作成

- (1) 市内の被害状況を迅速に把握するため、情報の収集及び伝達を的確に行う。
- (2) 浸水家屋、し尿処理施設及び一般廃棄物収集運搬車両の被害状況を速やかに把握する。
- (3) 市内の被害状況、し尿処理施設及び一般廃棄物収集運搬車両の被害状況を考慮し、災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物処理実行計画（し尿処理）を作成する。

2 仮設トイレの設置

指定避難所等の設置状況に応じて、資源管理班との協議により設置する。

3 収集方法

- (1) 廃棄物対策班が作成した災害廃棄物処理実行計画に従い、し尿収集運搬業務を実施する。
- (2) 平常のし尿収集運搬業務は、並行して行うことを原則とするが、被災状況を考慮し、避難施設等緊急を要するものから優先的に行う。
- (3) 一般被災家庭については、排水後直ちに収集運搬を行う。
- (4) し尿収集運搬は、し尿収集運搬許可業者により行う。

4 処分計画

収集したし尿は、し尿処理施設の状況をみながら処理を行うが、簡易処理も可能とする。本市処理施設等で処理能力が不足する場合には、県に対し応援を要請する。

5 し尿処理施設の確保及び復旧計画

施設の被害状況を迅速に把握し、その復旧を図り、災害時における清掃活動に万全を期する。

第12節 文教対策

活動方針

小中学校及び幼稚園等における災害応急対策等を通じて、園児・児童及び生徒の生命・身体の安全を確保するとともに、教育活動の確保について万全を期する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 避難対策	災対教育部 教育総務班、学校教育班 災対地域部
第2 生徒等への相談活動	
第3 応急教育対策	
第4 社会教育施設における応急対策	災対教育部 生涯学習班、災対地域振興部 地域振興班、スポーツ推進班
第5 保育における応急対策	災対健康福祉部 こども支援班 災対地域部
第6 留守家庭児童会・児童館における応急対策	
第7 要保護児童に係る対策	
第8 災害救助法が適用された場合の措置	災対教育部 教育総務班、学校教育班

該当資料・様式

資料50 市内指定文化財
協定7 避難所施設利用に関する協定書（市内の広島県立高等学校）
様式40 学用品の給与状況

第1 避難対策

1 実施責任者

市立学校及び市立幼稚園：市教育委員会

私立学校及び私立幼稚園：私立学校長（園長）

2 避難の実施

市立学校、市立幼稚園（以下「学校等」という。）の管理者は、地震が発生した場合又は市長（本部長）が避難情報を発令した場合は、あらかじめ作成された保護対策計画に基づいて、生徒等並びに教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努める。

3 気象警報等発令時の措置

風水害等の災害が発生もしくは発生するおそれのある場合、生徒等の安全と校舎等の管理、保全を期すため、平素から教職員、生徒等、保護者に対応措置を周知徹底させておくのはもちろん、関係方面と連絡・調整の上、次の措置をとる。

（1）生徒等の登校（園）（以下「登校」という。）前に、本市域に暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、学校等の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水等の発生が予想される危険地区が異なることから、学校長及び園長（以下「学校長」という。）は自ら収集した情報及び学校教育課との連携をもとに、学校長の

判断により対処する。

- (2) 登校後、本市域に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報が発表された場合は、各学校長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処する。

○ 注意報について教育長通達第1号

月	日	時	分	教 育 長
(1) 各学校において、今後の気象情報に十分注意し、生徒等の危険防止及び衛生に注意するとともに、校舎の管理保全等臨機の処置をとること。				
(2) 生徒等の下校については、慎重に判断すること。				

- (3) 登校後に、本市域に暴風警報が発表された場合は、各学校長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処する。

○ 警報について教育長通達第1号

月	日	時	分	教 育 長
(1) ○○警報が発令されたため、気象情報に十分注意し、生徒等を学校に待機させる又は下校させる等、慎重に判断すること。特に下校時の危険が予期される状況下においては学校に待機させること。				
(2) 下校させるに当たっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。				
① 通学路の安全確認のため、住民より情報を受けるとともに、教職員による通学路の安全点検を行うこと。				
② 学校長は、学校教育課と連携するとともに、互いに情報の交換を行うこと。				
③ その他、必要な方法をとること。				
(3) 下校に際しては、生徒等に対して下校時の注意事項について十分な指導を行い、安全確保の徹底を図ること。状況によっては、教職員が地区別に付き添うなどの適切な措置をとること。				
(4) 翌朝の登校については、情勢を判断し、すべての生徒等及び保護者に徹底するよう処置すること。休業等の処置をした場合には、直ちに学校教育課へ報告すること。				
(5) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。				
(6) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校においては高所に保管する等適宜措置すること。				

4 学校が指定緊急避難場所等となる場合の対策

- (1) 学校の管理者は、指定緊急避難場所・指定避難所に供する施設、設備の安全を確認した上、教育総務班に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、必要な人員を確保し、施設及び設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努める。

- (2) 学校への避難者があった場合は、学校教育班、災対事務局に人数、状況等を報告するなど緊急に連絡をとる。
- (3) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活

動との調整について学校教育班と協議する。

第2 生徒等への相談活動

学校等の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努める。

第3 応急教育対策

1 応急教育の実施

(1) 実施責任者

市立学校及び市立幼稚園：市教育委員会

私立学校及び私立幼稚園：私立学校長（園長）

(2) 実施場所

① 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は市内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議の上、実施場所を選定する。

② 応急教育実施場所がその市内で得られない場合は、実施責任者の要請により県教育委員会（私立小・中・高等学校にあっては知事）がその確保のためあつせんに当たる。

(3) 応急教育の実施方法

① 準備

ア 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは、市町又は地域住民等の協力を求める。

ウ 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

② 校舎等施設の被害程度に応じた実施

校舎等施設の被害程度により特別教室、屋内体育施設等の利用、二部授業などの方法を考慮し授業を実施するように努める。

なお、二部授業を行う時は、県立学校にあっては県教育委員会に、市立学校にあっては学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により市教育委員会を経由して県教育委員会に届け出る。

ア 校舎の被害が比較的軽微なとき

各学校において速やかに応急措置をとり、授業を行う。

イ 校舎の被害が相当に甚大なとき

残存の安全な校舎の使用により、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能であるが、数日で復旧の見込みがあるとき

臨時休校の措置をとり、その期間家庭又は地区の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問、生活指導の方法により教育を行う。

エ 校舎が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

- a 隣接の被害軽微な学校等があるときは、その学校等において二部授業を行う。
- b 生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校が一時的に受け入れて教育を行う。
- c 生徒等が集団避難のときは、二部授業又は合併授業を行う。

③ その他留意点

- ア 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。
- イ 児童生徒の登下校時における安全の確保に努める。

2 学用品の調達

(1) 学用品の確保

市教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努める。

(2) 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、知事が県教育委員会の協力を得て学用品を給与するが、知事から委任を受けたときは、市長（本部長）が学用品を給与する。

① 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒並びに中等教育学校の前期課程の生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（特別支援学校の高等部生徒、中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校、専修学校等の生徒を含む。）で、原則として、罹災者台帳に登載されている児童又は生徒とする。

② 支給範囲

罹災状況、程度等実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給与する。ただし、例示した品目以外のものであっても、被害実情に応じ特定の品目に重点をおくことも差し支えなく、また、文房具及び通学用品についてもある程度変更することができる。

ア 教科書及び教材（市教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）

イ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

ウ 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

③ 支給限度額

ア 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費（住家の被害程度に関係なし。）

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条の規定に基づき知事が定める額

④ 支給申請の期限

ア 教科書及び教材：1か月以内

イ 文房具及び通学用品：15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 給与の方法

給与の対象となる児童及び生徒の数を被災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別及び、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書については、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し調達及び配分する。また、文房具及び通学用品については、給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入及び配分する。

ただし、教科書については、必要に応じて県で一括購入の上、関係学校長を通じて支給する場合もある。

3 教職員の確保

被災した教職員が多いため正常な授業の実施が困難な場合は、応急教育の実施責任者は県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について応急教育の円滑な実施のために協力を要請する。

4 給食に関する措置

(1) 給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握するとともに、設置者はその状況を県教育委員会及び県学校給食会に報告し、被害物資の処分方法、給食に必要な物資の確保等について指示を受け、調理員の人的被害が大きい場合は、臨時的任用を行うなど調理員の確保に努め、給食再開の準備をする。なお、被害を受けなかった学校においては、地域の実情などにより、炊き出しの応援要請に対応できるよう準備する。

(2) 給食再開に備え、施設、設備の清掃、消毒や給食調理員の健康診断などを実施し、給食再開可能校から、逐次給食を実施する。

5 通学道路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、生涯学習班及び学校教育班は関係者と緊密な連携をとり次のような対策を講ずる。

(1) 公共交通機関により通学を行っている地区においてこれらが運行不能となった場合、これに代わり得る措置を講ずる。

(2) 災害危険箇所（積雪時のなだれ、水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため市長（本部長）は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

6 奨学措置

(1) 奨学補助措置

被災により、就学の困難な生徒に対しては、本市奨学金により必要な措置を講ずる。

(2) 被災生徒等に対する就学援助

被災により年度途中において就学援助の認定を必要とする生徒等については、速やかに認定し、必要な援助を行う。

第4 社会教育施設における応急対策

1 市民センターその他の社会教育・体育施設に対する措置

(1) 休館等応急措置

- ① 施設の所管の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、直ちに施設管理責任者に施設を休館するよう連絡する。
- ② 施設管理責任者は、施設を休館するとともに、利用者に対して安全な措置を講ずる。

(2) 施設の応急修理

市民センターその他の社会教育・体育施設は、災害時には指定緊急避難場所・指定避難所等に利用される場合が多いことから、施設管理者は施設が被災した場合には、被災状況を把握し、関係者の協力を得て応急修理を行う。

(3) 社会教育施設が避難所となる場合の対策

- ① 市民センター等の社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認した上、市長（本部長）に対し、その利用について必要な情報を提供する。
さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。
- ② 市民センター等の社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について市長（本部長）と必要な協議を行う。

2 文化財に対する措置

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は、必要に応じて消防機関に通報するとともに、速やかに市教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 市教育委員会は、市文化財については、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置をとるように指示し、市文化財保護審議会の意見を徴して必要な措置を講ずる。
- (3) 国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。市教育委員会は県教育委員会の指示を受け、必要な措置を講ずる。
- (4) 市教育委員会は、文化財が被災した場合において、自ら対応できない場合は、必要に応じて県教育委員会に被災情報を提供するとともに必要な救出や応急措置を求める。

第5 保育における応急対策

1 保育園に関する気象警報等発令時の応急措置

風水害等の災害が発生もしくは発生するおそれのある場合、園児の安全と施設の管理、保全を期すため、平素から職員及び園児の保護に対応措置を周知徹底させておくとともに、関係方面とも連絡の上、次の措置をとる。

- (1) 園児の登園（以下「登園」という。）前に本市域に暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、保育園の所在地により、浸水土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地区が異なるため、各保育園長との情報確認等により、こども課長の判断により処置をとる。今後の見込み等については、必要に応じて保護者に周知を図る。
- (2) 登園後に、本市域に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、こども課及び保育園において、気象情報に注意し、園児の危険防止及び衛生に注意するとともに、施設の管理保全等臨機の処置をとり、状況によっては、園児の降園（以下「降園」という。）についても考慮する。今後の見込み等については、必要に応じて保護者に周知を図る。
- (3) 登園後に、本市域に暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、こども課長及び各保育園長は次のとおり対処する。今後の見込み等については、必要に応じて保護者に周知を図る。
 - ① 園児を保育園に待機させる。
 - ② 待機させた後、降園させるに当たっては、保護者の同伴を原則とし、次に掲げる方法により情報を得て判断すること。
 - ア 危険箇所近くの住民等から情報を受ける。
 - イ 各保育園長が互いに情報を交換する。
 - ウ その他必要な方法をとる。
 - ③ 翌朝の登園については、情勢を判断し、すべての保護者に徹底するよう処置すること。
 - ④ 施設の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、保護者役員等との連絡を密にし、警戒すること。

2 災害警戒保育所の開設

本市域に高齢者等避難が発表された場合、必要に応じて、災害警戒保育所を開設する。また、開設の判断をした場合は、各施設や保護者へ周知を図る。

3 児童会開設場所変更の検討

本市域に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、児童会開設場所の変更を判断し、保護者へ周知を図る。

4 応急保育の実施

災害が発生した場合、被災者の児童について、必要に応じて市内の保育園で応急保育を実施するものとし、また、園舎等施設の被害程度により遊戯室等の利用や他の保育施設の利用などの方法を考慮し、保育を実施するように努める。

なお、応急保育の実施において、保育園長は、状況に応じた臨時の保育編成を行い、速やかに保護者に周知する。

- (1) 保育園長は、園児、職員及び施設設備等の被災状況を把握し、速やかにこども課長に報告する。

- (2) 園舎の被害が比較的軽微な場合は各保育園において、速やかに応急措置をとり保育を行う。
- (3) 園舎の被害が相当に甚大な場合は、残存の安全な園舎の利用により、保育を行う。
- (4) 園舎が甚大な被害を受け、園舎の使用が全面的に不可能な場合や、復旧に長期間を要する場合は、保育が可能な他の保育園で保育を行う。

5 給食に関する措置

給食施設・設備が被災し、調理が一時的又は長期に不可能となった場合においては、被害の程度により献立の変更や他の調理可能な保育園の利用などの方法を考慮し、給食の提供に努める。

- (1) 保育園長は、給食施設・設備、物資納入業者の被害状況を把握し、速やかにこども課長に報告する。
- (2) 給食施設・設備の被害が比較的軽微な場合は、速やかに応急措置をとり、調理を行う。
- (3) 給食施設・設備が甚大な被害を受け、調理が不可能な場合は、調理可能な他の保育園で調理し搬送する。ただし、複数の保育園でも対応できない場合や、調理可能な保育園がない場合は、給食の中止を決定し、その旨を速やかに保護者に周知する。
- (4) 物資納入予定業者が被災し、必要な物資を納入できない場合は、他の業者からの納入について調整する。ただし、物資の確保が困難な場合は、給食の中止を決定し、その旨を速やかに保護者に周知する。

第6 留守家庭児童会・児童館における応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、生徒等の安全確保を最優先とし、小・中学校、こども支援班及び保護者との連携を取り、直ちに適切な措置を講ずる。

第7 要保護児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

こども支援班は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされる措置を講ずる。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の承認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 要保護児童の保護等のための情報伝達

こども支援班は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報へ

の協力を呼び掛けるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第8 災害救助法が適用された場合の措置

災害救助法における「学用品の給与」について、救助の対象や期間・事務処理方法等は第2節第3項「災害救助法の適用」を参照する。

第13節 生活関連施設等の応急対策

第1項 道路橋りょうの応急対策

活動方針

道路橋りょう施設に被害を受けた場合は、関係機関との緊密な連携のもと、被災施設の早期復旧を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 応急復旧の実施	災対建設部 土木対策班 災対地域部
第2 応急復旧のための交通規制	
第3 要員及び建設機械等の確保	
第4 関係機関等との相互協力	
第5 被災車両等の撤去	

第1 応急復旧の実施

災害が発生した場合は、道路の破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害応急対策及び資機材の輸送を円滑に行うため、緊急に復旧を要する道路から順次応急復旧を行っていく。

1 応急復旧目標

道路、橋りょう等の被害に応じて盛土作業、仮橋の設置など応急工事を施工し、交通の確保を図る。

2 応急復旧方法

- (1) 路面の亀裂や沈下に対しては、その原因を確認し、他に支障がないと判断した場合には土砂等により盛土作業を行う。なお、状況によっては仮舗装を実施する。
- (2) 法面崩壊については、土俵羽口工、積土俵工などを実施する。
- (3) がけ崩れによって通行が不能となった道路については、二次災害への対応を考慮の上、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の除去を行う。
- (4) 橋りょうが流失、落橋した場合は、緊急措置として木角材、H形鋼を架け渡し、敷板を並べて応急復旧を行う。なお、代替橋（ベリー橋）を設置する場合は、代替橋を所有する自衛隊に対して設置を要請する。

第2 応急復旧のための交通規制

災害時において、道路の欠損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合又は復旧工事のためやむを得ないと認められる場合、もしくは他の河川管理者、道路管理者等から通報等により了知したときは、市長（道路管理者、河川管理者）は、次の各号により交通規制を行う。

1 道路巡視等

災対建設部土木対策班は、被災道路及びその付近の状況を調査するとともに、迂回道として指定する道路の調査を行い、必要な措置を講ずる。

2 交通規制の決定（公安委員会の意見聴取）

災対建設部長は、廿日市警察署長の意見を聞いて、交通の規制を決定する。ただし、廿日市警察署長の意見を聞くいとまがない場合には、災対建設部長の判断で規制を実施し、速やかに廿日市警察署長に通知する。

3 交通規制の実施

交通規制は、災対建設部土木対策班が道路標識等を必要な場所に設置して行う。なお、迂回道を指定する場合には、迂回道路の危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図る。交通規制実施後、災対建設部長は、災害対策本部へ通報する。

4 交通規制の広報等

交通規制を実施したときは、関係する他の道路管理者に通知する。また、広報車、防災行政無線等による広報活動及び報道機関を通じて市民に周知徹底を図る。

5 交通規制の解除

交通規制の解除は、災対建設部長が当該道路の障害物の撤去、欠損箇所の復旧などの安全通行の確保を確認してから行う。

なお、規制解除については、速やかに関係機関に通報する。

第3 要員及び建設機械等の確保

1 要員の確保

応急復旧を実施するために必要な要員の確保については、基本的には第2節第1項「防災体制の確立」によるほか、市内の建設業従事者の実態を随時把握して、非常災害時には直ちに動員できる体制がとれるよう、あらかじめ建設業者に対して協力要請をしておく。

なお、要員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請する。

2 建設機械等の確保

応急復旧を実施するために必要な建設機械の確保については、本市内の建設業者が保有しているブルドーザー等のほか、主要な建設機械器具等の種類別能力、数量、所有者、所在等の実態を随時把握して、災害時には直ちに調達できる体制がとれるよう、あらかじめ各事業所に対して協力要請をしておく。

また、資機材については、一定の数量を市においてあらかじめ確保しておくとともに、取扱業者名簿等により民間在庫量を地区別に把握し、緊急時における復旧用資機材の調達に万全の態勢を整えておく。

第4 関係機関等との相互協力

1 道路占用者との相互協力

- (1) 災害等により道路施設及び占用物件が損壊した場合は、復旧方法等について情報の交換を行う。
- (2) 電気、ガス、水道、下水道、電話等の道路占用者は、自己所管以外の施設の被害を発見した場合は、その管理責任者に通報し、直ちに応急措置をとるよう協力する。
- (3) 道路占用者は、占用物件の損壊により交通規制を行う必要がある場合は、速やかに災対建設部長及び廿日市警察署長に規制の依頼を行う。

2 他の道路管理者等との相互協力

災害等により道路施設が損壊、もしくは交通に危険を生じた場合は、必要な交通の確保のため相互協力に努める。

- (1) 広島県及び中国地方整備局と道路施設の応急対策についての情報交換及び必要な資機材の確保等で協力し合う。
- (2) 周辺市町と道路建設の応急対策についての情報交換等を行う。

3 権限代行制度による工事

廿日市市以外の道路管理者は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、権限代行制度により当該工事を行うことができる。

第5 被災車両等の撤去

道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

1 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動を命令することができる。

2 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

3 車両等の移動

道路管理者等は、占有者等への移動命令、又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。なお、道路管理者等はやむを得ない範囲で、車両その他の物件を破損することができる。

4 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な範囲で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

5 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

第2項 下水道施設の応急対策

活動方針

下水管きょ及びポンプ施設の被害に対し、汚水、雨水のそ通、排除に支障のないように応急措置を講じ、また、機能の回復を図って排水の万全を期するとともに、処理施設の被害に対しても応急修理を行い、下水の円滑な処理をする。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 下水道施設対策	災対建設部 下水道班 災対地域部
第2 応急復旧用資材の確保	
第3 応急復旧対策	

第1 下水道施設対策

- (1) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等により浸水を阻止するとともに必要に応じて可搬ポンプ等により、施設内排水を行い、施設の機能を保持する。
- (2) 下水処理場、ポンプ場等が停電した場合は、自家発電設備の整備及び断水時のポンプ冷却水の確保のための循環方式の採用や改良を行うとともに、燃料・冷却水等を常時確保し、下水処理及び下水排除に万全を期する。
- (3) ポンプ場の破壊により排水不能の事態が発生した場合には、移動式ポンプを配置して排水に努める。

第2 応急復旧用資材の確保

応急復旧に必要な最小限の資材を確保するものとし、災害の規模により多くの資材を必要とする場合には、市内の各業者から緊急調達するとともに、必要に応じて近隣自治体にも協力を求める。

第3 応急復旧対策

- (1) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- (2) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

第3項 交通施設の応急対策

活動方針

被災の状況を迅速に把握し、適切な初動態勢のもとに被災列車・船舶等の旅客に対する救援救護を最優先に行う。また、鉄道・栈橋等の施設被害の応急措置をとり、輸送業務を早急に復旧する。なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため、適切な情報発信に努める。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施体制	旅客、貨物運送業者、災対建設部 交通対策班

第1 実施体制

公共交通機関においては、各社の定めるところにより、災害対策等のための組織を設置し、応急対策を行う。

市は、各社と連携し、公共交通に関する情報（交通機関の運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）を共有するとともに、住民等への広報に努める。

区分	路線名	運行事業者	担当部署	電話番号
民間路線等	J R 山陽本線	西日本旅客鉄道株式会社広島支社	企画課	代表(082)261-2252
	広島電鉄（宮島線）	広島電鉄株式会社	西広島営業所	(082)276-1056
	宮島航路	宮島松大汽船株式会社		(0829)44-2171
		J R 西日本宮島フェリー株式会社		(0829)56-2045
	広電バス	広島電鉄株式会社（バス）	業務課	(082)221-4381
	メイプルライナー	株式会社宮島カープタクシー		(0829)55-1112
	ほっとバス	N P O 法人ほっと吉和		(0829)77-2883
	楽楽キャブ	廿日市市大野第一区		
市自主運行バス	廿日市さくらバス 宮内ルート・阿品台ルート	株式会社廿日市カープタクシー		(0829)32-7211
	廿日市さくらバス 佐方ルート・原ルート	廿日市交通株式会社		(0829)32-8989
	おおのハートバス	株式会社ささき観光	廿日市営業所	(0829)55-0110
	佐伯さくらバス玖島線	佐伯交通有限会社		(0829)74-1005
	佐伯デマンドバス 玖島・友和線、所山線			
	佐伯さくらバス浅原線	有限会社津田交通		(0829)72-0338
	佐伯デマンドバス 浅原線、中道・栗栖線			
	吉和さくらバス			

第4項 電力施設の応急対策

活動方針

非常災害に際して、諸施設の被害を最小限にするとともに、被害の早期復旧を図ることにより公共的機能を保持する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施体制	中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター
第2 要員及び資材等の確保	
第3 広報サービス体制	

第1 実施体制

1 基本方針

災害時において電力を円滑に供給するため、被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、応急復旧を迅速に実施する。

2 災害対策本部等の設置

各種の災害により電力施設が被災した場合又はそのおそれのある場合は、関係事業所に災害対策本部を設置する。

3 情報の収集及び伝達

災害対策本部は、通話の確保を図り情報の収集と伝達を行う。通信方法は、社内電話、局線電話、移動無線及びファックス等の施設を利用する。

4 災害時における危険防止措置

災害時において感電等の危険があると認められる場合は、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

5 電力復旧方針

(1) 優先的に復旧する設備・施設

① 供給側

ア 火力発電設備

イ 超高圧系統に関連する送変電設備

② 需要側

ア 人命にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関

ウ 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

(2) 復旧方法

① 発電設備

発電所は、供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は、重要度及び被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

② 送配電設備

被害を受けた路線の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り他ルートからの送電等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

第2 要員及び資材等の確保

1 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事会社、他事業所等への応援を依頼する。

2 資材等の確保

発災後、復旧用資機材が不足する場合は、他事業所等へ融通を依頼する。

第3 広報サービス体制

本社、支社及び各営業所に災害対策本部を設置し、復旧見込み等を把握するとともに、ホームページ等の掲載による広報サービス体制の充実に努める。

1 市民に対する広報サービス

(1) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを、PR車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてPRする。

(2) 相談窓口の開設

被災地区における市民の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、速やかに相談窓口を設置する。

2 防災機関との協調

地区復旧体制への協力と被害状況の把握のため、防災機関へ防災情報の提供、収集等を行い、連携の緊密化を図る。

(1) 市との連携

営業所対策本部は、停電に関する情報を適時、市へ提供するものとし、市は、広報車、防災行政無線等の方法により停電情報を住民に周知する。市は、営業所対策本部に対し、復旧活動等に必要道路等の被災状況について情報提供する。

第5項 電気通信サービスの応急対策

活動方針

災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施体制	N T T 西日本株式会社中国支店
第2 応急対策	

第1 実施体制

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、N T T 西日本株式会社においてグループ会社一体となった災害対策本部を設置する。

第2 応急対策

1 重要通信の確保

(1) 通信の利用制限

災害等により被災地に向けた通信が著しく混み合い、正常な疎通が困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(2) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」の承認を受けておく。

非常電報・緊急電報「115」

2 非常通信の確保

(1) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域、指定緊急避難場所・指定避難所等に特設公衆電話を設置する。

・ 臨時電話の設置

(2) 公衆電話の無料化

災害救助法等が適用された場合、既設公衆電話の無料化を実施する。

(3) 携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し（N T T ドコモ）

3 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

4 災害用伝言ダイヤル「171」の運用（NTT西日本）

震度6弱以上の地震等の発生により被災地に向けた通信が著しく混み合い、正常な疎通が困難となった場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を速やかに運用する。また、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を運用した場合、必要に応じ、報道機関、自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

5 災害用伝言板の運用（NTTドコモ）

震度6弱以上の地震の発生時及びその他の災害等により被災地のドコモ携帯電話に向けた電話が混み合っかかりにくくなり、著しい通信の輻輳が発生した場合に安否等の情報を円滑にする、災害用伝言板を速やかに運用する。

また、災害用伝言板を運用した場合、必要に応じ、報道機関、自治体等の協力により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を依頼する。

6 広報活動

(1) 広報車による広報活動を行う。

- ① 被災地区と被災模様
- ② 復旧のための措置と復旧見込み時期

(2) 掲示板等による広報

(3) 必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

要請先：082-511-1377

応答先：設備部 災害対策室

7 災害時の通信設備の電源確保

災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて中国総合通信局に移動電源車の貸し出しを要請する。

第6項 ガス施設の応急対策

活動方針

自然災害及び大規模なガス事故等によりガス施設に被害が生じた場合には、二次災害の発生を防止するとともに速やかに応急復旧を実施し、ライフラインとしての機能を維持する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 実施体制	広島ガス株式会社
第2 災害に関する情報の収集及び伝達	
第3 災害時における広報宣伝	
第4 応急対策の要員及び物資の確保	
第5 災害時における応急工事及びガスの保安	
第6 その他災害対策の緊急措置	

第1 実施体制

災害発生時には、「広島ガス株式会社保安規程（以下「保安規程」という。）及び「広島ガス株式会社保安業務規程」（以下「保安業務規程」という）に基づき、広島ガス災害対策本部を本社内に設置し、廿日市市災害対策本部等との連携、協力のもとに応急対策を実施する。

ただし、緊急を要する場合は、廿日市市災害対策本部等からの連絡の有無にかかわらず広島ガス災害対策本部において、「保安規程」及び「保安業務規程」等に従い、応急対策を実施する。

第2 災害に関する情報の収集及び伝達

災害時における気象の予警報並びに各種の情報及び報告などを、迅速かつ確実に受領伝達し、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図る。

第3 災害時における広報宣伝

災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、ガス事業の公共性、特殊性等を十分自覚し、人心の安定と被害の拡大防止を図るため、市民・官庁等に対し、ホームページへの掲載など、インターネットを利用した迅速かつ適切な広報活動を実施するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関にも広報依頼を行う。

第4 応急対策の要員及び物資の確保

1 応急対策の要員確保

災害応急対策活動に必要な要員を平素から把握しておき、非常体制の発令時には、保安統括者又は、保安主任者が、動員編成表により動員する。

2 応急対策用物資の確保

災害復旧を行うための物資については、「保安規程」及び「保安業務規程」等に基づき、早期復旧を図るため必要な器材を備えておく。

第5 災害時における応急工事及びガスの保安

1 災害時における応急工事

災害時には、被災施設の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備の復旧は、恒久対策工事を原則として実施するが、ガス事業の公共性、特殊性から供給不良、不能の地区に対する工事については、原則にとらわれず、最良で迅速な応急工法で対処し、仮工事か完全復旧工事にするかは、被災状況、施設の重要度及び緊急度等に応じて、その都度決定する。

2 ガスの保安

ガスの導管が被災のため折損し、ガスが漏洩するおそれのある場合は、「保安規程」及び「保安業務規程」等に基づき、漏洩防止対策を速やかに実施する。

第6 その他災害対策の緊急措置

災害の規模が大きく、応急工事の実施が困難な場合は、他の関係業者へ応援を要請する。

第7項 都市ガス災害対策

活動方針

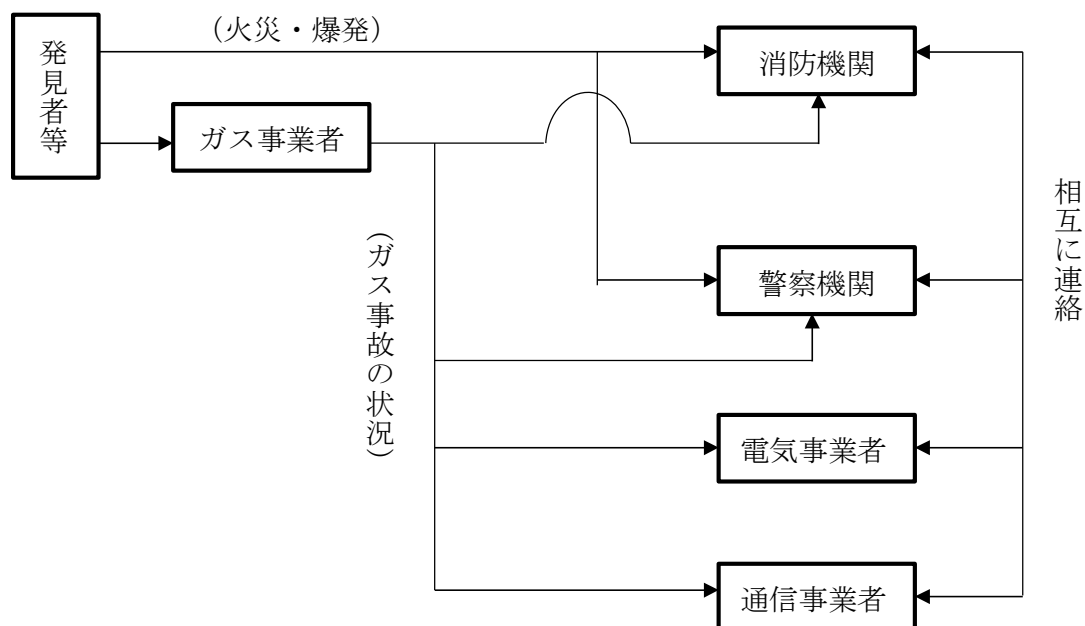
都市ガスに係る災害は、一次災害と、その後のガス漏洩等によって起きる二次災害に対処しなければならないため、必要な情報を収集するとともに、検知、バルブ操作等を供給事業者と協力して実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 連絡通報	ガス事業者
第2 出動体制	
第3 現場における連携体制	
第4 任務分担	
第5 ガスの遮断	
第6 電路の遮断	

第1 連絡通報

- (1) ガス漏れを発生させた者、又は発見した者は、速やかに一般ガス導管事業者へ通報する。この場合、ガス漏れにより爆発もしくは火災が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、消防機関及び警察機関へもあわせて通報する。
- (2) ガス漏れの通報を受けた一般ガス導管事業者は、必要に応じて消防機関、警察機関、電気事業者及び通信事業者へ通報する。
- (3) 消防機関、警察機関、電気事業者及び通信事業者は、相互に連絡通報する。



第2 出動体制

ガス事業者、消防機関、警察機関、電気事業者及び通信事業者は、それぞれ出動体制を整備確立し、この情報を相互に交換し、共有する。

第3 現場における連携体制

現場に到着した防災関係機関は、相互に連携するとともに、消防機関が到着した場合は、消防長を中心に相互に協力する。

第4 任務分担

現場における防災関係機関の主な任務分担は、原則として次のとおりとする。

- (1) 警戒区域の決定及び解除 → 消防機関
- (2) 避難誘導 → 消防機関及び警察機関
- (3) 交通規制 → 警察機関
- (4) ガスの遮断及び復旧 → 一般ガス導管事業者
- (5) 電力の遮断及び復旧 → 電気事業者
- (6) 電話ケーブルの遮断及び復旧 → 通信事業者

第5 ガスの遮断

ガスの遮断は、原則として一般ガス導管事業者が行うが、消防機関が一般ガス導管事業者よりも先に到着した場合等でガス爆発等のガスの災害の発生を防止するため、やむを得ないときは、廿日市市消防本部が、ガスの遮断を行うことができる。

なお、遮断後のガスの供給再開は、二次災害の発生を防止するため一般ガス導管事業者が行うとともにホームページ等に掲載し情報提供に努める。

第6 電路の遮断

電路の遮断は、電気事業者が消防機関と協議した後に実施する。この場合、ガスの漏洩状況、電気器具の設置位置等の情報を収集し、遮断による漏洩ガスへの着火に留意するとともに、病院等遮断により重大な影響を受ける施設の有無等を調査する。

なお、遮断後の電気の供給再開は、二次災害の発生を防止するため電気事業者が行う。

第8項 その他施設の応急対策

活動方針

その他施設の被災によって起きる二次災害を未然に防止するため、関係機関と連携し対処する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 防災重点ため池対策	災対産業部 農林水産班
第2 空家対策	災対建設部 住宅営繕班

第1 防災重点ため池対策

市は、管理者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、県へ災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第2 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第14節 農業対策

活動方針

災害による農地、農業用施設、農作物、家畜及び林産物等に対する被害防止並びに被害の軽減対策を実施する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置	災対産業部 農林水産班
第2 家畜に対する応急措置	災対地域部

第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置

1 農地及び農業用施設に対する措置

- (1) 農業用ため池、用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水樋門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施する。
- (2) 農業用ため池あるいは河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、農業団体の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地に冠水した場合は、移動ポンプを活用して排水活動を実施する。

なお、資機材が不足するときは、県に協力を要請する。

2 農作物に対する措置

被害の実態に応じ、農業協同組合及び県に対し技術の指導を依頼する。

なお、苗及び種子の確保についても、農業協同組合、国及び県へ協力を要請する。

第2 家畜に対する応急措置

災害発生時に急速にまん延するおそれのある家畜感染症を防止するため、次の措置を講ずる。

1 家畜の調査

被災地及び指定緊急避難場所・指定避難所における患畜の早期発見に努める。

2 防疫指導及び防疫作業

被災畜舎、その他に家畜感染症が発生した地区又は発生のおそれがある汚染地区に対し、消毒を実施するとともに、清潔を保つ方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

また、当該区域内において飼養される家畜に対し、必要に応じて技術者を緊急派遣し、予防注射を実施する。

3 飼料の確保

災害時に緊急を要する飼料は、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社保蔵分並びに非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保する。

第15節 海上における大量流出油等災害応急対策

活動方針

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合、沿岸住民の生命、身体、財産、衛生等に対する被害を防止するとともに、その拡大を防止する。

項目及び担当部班等

項目	担当部班等
第1 船舶災害	災対事務局、災対健康福祉部 健康福祉総務班、災対生活環境部 生活環境班
第2 大量流出油等災害	災対産業部 農林水産班、災対消防部 消防班

第1 船舶災害

1 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 第六管区海上保安本部

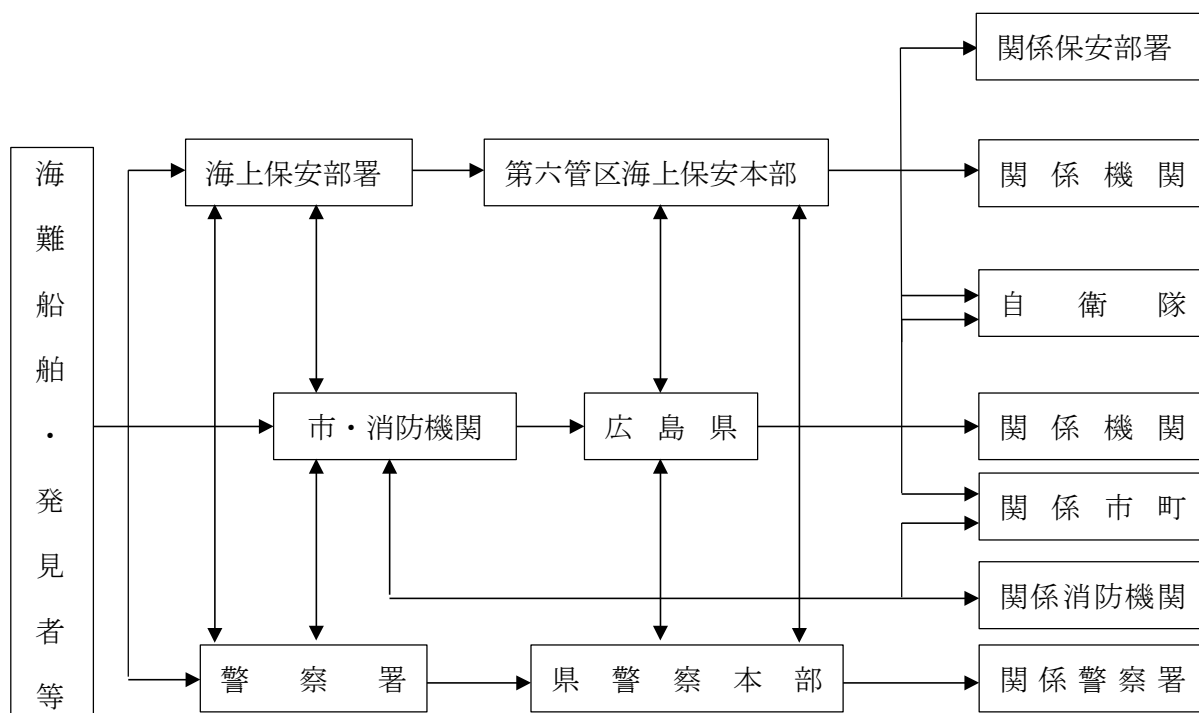
船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶に係る災害においては、必要に応じ税関・出入国在留管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

(2) 県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

(3) 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。



3 実施責任者及び実施事項

(1) 海難船舶、船舶所有者等

- ① 事故発生及び被害状況の連絡
- ② 避難誘導等の応急対策活動
- ③ 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

(2) 第六管区海上保安本部

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 活動体制の確立
- ③ 捜索活動
- ④ 救助・救急活動
- ⑤ 消火活動
- ⑥ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑦ 海上交通安全の確保
- ⑧ 合同調整所での調整
- ⑨ その他の災害応急活動

(3) 広島県

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 各種防災体制への移行
- ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ④ 救助・救急活動
- ⑤ 医療救護活動
- ⑥ 合同調整所での調整

⑦ その他の災害応急対策

(4) 市

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 各種防災体制への移行
- ③ 救助・救急活動
- ④ 医療救護活動
- ⑤ 一時避難所の設置及び運営
- ⑥ 合同調整所等での調整
- ⑦ その他の災害応急対策

(5) 県警察

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 海岸沿いにおける搜索活動
- ③ 救出救助活動
- ④ 交通規制
- ⑤ 合同調整所での調整
- ⑥ その他の災害応急活動

(6) 消防機関

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 搜索活動
- ③ 救助・救急活動
- ④ 消火活動
- ⑤ 合同調整所での調整
- ⑥ その他の災害応急活動

(7) 医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

- ① 医療救護班の派遣等による医療救護活動
- ② その他の災害応急活動

(8) 自衛隊

- ① 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動
- ② 合同調整所での調整
- ③ その他の災害応急活動

第2 大量流出油等災害

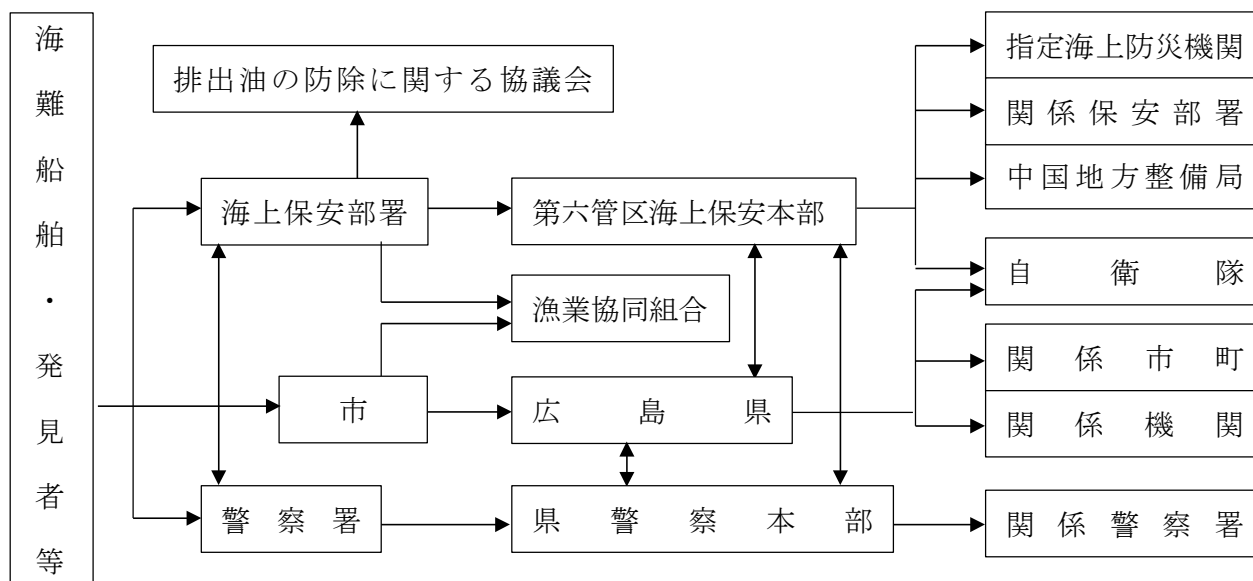
1 目的

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2 情報の伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の

通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。



3 実施責任者及び実施事項

(1) 油流出船舶及び施設の管理者等

- ① 油等の排出の通報
- ② 防除措置の実施

(2) 広島海上保安部

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供
- ③ 防除措置義務者への指導等
- ④ 活動体制の確立
- ⑤ 流出油等の防除作業
 - ア 拡散防止措置
 - イ 回収措置
 - ウ 化学的処理
- ⑥ 防災関係機関への協力要請
- ⑦ 海上交通安全の確保及び危険防止措置
- ⑧ 指定海上防災機関への指示
- ⑨ その他の応急対策

(3) 広島県

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 各種防災体制への移行
- ③ 漂着油の除去作業等
- ④ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ⑤ 回収油等の処理

⑥ その他の応急対策

(4) 市

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 各種防災体制への移行
- ③ 漂着油の除去作業等
- ④ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
- ⑤ 回収油等の処理
- ⑥ その他の応急対策

(5) 県警察

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 避難誘導・広報
- ③ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
- ④ その他流出油等の防除作業などの応急対策

(6) 中国地方整備局

- ① 情報の収集及び連絡・通報
- ② 流出油等の防除作業
- ③ その他の応急対策

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保

活動方針

被災者の生活再建及び生業回復のため、市民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、関係機関及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努める。また、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させる。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成等	災対事務局 資源管理班、税務班、災対地域部
第2 被災者生活再建支援金等の支給	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第3 災害弔慰金等の支給	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第4 災害融資制度	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第5 市税の減免等	災対事務局 税務班、災対地域部
第6 各種支援措置等による支援	

該当資料・様式

協定5 1 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書（三井住友海上火災保険株式会社）
 様式4 1 生業資金貸付台帳
 様式4 2 被災者台帳
 様式4 3 罹災証明書

第1 罹災証明書の交付・被災者台帳の作成等

1 各種調査の住民への周知

税務班は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

2 被災者台帳の整備

税務班は、第3章第9節第2項「住宅応急対策」に規定する住家被害認定調査に基づき、被災者の被害状況を整理した被災者台帳に、各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

なお、被災者台帳を整備する際には、必要に応じて被災者支援システムを活用するとともに、整理すべき内容・項目等については、内閣府「被災者台帳の作成等に関する実務指

針」を参考にする。

3 罹災証明書の交付

資源管理班は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、被害認定調査結果に基づき、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない「被災証明書」を交付する。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損
- ② 床上浸水、床下浸水
- ③ 全焼、半焼

(2) 罹災証明書の申請、交付状況の管理

罹災証明書の交付は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの「罹災証明申請書」にの提出による。また、罹災証明書の交付状況を管理するため被災者台帳等に記録しておく。

第2 被災者生活再建支援金等の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者生活再建支援金を支給する。また、同法が適用されない場合は、被災者生活再建支援補助金交付要綱（平成13年告示第36号）に基づき、被災者生活再建支援補助金を支給する。

1 対象となる自然災害

(1) 被災者生活再建支援金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は、次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害
- ② 10以上の世帯の住居が全壊した被害が発生した市町区域に係る自然災害
- ③ 100以上の世帯の住宅が全壊した被害が発生した県の区域に係る自然災害

(2) 被災者生活再建支援補助金

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害で、本市に同法が適用されない場合の自然災害

2 対象世帯等

(1) 住宅が全壊した世帯

(2) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支給金の支給額等

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金及び基礎支援補助金

区 分	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
被災者生活再建支援金	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	500,000円
被災者生活再建支援補助金	500,000円	500,000円	500,000円	250,000円

※ 世帯人数が1人の単身世帯は、各該当欄の金額の3／4の額

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金及び加算支援補助金

区 分	建設・購入	補 修	賃借（公営住宅以外）
被災者生活再建支援金 （全壊・大規模半壊）	2,000,000円	1,000,000円	500,000円
被災者生活再建支援金 （中規模半壊）	1,000,000円	500,000円	250,000円
被災者生活再建支援補助金	1,000,000円	500,000円	250,000円

※ 世帯人数が1人の単身世帯は、各該当欄の金額の3／4の額

第3 災害弔慰金等の支給

1 法律及び条令に基づく支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第22号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う。

種 類	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害弔慰金	(1) 一の市町村で住居が5世帯以上滅失した災害	死亡した者の遺族 配偶者、子、 父母、孫、祖父母	(1) 主たる生計維持者の死亡 500万円 (2) その他 250万円
災害障害見舞金	(2) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある場合の災害 (3) その他厚生労働大臣が定める災害	災害弔慰金の支給等に関する条例、災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を受けた者	(1) 主たる生計維持者 250万円 (2) その他 125万円

(注) 死亡者が、その死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合の災害弔慰金の額は、当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 廿日市市災害見舞金等支給要綱に基づく支給

災害により被災した市民に対し、廿日市市災害見舞金等支給要綱（平成3年告示第55号）に基づき災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

風水害、地震、火災、その他これらに類する災害

(2) 災害見舞金等の額

区 分			1 世 帯
災害見舞金	全壊、全焼、流失	単身世帯	30,000円
		2人以上世帯	50,000円
	半壊、半焼	単身世帯	20,000円
		2人以上世帯	30,000円
	床上浸水	単身世帯	10,000円
		2人以上世帯	20,000円
	1月以上医師の治療を受ける負傷をした場合		30,000円
災 害 弔 慰 金		1人につき 100,000円	

（注1）災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害弔慰金が支給される場合は、この要綱に基づく弔慰金は支給しない。

（注2）一部損壊など上記区分に該当しない被害に対する見舞金等は、災害の規模等により、その都度判断し、市長（本部長）が別に定める。

第4 災害融資制度

1 災害援護資金等の貸付

(1) 対象災害

広島県下において災害救助法が適用された市町がある場合の災害

(2) 貸付対象者

世帯における前年の所得金額が、次表各世帯人員ごとに定める金額未満で世帯主がおおむね1月以上の療養を要する負傷を受けた世帯又は住居もしくは家財に一定程度の損傷を受けた世帯

世帯人員	前年度の所得金額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	730万円にその世帯の属する者のうち4人を超える1人につき30万円加算した額未満
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、世帯人員にかかわらず1,270万円未満とする。	

(3) 貸付限度

世帯主の負傷区分	被害の程度	金額
世帯主に1箇月以上の療養を要する負傷がない場合	住居の損害がなく、家財の損害がその家財価格の1/3以上	150万円
	住居の半壊	170万円 (250万円)
	住居の全壊	250万円 (350万円)
	住居の全体の滅失又は流失	350万円
世帯主に1箇月以上の療養を要する負傷がある場合	住居の損害がなく、家財の損害がその家財価格の1/3未満	150万円
	住居の損害がなく、家財の損害がその家財価格の1/3以上	250万円
	住居の半壊	270万円 (350万円)
	住居の全壊	350万円

※市長（本部長）が特に必要と認めたときは、（ ）内の金額とする。

(4) 貸付条件

- ① 償還期間：10年以内（据置期間含む）
- ② 据置期間：3年（特別の場合は5年）
- ③ 利率（年利）：保証人を立てる場合は無利子
保証人を立てない場合は1%（据置期間は無利子）
- ④ 保証人：連帯保証人1名
- ⑤ 申込窓口：申し込みは、災対健康福祉部健康福祉総務班へ行う。

2 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り安定した生活を営めるよう、生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年10月1日施行）に基づく生活福祉資金制度について案内するなど、廿日市市社会福祉協議会と連携し、利用に繋げる。

資金の種類	貸付限度	利率（年利）	償還期間
生活福祉資金 （災害援護資金・住宅資金）	150万円以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 1.5% （据置期間経過後）	7年以内 （据置期間6か月以内）

（注1）災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて、災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく災害援護資金の貸付は行われない。

（注2）申し込みは、廿日市市社会福祉協議会へ行う。

第5 市税の減免等

災害により被災した納税義務者に対し、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）等の定めるところにより、市民税及び固定資産税の減免並びに市税の徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 市民税

① 納税義務者が死亡又は障がいを受けた場合

対 象 と な る 者	減免の割合
死亡した者	100%
障がい者となった者	90%

② 自己の所有に係る住宅又は家財等に被害を受けた場合

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免の割合
50%以上	500万円以下	100%
	500万円超、750万円以下	50%
	750万円超、1,000万円以下	25%
30%以上 50%未満	500万円以下	50%
	500万円超、750万円以下	25%
	750万円超、1,000万円以下	12.5%

減免額は、損害の程度に応じて、被害を受けた日の属する年度（その翌年度の賦課期日（1月1日）以降に災害が生じた場合は、当該年度及び翌年度）において、当該被害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額（特別徴収の方法によって徴収されるものにあつては、当該被害を受けた日の属する月以後の月割額）に、それぞれ同表の減免の割合を乗じて得た額である。

(2) 固定資産税の減免

① 農地又は宅地

損 害 の 程 度	減免の割合
土地の面積の80%以上	100%
土地の面積の60%以上、80%未満	80%
土地の面積の40%以上、60%未満	60%
土地の面積の20%以上、40%未満	40%

農地又は宅地以外の土地については、農地又は宅地の場合に準じて減免できる。

② 家屋

損 害 の 程 度	減免の割合
全壊等により復旧不能のとき	100%
家屋の60%以上	80%
家屋の40%以上、60%未満	60%
家屋の20%以上、40%未満	40%

償却資産については、家屋の場合に準じて減免できる。

減免額は、損害の程度に応じて、被害を受けた日の属する年度（その翌年度の賦課期日（1月1日）以降に災害が生じた場合は、当該年度及び翌年度）において、当該被

害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額に、それぞれ同表の減免の割合を乗じて得た額である。

(3) 国民健康保険税

① 納税義務者が障がいを受けた場合

対 象 と な る 者	減免の割合
障がい者となった者	90%

② 納税義務者及び同世帯の被保険者の所有に係る住宅又は家財等に被害を受けた場合

損害の程度	前年中の合計所得金額	減免の割合
50%以上	500万円以下	100%
	500万円超、750万円以下	50%
	750万円超、1,000万円以下	25%
30%以上 50%未満	500万円以下	50%
	500万円超、750万円以下	25%
	750万円超、1,000万円以下	12.5%

減免額は、損害の程度に応じて、被害を受けた日の属する年度（その翌年度の賦課期日（1月1日）以降に災害が生じた場合は、当該年度及び翌年度）において、当該被害を受けた日以後に到来する納期限に係る税額に、それぞれ同表の減免の割合を乗じて得た額である。

2 徴収猶予等

被災した市民が災害のため市税の申告、その他書類の提出や納付（納入）を所定の期限までに行うことができない場合は、地方税法、廿日市市税条例等の規定により、それぞれ期限の延長や徴収猶予が認められる。

第6 各種支援措置等による支援

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2節 被災者の生活確保

活動方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	災対産業部 産業振興班
第2 雇用の安定支援	災対産業部 産業振興班
第3 災害相談	災対事務局 資源管理班、災対健康福祉部、災対地域部、関係部班
第4 被災者のメンタルケア対策	災対健康福祉部 健康福祉総務班

第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第2 雇用の安定支援

大規模災害の発生後、被災した本市から一時的に各地へ避難する市民が多数発生すると想定される。また、他県が被災した場合に避難者が転入してくることも予想される。市は、被災者の生活基盤となる雇用の確保につながるよう、県、労働局と連携し情報提供や雇用支援に努める。

実施方法については、本市から他自治体への避難者に対し、県を通じ市内及び近隣の求人情報や就職面接会の情報を提供していくこととする。また、県外からの避難者に対し、県・労働局と連携し、雇用情報の提供、就業相談等を実施する。

第3 災害相談

1 災害相談の実施

資源管理班等は、災害が長期化した場合において、被災者の精神面のケアを図るため、健康相談、生活相談等を実施する。他の班においても、それぞれが掌握する災害対策業務に基づき被災者に対する相談を実施する。

(1) 災害相談窓口の設置

資源管理班等は、災害の発生により、市民からの問い合わせが多数となった場合は、市役所及び支所内にワンストップサービスの災害相談窓口を設置する。

(2) 災害相談窓口の業務内容

災害相談窓口においては、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請、医療相談、健康相談、生活相談等の市が実施する災害対策業務の受付案内を行う。

(3) 関係機関の協力

災害相談の実施に当たっては、廿日市市社会福祉協議会等の関係団体や、廿日市市民生委員児童委員協議会等の民間団体の協力を得る。

2 広報紙等による再建支援情報の提供

資源管理班等は、生活再建支援にかかわる各班、県及び防災関係機関等からの情報（主に次のようなもの）を集約し、臨時の広報紙の発行やホームページに掲載するなどして被災者・被災事業者に情報提供を行う。

- 融資、貸付に関する事項（例：住宅金融支援機構による融資など）
- 公共料金の特例処置に関する事項
- 税、使用料の減免に関する事項
- 罹災証明等の交付に関する事項
- その他生活支援に関する事項

3 各種申請の巡回受付活動の実施

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、資源管理班は各班、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

第4 被災者のメンタルケア対策

災害に伴い、被災者は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等さまざまな精神症状におちいることがある。これらの症状に対しては、個別的な対策を行うことが必要であり、健康福祉総務班は、広島県と連携して、次のような対策をできる限り早い時期に講ずる。

- (1) 精神科医師、保健師等による巡回相談、電話相談の実施
- (2) 広報紙等を通じた被災者への情報提供
- (3) 市内施設等におけるメンタルヘルス対策

第3節 企業等の支援

活動方針

災害により被害を受けた企業等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図る。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 中小企業関係の融資	災対産業部 産業振興班
第2 農林漁業関係の融資	災対産業部 農林水産班

第1 中小企業関係の融資

災害により被害を受けた中小企業等の復旧を資するため、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、広島県県費預託融資制度、廿日市市中小企業融資制度などによる融資などを行う。

第2 農林漁業関係の融資

災害により被害を受けた農林漁業者等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱（昭和57年制定）、日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融資する。

主な融資は次のとおりである。

1 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法関係

資金名	資金の種類	融資対象	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法により指定された融資制度				

2 広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱関係

資金名	資金の種類	融資対象	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
農業 災害 等 特 別 対 策 資 金	被害農業者救済資金	農業を営む者であって、農作物等の損失額が平年農業総収入額の10%以上であることについて、市長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円 又は農作物等の損失額のいずれか低い額 ただし、1農業者当たりの最低融資額10万円	7年以内 (1年以内)
	農業施設災害特別資金	農業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の農業用施設の取得、改良又は果樹の植栽等を必要とする農業を営む者であって、その旨を市長が証明した者	1号資金(施設農機具等) 2号資金(果樹等の植栽) 3号資金(家畜の購入等)	農業近代化資金助成法施行令第2条の表に規定する期間
漁業 災害 特 別 対 策 資 金	被害漁業者救済資金	漁業を営む者であって、水産物等の損失額が平年漁業総収入額の10%以上であることについて、市長の認定を受けた者	個人 200万円 法人 1,000万円 又は、水産物等の損失額のいずれか低い額 ただし、1漁業者当たりの最低融資額10万円	7年以内 (1年以内)
	漁業施設災害特別資金	漁業を営む者であって、漁業施設等に大きな被害を受けたため、新たにこれと同種の漁業用施設の造成、取得、改良を必要とする旨を市長が証明した者	1号資金(漁船) 2号資金(漁船漁具保管修理施設等) 3号資金(漁場改良造成用機具等) 4号資金(漁具等) 5号資金(水産動植物の種苗購入等)	漁業近代化資金助成法施行令第2条の表に規定する期間

3 日本政策金融公庫法関係

資金名	資金の種類	融資対象	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
日本政策金融公庫法により指定された融資制度				

(注) 借入者の資格や利率等の詳細は、その都度問い合わせること。

第4節 施設災害復旧計画

活動方針

応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努める。災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど施設の向上に配慮する。

災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 復旧計画	災対建設部
第2 国の財政援助	土木対策班
第3 激甚災害の指定	関係部班

第1 復旧計画

(1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。

(2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）

道 路 法（昭和27年法律第180号）

河 川 法（昭和39年法律第167号）

砂 防 法（明治30年法律第29号）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

森 林 法（昭和26年法律第249号）

海 岸 法（昭和31年法律第101号）

港 湾 法（昭和25年法律第218号）

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）

公営住宅法（昭和26年法律第193号）

生活保護法（昭和25年法律第144号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

老人福祉法（昭和38年法律第133号）

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

売春防止法（昭和31年法律第118号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

海上交通安全法（昭和47年法律第115号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

雇用保険法（昭和49年法律第116号）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和14年法律第84号）

第2 国の財政援助

災害が発生した場合、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その財源確保に努める。

市長（本部長）は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるために県が実施する調査等に協力し、早期に指定を受けられるように努める。

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担、もしくは補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、おおむね次のとおりである。

事業		国の財政援助	
		通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 （河川、道路、下水道等）		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）第3条第1項
公共土木施設災害関連事業		河川法、道路法等	同上
都市災害復旧事業	公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第3条第1項
	街路等	予算補助	—
公立学校施設災害復旧事業		公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3条第1項
公営住宅災害復旧事業		公営住宅法	同上

事業	国の財政援助	
	通常災害	激甚災害
社会福祉施設災害復旧事業 生活保護施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 身体障害者社会参加支援施設 障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービスの事業の用に供する施設 婦人保健施設	生活保護法 児童福祉法 老人福祉法 身体障害者福祉法 障害者総合支援法 売春防止法	同 上
感染症予防施設災害復旧事業及び感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	同 上
たい積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外	予算補助	同 上
湛水排除事業	—	激甚法第3条第1項及び第10条
農地等災害復旧事業 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業及び農業用施設、林道の災害関連事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	同 第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同 上	同 第6条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	同 第8条
森林災害復旧事業	—	同 第11条の2
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法	同 第12条
事業協同組合等の施設の災害復旧事業	—	同 第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同 第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同 第17条
母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法	同 第20条
水防資材費の補助	—	同 第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法	同 第22条

事業	国の財政援助	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設、公立学校施設、農地及び農林水産施設小災害復旧事業	—	同 第24条
雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	同 第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等) 災害等廃棄物処理事業	同 上	同 上
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

第3 激甚災害の指定

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第5節 義援物資、義援金の受入れ及び配分

活動方針

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分する。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 義援金の受入れ及び配分	災対健康福祉部 健康福祉総務班
第2 義援物資の受入れ及び配分	
第3 他市町村への救援物資等に関する問い合わせ窓口の設置	災対地域部

第1 義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、市は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

2 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、廿日市市義援金配分委員会を設置して適正な配分について協議した上で、迅速に行う。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮する。

第2 義援物資の受入れ及び配分

1 受入れの方針

- (1) 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整の上、調達する。
- (2) 個人からの救援物資の受入は行わず、義援金での協力を依頼する。

2 救援物資の受入れ

- (1) 市長（本部長）は、災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は受付窓口を設置する。
- (2) 県と連携し、受入を希望する救援物資を把握する。
- (3) 一時保管場所の確保や指定避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

3 受入体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関等を通じて広報する。

- (1) 必要な物資と必要な数量

- (2) 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- (3) 救援物資の送付先、送付方法
- (4) 一方的な救援物資の送り出しは行わない旨
- (5) 個人からの救援物資は受け入れないため、義援金での協力依頼

4 救援物資の配分

県と連携をとり、指定避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各指定避難所のニーズに応じた、適正な配分に努める。

なお、送付先を指定避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

5 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、3 (1)～(4) を広報し、物資の確保に努める。

第3 他市町村への救援物資等に関する問い合わせ窓口の設置

他市町村で大きな災害が発生した場合、必要に応じて救援物資等に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報を行い、被災者に必要な物資等が行き届くよう支援する。

第6節 災害復興計画

活動方針

市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指す。

災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

項目及び担当部課等

項目	担当部班等
第1 被災地における市街地の復興	災対建設部 土木対策班
第2 学校施設の復興	災対教育部 教育総務班

第1 被災地における市街地の復興

市は、市街地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努める。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努める。

第2 学校施設の復興

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された区域は、次のとおり。

「南海トラフ地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）」

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、熊野町、海田町、坂町、大崎上島町

第3節 国の基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性があること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合あることを考慮しつつ、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的考えとして、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第5章「南海トラフ地震防災対策推進計画」による。

この計画で定める地震防災対策の柱は、次の9点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

(1) 南海トラフ地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって、被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。

(2) 国、地方公共団体等は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進する。この場合、建築物全体の耐震化に加え、居住空間内の「揺れへの強靱さ」という観点での対策も推進する。

また、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。

(3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

(1) 南海トラフ地震では、津波高が高いため高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、国、地方公共団体、住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講ずる。

(2) 国、地方公共団体等は、住民等の避難を軸に、海岸保全施設等の整備・維持を行うとともに、情報伝達体制、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を整備し、防災教育、避難訓練を実施し、高齢者、障がい者等のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」

という。)の支援等の総合的な対策を推進する。また、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ地震では、震度6弱以上又は浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを考える必要がある。

このため、国、地方公共団体等は、災害応急対策を行うに当たっては、人的・物的資源が、国、地方公共団体及び民間を通じて絶対的に不足するとともに、発災直後には被害情報が全く不足することを前提に、優先順位を付けて対処するとともに、日本全体としての都道府県間の支援が機能的に行われる枠組を検討する。その際には、被害が比較的小さい都府県は自力で災害対応を行い、併せて、被害の甚大な地域への支援を行うことも検討する。

- (2) 国は、政府の広域的活動の手続、内容等を具体化した活動計画を策定し、地震発生後、被災状況が明らかでない段階から、速やかにこの計画に基づき、広域の防災対策を実施する。

また、発災直後、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握し、的確な応急活動を展開するため、国は、航空写真や衛星写真から概略の被災状況を把握する。

さらに、国、地方公共団体等は、大量に発生する避難者に対応するため、指定避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講ずるとともに、都市部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避

経済活動の広域化から、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能低下等により、被災地域のみならず日本全体に経済面で様々な影響が出るものと想定され、復旧が遅れた場合、生産機能の海外流出を始め、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招くおそれがある。

このため、復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化もしくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、日本全体への経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、国内外のサプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討しつつ推進する。

5 時間差発生等への対応

- (1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生して

いる。このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

(2) 市は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

- ① 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ② 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生もしくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。

(5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地

震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

(6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。

- ① 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、市民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- ② 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ③ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検。

この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

(7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においては更に1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。

(9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除する。

- ① 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ② 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(10) 市は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び市民に伝達する。

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ② 国からの指示、市民に対する周知及び呼びかけの内容

(11) 市は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動に当たるよう周知する。

(12) 国、県及び市町等は、後発地震に対して警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的

な措置を講ずることに努める。

- (13) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保する。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講ずるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、国、地方公共団体等は、オールハザードアプローチの考え方に立ち、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。
- (4) 経済的な被害への対策について、国、地方公共団体、企業等は、南海トラフ地震が発生した場合でも、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極め、備えておく。
- (5) 対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においてハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、国、地方公共団体等は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 防災・減災目標を達成するため、国の府省間の連携、産官学民の連携、国と地方公共団体との連携、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。
また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、国、地方公共団体等は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- (3) 国及び地方公共団体は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成を強化する。
- (4) 国、地方公共団体、ライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々

の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策は、施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

- (5) 国は、ハード・ソフト両面にわたる施策の整合性を確保し、総合化を図られるよう、各種計画、ガイドライン等を整備し、各地域においては、地形やまちの構造、防災施設の現状をよく理解した上で、防災教育、防災訓練、要配慮者支援等の防災対策に反映させる。
- (6) 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）において、11月5日は津波防災の日とされており、国及び地方公共団体は、津波防災の日にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、国、地方公共団体は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、国、地方公共団体等は、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

9 科学的知見の蓄積と活用

国、地方公共団体、研究機関等は、地震、津波等に関する理学分野、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野といった様々な分野の調査研究について、連携を図りながら、防災対策を高度化する観点から推進する仕組みを検討する。

また、緊急地震速報について、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、関係機関で観測データの共有化・情報伝達の信頼性向上を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める。

安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、造成宅地の地盤強化対策、建築物等の不燃化技術、被災時の通電やガス漏れによる出火防止技術、被害シミュレーション等の災害応急対策に資する技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及及び早期復旧技術の開発を推進する。

第4節 南海トラフ地震の概要

1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは、津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和7年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和7年1月1日	30%程度	80%程度	90%程度、もしくはそれ以上

3 想定結果

広島県が、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえ、最新の科学的知見に基づき実施した地震被害想定調査による。

(1) 地震動予測

南海トラフ地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

(2) 津波浸水想定

南海トラフ地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、30cm以上の

浸水深面積が最大となり、最大の被害となると想定される「ケース1」を選定した。

南海トラフ地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

市町名	地震						津波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

地震ケース

基本：基本となるケース
 東側：強振動生成域をやや東側の場所に設定
 西側：強振動生成域をやや西側の場所に設定
 陸側：強振動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を管便に推定
 重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
 4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定
 5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定

4 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 σ （シグマ）を加えたもの（2

σ を加えることで正規分布の95.45%値となる)

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 平均：風速8m/s 最大：風速11m/s	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 平均：風速7m/s 最大：風速11m/s	・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 平均：風速8m/s 最大：風速11m/s	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

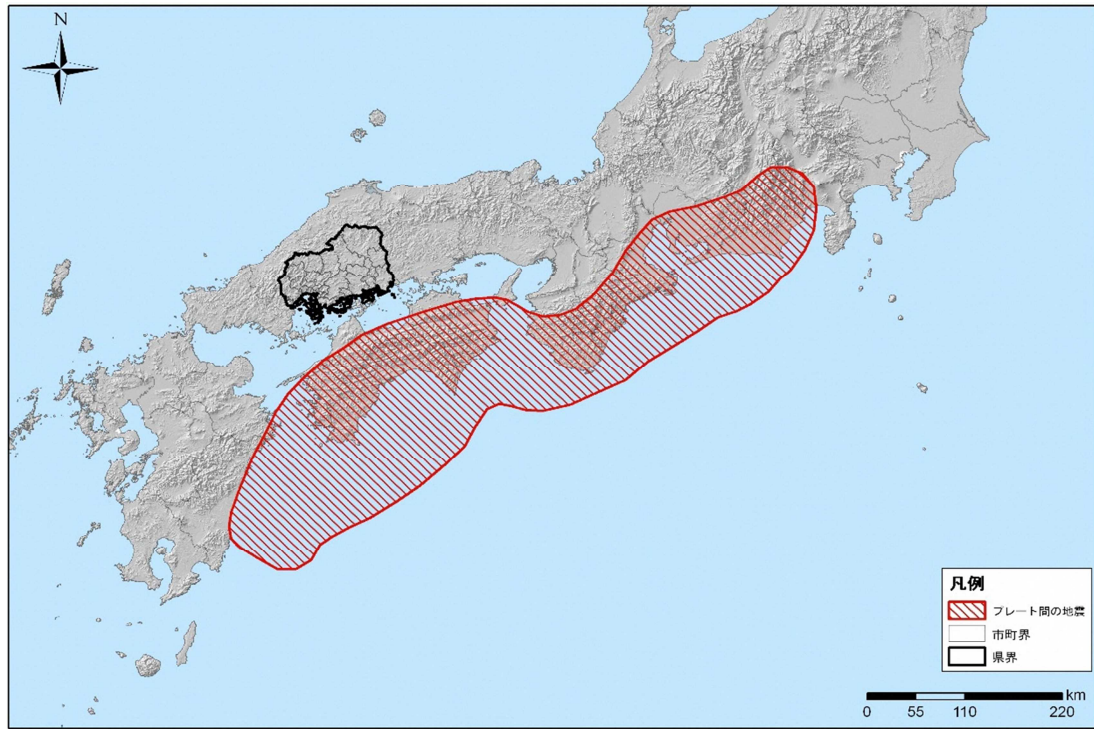
5 想定結果

南海トラフ地震（陸側ケース、津波ケース1）

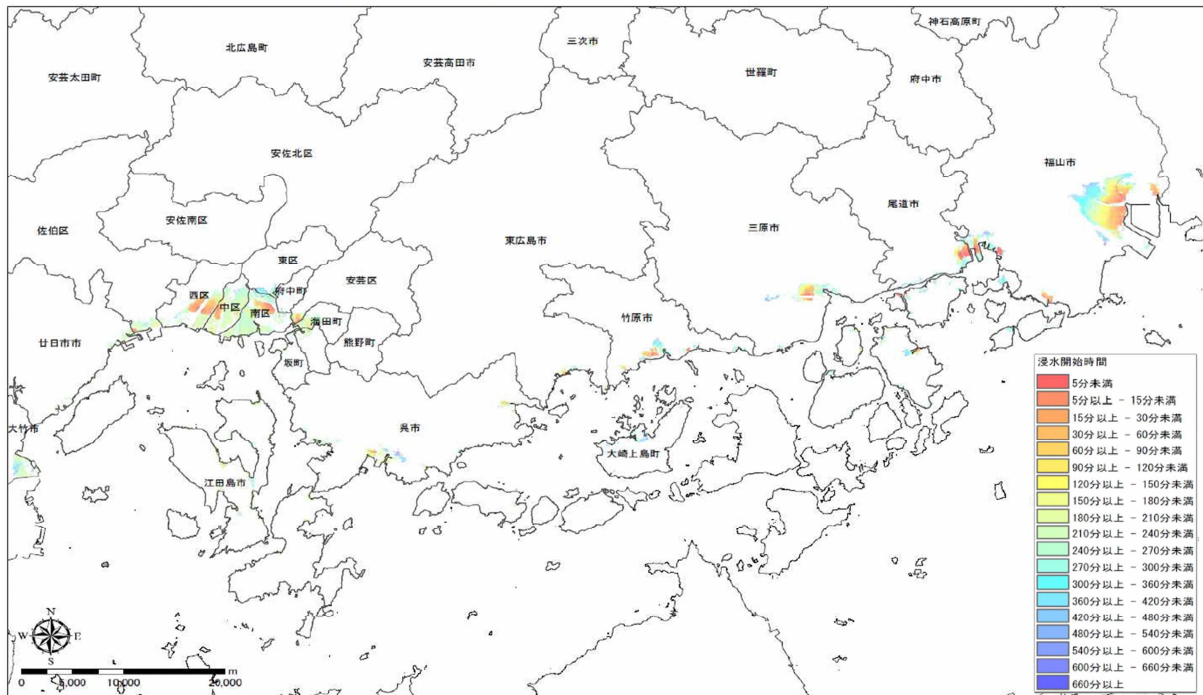
県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

想定地震位置図（南海トラフ地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合）



南海トラフ地震による最高津波水位等

最高津波水位（※1）	最大波到達時間 （分）		津波影響開始時間 （分）（※2）
	うち津波の高さ （m）		
3.6	1.6	218	26

※1：「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2：「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 c mの変化が生じるまでの時間

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、おおむね5か年を目途として行い、具体的な事業施行などに当たって、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序や方法について考慮する。

なお、整備に当たっては、地震防災対策特別措置法を受けて、県が作成する『地震防災緊急事業五箇年計画』に基づき計画的に実施する。

1 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市事業を含む。）

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園、小学校又は中学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するものの
- (10) 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの
- (14) 地震・津波災害が発生した時（以下「地震・津波災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する防災拠点施設
- (15) 地震・津波災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

- (16) 地震・津波災害時における飲料水、電源等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震・津波災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

2 計画推進のための必要な措置

- (1) 地震・津波災害による被害の危険性等を十分踏まえた上で、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努める。
- (2) 対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた推進状況の把握に努める。

第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講ずる。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定める。

① 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針

毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持する。

② 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針

施設整備の水準は、Ⅰ現況及び将来計画、Ⅱ背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、Ⅲ海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討する。

③ 門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順

水門等の閉鎖を実施する体制として、海岸法に規定する操作規則等水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施するとともに、操作員の安全管理を徹底する。

津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるようにあらかじめ人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。

④ 水門等の閉鎖訓練

防災訓練に併せて、水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努める。

なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保する。

- (4) 市は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画を定める。
- (5) 市は、防災行政無線（同報系）の整備等の方針及び計画を定める。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

市は、水防業務従事者等や避難誘導に当たる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定する。

3 港湾、漁港の船舶対策

(1) 漁港、港湾内の船舶の処置

津波警報が発表されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長等の勧告、規制、指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾、漁港については、管理者は、津波警報が発表された場合を想定して、次の内容等について、船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し、船舶の安全対策に努める。

- ① 停泊中の大型、中型船舶は、港外に退避する。
- ② 避難できない船舶について、係留を安全に実施する。
- ③ 大型、中型船舶は、入港を差し控える。
- ④ 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

(2) 漁船の処置

港湾管理者及び漁港管理者は、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておく。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておく。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 市内の地震動等の観測施設

資料編資料 18 (3)「計測震度計一覧表」による。

(2) 津波に関する情報の種類と内容

① 発表基準

ア 広島県に津波警報等が発表されたとき。

イ その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお、防災対策上の必要性が更に認められる場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

② 種類及び内容

第3章第3節第1項「気象予警報の収集・伝達」に準ずる。

(3) 津波警報等の伝達経路

第3章第3節第1項「気象予警報の収集・伝達」に準ずる。

(4) 津波警報等の住民等への伝達方法

① 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）の整備を推進するとともに、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、広報車、サイレン、テレビ（CATV含む）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

② 市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮する。

③ 市は、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報や避難指

示等の発表・発令・伝達体制を整える。

(5) 居住者等の避難行動等

市は県と連携して、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、正確かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講ずる。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示す。

- ① 聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置する。
- ② 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、防災行政無線（同報系）の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保する。屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局、サイレンにより伝達する。
- ③ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等ヘラジコ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行う。

(6) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達

各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(7) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(8) 情報の収集伝達経路

第3章第3節第3項「災害情報等の収集・伝達」に準ずる。

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を設定する。避難対象地域を設定した後、地域の避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法の検討を行い、推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図り、住民を含めた避難訓練の実施に努める。

(1) 津波避難計画の作成

市は、県が作成した「市町村が策定する津波避難計画に係る指針」を踏まえ、避難対象地域別の避難場所、避難路、情報の収集・伝達等具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成する。なお、避難対象地域の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していく。さらに、住民が自ら地域ごとの津波避難計画を作成する場合には、必要な支援を行う。

(2) 津波ハザードマップの作成及び周知

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるように、津波災害警戒区域、指定緊急避難場所、及び避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に周知する。

(3) 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示する。

(4) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定及び周知

市は、都市公園、市民センター、学校等の公共施設等を対象に、地区の人口の状況、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の規模等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図る。

① 指定緊急避難場所の指定

次の条件により、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等

イ 安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設

ウ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの

② 指定避難所の指定

次の条件により被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定する。

ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であること。

イ 想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

ウ 主として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものであること。

③ 指定に係る留意事項

ア 避難場所、設備備品等の使用は、すべて管理者の承諾を得る。

イ 避難場所の管理は、管理者に協力を得るとともに、避難場所としての機能は応急的なものであることを認識の上、利用方法等について、事前に管理者と調整を図る。

ウ 避難場所の変更等について随時調査し、これを更新する。

エ 市有施設のみならず、公の施設や民間の施設を含め幅広く検討し、指定する。

オ 要配慮者が安心して避難生活が行えるよう、避難所への保健師の配置や総合健康福祉センター（山崎本社 みんなのあいプラザ）等の社会福祉施設を活用するなどの対策を講ずる。

カ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(5) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものにするともに、住民参加のワークショップを開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図る。なお、避難路の選定の基準は、おおむね、次のとおり。

- ① 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ④ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しない。

(6) 防災上重要な施設の避難対策

- ① 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長（本部長）が避難情報を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
- ② 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
 - イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(7) 津波発生時の応急対策

① 避難情報

ア 発令基準

次の場合において、市長（本部長）は、速やかに的確な避難情報を発令する。

- a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により大津波警報等の通知を受けた場合
- b 強い地震（おおむね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- c 気象業務法施行令第10条の規定により市長（本部長）が自ら津波警報等をした場合

イ 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は

直後に避難情報を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難情報の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図る。

ウ 避難情報の内容

避難情報を発令するときは、次の内容を明示して実施する。

- a 避難対象地域
- b 避難情報の理由
- c 避難先及び避難路
- d 避難の方法及び携行品
- e その他必要な事項

エ 解除の基準

次の場合において、市長（本部長）は、避難情報を解除する基準を定める。

- a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
- b 気象業務法第10条の規定により市長（本部長）が自ら津波警報をしたものを解除する場合

オ 解除時期及び解除手順

避難情報の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行う。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておく。

カ 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法

- a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）

市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成しておく。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。

- b 伝達手段

伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、広報車、サイレン、テレビ（CATV含む。）、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、ワンセグ、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保する。また、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、防災行政無線（同報系）や広報車等により、津波警報等の発表、避難情報を伝達するような併用等を検討する。

② 避難の誘導

ア 避難誘導に当たる者

- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
- b 自主防災組織のリーダー等

イ 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を促す。

なお、あらかじめ避難場所を選定した市長（本部長）は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難情報に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長（本部長）の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑化を図る。

ウ 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

エ 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、市との連携体制等を定める。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮する。

なお、これらを定めるに当たっては、市の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。

オ 各計画主体における安全確保対策

各計画主体は、推進計画に必要な安全確保対策を明示する場合には、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること、さらに、地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難することを原則とする。その後、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を記載する。

(8) 指定緊急避難場所及び指定避難所の運営・安全確保

- ① 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示する。

② 市は、指定避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各指定避難所との連絡体制、各指定避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について検討し、推進計画に明示する。

③ 市は、指定避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮する。

(9) 指定避難所の開設

① 市は、指定緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

② 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ要員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

③ 県は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援する。

(10) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全及び人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保と秩序の維持に努める。特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。

また、町内会や自主防災組織等と協力して、円滑な指定避難所の運営に努める。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き渡しや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

① 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

② 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講ずるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要

な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- ③ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食糧等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずる。

- ④ 指定避難所における食糧、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- ⑤ 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。
- ⑥ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- ⑦ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ⑧ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- ⑨ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努める。
- ⑩ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保に

努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(11) 広域的避難

被災市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難の受入れに関する支援を要請する。

県は、被災市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行う。

被災県及び市等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携の上、必要な情報等の提供に努める。

なお、被災者の広域避難に当たり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請する。

(12) 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努める。

避難行動要支援者の避難等の措置について、当該市のみで対応できない場合は、他の市や関係機関等の協力を求めて、当該市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、当該市が避難行動要支援者を他の市へ避難させるための協力要請をした場合など、当該市への支援が必要と考えられる場合には、他の市や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ必要な措置を講じておく。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図る。

- ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ② 津波からの避難誘導
- ③ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- ④ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体

は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が来襲するおそれがあると判断した場合は次の措置をとる。

① 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

② 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

エ 水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 県の措置

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとる。

① 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

② 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

7 電気、ガス、水道、下水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し迅速に応急復旧を実施する。

(1) 電力施設の応急対策

① 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社広島北ネットワークセンター

② 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

③ 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

④ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助にかかわる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

⑤ 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電気事業者等へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

⑥ 広報サービス活動の実施

地震・津波時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

ア 災害時における広報

施設の復旧状況、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼する。

イ 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

(2) ガス施設の応急対策

① 一般ガス導管事業

ア 実施責任者

一般ガス導管事業者

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車による緊急巡回点検及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、単独復旧が困難

な場合には、「非常事態における救援措置要領」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、速やかに資材メーカーから調達する。

オ 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼する。

② ガス小売り事業

ア 実施責任者

ガス小売り事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとる。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国支部コミュニティーガス事業の防災に係る通報・応援措置要領」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

③ 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス導管事業者に準じた応急対策、広報活動等をとる。

(3) 水道施設の応急対策

① 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

② 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

③ 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、広島県水道広域連合企業団の各事務所等への応援や日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱により、ブロック代表都市へ応援を要請し、ブロック内の都市、県支部内都市又は中国四国

地方支部内都市との相互応援体制により応急復旧等を行う。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

④ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努める。

(4) 下水道施設の応急対策

① 実施責任者

下水道管理者

② 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼する。

③ 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保するとともに、困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は、下水道管理者間でその融通に努める。

(5) 通信

① 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及び構造に十分配慮する。特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講ずる。

② 指定公共機関N T T西日本株式会社が行う措置

N T Tグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に

復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」の周知等を図る。

オ 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

（a）被災地域と被災模様

（b）復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

③ 各機関が行う支援の措置

市、県、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行う。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送をできるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

① 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

② 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。

③ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

④ 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、

津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間の交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

なお、必要に応じ、隣接する県警察との連携を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。特に、津波災害警戒区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

また、地理不案内者等の津波災害警戒区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

① 海上保安部署は、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施する。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

② 広島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施する。

③ 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄道

① 鉄道・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施する。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄道・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定する。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

① 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食糧等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 学校

a 当該学校等が所在市の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合（たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等）これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1 (1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② 県は、市の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

③ 県は、市が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断する。

第7節 関係者との連携協力の確保に関する計画

1 相互応援協力計画

(1) 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

(2) 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

① 知事等に対する応援要請

市長（本部長）は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、時間的余裕がないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員

ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等

エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

② 他の市に対する応援要請

市は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市長に応援を求める。

応援を求められた市長は、県が行う市間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

③ 緊急消防援助隊等消防の応援要請

市は、大規模災害により、自らの市の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行う。

なお、被害の全容把握が困難な場合においては、119 番の通報状況から判断し、速やかに県等と協議の上、被災状況把握のための先遣部隊等の派遣を要請する。

2 自衛隊災害派遣計画

(1) 方針

陸上自衛隊第 13 旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条及び災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態がやむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊

急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

(2) 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、前記①から③に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

(3) 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

① 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

② 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

③ 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等、もしくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

④ 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長等、もしくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

⑤ 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

⑥ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑦ その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長（本部長）等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長（本部長）の職権を行うことができる。この場合において、当該市長（本部長）の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。

- ① 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止、退去命令
- ② 当該市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- ③ 現場の被災工作物等の除去等
- ④ 当該市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

(5) 災害派遣要請の手続等

① 派遣要請の手続

要請に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書によって要請する。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

② 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請先及び連絡方法

a 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部防衛班

電話 082-822-3101 内線2410（夜間・土・日・祝祭日等）

内線2440（当直）

b 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1

オペレーション

電話 0823-22-5511

内線2823、2222（当直）

c 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛部運用課

電話 092-581-4031 内線2348

(課業時間外)内線2203 (当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

a 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783~2786

082-228-2159 (直通)

082-511-6720 (直通)

b 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271~3275

082-251-5115、5116 (直通) (当直)

c 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

③ 災害派遣の要請の要求等

ア 市長(本部長)は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長(本部長)は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長(本部長)は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

④ 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し協定書等を締結する。

(6) 災害派遣部隊の受入れ

① 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市又は関係機関の長に、派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

② 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

a 市及び関係機関における派遣部隊等の受入れ担当連絡部署(職員)の指定及び配置(平常時からの指定及び配置を含む。)

b 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設(場所)の提供

c 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備(平常時から宿营地候補地の検討を含む。)

- d 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- e 臨時ヘリポートの設定（第3章第5節第3項「ヘリコプターの災害派遣要請依頼」による。）
- f 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

- a 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- b 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- c 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

(7) 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- ① 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- ② 隊員の給与
- ③ 隊員の食糧費
- ④ その他の部隊に直接必要な経費

(8) 災害派遣部隊の撤収要請

- ① 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- ② 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

3 救援物資の調達・供給活動計画

市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮する。

(1) 食糧供給関係

- ① 市は、地震・津波災害に備え、緊急用食糧の備蓄に努める。
- ② 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

- ① 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設

の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努める。

特に、災害拠点病院や透析医療機関、災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

- ② 知事は、地震災害時に備え、平素から市長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う。
- ③ 市は、遊休井戸等の緊急時に活用できる水源の確保・管理に努める。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

4 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努める。

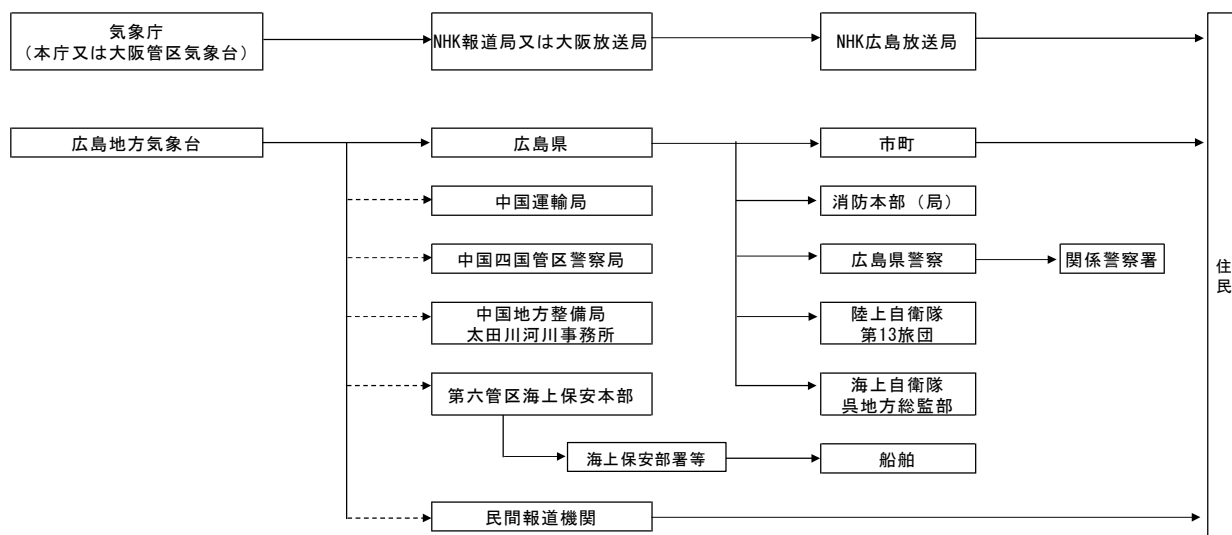
第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知される。

その他情報の収集及び伝達に関しては、第3章第3節「情報の収集・伝達」による。



2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

前1（1）による。

（2）市の配備体制

市の配備体制は、警戒体制とし、必要に応じて、非常体制を設置する。市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、第3章第2節第1項「防災体制の確立」による。

（注）震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。

（3）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は第3章第3節「情報の収集・伝達」による。

（4）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制に

について整備するものとし、その収集体制等は第3章第3節「情報の収集・伝達」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(6) 市民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できないおそれがあるため、津波災害の不安がある市民に対し、安全な知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

(7) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定める。

市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要に応じて県に協力を要請する。

(8) 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り
- ③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置をとる。

(10) 交通対策

① 道路

ア 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知する。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

② 海上及び航空

海上保安部署及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施する。

③ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施する。

④ 鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施する。

(11) 市が管理又は運営する施設関係

① 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の安全点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食糧等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、① アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市は、避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備が、迅速かつ円滑に行われるよう必要に応じて県に協力を要請する。

ウ 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等が必要な場合は、県に協力を要請する。

③ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前1(1)による。

(2) 市の配備体制

前2(2)による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前2(3)による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等

前2(4)による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(6) 市民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第9節 防災訓練に関する計画

1 防災訓練

- (1) 市は、県が、国、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、実施する総合的、広域的かつ実践的な訓練に参加・協力する。
- (2) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。
- (3) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。
- (4) 災害予防責任者（市長、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者）は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させる。
- (5) 市は、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 訓練の内容

(1) 職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(2) 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(3) 津波防災訓練

市及び施設管理者等は、津波の来襲を想定した次の訓練を適宜実施する。なお、県は、訓練の実施に当たり、必要な支援を行う。

① 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、防災行政無線（同報系）の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

② 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。

イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。

ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

③ 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練

を実施する。

④ 津波避難訓練

各種避難計画において選定した避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや、避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

ア 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防本部（局）、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図る。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

イ 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波災害警戒区域、避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施する。

3 防災訓練に対する協力等

市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

- (1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練を実施する。
- (2) 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練を実施する。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 市民等に対する教育・広報

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、市民センター等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ② 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- ③ 地震・津波に対する地域住民への周知
- ④ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

＜地震・津波のときの心得＞

ア 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

イ 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。

ウ テレビ、ラジオ、携帯電話、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

エ 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

オ 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

カ 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

キ 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。

ク 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。

ケ 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。

コ 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食糧・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。

エ 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。

オ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。

ウ 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。

エ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- ⑤ 地震・津波に対する一般知識
- ⑥ 非常用食糧、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- ⑦ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑧ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ⑨ 災害情報の正確な入手方法
- ⑩ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- ⑪ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑫ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ⑬ 自動車運転時の心得
- ⑭ 救助・救援に関する事項
- ⑮ 安否情報の確認に関する事項
- ⑯ 津波災害警戒区域
- ⑰ 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑱ 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ⑲ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑳ 高齢者、障がい者などへの配慮
- ㉑ 避難行動要支援者に対する避難支援
- ㉒ 各防災関係機関が行う地震災害対策
- ㉓ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ① ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- ② テレビ、ラジオ、有線施設等放送施設の活用
- ③ 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- ④ 映画、スライド等の活用
- ⑤ 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- ⑥ その他の方法

3 児童、生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、南海トラフ地震に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

市は、各種広報誌等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

市は、南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。